

験したことのない敗戦に際会したとき、先生は、静かに新生日本の向かうべき方途を熟慮し、政治に参画することを決意されました。これは、先生が確固たる信念のもとに、戦前、戦中を通じて体得された高邁な理想とすぐれた識見、手腕とを政治の分野において集大成させようとするものでありました。

松岡先生は、戦前から私淑していた鳩山一郎先生を助け、日本自由党の結党準備に寝食を忘れて奔走し、昭和二十年十一月の党創立後も、党の基礎づくりに精魂を傾けられました。

翌年四月、戦後初の総選挙が行われることになり、先生は、当然出馬の決意のもとに、満を持しておられたのであります。告示直前に突然の公職追放の憂き目に遭い、その後、一たんは解除となりましたが、引き続い昭和二十二年四月の総選挙の際に、告示直後、夢想だにしなかった再度の公職追放を受け、政治の場から身を引くやむなぎに至りました。

しかし、昭和二十七年十月、わが国独立回復後の初の総選挙が行われるや、先生は勇躍立候補して、みごと最高点で当選され、また、三十年の選挙にも当選されました。

そして、先生は、国会議員として、いよいよその本領を存分に発揮しようとの意欲に燃えておられたのであります。次の総選挙で苦杯を喫しておられたのと、立候補も健闘むなしく、不運な結果に終わりました。

この間、十四年の歳月は、先生にとって文字どおり臥薪嘗胆の連続であります。しかし、先生は、たび重なる逆境にあっても、いささかもこれにくじけることなく、常に笑顔とユーモアをもつて人に接し、選挙戦に備えて着々と準備を進めていました。そして、先生が、飽くなき政治への情熱と不撓不屈の精神をもって、前回の総選挙でみごと本院への復帰を果たされたことは、人の容易になし得るわざではなく、驚嘆のほかはありません。(拍手)

当選後の先生は、まさに魚の水を得たることなく、その御活躍はまことに目覚ましいものがあり、長年にわたって蓄積された識見と過去の政治経験を大いに生かし、国政の審議に、はたまた党務に精勤されました。

先生は、与党の立場から、しばしば委員会において質疑に立ち、非核三原則の問題、インフレ下における不況対策、農業近代化問題、住宅建設と土地対策など、各方面にわたってうんちくのある意見を吐かれて、政府を鞭撻されたのであります。

また、先生は、資源の乏しいわが国経済の将来を深く憂慮し、平和外交の推進と資源国との協調を力説してこられましたが、一昨年六月には、アフリカのギニア国を訪問、鉱物資源の宝庫たる同国との経済提携、技術協力を尽力されました。

昨年十二月、商工委員長に就任された先生は、今日の大きな政治課題である独占禁止法改正問題に深い関心を持たれ、同法改正案の国会審議に備え、鋭意その問題点について検討を加えておられたのであります。本年一月末、国会がいよいよ本格的審議に入らうとするとき、体に異常を感じ、入院加療を受けられることになりました。しかし、先生は、過去の独禁法審議の際の膨大な会議録を病室に届けさせ、意識混濁の危篤状態となる直前まで、綿密に日を通して、その審議に万全を期しておられたとのことであります。

また、先生は、委員長として、委員会の円満な運営を図るために、絶えず与野党の意思の疎通に努めてこられましたが、手術を控えた二月初め、商工委員会理事会に体を支えられながら病院から出席し、委員長の職務を果たされたのであります。

第三に、その真摯な態度は、先生の旺盛な責任感を如実に示すものとして、私どもの胸を強く打つものがあります。(拍手)

松岡先生は、七十年の生涯を静かに閉じてゆかれました。先生の歩んでこられた道は決してたんたるものではなく、先生の華々しい御活躍ぶりや偉大な成果を見るにつけ、そこに常に大きな苦難と試練を克服してこられた先生の姿がうかがわれるのであります。

人は、苦難に直面したとき、これを不幸と言ひ、でき得る限りこれを避けて通りたいと願うのが常であります。しかし、先生は、みずから進んで苦難に立ち向かい、これを乗り越え、実りあるものとされました。そして、温かいヒューマニズム、強い正義感がこの原動力となつたことは、先生を知るすべての人々が認めるところであります。すぐれた創造力、たくましい意志、燃ゆるがごとき情熱、怯懦を退ける勇猛心、こういうものを青春と申すならば、まさに、先生の全生涯が青春時代であつたと申せましょう。(拍手)

今日のわが国は、大きな転換期を迎え、幾多の試練を克服してまいらねばなりません。このとき当たり、確固不動の信念と、深い洞察力を有せられた練達の政治家松岡先生を失いましたことは、返す返すも残念なことであり、惜しみても余りあるものがあります。

ここに、ありし日の松岡松平先生の事績をたたえ、人なりをしのび、心から御冥福をお祈り申し上げまして、追悼の言葉といたします。(拍手)

〔瀧谷直藏君登壇〕

○瀧谷直藏君 ただいま議題となりました内閣提出

出

農業振興地域の整備に関する法律の一部を改

正

する法律案につきまして、農林水産委員会にお

ける審査の経過並びに結果を御報告申し上げま

す。

本案は、最近における農業の動向及び農業振興地域における土地の利用等の状況にかんがみ、農業振興地域における土地の計画的、効率的な利用を一層促進するために必要な措置を講じようとするものであります。その骨子は、

第一に、農用地利用計画の対象となる土地の範囲を拡大して、従来の農用地等のほかに農業用施設用地を加えること。

第二に、市町村は、土地の農業上の利用を確保するため、農業振興地域整備計画の作成または変更に際して、土地の交換分合を行うことができる

こと。

第三に、市町村は、農用地区域内において計画的に利用権を設定する農用地利用増進事業を行うことができること。

第四に、市町村または農業協同組合は、農用地区域内にある農用地で、耕作等がされていない農用地について特定利用権の設定ができること。

第五に、農用地区域内における開発行為につい

て、許可制度を設けること。

第六に、農用地利用増進事業または特定利用権の設定について、これによる権利の設定及び賃貸借等につき、農地法の特例を設けること

等であります。

本案は、昭和四十九年の第七十二回国会に提出され、同国会においては、四月十一日の本会議で趣旨説明がなされ、委員会では、五月十四日、政府から提案理由の説明を聴取し、同月二十二日、質疑が行われたのですが、以後、今国会まで引き続き、継続審査となってきたものであります。

日程第一 農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案(第七十二回国会、内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第一、農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長瀧谷直藏君。

農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号〔〕に掲載〕

今国会におきましては、去る二月二十五日から三月十八日までの間、五回にわたり質疑及び参考人の意見聴取を行う等、慎重に審査を重ね、三月十八日、質疑を終了いたしましたところ、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案により、市町村は、農用地利用増進計画を定めようとするときは、農業委員会の決定を経なければならぬものとすること等、五項目にわたる修正案が提出され、また、日本共産党・革新共同からも修正案が提出され、それぞれの趣旨説明の後、原案及び修正案を一括して討論に付し、次いで、採決しましたところ、日本共産党・革新共同の修正案は否決され、四党共同の修正案及び修正部分を除く原案は可決され、結局、本案は、多数をもつて修正すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、六項目の附帯決議が付されましたことを申し添えます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(前尾繁三郎君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

日程第二 地方税法の一部を改正する法律案 (内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第二、地方税法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。地方行政委員長大西正男君。

地方税法の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和五十年三月二十五日 衆議院会議録第十三号(一)

地方税法の一部を改正する法律案 皇室経済法施行法の一部を改正する法律案 高圧ガス取締法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律案 及び同報告書

〔本号(二)に掲載〕

〔本号(二)に掲載〕

〔大西正男君登壇〕

○大西正男君 ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申します。

本案は、地方税負担の現状にかんがみ、地方財政の実情を勘案しつつ、住民負担の軽減及び合理化を図るため、道府県民税及び市町村民税の所得控除の額の引き上げ、事業税の事業主控除額の引き上げ、料理飲食等消費税の免税点の引き上げ、ガス税の税率の引き下げ等を行い、あわせて、都市環境の整備及び改善に資するため、目的税として事業所税を創設するほか、地方税制の合理化を図るため、所要の規定を整備しようとするものであります。

本案は、二月二十七日当委員会に付託され、翌二十八日、福田自治大臣から提案理由の説明を聴取し、三月七日には参考人から意見を聴取するなど、本案はもとより、地方税制全般にわたって熱心に審査を行いました。

三月十八日、本案に対する質疑を終了しましたところ、日本社会党、公明党及び民社党の三党共同提案により、住民負担をさらに軽減するため、道府県民税及び市町村民税の所得控除の額及び事業税の事業主控除の額等を、原案より引き上げる等の措置を講ずるとともに、地方税源をさらに充実するため、道府県民税及び市町村民税の法人税割りの税率の引き上げ、産業用電気に對する電気税の非課税措置の廃止、事業税の課税団体の範囲の拡大等の措置を講じようとする修正案が提出されました。

次いで、討論を行いましたところ、自由民主党を代表して島田委員は、本案に賛成。日本社会党、公明党及び民社党の三党共同提案による修正案に反対。日本社会党を代表して小川委員は、本

案に反対、三党共同提案による修正案に賛成。日本共産党・革新共同を代表して三谷委員は、本案に反対、公明党を代表して小川委員、民社党を代表して折小野委員は、本案に反対、三党共同提案による修正案に賛成の意見述べられました。

次いで、採決を行いましたところ、三党共同提案による修正案は賛成少数をもつて否決され、本案は、賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案により、地方の自主財源の充実強化、住民税の課税最低限の引き上げ、地方税に係る租税特別措置の整理等を内容とする附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めてます。

〔賛成者起立〕
○議長(前尾繁三郎君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(前尾繁三郎君) 日程第三、皇室経済法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第三、皇室経済法施行法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長藤尾正行君。

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号(二)に掲載〕

〔藤尾正行君登壇〕

○藤尾正行君 ただいま議題となりました皇室経済法施行法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を申上げます。

本案は、内廷費の定額一億三千四百万円を一億六千七百万円に、皇族費算出の基礎となる定額一千二百十萬円を一千五百三十万円に、それぞれ改定しようとします。

本案は、二月一日、本委員会に付託され、二月十三日、政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行い、三月十八日、質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して大出委員より、日本共産党・革新共同を代表して中路委員より、それぞれ反対の意見が述べられ、採決の結果、多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、内廷費の定額一億三千四百万円を一億六千七百万円に、皇族費算出の基礎となる定額一千二百十萬円を一千五百三十万円に、それぞれ改定しようとします。

本案は、二月一日、本委員会に付託され、二月十三日、政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行い、三月十八日、質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して大出委員より、日本共産党・革新共同を代表して中路委員より、それぞれ反対の意見が述べられ、採決の結果、多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めてます。

〔賛成者起立〕
○議長(前尾繁三郎君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(前尾繁三郎君) 日程第四、高圧ガス取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第四、高圧ガス取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。商工委員長山村新治郎君。

高圧ガス取締法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号(二)に掲載〕

〔藤尾正行君登壇〕

○藤尾正行君 ただいま議題となりました皇室経済法施行法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を申上げます。

本案は、内廷費の定額一億三千四百万円を一億六千七百万円に、皇族費算出の基礎となる定額一千二百十萬円を一千五百三十万円に、それぞれ改定しようとします。

本案は、二月一日、本委員会に付託され、二月十三日、政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行い、三月十八日、質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して大出委員より、日本共産党・革新共同を代表して中路委員より、それぞれ反対の意見が述べられ、採決の結果、多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めてます。

〔賛成者起立〕
○議長(前尾繁三郎君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(前尾繁三郎君) 日程第四、高圧ガス取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第四、高圧ガス取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。商工委員長山村新治郎君。

高圧ガス取締法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号(二)に掲載〕

〔本号(一)に掲載〕

〔山村新治郎君登壇〕

○山村新治郎君 ただいま議題となりました高圧ガス取締法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

近年、石油化学工業等の高圧ガス製造事業が大規模化、複雑化し、また、一般家庭における液化石油ガス消費が拡大するに伴いまして、高圧ガスの爆発等による災害の絶滅を期す必要性が一段と高まつております。

本案は、この現状に対応して、高圧ガス保安体制の強化を図るため、提案されたものであります。その主な内容は、

第一に、高圧ガス事業所における保安管理組織につきまして、現行の作業主任者制度を改め、事業所ごとに、保安統括者とこれを補佐する技術者等を置くとともに、工場の主要な分野、機能ごとに保安係員を配置する等、保安管理体制を体系的に整備強化すること、

第二に、高圧ガス事業所における危害予防規程を充実するため、その認可申請に際して、高度の専門的能力を有する高圧ガス保安協会の意見書を添付させることとするとともに、従業員の保安教育を強化するため、事業所の保安教育計画に対し、新たに、都道府県知事の変更命令権を設けること、

第三に、爆発等の災害を未然に防止するため、特定の高圧ガス製造設備については、その設備の製造段階において、一定の検査を受ける義務を課すこと、

第四に、保安管理を強化するため、LPガス容器等について、検査合格の刻印制度及び所有者の表示制度を設けるとともに、バルブ等の付属品についても、新たに検査制度を設けること、

第五に、高圧ガス保安協会に対し、新たに一億円の政府出資を行うとともに、同協会の業務を拡

充すること

等であります。

本案は、去る二月十七日、本委員会に付託され、同月十九日、通商産業大臣より提案理由の説明を聴取いたしました後、慎重な審査を重ね、三月十八日、質疑を終了し、採決いたしました結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、コンビナートの保安確保、家庭用LPガスの災害防止及び高圧ガス保安行政の強化に関する決議が付されましたがことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたしました。

〔本号(一)に掲載〕

○羽田孜君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。

〔大野明君登壇〕

○大野明君 ただいま議題となりました下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法案を省略し、本案及び日程第六とともに、内閣提出、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案を追加して、三案を一括議題となし、委員長の趣旨弁明及び報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(前尾繁三郎君) 羽田孜君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

○議長(前尾繁三郎君) 本号(一)に掲載

処理業等の合理化に関する特別措置法案

(社会労働委員長提出)

日程第六 特別児童扶養手当等の支給に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第五、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法案、日程第六 特別児童扶養手当等の支給に関する法律等の一部を改正する法律案、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の趣旨弁明及び報告を求める。社会労働委員長 大野明君。

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法案

特別児童扶養手当等の支給に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号(一)に掲載〕

○羽田孜君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。

〔大野明君登壇〕

○大野明君 ただいま議題となりました下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法案について、趣旨弁明を申し上げますとともに、二法案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法案の趣旨弁明を申します。まず、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法案について、趣旨弁明及び報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(前尾繁三郎君) 本号(一)に掲載

め、市町村が合理化事業計画を定め、その業務の安定と廃棄物の適正な処理を図らうとするもので、その主な内容を申し上げますと、

第一に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による市町村長の許可または市町村の委託を受けて屎尿処理を行う業、その他下水道の整備の促進等により重大な影響を受けると考えられる政令で定める業を一般廃棄物処理業等とすること、

第二に、市町村は、下水道計画等との調整を考慮した上、一般廃棄物処理業等についての合理化事業計画を定め、都道府県知事の承認を受けることが可能のこと、

第三に、市町村は、合理化事業計画に基づき合理的事業を実施することとし、この場合、国は、市町村に対し、必要な資金の融通またはあつせんその他の援助に努めること、

第四に、一般廃棄物処理業者等は、合理化事業計画の定めるところにより事業の転換を行おうとするときは、その計画を市町村長に提出し、認定を受けることができることとし、国または地方公共団体は、当該認定を受けた一般廃棄物処理業者等に対し、事業の転換を行うのに必要な資金につき、金融上の措置を講ずるよう努めること、

第五に、合理化事業計画に従つて事業の転換を行おうとする一般廃棄物処理業等の従事者に対して、国または地方公共団体は、職業訓練の実施、就職のあつせんその他の措置を講ずるよう努めること

等であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、特別児童扶養手当等の支給に関する法律等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、心身障害者及び児童の福祉の向上を図るうとするもので、その主な内容は、

第一に、在宅の重度障害者に月額四千円の福祉

手当を支給することとし、その費用は、国がその十分の八を、都道府県または市町村が十分の二を負担するものとすること。
 第二是、特別児童扶養手当の額を月額一万一千三百円から一万八千円に引き上げるとともに、支給対象障害児の範囲を拡大して、新たに、中程度の障害を有する児童に月額一万二千円の特別児童扶養手当を支給すること。

第三は、児童扶養手当の額を月額九千八百円から一万五千六百円に引き上げるとともに、特別児童扶養手当及び児童扶養手当の支給対象となる障害児及び児童について、国籍要件を撤廃すること。

第四は、児童手当の額を四千円から五千円に引き上げること。

であります。

本案は、二月十九日、付託となり、三月二十日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、附帯決議を付することに決しました。

次に、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における社会経済情勢に即応し、中小企業退職金共済制度を一層効果的なものとするため、所要の改善を行おうとするもので、その主な内容は、

第一に、退職金共済制度における掛金月額の最低額を八百円に、最高額を一万円に引き上げるとともに、退職金給付に対する国庫補助の対象部分を引き上げること、

第二に、特定業種退職金共済制度における退職金の支給要件を緩和するとともに、掛金月額の範囲を引き上げること、

第三に、掛金納付月数の通算条件を緩和するほか、所要の経過措置を定めること等であります。

手当を支給することとし、その費用は、国がその十分の八を、都道府県または市町村が十分の二を負担するものとすること。
 第二是、特別児童扶養手当の額を月額一万一千三百円から一万八千円に引き上げるとともに、支給対象障害児の範囲を拡大して、新たに、中程度の障害を有する児童に月額一万二千円の特別児童扶養手当を支給すること。

第三は、児童扶養手当の額を月額九千八百円から一万五千六百円に引き上げるとともに、特別児童扶養手当及び児童扶養手当の支給対象となる障害児及び児童について、国籍要件を撤廃すること。

第四は、児童手当の額を四千円から五千円に引き上げること。

であります。

本案は、二月十九日、付託となり、三月二十日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) これより採決に入ります。まず、日程第五につき採決いたします。本案を可決する御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

次に、日程第六及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案の両案を一括して採決いたしました。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第七 所得税法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

日程第八 法人税法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

日程第九 租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第七、所得税法の一
部を改正する法律案、日程第八、法人税法の一
部を改正する法律案、日程第九、租税特別措置法の
一部を改正する法律案、右三案を一括して議題と
いたします。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長上村千一

〔上村千一郎君登壇〕

○上村千一郎君 ただいま議題となりました租税関係三法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。まず、所得税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、最近における国民負担の状況にかんがみ、各種所得控除の引き上げなどにより所得税負担の軽減を図ることとともに、あわせて制度の整備、合理化を行おうとするもので、その主な内容は、次のとおりであります。

まず第一に、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除を、それぞれ現行の二十四万円から二十六万円に引き上げることいたしております。この結果、昭和五十年分の課税最低限は、前年度の税法改正の平年度化分も合わせて、夫婦と子供二人の給与所得者の場合、前年の百五十万円から八十八万三千円へと三十三万円程度引き上げられることになります。

第二に、福祉政策等の見地から障害者控除等の特別な人的控除についても、あわせて引き上げをいたしておりますが、その引き上げ幅を一般的な人の控除の倍額としております。すなわち、障害者、老年者、寡婦及び勤労学生の各控除を、それ現行の十六万円から二十万円に引き上げ、特別障害者控除を二十四万円から二十八万円に引き上げるとともに、老人扶養控除を二十八万円から三十二万円に引き上げることいたしております。

第三に、退職所得の特別控除額を、勤続年数一

十年までは一年につき二十五万円、二十年を超える場合の一年については五十万円に引き上げることいたしております。この結果、勤続年数三十年の場合の退職所得の非課税限度は、現行の八百万元から一千万円に引き上げられることとなります。

本案は、去る二月十五日、付託となり、本日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。なお、本案に対し、附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔本号(2)に掲載〕

〔上村千一郎君登壇〕

○上村千一郎君 ただいま議題となりました租税関係三法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。まず、所得税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、最近における国民負担の状況にかんがみ、各種所得控除を、現行の三十万円から四十万円に引き上げることいたしております。

第五は、医療費控除の拡充であります。最近の医療費支出の実情に即しつつ、その最高度を現行の百万円から二百万円に引き上げるとともに、いわゆる足切り限度のうちの定額基準を、現行の十万円から五万円に引き下げるここといたしております。

第六に、山林所得、譲渡所得及び一時所得の特別控除額を、それぞれ現行の四十万円から五十万円に引き上げることいたしております。

以上のほか、給与所得者が確定申告を要しない限度額を、年間給与収入については現行の八百万円から一千万円に、給与以外のその他の所得については現行の十万円から二十万円に、それぞれ引き上げ、また、予定納税を要しない予定納税基準額の限度を、現行の三万円から五万円に引き上げるなど、実情に即した所要の規定の整備を行っております。

次に、法人税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、中小企業の内部留保の充実に資するため、同族会社の留保所得課税の軽減を図ることともに、改正商法の施行に伴い、確定申告書の提出期限の延長制度を拡充する等の措置を講ずるものであります。

第一に、同族会社につきましては、各事業年度の留保所得のうち、一定の控除額を超える部分について、特別の税率により法人税を課税しておりますが、この場合の定額控除を、現行の一千万円から一千五百円に引き上げることいたしてお

ります。

第二に、法人税の確定申告書は、各事業年度終了の日の翌日から二月以内に提出しなければならないこととなっておりますが、改正商法の施行に伴い、会計監査人の監査をする等の理由により決算の確定がおくれることとなる法人につきましては、一定の条件のもとに、その提出期限を一月延長することができるという制度を設けることといたしております。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、最近における経済社会情勢の変化に即応し、おおむね次のような措置を講ずるものであります。

まず第一に、利子、配当課税の改善合理化であります。現行の源泉分離選択課税制度につきまして、その選択税率を二五%から三〇%に引き上げるとともに、その適用期限を五年延長することといたしております。

第二は、土地譲渡所得課税の適正化であります。個人の長期譲渡所得の分離比例課税制度は、適用期限の到来とともに廃止し、新たに五年間の時限措置として、譲渡益二千万円以下の部分については二〇%の税率により課税し、譲渡益三千万円超の部分については、本則の二分の一総合課税にかえて四分の三総合課税とすることといたしてあります。また、短期譲渡所得の分離重課制度についても、その適用期限を五年延長することとしております。

第三は、既存の特別措置の整理合理化であります。海外投資等損失準備金について、先進地域に対する投融資で資源開発以外のものに係る制度を廃止するとともに、価格変動準備金制度についても、後入れ先出し法により評価しているたな卸し資産をその対象から除外する等の措置を講ずることといたしております。

第四は、農地に対する相続税の納税猶予制度の創設であります。すなわち、農地の相続人が農業

を継続する場合に限り、農地価格のうち、農業投資価格を超える部分に対する相続税の納税を猶予することとし、その相続人が次の相続まで、または相続税の申告期限後二十年間農業を継続した場合には、猶予税額の納付を免除することとした

場合には、猶予税額の納付を免除することとしたとしております。

第五に、福祉政策に資するための措置として、老年者年金特別控除額を六十万円から七十八万円に引き上げるとともに、勤労者財産形成・住宅対策に資するための措置として、住宅貯蓄控除制度の控除割合及び控除限度額を引き上げることとしたとしております。

第六に、中小企業対策として、中小企業構造改善計画等に基づき、中小企業者が負担する試験研究費賦課金を任意償却の対象に加えるとともに、公債対策として、昭和五十一年度の自動車排出ガスに係る保安上の技術基準に適合する乗用自動車及び電気自動車について、一定の期間、物品税の軽減を行うことといたしております。

さらに、資源対策として、探鉱準備金制度等の対象に海外自主開発法人からの引き取り鉱石に係る採掘所得を追加する等の措置を講ずるほか、交際費の損金不算入制度等の期限の到来する措置について、実情に応じその適用期限を延長する等、所要の改正を行なうこととしております。

以上の三法律案につきましては、参考人を招いて意見を聴取する等、慎重審査を行いましたが、その詳細は会議録に譲ることといたします。

かくて、去る三月二十日、質疑を終了いたしましたが、統いて三法律案を一括して討論を行ないましたところ、自由民主党を代表して大石千八君は、本案に賛成する旨を述べられ、日本社会党を代表して佐藤鶴樹君、日本共産党・革新共同を代表して増本一彦君、公明党を代表して坂口力君、民社党を代表して竹本孫一君は、いずれも本案に反対する旨を述べられました。

次いで、採決いたしましたところ、本案は多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。創設であります。すなわち、農地の相続人が農業

た。

なお、本案につきましては、政府は、今後におすることとし、その相続人が次の相続まで、または相続税の申告期限後二十年間農業を継続した場合には、猶予税額の納付を免除することとしたとしております。

第五に、福祉政策に資するための措置として、老年者年金特別控除額を六十万円から七十八万円に引き上げるとともに、勤労者財産形成・住宅対策に資するための措置として、住宅貯蓄控除制度の控除割合及び控除限度額を引き上げることとしたとしております。

第六に、中小企業対策として、中小企業構造改善計画等に基づき、中小企業者が負担する試験研究費賦課金を任意償却の対象に加えるとともに、公債対策として、昭和五十一年度の自動車排出ガスに係る保安上の技術基準に適合する乗用自動車及び電気自動車について、一定の期間、物品税の軽減を行うことといたしております。

さらに、資源対策として、探鉱準備金制度等の対象に海外自主開発法人からの引き取り鉱石に係る採掘所得を追加する等の措置を講ずるほか、交際費の損金不算入制度等の期限の到来する措置について、実情に応じその適用期限を延長する等、所要の改正を行なうこととしております。

○議長(前尾繁三郎君) 三案につき討論の通告があります。これを許します。高沢寅男君。

〔高沢寅男君登壇〕

○高沢寅男君 私は、所得税法、法人税法、租税特別措置法の三法の一部を改正する法律案に対し、日本社会党を代表して反対の討論を行なうものであります。

議員各位も御承知のとおり、この国会ほど社会的不公正の是正という合い言葉の叫ばれた国会はありません。三木内閣もまた、政治の基本姿勢の柱として、この言葉を強調されているのであります。

インフレによつて拡大された社会的不公正、それは、具体的には所得と資産の格差の拡大となつてあらわれているのです。これを是正する最も直接的な、そして最も効果的な方法が、税制の改正であります。申すまでもありません。

ところが、今国会に政府より提案された租税三法の改正法案の内容は、所得と資産の格差を是正するための急所には全く触れようとしないものであります。その不作為によつて、いよいよ大企業と高額所得者に奉仕しようとするものであります。私は、総論においては、社会的不公正の是正を唱えながら、その行動においては、このような不作為の行為によつて不公正拡大を推進している三木内閣のきわめて悪質な国民欺瞞の態度を、ここに強く糾弾するものであります。(拍手)

三木内閣は、昭和四十九年度のいわゆる一兆円をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。創設であります。すなわち、農地の相続人が農業

減税を盾にとり、五十年度の所得税減税を、物価調整減税にも遠く及ばない、わずか二千三百九十一億円の小幅減税に圧縮したのであります。人的控除の引き上げによる四人家族の課税最低限は百八十三万円となりましたが、生計費には課税しないという原則からすれば、年収三百八十万円までは非課税すべきであるとのわれわれの要求には、はるかに遠いものであります。

重役減税の批判を受けた、問題の給与所得控除の青天井も、百九十万円の控除頭打ちを設けるべきだとのわれわれの主張を退け、重役・社長クラスには笑いのとまらぬ青天井控除が依然として続行られております。

その他、所得税の関係では、われわれは、勤労大衆の生活の実態に即して、配偶者控除の適用要件である配偶者の所得限度の引き上げ、通勤費、夜勤手当の非課税、労働組合費控除と寒冷地控除の新設等を要求いたしましたが、これらの要求も無視されております。

給与所得では、四人家族の課税最低限が百八十三万円になるのに對し、配当所得では、四人家族の課税最低限が四百四十万九千円となるという、不公平の典型をもたらす配当控除制度を廃止せよと言ふのに、これを廢止せず、また、キャビタルゲイン課税のため有価証券譲渡所得の課税を復活せよと言ふのに、これも復活せず、大金持ちらの株式配当所得には、あたかも万里の長城のような保護の城壁をめぐらしております。

法人税の関係では、われわれは、法人の所得の階級に応じて累進税率を適用するよう主張しておりますが、三木内閣は、あくまで低率の比例税率を変えようとはしません。問題の、法人の受取配当の益金不算入制度も、法人擬制税のからに閉じこもつて、あくまで固守しようとおります。法人間の支払配当で益金不算入となり、したがつて、非課税となつてゐるもののが約三千億円もあるのであります。

今日、インフレによる不当利得がどこにあらわれているかと言えば、その最たるものは土地の含み資産であります。昭和四十一年より四十九年まで十年もたない間に、土地の価格は四倍にも上がりました。その結果、昭和四十八年度末の東京証券取引所の全上場会社の保有する土地の含み資産は、実に六十八兆円に上っているのであります。この含み資産に対し、資産再評価課税を行うことをわれわれは主張しています。もしこれを実施したならば、かりに一〇%の税率を適用しても、たちどころに約七兆円の税収が生まれるのであります。これが社会的不公正を是正する強力な財源となることは、だれの目にも明らかであります。ところが、三木内閣はこれをやらないのであります。

租税特別措置法では、不公平税制の代表である利子、配当課税の特例が、預金や株式保有の正確な把握ができないという税務行政上の口実で、またもや五年間も延長されるのであります。

医師の社会保険診療報酬課税の特例も手つかずであります。昨年十二月の税制調査会の答申は、社会保険診療報酬の収入千五百億円以下の金額に対する経費控除率を七二%とし、金額の多くなるにつれて順次控除率を引き下げ、収入五千万円を超す金額には控除率を五二%とすることを提案しましたが、少なくもこの提案を、当面の改善案として実行するようわれわれは要求したのであります。これも無視されております。

土地譲渡所得では、長期譲渡所得について、政府案では、特別控除後の譲渡益二千万円以下の部分には二〇%の税率で課税し、二千万円を超える部分は四分の三を総合課税した場合の上積み課税による改正をされておりますが、われわれは、この二千万円を超える部分は、全額を総合課税することを主張するものであります。

交際費につきましては、それが單に税の不公平の問題にとどまらず、社用支出の乱脈が各種の社会問題を生じさせていることから見ても、われわれ

は、損金算入限度額の定額部分を三百万円に引き下げ、限度を超える部分は全額を損金不算入とすることにより、交際費への課税を思い切って強化することを主張しましたが、政府改正案には受け入れられておりません。

いま、最大の世論の焦点となつてある自動車排気ガスの対策では、一方では、保安基準に適合する自動車の物品税の課税標準を軽減するとともに、基準に適合しない高公害車には、現行より一〇%高い税率で物品税を課することが必要であります。三木内閣は、自動車大メーカーへの配慮から、高公害車対策は逃げの一歩であります。

以上、私は、政府の租税三法改正案に対する反対理由の各論を一つ一つ述べてまいりましたが、最後に、もう一つつけ加えたいことは、国の税制と地方財政との関係であります。

今日、インフレによる支出増とデフレによる税収減のはさみ打ちの中で、すべての地方自治体の財政は重大な危機に瀕しております。これを解決するには、憲法の定める地方自治の本旨にふさわしい自主的財源を地方自治体に保障しなければなりません。

たとえば、一例として、大企業の税負担を大きく軽減している租税特別措置でありますが、そのはね返りで、地方自治体の税収は大きな減収となつてきています。東京都のこととは、租税特別措置のはね返りによる減収は、年に一千億円にも上るのです。この租税特別措置を整理すれば、それだけで地方自治体の自主財源は飛躍的に強化される 것입니다。

企業献金の再開を財界に要請する三木内閣は、こうした問題を解決する意思も能力も全くなく、ひたすらに、財界の許容限度の中、事なきれいの税制改正を小心翼々といじり回しているにすぎないのです。このような態度で、どうして社会的不公正が是正できるでしょうか。

私は、三木内閣が、口に社会的不公正の是正を唱えつつ、その行動では不公正の拡大を推進して

いることを重ねて糾弾して、租税三法の一部改正法案に対する反対の討論を終わります。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(前尾繁三郎君) 三案を一括して採決いたします。

三案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、三案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

午後二時九分散会

出席国務大臣

大蔵大臣	厚生大臣	農林大臣	通商産業大臣	労働大臣	自治大臣	國務大臣
大平 正芳君	田中 正巳君	安倍晋太郎君	河本 敏夫君	長谷川 嶽君	福田 一君	植木 光教君

井上 阿部 昭吾君
井上 普方君
山本 政弘君
木原 実君
米田 東吾君
河上 民雄君
井上 義登君
福岡 健治君
柴田 利尚君
河上 順次郎君
小林 進君
小林 信一君
川俣健二郎君
松浦 利尚君
河上 順次郎君
堀 昌雄君
勝澤 芳雄君
角屋 勇君
島本 虎三君
細谷 治嘉君
湯山 八木君
八木 升君

○議長(前尾繁三郎君) 三案を一括して採決いたしました。

三案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、三案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

午後二時九分散会

出席国務大臣

大蔵大臣	厚生大臣	農林大臣	通商産業大臣	労働大臣	自治大臣	國務大臣
大平 正芳君	田中 正巳君	安倍晋太郎君	河本 敏夫君	長谷川 嶽君	福田 一君	植木 光教君

井上 阿部 昭吾君
井上 普方君
山本 政弘君
木原 実君
米田 東吾君
河上 民雄君
井上 義登君
福岡 健治君
柴田 利尚君
河上 順次郎君
小林 進君
小林 信一君
川俣健二郎君
松浦 利尚君
河上 順次郎君
堀 昌雄君
勝澤 芳雄君
角屋 勇君
島本 虎三君
細谷 治嘉君
湯山 八木君
八木 升君

いることを重ねて糾弾して、租税三法の一部改正法案に対する反対の討論を終わります。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(前尾繁三郎君) 三案を一括して採決いたしました。

三案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、三案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

午後二時九分散会

出席国務大臣

大蔵大臣	厚生大臣	農林大臣	通商産業大臣	労働大臣	自治大臣	國務大臣
大平 正芳君	田中 正巳君	安倍晋太郎君	河本 敏夫君	長谷川 嶽君	福田 一君	植木 光教君

井上 阿部 昭吾君
井上 普方君
山本 政弘君
木原 実君
米田 東吾君
河上 民雄君
井上 義登君
福岡 健治君
柴田 利尚君
河上 順次郎君
小林 進君
小林 信一君
川俣健二郎君
松浦 利尚君
河上 順次郎君
堀 昌雄君
勝澤 芳雄君
角屋 勇君
島本 虎三君
細谷 治嘉君
湯山 八木君
八木 升君

（議席変更）

一、昨二十四日、衆議院規則第十四条ただし書き

（議員退職）

一、岩手県第二区選出議員北山愛郎君は、公職選挙法第九十条により、去る十九日退職者となつた。

（議席変更）

一、昭和五十年三月二十五日、衆議院会議録第十三号(一) 所得税法の一部を改正する法律案外二案 朗読を省略した議長の報告

により、議長において議席を次のとおり変更しました。

（議長）

一、昭和五十年三月二十五日、衆議院会議録第十三号(一) 所得税法の一部を改正する法律案外二案 朗読を省略した議長の報告

により、議長において議席を次のとおり変更しました。

官 報 (号 外)

はBの申請どおりの本登記をなし、Bをして、第三者対抗要件を具備させることができることが、民法、民事訴訟法及び不動産登記法（以下この三法律を本件三法律という。）の効力発生要件及び第三者対抗要件の基本原則に従う行政であると考えるが、どうか。

官報(号外)

一 Bは実体的所有権を取得したときに、登記官に対し、B、A共同申請による本登記申請権を有するものであるから、登記官が、C、D、X及びZ（以下この四者を本件四者といふ。）の承諾書の添付がないとの理由で、Bの本登記申請を却下することは「登記は登記権利者と登記義務者による実体的権利変動に符合した登記申請があつた場合には、必ず受理されなければならぬ」と規定する不動産登記法の基本原則に違反する運用であつて、Bの所有権を違法に侵害する行政であると考えるが、どうか。

二 世田谷登記官は、本件一小判決において「Xに対する承諾書の添付を要求したのは違法である。」として一部敗訴したが、右敗訴の原因は本件通達が違法であるからであると考えるが、どうか。

また、国は、右世田谷登記官の一部敗訴に対し国家賠償責任があるものと考えるが、どうか。

四 内閣は、本件四者の登記が「Bの本登記と両立し得ない登記となる。」と答弁しているが、右は登記順位に基づく判断であるから、登記官の

判断に属する事項であるとして解釈しているものと考えるが、右は本件三法律を誤解したもので、右の「両立し得ない」との判断は「登記順位に基づく実体法上の権利関係についての判断であるから、登記官の形式的審査権限に属する事項でない。」と考えるが、どうか。

換言すれば、本件通達は実質的審査権のない登記官をして、Bに対し本件四者の承諾書を添付することを強要している結果、本件一小判決において世田谷登記官が一部敗訴したのであって、本件通達は登記官に対し違法かつ不当に重い負担を課したものと考えるが、どうか。

五 内閣は、不動産の取引においては、その不動産についての抵当権、賃借権、仮差押及び任意競売申立などの負担を引受けれるいわゆる「負担引受主義」によって、その取引が円滑に行われている事実を認識しているものと考えるが、どうか。

一 具体的事例は、Bが、Aの設定した抵当権及び賃借権の負担を引受け、代物弁済によつて本件土地、建物の所有権を昭和四五年四月一〇日に取得したものが、かかる取引は実体法上適法であると考えるが、どうか。

二 右の負担引受主義による取引が適法であるならば、Bは実体関係に符合した本登記をすることができるはずであるから、登記官は、この場合において、本件通達に基づかず、

本件四者の承諾書の添付なしに、Bの本登記をすることができると考えるが、どうか。

3 Bがなした負担引受主義による不動産取引は、昔から行われていたものであつて、右取引によつて不動産登記における公示上の混乱をきたしたり、取引の安全を阻害したりした事実はなかつたと考えるが、どうか。

4 世田谷登記官は、Bが、本件不動産の取引が負担引受主義によるものであることを説明したにもかかわらず、本件四者の登記を「職権で抹消する権限がある。」と称して、本件取引に違法に介入し、本件四者の承諾書の添付がないとの理由で、B、Aの本登記申請を却下し、訴訟したが、かかる職務の執行は、本件不動産についての所有権 抵当権、賃借権及び仮差押権を侵害する違法な行為であると考えるが、どうか。

5 内閣は、答弁二〇において、登記官が職権抹消をするための「登記上利害関係を有する者の承諾書の添付は、公示上の混乱を防止するといふ公共の福祉の実現を図るために必要かつ合理的な制約であり、憲法、及び不動産登記法に違反するものでない。」と答弁しているが、負担引受主義によるBの本登記申請が却下されたため、Bが本件不動産を売却して、Aの債務を清算することができない事実を検討したときに、右答弁は本件三法律に違背する違法な行政であると考えるが、どうか。

6 内閣は、答弁二〇において、登記官が職権抹消をするための「登記上利害関係を有する者の承諾書の添付は、公示上の混乱を防止するといふ公共の福祉の実現を図るために必要かつ合理的な制約であり、憲法、及び不動産登記法に違反するものでない。」と答弁しているが、負担引受主義によるBの本登記申請が却下されたため、Bは右1記載の理由により、Bが、Aの債務の清算をすることができないため、Aが五年間にわたる多額の遅延損害金を賦課されたので、同額の損害を受けた。

7 B、A及び利害関係人らは、登記官の本登記申請却下処分によつて、次のとおり本件不動産に關する権利を侵害され、損害を受けたが、内閣は、これに対し、國家賠償責任があると考えるが、どうか。

1 Bは、本件不動産がBの所有名義にならない結果、Bがこれを売却し、又は銀行に担保に入れて資金を調達することができないと考えるが、どうか。

2 Bは、C、Dを相手方とする本登記承諾訴訟、第三者異議の訴及びその他の訴訟を、仮登記のままやることを強制され、そのため、Aの債務の清算を受けたのに、清算することができないので、多額の損失をして、同額の損害を受けた。

3 C、Dは、本件通達及び最高裁判所判例が憲法違反の違法なものである旨を主張、立証しなければならなかつたため、多額の訴訟費用を支出したので、同額の損害を受けた。

4 C、Dは、本件不動産の売却代金から配当を受けた見込みがないのに、右2記載の訴訟で、多額の訴訟費用を支出させられたので、同額の損害を受けた。

5 W、Y、Zは、右1記載の理由により、Bが、Aの債務を清算することが遅れている

昭和五十年三月二十五日 衆議院会議録第十三号(二)

朗読を省略した議長の報告

抹消登記については、民事訴訟法及び競売法に立派な規定があるのであるから、登記官は本登記申請人に對し「本登記を申請する前に承諾書を取つてこい。」という無理な要求をしないで、昔のように「裁判所が職權で抹消することが適

法である。」と考へるが、どうか。

「Zの承諾書を添付せよ。」と不可能なことを強要し、右承諾書によつてZの質借権設定登記を、違法にも職権で抹消しようとしているが、右強要及び抹消は、Zが抵当権者にさえも対抗することができる権利である民法、借地法及び借家法によつて保護されている質借権を違法に侵害する行政であると考えるが、どうか。

ことを認識し、実体法上自己の権利の登記が将来、抹消されて無効になることを認識して登記をしたのであるから、登記官は右仮登記権利者に対し「承諾書添付せよ。」という無理な要求をしないで、右保全された順位に、直ちに本登記をなし、右無効については当事者に後日処理させることが、適法かつ論理法則に適合する職務の執行であると考えるが、どうか。

大法廷判決は、内閣答弁と同様、仮登記に第三者対抗要件を認めて、仮登記担保権者は仮登記のままでその優先順位を主張し得ることと

なるが、それは、右権利者が仮登記のままの状態においても、その権利の実行として換価処分の権能を行使し、その一環として所有権の本登記をすることによつて債権の排他的満足を得る

「右質問する。
「ので、所有権に基づいて権利を主張することがができるから、仮登記担保権という新たな担保権によって保護される必要がない。」と考えるが、どうか。

三について
きる裁判の贈本を添付しなければならないのは
当然である。

御指摘の通達は、昭和三十六年二月七日民事
甲第三五五号法務省民事局長回答を指すものと

昭和五十年三月十八日

内閣總理大臣 三木 武夫

衆議院議員大出俊君提出不動産登記法第百五条
參議院議長前原第三良順

についての法務省民事局長通

別紙

衆議院議員大出俊君提出不動産登記法第百五条についての法務省民事局長通達に関する

二、二
る質問主意書に對する答弁書

について

してBの申請どおりに本登記をすることは不動

産登記法第一百五条により禁止されているところであり、これに反する処理とすることはできない。

い。 これが反三不処理を二つことねで構成す

RUSK

不動産に関する物権変動の当事者は、不動産

登記法に定めるとさうはより登記を申請する。

とかができるのであつて、Bが本登記を申請するには、同法第五百五条の規定により登記上利害の関係を有する第三者の承諾書又はこれに対抗で

実体的に有効な取引であつても、仮登記に基づく本登記をするには、不動産登記法の規定により、利害関係を有する第三者の承諾書等の添

(号)外報官

付がなければ、Bの本登記をすることはできない。

五の3について

現行不動産登記法第百五条の規定が設けられるまでは、同一不動産につき登記簿上所有名義人が二重に併存する等公示上の混乱を生じ、取引の円滑を阻害していた。

五の4について

登記官は、Bの本件申請を不動産登記法の規定に基づいて却下したものであり、その処分は違法なものではない。

六について

従前の答弁が法律に違反する見解を述べたものとは考えない。

七について

登記官の本件却下処分は、不動産登記法の規定に基づきなされた適法なものであり、国家賠償責任が生ずる余地はない。

八について

従前の答弁が法律に違反する見解を述べたものとは考えない。

九について

登記官の本件却下処分は、不動産登記法の規定に基づきなされた適法なものであり、国家賠償責任が生ずる余地はない。

前段については、そのようなことはない。
後段については、行政が法律に従つてなされるべきことはもちろんであるが、現行の登記の取扱いが法律に違反するものとは考えない。

一一について

るべきことはもちろんであるが、現行の登記の取扱いが法律に違反するものとは考えない。

一九から二一までについて

違法なものとは考えない。

そのようには考えない。

一一について

前段については、不動産を買い受けようとする者が通常現地及び登記簿を調査するものであることは、そのとおりと考える。

一二について

後段については、Bは仮登記により順位を保し、Aと共同して所有権移転の登記を申請すべきであり、またFが不動産を占有している場合には、Fから引渡しを受けることとなるものと解する。

一三について

前段については、不動産を買い受けようとする者が通常現地及び登記簿を調査するものであることは、そのとおりと考える。

右答弁する。

前掲民事局長回答を取り消す考えはないが、仮りに取り消したとしても、御指摘のような結果になるものとは考えない。

一一について

前掲民事局長回答を取り消す考えはないが、

衆議院会議録第十一号中止誤

ペジ	段	行	誤	誤
三六	ニ	三	趣旨説明	趣旨の説明
三七	四	二	開発	開発
三八	四	一	あるわけ	おるわけで
三九	四	一	論議	議論
四〇	八	一		

衆議院会議録第十二号中止誤

ペジ	段	行	誤	正
三四	二	末三	いくところ	いくところ
三四	四	末四	金融機関	金融機関等
三四	二	九八	(各行頭を一字下げる。)	(各行頭を一字下げる。)

昭和五十年三月二十五日 総議院会議録第十三号

明治三十五年三月三十日
第三種郵便物認可日

〇四三

針

- 三 農用地利用増進事業の実施により利用権の設定を受ける者の備えるべき要件
- 四 農用地利用増進事業の実施により設定される利用権の存続期間並びに借貸の算定基準及び支払の方法

- 五 その他農林省令で定める事項
- 六 農用地利用増進規程は、実施区域内にある農用地の農業上の効率的な利用の促進並びに当該農用地について耕作又は養畜の業務を営む個人又は農業生産法人でその農業経営の規模の拡大のため利用権を取得しようとするもののその取得の促進及びこれらの者の農業経営の安定を図ることにより、農業振興地域整備計画の達成に資するよう定めるものでなければならない。

- 四 都道府県知事は、第一項の認可をしたときは、農林省令で定めるところにより、逕常なく、その旨を公告しなければならない。

- 第五条の四 市町村は、農用地利用増進規程の変更(農林省令で定める軽微な変更を除く。)又は廃止をしようとするときは、農林省令で定めることにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。

- 2 前条第四項の規定は、前項の認可について準用する。

(農用地利用増進計画)

- 第十五条の五 第十五条の三第一項の認可を受けた市町村は、農林省令で定めるところにより、実施区域につき農用地利用増進計画を定めなければならない。

- 2 農用地利用増進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所

- 二 前号に規定する者が利用権の設定を受ける農用地の所在、地番、地目及び面積

- 三 第一号に規定する者に前号に規定する農用地について利用権を設定する者の氏名又は名

称及び住所

- 四 第一号に規定する者が設定を受ける利用権の種類、内容、始期、存続期間並びに借貸及びその支払の方法

- 五 第一号に規定する者が現に耕作又は養畜の業務に供している農用地の所在、地番、地目、面積及び利用状況

その他の農林省令で定める事項

第一号に規定する者が現に耕作又は養畜の

業務に供している農用地の所在、地番、地目、面積及び利用状況

(公告の効果)

- 第十五条の六 前条第五項の規定による公告があつたときは、その公告があつた農用地利用増進計画の定めるところにより利用権が設定される。

(特定利用権の設定に関する承認)

- 第十五条の七 市町村又は農業協同組合は、農用地区域内にある農用地で現に耕作の目的又は耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の放牧の目的(以下「耕作の目的等」という。)に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的等に供されないと見込まれることにより農用地としての利用が困難となると認められるものがある場合において、その住民又は組員で耕作又は養畜の業務を営むものの共同利用に供するため、その農用地について特定利用権(耕作を利用した後において、次に掲げる要件(農業生産法人にあつては、イ及びハに掲げる要件のすべてについて耕作又は養畜の業務を行うこと)のすべてを備えることとなること。

イ 耕作又は養畜の業務に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の業務を行うこと

と認められること。

ロ 耕作又は養畜の業務に必要な農作業に常に従事すると認められること。

ハ 前項第二号に規定する農用地を効率的に利用して耕作又は養畜の業務を行なうことができると認められること。

イ 市町村は、農用地利用増進計画を定めようとして、その農用地の所有者(所有者以外に権原に

するときは、第二項第一号に規定する者並びに同項第二号に規定する農用地について所有権

地主権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得なければならぬ。

6 市町村は、農用地利用増進計画を定めたとき

は、農林省令で定めるところにより、逕常なく、その旨を公告しなければならない。

7 市町村は、前項の規定による公告をしようとするときは、農林省令で定めるところにより、逕常なく、その旨を公告しなければならない。

8 市町村は、前項の規定による公告をしようとするときは、農林省令で定めるところにより、逕常なく、その旨を公告しなければならない。

9 市町村は、前項の規定による公告をしようとするときは、農林省令で定めるところにより、逕常なく、その旨を公告しなければならない。

10 市町村は、前項の規定による公告をしようとするときは、農林省令で定めるところにより、逕常なく、その旨を公告しなければならない。

11 市町村は、前項の規定による公告をしようとするときは、農林省令で定めるところにより、逕常なく、その旨を公告しなければならない。

12 市町村は、前項の規定による公告をしようとするときは、農林省令で定めるところにより、逕常なく、その旨を公告しなければならない。

13 市町村は、前項の規定による公告をしようとするときは、農林省令で定めるところにより、逕常なく、その旨を公告しなければならない。

14 市町村は、前項の規定による公告をしようとするときは、農林省令で定めるところにより、逕常なく、その旨を公告しなければならない。

15 市町村は、前項の規定による公告をしようとするときは、農林省令で定めるところにより、逕常なく、その旨を公告しなければならない。

16 市町村は、前項の規定による公告をしようとするときは、農林省令で定めるところにより、逕常なく、その旨を公告しなければならない。

17 市町村は、前項の規定による公告をしようとするときは、農林省令で定めるところにより、逕常なく、その旨を公告しなければならない。

18 市町村は、前項の規定による公告をしようとするときは、農林省令で定めるところにより、逕常なく、その旨を公告しなければならない。

19 市町村は、前項の規定による公告をしようとするときは、農林省令で定めるところにより、逕常なく、その旨を公告しなければならない。

20 市町村は、前項の規定による公告をしようとするときは、農林省令で定めるところにより、逕常なく、その旨を公告しなければならない。

21 市町村は、前項の規定による公告をしようとするときは、農林省令で定めるところにより、逕常なく、その旨を公告しなければならない。

22 市町村は、前項の規定による公告をしようとするときは、農林省令で定めるところにより、逕常なく、その旨を公告しなければならない。

23 市町村は、前項の規定による公告をしようとするときは、農林省令で定めるところにより、逕常なく、その旨を公告しなければならない。

24 市町村は、前項の規定による公告をしようとするときは、農林省令で定めるところにより、逕常なく、その旨を公告しなければならない。

25 市町村は、前項の規定による公告をしようとするときは、農林省令で定めるところにより、逕常なく、その旨を公告しなければならない。

26 市町村は、前項の規定による公告をしようとするときは、農林省令で定めるところにより、逕常なく、その旨を公告しなければならない。

一 その農用地が現に耕作の目的等に供され

- 、おらず、かつ、引き続き耕作の目的等に供されないと見込まれることによりその農用地の農用地としての利用が困難となると認められること。

- 二 その農用地の自然条件及び利用条件からみて、その農用地について特定利用権の設定を受けようとする者の利用計画に従つてその農用地を耕作の目的等に供することが相当であると認められること。

- 三 その農用地について特定利用権の設定を受けようとする者の利用計画に従つてその農用地を共同利用に供するところが農用地区域内における農業経営の状況等からみて耕作又は養畜の業務を営む者の農業経営の改善を図るため必要かつ適當であつて、他の土地をもつて代えることが困難であると認められること。

- 4 都道府県知事は、第一項の承認をしようとするときは、あらかじめ、その承認の申請に係る協議の相手方その他の農業省令で定める者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

- 5 都道府県知事は、第一項の承認をしたときは、提携なく、その旨をその承認の申請に係る協議の相手方その他の農業省令で定める者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

- 6 都道府県知事は、前項の承認をしたときは、提携なく、その旨をその承認を受けた日から起算して二月以内に、農林省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、その協議に係る特定利用権の設定に關する協議を求めることができる。

- 7 都道府県知事は、前項の承認を受けた者は、その承認を受けた日から起算して二月以内に、農林省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、その協議に係る特定利用権の設定に關する協議を求めることができる。

- 8 都道府県知事は、前項の承認を受けた者は、その承認を受けた日から起算して二月以内に、農林省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、その協議に係る特定利用権の設定に關する協議を求めることができる。

- 9 都道府県知事は、前項の承認を受けた者は、その承認を受けた日から起算して二月以内に、農林省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、その協議に係る特定利用権の設定に關する協議を求めることができる。

- 10 都道府県知事は、前項の承認を受けた者は、その承認を受けた日から起算して二月以内に、農林省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、その協議に係る特定利用権の設定に關する協議を求めることができる。

- 11 都道府県知事は、前項の承認を受けた者は、その承認を受けた日から起算して二月以内に、農林省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、その協議に係る特定利用権の設定に關する協議を求めることができる。

- 12 都道府県知事は、前項の承認を受けた者は、その承認を受けた日から起算して二月以内に、農林省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、その協議に係る特定利用権の設定に關する協議を求めることができる。

- 13 都道府県知事は、前項の承認を受けた者は、その承認を受けた日から起算して二月以内に、農林省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、その協議に係る特定利用権の設定に關する協議を求めることができる。

(裁定の申請)

- 第十五条の八 前条第一項の協議が調わざり又は受けた者は、その承認を受けた日から起算して二月以内に、農林省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、その協議に係る特定利用権の設定に關する協議を求めることができる。

- 14 都道府県知事は、前項の承認を受けた者は、その承認を受けた日から起算して二月以内に、農林省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、その協議に係る特定利用権の設定に關する協議を求めることができる。

- 15 都道府県知事は、前項の承認を受けた者は、その承認を受けた日から起算して二月以内に、農林省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、その協議に係る特定利用権の設定に關する協議を求めることができる。

- 16 都道府県知事は、前項の承認を受けた者は、その承認を受けた日から起算して二月以内に、農林省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、その協議に係る特定利用権の設定に關する協議を求めることができる。

(意見書の提出)

- 第十五条の九 都道府県知事は、前条の規定によると申請があつたときは、農林省令で定める事項を公告するとともに、その申請に係る農用地所

有者等にこれを通知し、二週間を下らない期間

を指定して意見書を提出する機会を与えないければならない。

2 前項の意見書を提出する者は、その意見書において、その者の有する権利の種類及び内容、その者が前条の規定による申請に係る農用地を現に耕作の目的等に供していない理由その他の農林省令で定める事項を明らかにしなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の期間を経過した後でなければ、裁定をしてはならない。

第十五条の十 都道府県知事は、第十五条の八の規定による申請に係る農用地が現に耕作の目的等に供されておらず、かつ、前条第一項の意見書の内容その他その農用地の利用に関する諸事情を考慮して引き続き耕作の目的等に供されないことが確定であると見込まれる場合において、その申請をした者がその農用地をその者の利用計画に従つて共同利用に供することが農業振興地域整備計画の達成のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要な限度において、特定利用権を設定すべき旨の裁定をするものとする。

2 前項の裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 特定利用権を設定すべき農用地の所在、地番、地目及び面積

二 特定利用権の内容

三 特定利用権の始期及び存続期間

四 借賃

五 借賃の方法

3 第一項の裁定は、前項第一号から第三号までに掲げる事項については申請の範囲を超えてはならず、同項第二号に掲げる事項についてはその農用地の性質によつて定まる用方に従つて利用することとなるものでなければならず、同項第三号に規定する存続期間については五年を限度

としなければならない。

(裁定の効果等)

第十五条の十一 都道府県知事は、前条第一項の裁定をしたときは、農林省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨をその裁定の申請をした者及びその申請に係る農用地所有者等に通知するとともに、これを公告しなければならない。

2 前条第一項の裁定について前項の規定による公告があつたときは、その裁定の定めるところにより、その裁定の申請をした者とその申請に係る農用地所有者等との間に協議が調つたものとみなす。

第十五条の十二 第十五条の十第一項の裁定のうち借賃の額について不服がある者は、訴えをもつて、その増減を請求することができる。ただし、その裁定があつた日から三月を経過したときは、この限りでない。

2 前項の訴えにおいては、第十五条の十第一項の裁定の申請をした者又はその申請に係る農用地所有者等を被告とする。

3 第十五条の十第一項の裁定についての審査請求においては、その借賃の額についての不服を

(特定利用権に係る貸賃借の解除)

第十五条の十三 第十五条の七第一項の承認を受けた特定利用権を有する者が正当な理由がないと引き続き一年以上その特定利用権に係る農用地の全部又は一部をその目的に供しなかつたとき、次条において同じ。)により設定された特定利用権を有する者が正当な理由がないと引き続き一年以上その特定利用権に係る農用地の全部又は一部をその目的に供しなかつたときは、その特定利用権を設定した者は、その目的に供されていない農用地につき、都道府県知事の承認を受けて、その特定利用権に係る貸賃

借の解除をすることができる。

(特定利用権の譲渡等の禁止)

第十五条の十四 第十五条の七第一項の承認を受けてする協議が調つたことにより設定された特定利用権を有する者は、その特定利用権を譲り渡し、又はその特定利用権に係る農用地を貸し付けることができない。

(農用地区域内における開発行為の制限)

第十五条の十五 農用地区域内において開発行為(宅地の造成、土石の採取、その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう。以下同じ。)をしようとする者は、あらかじめ、農林省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならぬ。ただし、次の各号の一に該当する行為については、この限りでない。

一 國又は地方公共団体が行う行為

二 土地改良法第二条第二項に規定する土地改良事業の施行として行う行為

三 農地法第四条第一項、第五条第一項又は第七十三条第一項の許可に係る土地をその許可に係る目的に供するため行う行為

四 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で農林省令で定めるもの

五 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

六 公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち農業振興地域整備計画の達成に著しい支障を及ぼすおそれが少ないと認められるもので農林省令で定めるもの

七 農用地区域が定められ、又は拡張された際に既に着手していた行為

2 都道府県知事は、前項の規定により開発行為の中止を命じ、又は復旧に必要な行為をすべき旨を命じようとするときは、あらかじめ、その開発行為の中止又は復旧に必要な行為を命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により開発行為の中止を命じ、又は復旧に必要な行為をすべき旨を命じようとするときは、あらかじめ、その開発行為の中止又は復旧に必要な行為を命ずべき者に弁明の機会を与えなければならない。

第十七条中〔昭和二十七年法律第二百二十九号〕を削り、「行なう」を「行う」に改める。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号の一に該当すると認めるとときは、これを許可してはならない。

一 当該開発行為により当該開発行為に係る土地を「その土地」に改める。

第十八条中「同条第一項の農地等について」を「土地について、その土地の農業上の利用を確保するため」に、「行なう」を「行う」に、「これらの土地」を「その土地」に改める。

2 第二十三条第一項中「個人」の下に「又は法人」を、「土地」の下に「第十三条の二第一項の規定

を及ぼすおそれがあること。

二 当該開発行為により当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等において土砂の流出又は崩壊その他の耕作又は養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を発生させるおそれがあること。

三 当該開発行為により当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等に係る農業用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

4 第一条の二第一項の許可には、当該開発行為及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、条件を付することができる。

3 第一条の二第一項の許可には、当該開発行為及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、条件を付することができる。

4 第一条の二第一項の許可には、当該開発行為及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、条件を付することができる。

5 第一条の二第一項の許可には、当該開発行為及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、条件を付することができる。

6 第一条の二第一項の許可には、当該開発行為及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、条件を付することができる。

7 第一条の二第一項の許可には、当該開発行為及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、条件を付することができる。

8 第一条の二第一項の許可には、当該開発行為及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、条件を付することができる。

9 第一条の二第一項の許可には、当該開発行為及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、条件を付することができる。

10 第一条の二第一項の許可には、当該開発行為及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、条件を付することができる。

11 第一条の二第一項の許可には、当該開発行為及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、条件を付することができる。

12 第一条の二第一項の許可には、当該開発行為及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、条件を付することができる。

13 第一条の二第一項の許可には、当該開発行為及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、条件を付することができる。

14 第一条の二第一項の許可には、当該開発行為及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、条件を付することができる。

15 第一条の二第一項の許可には、当該開発行為及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、条件を付することができる。

16 第一条の二第一項の許可には、当該開発行為及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、条件を付することができる。

17 第一条の二第一項の許可には、当該開発行為及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、条件を付することができる。

18 第一条の二第一項の許可には、当該開発行為及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、条件を付することができる。

19 第一条の二第一項の許可には、当該開発行為及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、条件を付することができる。

20 第一条の二第一項の許可には、当該開発行為及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、条件を付することができる。

21 第一条の二第一項の許可には、当該開発行為及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、条件を付することができる。

22 第一条の二第一項の許可には、当該開発行為及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、条件を付することができる。

23 第一条の二第一項の許可には、当該開発行為及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、条件を付することができる。

24 第一条の二第一項の許可には、当該開発行為及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、条件を付することができる。

25 第一条の二第一項の許可には、当該開発行為及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、条件を付することができる。

26 第一条の二第一項の許可には、当該開発行為及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、条件を付することができる。

27 第一条の二第一項の許可には、当該開発行為及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、条件を付することができる。

による交換分合」を加え、「その譲渡しに係る所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十三条第一項に規定する譲渡所得についての所得税を「所得税又は法人税」に改め、同条第二項中「規定する」の下に「交換分合」を加える。

第六章の次の一章を加える。

第七章 諒則

第二十四条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万元以下の罰金に処する。

第一百九条の規定に違反した者

二 第十五条の十五第一項の規定に違反した者

三 第十五条の十六第一項の規定による命令に違反した者

第二十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関する前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(農業振興地域整備基本方針の変更に関する経過措置)
2 都道府県知事は、政令で定めるところにより、この法律の施行の日以後遅滞なく、この法律の施行の際現に農業振興地域の整備に関する法律(以下「法」という。)第四条第一項の規定により定められている農業振興地域整備基本方針(同条第二項第三号に掲げる事項のうち改正後の法第三条第四号に掲げる土地に係る部分に限る。)を変更しなければならない。この場合には、法第四条第四項から第七項までの規定を準用する。

(開発行為に関する経過措置)
3 この法律の施行の際現に着手している開発行

為(改正後の法第十五条の十五第一項の開発行為をいう。)については、同項本文の規定は、適用しない。
(農地法の一部改正)

農地法の一部を次のようにより改正する。

第三条第一項第四号中「土地改良法(昭和二十一年法律第二百九十五号)」の下に「若しくは農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)」を加え、同号の次に次の二号を加える。

四の二 農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二に規定する農用地利用増進事業の実施によって同条に規定する利用権が設定される場合

四の三 農業振興地域の整備に関する法律第十五条の七から第十五条の十一までの規定によつて同法第十五条の七第一項に規定する特定利用権が設定される場合

第七条第一項第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二に規定する農用地利用増進事業の実施により貸し付けられている小作地

第十九条たゞし書中「及び第七十五条の二」を「第七十五条の二」に改め、「に係る賃貸借」の下に「農業振興地域の整備に関する法律第十

五条の二に規定する農用地利用増進事業によつて設定された同条に規定する利用権に係る賃貸借及び同法第十五条の七から第十五条の十一までの規定によつて設定された同法第十五条の七第一項に規定する特定利用権に係る賃貸借を加える。

第二十条第一項に次の一号を加える。

五 農業振興地域の整備に関する法律第十五条の七から第十五条の十一までの規定によつて設定された同法第十五条の七第一項に規定する特定利用権に係る賃貸借の解除

が、同法第十五条の十三の規定により都道府県知事に通知するとともに公告しなけれ

府県知事の承認を受けて行われる場合

理 由

最近における農業の動向及び農業振興地域における土地の農業上の利用の確保及びその効率的な利用の促進を図るために、農用地利用計画の対象となる土地の範囲に農業用施設用地を加えるとともに、農業振興地域整備計画の作成又は変更に際して行う土地の交換分合の制度並びに農用地区域内における農用地利用増進事業、特定利用権の設定及び開発行為の制限に関する制度を創設する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、第七十二回国会開法第八四号)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における農業の動向及び農業振興地域における土地の農業上の利用の確保及びその効率的な利用の促進等を図るために、所要の措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

(一) 農用地利用計画の内容の充実
市町村が定める農用地利用計画の対象となる土地の範囲に、耕作又は養畜の業務のために必要な農業用施設で農林省令で定めるもの用に供される土地を加えるものとすること。

(二) 農業振興地域の整備に関する法律第十一条第一項に規定する特定利用権に係る賃貸借の解除

五条の二に規定する農用地利用増進事業によつて設定された同条に規定する利用権に係る賃貸借及び同法第十五条の七から第十五条の十一までの規定によつて設定された同法第十五条の七第一項に規定する特定利用権に係る賃貸借を加える。

第二十条第一項に次の一号を加える。

五 農業振興地域の整備に関する法律第十五条の七から第十五条の十一までの規定によつて設定された同法第十五条の七第一項に規定する特定利用権に係る賃貸借の解除

が、同法第十五条の十三の規定により都道府県知事に通知するとともに公告しなけれ

用地等以外の用途に供されることが見通さ

れることにより、農業振興地域内にある土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して農業振興地域内において農用地等として利用すべき土地の農業上の利用を確保するため特に必要があると認めるときは、農用地区域内にある土地を含む農業振興地域内にある一定の土地に關し、都道府県知事の認可を受けて交換分合計画を定め、交換分合を行うことができるものとすること。

二 交換分合計画の定め方については、土地改良法の市町村の行う交換分合に關する規定を準用するものとするほか、農用地以外の土地を含めて交換分合計画を定める場合の手續及び交換分合計画において取得すべき土地を定めない場合の特例について所要の規定を設けるものとすること。

三 農用地区域内における農用地利用増進事業の認可を受けて、農用地利用増進規程を定め、農用地区域内の一定の区域内にある農用地に保有及び利用の現況及び将来の見通し、当該農用地について耕作又は養畜の業務を営む者の農業經營に関する意向等からみて、当該農用地の農業上の利用の増進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事の認可を受けて、農用地利用増進規程を定め、農用地区域内の一定の区域内にある農用地について利用権(耕作等を目的とする利用権又は使用貸借による権利をいう。以下同じ。)の設定を促進する事業(以下「農用地利用増進事業」という。)を行うことができるものとすること。

1 市町村は、農用地区域内にある農用地の

1の認可を受けた市町村は、農用地利用増進事業の実施区域につき利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する農用地について所有権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得てできるものとすること。

2 1の認可を受けた市町村は、農用地利用

2の認可を受けた市町村は、農用地利用増進事業の実施区域につき利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する農用地について所有権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得てできるものとすること。

ばならないものとし、その公告があつたときは、その農用地利用増進計画の定めるところにより利用権が設定されるものとすること。

(四) 農用地区域内にある農用地についての特定利用権の設定

1 特定利用権の設定に関する承認

(1) 市町村又は農業協同組合は、農用地区域内にある農用地で現に耕作等の目的に供されおらず、かつ、引き続き耕作等の目的に供されないと見込まれることによりその農用地の農用地としての利用が困難となると認められるものがある場合において、耕作又は養畜の業務を営むそこの住民又は組合員の共同利用に供するため、その農用地について特定利用権(耕作等を目的とする賃借権をいう。以下同じ。)を取得する必要があるときは、都道府県知事の承認を受けて、その農用地の所有者等に対し、特定利用権の設定に関する協議を求めることができることがあります。

(2) 都道府県知事は、(1)の申請に係る農用地が次に掲げる要件のすべてを備えている場合に限り、承認をすることができるものとすること。

ア その農用地が現に耕作等の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作等の目的に供されないと見込まれることによりその農用地の農用地としての利用が困難となると認められること。

イ その農用地の自然条件及び利用条件からみて、特定利用権の設定を受けようとする者の利用計画に従つてその農用地を耕作等の目的に供することが相当であると認められること。

ウ 特定利用権の設定を受けようとする者の利用計画に従つてその農用地を共

同利用に供することが農業経営の改善を図るために必要かつ適当であつて、他の土地をもつて代えることが困難であると認められること。

(1) 特定利用権の設定に関する裁定

1 の(1)の協議が調わない等のときは、都道府県知事は、(1)の許可の申請があつた場合において、次の一に該当するとき認められること。

(2) 都道府県知事は、(1)の申請に係る農用地が現に耕作の目的等に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的等に供されないと見込まれる場合において、その申請をした者がその農用地をその者の利用計画に従つて共同利用に供することができる農業振興地域整備計画の達成のため必要かつ適当であると認められたときは、特定利用権を設定すべき旨の裁定をするものとし、その旨の公告があつたときは、その裁定の定めるところに従つてはならず、存続期間については五年を限度としなければならないもの等とすること。

その他

特定利用権に係る賃貸借の解除、特定利用権の譲渡禁止等について所要の規定を設けるものとすること。

農用地区域内における開発行為の制限

1 開発行為の許可

(1) 農用地区域内において開発行為(宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう。以下同じ。)をしようとする者は、国又は地方公

共団体が行う行為等一定の行為を除き、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならないものとすること。

(2) 都道府県知事は、(1)の許可の申請があつた場合において、次の一に該当するとき認められること。

ア 当該開発行為に係る土地を農用地等として利用することが困難となるため、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあること。

イ 当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等において土砂の流出又は崩壊その他の耕作又は養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を発生させるおそれがあること。

ウ 当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等に係る農用地用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

その他

開発行為に対する監督処分

都道府県知事は、開発行為に係る土地及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、(1)の(1)に違反した者等に対し、その行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができるものとすること。

2 農地法の一部改正

(1) (2)の交換分合 (3)の1の農用地利用増進事業又は4の協議若しくは裁定による権利の設定については、農地又は採草放牧地についての権利の設定又は移転に際して必要な農地法第三条第一項の許可を要しないものとすること。

(2) (3)の1の農用地利用増進事業により貸し付けられている小作地については、農地法第六条の小作地所有制限の規定にかかるわらず所有することができるものとすること。

その他

3 農地法の一部改正

(1) (2)の1の農用地利用増進事業又は4の協議若しくは裁定により設定された賃借権に係る賃貸借については、農地法第十九条本文の法定更新の規定を適用しないものとすること。

その他

4 その他所要の規定の整備を行うこと。

議案の修正議決理由

農業振興地域において土地の農業上の利用の確保とその効率的な利用を促進し、かつ、農業経営の規模の拡大を図るために、本案は、おおむね妥当なものと認めるが、農用地利用増進事業等と農地行政を一体的に運用する見地から、市町村が農用地利用増進計画を定めようとするときは、農業委員会の決定を経なければならないものとすること等五項目の修正を加えることが適当と認め、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

また、原案に対し、日本共産党・革新共同津川武一君外二名より、農用地区域内にある農用地につき所有権を有する者等十五人以上のものは、市町村に対し、一定区域内にある農用地について利用権の設定を促進する事業を行なうべきことを請求することができる等を内容とする修正案が提出されたが、少数をもつて否決され

昭和五十年

昭和五十年三月十八日

農林水產委員長 潘谷 直藏

衆議院議長 前尾繁三郎 敬啟

(小字及び一は委員会修正)正備に関する法律の一部

改正する法律

年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十三条」を「第十三条の四」に、「第六
「第六章」

章 細則(第二十条—第二十三条)」を 第六章
則(第二十条—第二十三条) 第七章 罰則

則(第二十四条・第二十五条)」による。

いう。】を加え、同条第二号中「あわせて」を「併せて」に、「前号に掲げるもの」を「農用地」に改め、同条第三号中「前」号を「農用地又は前号」に改め、同条に次の一号を加える。

耕作又は養畜の業務のために必要な農業用施設（前号の施設を除く。）を農林省令で定め

加賀（諱号）の加賀を除く）、農林省令で
るもののに供される土地

第四章中第十三条の次に次の三条を加える。
(交換分合)

より農業振興地域整備計画を定め、又は前条第一項の規定により農業振興地域整備計画を変更

五号) 第九十九条第二項の規定によるほか、当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者並びに当該交換分合により当該土地についてこれら の権利を取得すべき者のすべての同意を得なければならぬ。

交換分合について準用する。この場合において、これらの規定の適用について必要な技術的要素は、政令で定める。
第十五条の次に次の一項を加える。

五 その他農林省令で定める事項

3 農用地利用増進規程は、実施区域内にある農用地の農業上の効率的な利用の促進並びに当該農用地について耕作又は養畜の業務を営む個人又は農業生産法人でその農業經營の規模の拡大のため利用権を取得しようとするもののその取得の促進及びこれらの者の農業經營の安定を図ることにより、農業振興地域整備計画の達成に

画において清算金を定めるに当たつて、当該権利の及ぶべき清算金の額を併せて定めなければならぬ。

一 農用地利用増進事業の実施区域（以下単に「実施区域」という。）及びその実施区域内にある農用地の総面積

二 農用地利用増進事業の実施に関する基本方針

三 農用地利用増進事業の実施により利用権の設定を受ける者の備えるべき要件

四 農用地利用増進事業の実施により設定される利用権の存続期間並びに借賃の算定基準及び支払の方法

前項前段の場合には、金銭による清算をするものとし、当該交換分合計画においてその額並びに支払及び徴収の方法及び時期を定めなければならない。

第一項の規定により所有者が取得すべき土地を定めないでその所有者が失うべき土地を定める場合において、その所有者が失うべき土地の全部又は一部について先取特権、質権又は抵当権があるときは、前項の規定により交換分合計

（農用地利用増進規程）
第十五條の三 市町村は、前条の規定により農用地利用増進事業を行おうとするときは、農林省令で定めるところにより、農用地利用増進規程を定め、都道府県知事の認可を受けなければならぬ。
農用地利用増進規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

換分合計画に係る土地の所有者の申出又は同意が、あつた場合には、その申出又は同意に係る土地の所有者が取得すべき土地を定めないので、その所有者が失うべき土地を定めることができる。この場合において、その所有者が失うべき土地について地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者があるときは、市町村は、その所有者が取得すべき土地を定めないことについてこれらの者のすべての同意を得なければならない。

個人又は農業生産法人（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第七項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。）の農業経営に関する意向等からみて、当該農用地の農業上の利用の増進を図るために必要があると認めるときは、農用地区域内の一定の区域内にある農用地について利用権（耕作を目的とし、又は主として耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の放牧を目的とする農用地についての賃借権又は使用貸借による権利をいう。以下同じ。）の設定を促進する事業（以下「農用地利用増

資するよう定めるものでなければならない。
 4 都道府県知事は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県農業会議の意見を聽かなければならない。
 4.5 都道府県知事は、第一項の認可をしたときは、農林省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。
 第十五条の四 市町村は、農用地利用増進規程の変更（農林省令で定める軽微な変更を除く。）又は廃止をしようとするときは、農林省令で定めることにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 前条第四項○の規定は、前項の認可について準用する。
 第十五条の五 第十五条の三第一項の認可を受けた市町村は、農林省令で定めるところにより、実施区域につき農用地利用増進計画を定めなければならない。
 2 農用地利用増進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 一 利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所
 二 前号に規定する者が利用権の設定を受ける農用地の所在、地番、地目及び面積
 三 第一号に規定する者に前号に規定する農用地について利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所
 四 第一号に規定する者が設定を受ける利用権の種類、内容、始期、存続期間並びに借賃及びその支払の方法
 五 第一号に規定する者が現に耕作又は養畜の業務に供している農用地の所在、地番、地目、面積及び利用状況
 六 その他農林省令で定める事項

（農用地利用増進計画）
 第十五条の六 前条第五項の規定による公告がされたときは、農林省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。
 6 市町村は、前項の規定による公告をしようとするときは、農林省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。
 2 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果、その調査に係る農用地が次に掲げる要件のすべてを備えている場合に限り、第一項の承認を受けた者は、その承認を受けた日から起算して二月以内に、農林省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、その協議に係る特定利用権の設定に関し裁定を申請することができる。
 第十五条の八 前条第一項の協議が調わず、又は協議をすることができないときは、同項の承認を受けた者は、その承認を受けた日から起算して二月以内に、農林省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、その協議に係る特定利用権の設定に関し裁定を申請することができる。
 第十五条の九 都道府県知事は、前条の規定による申請があつたときは、農林省令で定める事項を公告するとともに、その申請に係る農用地所有者等にこれを通知し、二週間を下らない期間を指定して意見書を提出する機会を与えないければならない。

2 前項の意見書を提出する者は、その意見書において、その者の有する権利の種類及び内容、その者が前条の規定による申請に係る農用地を現に耕作の目的等に供していない理由その他の農林省令で定める事項を明らかにしなければならない。
 3 都道府県知事は、第一項の期間を経過した後

（特定利用権の設定に関する承認）
 第十五条の七 市町村又は農業協同組合は、農用地区域内にある農用地で現に耕作の目的又は耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の放牧を目的とするものでなければならぬ。
 一 農用地利用増進計画の内容が農用地利用増進規程に適合するものであること。
 二 前項第一号に規定する者が、利用権の設定を受けた後において、次に掲げる要件（農業生産法人にあつては、イ及びハに掲げる要件）のすべてを備えることとなること。
 イ 耕作又は養畜の業務に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の業務を行いうと認められること。
 ロ 耕作又は養畜の業務に必要な農作業に常に従事すると認められること。
 ハ 前項第一号に規定する農用地を効率的に利用して耕作又は養畜の業務を行うこと。
 4 市町村は、農用地利用増進計画を定めようとするときは、第二項第一号に規定する者並びに同項第二号に規定する農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得なければならぬ。
 5 市町村は、農用地利用増進計画を定めたときは、農林省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。
 6 市町村は、前項の規定による公告をしようとするときは、農林省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

（公告の効果）
 第十五条の六 前条第五項の規定による公告があつたときは、その公告があつた農用地利用増進計画の定めるところにより利用権が設定されると認められる。

（特定利用権の設定に関する承認）
 第十五条の七 市町村又は農業協同組合は、農用地区域内にある農用地で現に耕作の目的又は耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の放牧を目的とするものでなければならぬ。

一 農用地利用増進計画の内容が農用地利用増進規程に適合するものであること。
 二 その農用地の自然条件及び利用条件からみて、その農用地について特定利用権の設定を受けようとする者の利用計画に従つてその農用地を耕作の目的等に供することが相当であると認められること。

3 都道府県知事は、第一項の期間を経過した後

でなければ、裁定をしてはならない。

(裁定)

第十五条の十 都道府県知事は、第十五条の八の規定による申請に係る農用地が現に耕作の目的等に供されておらず、かつ、前条第一項の意見書の内容その他その他の農用地の利用に関する諸事情を考慮して引き続き耕作の目的等に供されないことが確実であると見込まれる場合において、その申請をした者がその農用地をその者の利用計画に従つて共同利用に供することが農業振興地域整備計画の達成のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要な限度において、特定利用権を設定すべき旨の裁定をするものとする。

2 前項の裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 特定利用権を設定すべき農用地の所在、地番、地目及び面積
二 特定利用権の内容

三 特定利用権の始期及び存続期間

四 借賃

5 借賃の支払の方法

第一項の裁定は、前項第一号から第三号までに掲げる事項については申請の範囲を超えてはならず、同項第二号に掲げる事項についてはその農用地の性質によつて定まる用方に従い利用することとなるものでなければならず、同項第三号に規定する存続期間については五年を限度としなければならない。

⁴ 都道府県知事は、第一項の裁定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県農業会議の意見を聽かなければならない。
(裁定の効果等)

第十五条の十一 都道府県知事は、前条第一項の裁定をしたときは、農林省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨をその裁定の申請をした者及びその申請に係る農用地所有者等に通知するとともに、これを公告しなければならない。その裁定についての審査請求に対する裁決

によつてその裁定の内容が変更されたときも、同様とする。

第十五条の十二 第十五条の十第一項の裁定のうち借賃の額について不服がある者は、訴えをもつて、その増減を請求することができる。ただし、その裁定があつた日から三月を経過したときは、この限りでない。

2

前項の訴えにおいては、第十五条の十第一項の裁定の申請をした者又はその申請に係る農用地所有者等を被告とする。

3 第十五条の十第一項の裁定についての審査請求においては、その借賃の額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができる。

2

(特定利用権に係る賃貸借の解除)

第十五条の十三 第十五条の七第一項の承認を受けてする協議が調つたこと(第十五条の十一第二項の規定により協議が調つたものとみなされる場合を含む。次条において同じ。)により設定された特定利用権を有する者が正当な理由がなく

六 公益性が特に高いと認められる事業の実施

に係る行為のうち農業振興地域整備計画の達成に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるもので農林省令で定めるもの

七 農用地区域が定められ、又は拡張された際に着手していた行為

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号の一に該当すると認められるときは、これを許可してはならない。

一 当該開発行為により当該開発行為に係る土地を農用地等として利用することが困難となるため、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあること。

二 当該開発行為により当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等において土砂の流出又は崩壊その他の耕作又は養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を発生させるおそれがあること。

(特定利用権の譲渡等の禁止)

第十五条の十四 第十五条の七第一項の承認を受けてする協議が調つたことにより設定された特定利用権を有する者は、その特定利用権を譲り渡し、又はその特定利用権に係る農用地を貸し付けることができない。

(農用地区域内における開発行為の制限)

第十五条の十五 農用地区域内において開発行為の造成又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう。(以下同じ。)をしようとする者は、あらかじめ、農林省令で定めるところにより、その裁定を申請をした者とその申請に係る農用地所有者等との間に協議が調つたものとみなす。

第十五条の十六 都道府県知事は、開発行為に係る土地及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するため必要な限度において、条件を付することができる。

2

都道府県知事は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県農業会議の意見を聽かなければならない。

3

(監督処分等)

第十五条の十七 都道府県知事は、開発行為の中止を命じようとするときは、あらかじめ、その開発行為の中止又は復旧に必要な行為を命ぜた同条第三項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第一項の規定に違反した者若しくは同項の許可に付した同条第三項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第一項の規定に違反して開発行為をした者に對し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により開発行為の中止を命じ、又は復旧に必要な行為をすべき旨を命じようとするときは、あらかじめ、その開発行為の中止又は復旧に必要な行為を命ぜべき者に弁明の機会を与えること

ができる。

3 第十五条の十八 都道府県知事は、前項の規定により開発行為の中止を命じようとするときは、あらかじめ、その開発行為の中止又は復旧に必要な行為を命ぜるべき者に弁明の機会を与えること

(農用地区域以外の区域における開発行為についての勧告等)

第十五条の十九 都道府県知事は、農業振興地域の区域のうち農用地区域以外の区域において開発行為を行つている者がある場合において、その開発行為により、農用地区域内にある農用地等に係る農業用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼすことにより、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、農用地区域内にある農用地等の農業上の利用を確保するため必要な限度において、その者に対し、その事態を除去するために必要な措置を講すべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がその勧告をした場合は、その旨を公表することができる。

第十七条第一項中「(昭和二十七年法律第二百一十九号)を削り、「行なう」を「行う」に改める。
第十八条第一項の農地等について」を「土地について、その土地の農業上の利用を確保するため」に、「行なう」を「行う」に、「これらの土地」を「その土地」に改める。

第二十三条第一項中「個人」の下に「又は法人」を、「土地を」の下に「第十三条の二第一項の規定による交換分合」を加え、「その譲渡しに係る所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十三条第一項に規定する譲渡所得についての所得税」を「所得税又は法人税」に改め、同条第二項中「規定する」の下に「交換分合」を加える。

第六章の次に次の二章を加える。

第七章 罰則

第二十四条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条の四において準用する土地改良法違反した者

第二十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(農業振興地域整備基本方針の変更に関する経過措置)

2 都道府県知事は、政令で定めるところにより、この法律の施行の日以後遅滞なく、この法律の施行の際現に農業振興地域の整備に関する

法律(以下「法」という。)第四条第一項の規定により定められている農業振興地域整備基本方針(同条第二項第三号に掲げる事項のうち改正後の法第三条第四号に掲げる土地に係る部分に限る。)を変更しなければならない。この場合は、法第四条第四項から第七項までの規定を準用する。

(開発行為に関する経過措置)
この法律の施行の際現に着手している開発行為(改正後の法第十五条の十五第一項の開発行為をいう。)については、同項本文の規定は、適用しない。

(農地法の一部改正)

4 農地法の一部を次のように改正する。
第三条第一項第四号中「土地改良法昭和二十一年法律第百九十五号」の下に「若しくは農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)」を加え、同号の次に次の二号を加える。

四 農業振興地域の整備に関する法律(昭和二十一年法律第百九十五号)の下に「若しくは農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)」を加え、同号の次に次の二号を加える。

五 農業振興地域の整備に関する法律(昭和二十一年法律第百九十五号)の下に「若しくは農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)」を加え、同号の次に次の二号を加える。

六 農業振興地域の整備に関する法律(昭和二十一年法律第百九十五号)の下に「若しくは農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)」を加え、同号の次に次の二号を加える。

七 農業振興地域の整備に関する法律(昭和二十一年法律第百九十五号)の下に「若しくは農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)」を加え、同号の次に次の二号を加える。

八 農業振興地域の整備に関する法律(昭和二十一年法律第百九十五号)の下に「若しくは農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)」を加え、同号の次に次の二号を加える。

九 農業振興地域の整備に関する法律(昭和二十一年法律第百九十五号)の下に「若しくは農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)」を加え、同号の次に次の二号を加える。

十 農業振興地域の整備に関する法律(昭和二十一年法律第百九十五号)の下に「若しくは農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)」を加え、同号の次に次の二号を加える。

十一 農業振興地域の整備に関する法律(昭和二十一年法律第百九十五号)の下に「若しくは農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)」を加え、同号の次に次の二号を加える。

十二 農業振興地域の整備に関する法律(昭和二十一年法律第百九十五号)の下に「若しくは農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)」を加え、同号の次に次の二号を加える。

十三 農業振興地域の整備に関する法律(昭和二十一年法律第百九十五号)の下に「若しくは農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)」を加え、同号の次に次の二号を加える。

十四 農業振興地域の整備に関する法律(昭和二十一年法律第百九十五号)の下に「若しくは農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)」を加え、同号の次に次の二号を加える。

十五 農業振興地域の整備に関する法律(昭和二十一年法律第百九十五号)の下に「若しくは農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)」を加え、同号の次に次の二号を加える。

十六 農業振興地域の整備に関する法律(昭和二十一年法律第百九十五号)の下に「若しくは農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)」を加え、同号の次に次の二号を加える。

十七 農業振興地域の整備に関する法律(昭和二十一年法律第百九十五号)の下に「若しくは農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)」を加え、同号の次に次の二号を加える。

十八 農業振興地域の整備に関する法律(昭和二十一年法律第百九十五号)の下に「若しくは農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)」を加え、同号の次に次の二号を加える。

十九 農業振興地域の整備に関する法律(昭和二十一年法律第百九十五号)の下に「若しくは農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)」を加え、同号の次に次の二号を加える。

二十 農業振興地域の整備に関する法律(昭和二十一年法律第百九十五号)の下に「若しくは農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)」を加え、同号の次に次の二号を加える。

二十一 農業振興地域の整備に関する法律(昭和二十一年法律第百九十五号)の下に「若しくは農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)」を加え、同号の次に次の二号を加える。

二十二 農業振興地域の整備に関する法律(昭和二十一年法律第百九十五号)の下に「若しくは農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)」を加え、同号の次に次の二号を加える。

二十三 農業振興地域の整備に関する法律(昭和二十一年法律第百九十五号)の下に「若しくは農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)」を加え、同号の次に次の二号を加える。

二十四 農業振興地域の整備に関する法律(昭和二十一年法律第百九十五号)の下に「若しくは農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)」を加え、同号の次に次の二号を加える。

二十五 農業振興地域の整備に関する法律(昭和二十一年法律第百九十五号)の下に「若しくは農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)」を加え、同号の次に次の二号を加える。

二十六 農業振興地域の整備に関する法律(昭和二十一年法律第百九十五号)の下に「若しくは農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)」を加え、同号の次に次の二号を加える。

二十七 農業振興地域の整備に関する法律(昭和二十一年法律第百九十五号)の下に「若しくは農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)」を加え、同号の次に次の二号を加える。

る賃貸借及び同法第十五条の七から第十五条の十一までの規定によつて設定された同法第十五条の七第一項に規定する特定利用権に係る賃貸借の解除が、同法第十五条の十三の規定により都道府県知事の承認を受けて行われる場合

五 農業振興地域の整備に関する法律(昭和二十一年法律第百九十五号)の第一項に次の一号を加える。

六 農業振興地域の整備に関する法律(昭和二十一年法律第百九十五号)の第一項に次の一号を加える。

七 農業振興地域の整備に関する法律(昭和二十一年法律第百九十五号)の第一項に次の一号を加える。

八 農業振興地域の整備に関する法律(昭和二十一年法律第百九十五号)の第一項に次の一号を加える。

九 農業振興地域の整備に関する法律(昭和二十一年法律第百九十五号)の第一項に次の一号を加える。

十 農業振興地域の整備に関する法律(昭和二十一年法律第百九十五号)の第一項に次の一号を加える。

十一 農業振興地域の整備に関する法律(昭和二十一年法律第百九十五号)の第一項に次の一号を加える。

十二 農業振興地域の整備に関する法律(昭和二十一年法律第百九十五号)の第一項に次の一号を加える。

十三 農業振興地域の整備に関する法律(昭和二十一年法律第百九十五号)の第一項に次の一号を加える。

十四 農業振興地域の整備に関する法律(昭和二十一年法律第百九十五号)の第一項に次の一号を加える。

十五 農業振興地域の整備に関する法律(昭和二十一年法律第百九十五号)の第一項に次の一号を加える。

十六 農業振興地域の整備に関する法律(昭和二十一年法律第百九十五号)の第一項に次の一号を加える。

十七 農業振興地域の整備に関する法律(昭和二十一年法律第百九十五号)の第一項に次の一号を加える。

十八 農業振興地域の整備に関する法律(昭和二十一年法律第百九十五号)の第一項に次の一号を加える。

十九 農業振興地域の整備に関する法律(昭和二十一年法律第百九十五号)の第一項に次の一号を加える。

二十 農業振興地域の整備に関する法律(昭和二十一年法律第百九十五号)の第一項に次の一号を加える。

二十一 農業振興地域の整備に関する法律(昭和二十一年法律第百九十五号)の第一項に次の一号を加える。

二十二 農業振興地域の整備に関する法律(昭和二十一年法律第百九十五号)の第一項に次の一号を加える。

二十三 農業振興地域の整備に関する法律(昭和二十一年法律第百九十五号)の第一項に次の一号を加える。

二十四 農業振興地域の整備に関する法律(昭和二十一年法律第百九十五号)の第一項に次の一号を加える。

二十五 農業振興地域の整備に関する法律(昭和二十一年法律第百九十五号)の第一項に次の一号を加える。

二十六 農業振興地域の整備に関する法律(昭和二十一年法律第百九十五号)の第一項に次の一号を加える。

二十七 農業振興地域の整備に関する法律(昭和二十一年法律第百九十五号)の第一項に次の一号を加える。

二十八 農業振興地域の整備に関する法律(昭和二十一年法律第百九十五号)の第一項に次の一号を加える。

二十九 農業振興地域の整備に関する法律(昭和二十一年法律第百九十五号)の第一項に次の一号を加える。

三十 農業振興地域の整備に関する法律(昭和二十一年法律第百九十五号)の第一項に次の一号を加える。

三十一 農業振興地域の整備に関する法律(昭和二十一年法律第百九十五号)の第一項に次の一号を加える。

三十二 農業振興地域の整備に関する法律(昭和二十一年法律第百九十五号)の第一項に次の一号を加える。

三十三 農業振興地域の整備に関する法律(昭和二十一年法律第百九十五号)の第一項に次の一号を加える。

三十四 農業振興地域の整備に関する法律(昭和二十一年法律第百九十五号)の第一項に次の一号を加える。

三十五 農業振興地域の整備に関する法律(昭和二十一年法律第百九十五号)の第一項に次の一号を加える。

三十六 農業振興地域の整備に関する法律(昭和二十一年法律第百九十五号)の第一項に次の一号を加える。

三十七 農業振興地域の整備に関する法律(昭和二十一年法律第百九十五号)の第一項に次の一号を加える。

三十八 農業振興地域の整備に関する法律(昭和二十一年法律第百九十五号)の第一項に次の一号を加える。

三十九 農業振興地域の整備に関する法律(昭和二十一年法律第百九十五号)の第一項に次の一号を加える。

四十 農業振興地域の整備に関する法律(昭和二十一年法律第百九十五号)の第一項に次の一号を加える。

四十一 農業振興地域の整備に関する法律(昭和二十一年法律第百九十五号)の第一項に次の一号を加える。

四十二 農業振興地域の整備に関する法律(昭和二十一年法律第百九十五号)の第一項に次の一号を加える。

四十三 農業振興地域の整備に関する法律(昭和二十一年法律第百九十五号)の第一項に次の一号を加える。

四十四 農業振興地域の整備に関する法律(昭和二十一年法律第百九十五号)の第一項に次の一号を加える。

四十五 農業振興地域の整備に関する法律(昭和二十一年法律第百九十五号)の第一項に次の一号を加える。

四十六 農業振興地域の整備に関する法律(昭和二十一年法律第百九十五号)の第一項に次の一号を加える。

四十七 農業振興地域の整備に関する法律(昭和二十一年法律第百九十五号)の第一項に次の一号を加える。

こと。
三 不耕作地、買占められて放置されている農地及び農用適地等については、農業委員会のあつせん、農地保有合理化法人及び農業協同組合の受託事業等の制度を積極的に活用して壳渡しあるいは長期貸付けが行われるよう措置すること。

四 特定利用権制度の運用に当たつては、できる限り協議により対象農用地の安定的利用に留意して設定するとともに、特定利用権の存続期間満了後においても当該農用地が有效地に利用されるよう、合意による継続使用農地保有合理化促進事業の活用等につき適切な指導を行ふこと。

五 特定利用権制度の運用に当たつては、できる限り協議により対象農用地の安定的利用に留意して設定するとともに、特定利用権の存続期間満了後においても当該農用地が有效地に利用されるよう、合意による継続使用農地保有合理化促進事業の活用等につき適切な指導を行ふこと。

六 国土利用計画法に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画の作成に当たつては、農用地及び農用適地等が十分確保されるよう配慮すること。

右決議する。

国会に提出する。

昭和五十年二月二十五日
内閣総理大臣 三木 武夫

地方税法の一部を改正する法律

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五節 水都計画税(第七百二条—第七百二条の七)」を「第六節 水利地益税、共同施設税、宅地開発税及び国民健康保険税(第七百三条—第七百三十三条)」を

「第五節 事業所税(第七百一条の三十一—第七百一条の三十九)」を

「第二款 課税標準及び税率(第七百一条の四十一—第七百一条の四十四)」を

「第三款 申告納付並びに更正及び決定等(第七百一条の四十五—第七百一条の六十二)」を

「第四款 犯罰及び滞納処分(第七百一条の六十三—第七百一条の六十七)」を

「第五款 使途等(第七百一条の六十八—第七百一条の七十二)」を

「第六節 都市計画税(第七百二条—第七百二条の七十四)」を

「第七節 水利地益税、共同施設税、宅地開発税及び国民健康保険税(第七百三条—第七百三十三条)」を

に改める。

第五条第五項中「前項」を「前二項」に、「左に」を「次に」改め、同項を同条第六項とし、同条第四項

「次に」改め、同項を同条第六項とし、同条第四項

の次に次の一項を加える。

5 指定都市等(第七百一条の三十一第一項第一号の指定都市等をいう。)は、目的税として、事業所税を課するものとする。

第六条第五項中「次に」を「本条、次条」に、「それぞれ」を「第三号に掲げる者は同号に規定する事業の用に供する財産(取得財産を含む。)を限度として、それぞれ」に改め、同条各号中「基いて」を「基づいて」に改め、同条に次の一号を加える。

三 第七百一条の三十三の規定により課された事業所税に係る地方団体の徴収金、その事業所税の賦課の基因となつた事業を法律上行うとみられる者

第十五条の三第一項中「当該提出期限」の下に「の翌日」を加え、同条第三項中「第一項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項中「前項の」を「第一項から第三項までに規定する」に、「定」を「定め」に改め、同項

間」という。)の末日の翌日から二月以内に均等割額に相当する金額を超える金額の見込納付(第十七条の三第一項第二号の規定に該当する

納付をいう。以下本項及び次項において同じ。)をした場合において、当該法人が、その残額

(以下本項において「見込納付後の税額」という。)のうち当該見込納付をした金額から均等割額を控除した金額に相当する金額を限度として、当該見込納付後の税額に相当する金額以下

に改め、同項の規定にかかるわらず、徴収を猶予を申請した税額については、その納期限の翌日から当該事業年度終了の日後五月を経過した日の前日までの期間を限度としてその申請に係る期間、同項の規定にかかるわらず、徴収を猶

予するものとする。

4 法人税法第七十五条の二第八項(同法第二百四十五条において準用する場合を含む。)において準用する同法第七十五条第一項の規定の適用を受けた第二項の法人又は第七十二条の二第五第四項(第七十二条の二十八第二項において準用する場合を含む。)において準用する第七十二

条の二十五第二項の規定の適用を受けた前項の法人の当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該事業年度に係る第二項又は前項の規定の適用については、これらの規定中「当該算定期間の末日の翌日以後五月を経過した日の前日までの期間」とあり、又は「当該事業年度終了の日後五月を経過した日の前日までの期間」とあるの

は、「三月」とする。

5 第十七条の四第一項第一号中「同じ。」の下に「、第五十三条第三項若しくは第三百二十二条の八

条の二十五第三項(第七十二条の二十八第二項において準用する場合を含む。以下本項において同じ。)の規定の適用を受けているものが、第七十二条の二十五第一項又は第七十二条の二十八第一項の規定により納付すべき事業税額

(同法第二百四十五条において準用する場合を含む。)の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第七十五条の二第一項(同法第二百四十五条において準用する場合を含む。)の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第七十五条の二第一項(同法第二百四十五条において準用する場合を含む。)の規定によつて準用する場合を含む。以下本項において同じ。)の規定の適用を受けているものが、第七十二条の二十五第一項又は第七十二条の二十八第一項の規定により納付すべき事業税額

(同法第二百四十五条において準用する場合を含む。)の規定により納付すべき事業税額

(同法第二百四十五条において準用する場合を含む。)の規定によつて納付すべき法人税額を課税標準と

して算定した道府県民税又は市町村民税の法人税

割額に係るものに限る。)若しくは第七十二条の三

十三条第三項の規定による修正申告書の提出

が決定によって納付すべき法人税額を課税標準と

して算定した道府県民税又は市町村民税の法人税

割額に係るものに限る。)若しくは第七十二条の三

十三条第一項又は第三百二十二条の八第一項の規定により納付すべき当該申告書に係る法人税額

額を課税標準として算定した道府県民税又は市

町村民税の法人税割額及びこれらと併せて納付すべき均等割額(以下本項において「確定法人税額」という。)について「確定事業税額」という。)に

する金額を限度として、当該見込納付後の税額に相当する金額以下の事業税額について、当該事業年度終了の日から二月以内に

見込納付をした場合において、当該法人が、そ

の残額(以下本項において「見込納付後の税額」という。)のうち当該見込納付をした金額に相当する金額に相当するものに限る。)を加える。

第十七条の五第三項中「行なう」を「行う」に改

め、「特別土地保有税」の下に「若しくは事業所税

(事業所用家屋(第七百一条の三十一第一項第七号の事業所用家屋をいう。)の新築又は増築に対しても

課するものに限る。)を加える。

第二十三条第一項第七号ロ中「十五万円」を「一

前項の期間内に当該事業年度の所得又は収入金額に対する事業税を申告納付することができないと認められる場合について準用する。

第七十二条の二十五次の二項を加える。
8 第三項の規定の適用を受けている法人について当該事業年度終了の日から二月を経過した日前に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、当該事業年度に限り、同項の規定の適用がないものとみなして、第二項、第五十五条の三及び第二十条の五の二の規定を適用することができる。

9 第二項から前項までに定めるもののほか、第二項及び第三項の承認の手続その他第二項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十二条の二十八第一項中「二月以内に」の下に、「確定した決算に基づき」を加え、同条第二項中「及び第三項」を「から第五項まで、第八項及び第九項」に改める。

第七十二条の二十九第二項、第七十二条の三十一第二項、第七十二条の三十二第二項及び第七十二条の三十四中「第七十二条の二十五第三項」を「第七十二条の二十五第五項」に改める。

第七十二条の四十五第一項中「因り」を「より」に改め、「第十五条の三第一項」の下に「又は第三項」を加え、同条の次に次の一条を加える。
(法人の事業税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第七十二条の四十五の二 第七十二条の二十五第三項(第七十二条の二十八第二項において準用する場合を含む)
三項(第七十二条の二十八第二項において同じ。)の規定の適用を受けている法人は、その適用に係る各事業年度の所得又は収入金額に対する事業税を納付する場合には、当該税額に、当該各事業年度終了の日後二月を経過した日から第七十二条の二十五第三項の規定により延長された当該事業税の申告書の提出期限までの期間の日数に相当する金額を削り、同項第十一号ロ中「合計所得金

應じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

第七十二条の六十六第二項中「第五十五条の三第一項」の下に「若しくは第三項」を加える。

第七十三条の四第一項第十一号中「第十九条第三项第一号、第二号、第四号、第五号」を「第十九条第一項第一号から第五号まで」に改める。

第七十三条の六第一項中「政令で定める換地の取得を除く。」を「農用地開発公団法(昭和四十九年法律第四十三号)第二十三条第二項において準用する土地改良法第五十四条の二第二項又は第五項の規定による換地の取得を含む。」で政令で定めるものに改め、「土地の取得」の下に「(農用地開発公団法第二十四条第二項において準用する土地改良法第六十条第一項の規定による土地の取得を含む。)」を加え、同条第三項中「同法第四百四条第六項(日本住宅公団法第四十二条の下に「地域振興整備公団法第二十一条の二において準用する場合を含む。」)」を加え、同条第九項を「土地区画整理法第四百四条第九項」に改める。

第七十三条の六第一項中「二十万千円」を「三十万円」に改める。

第三百三十三条第四項第一号中「二十万千円」を「六十万円」に改める。

第三百三十三条第四項第一号中「二十万千円」を「六十万円」に改める。

額が百五十万円」を「前年の合計所得金額が三百四十万円」に改める。

第二百九十五条第一項第三号中「五十万円」を「六十万円」に改める。

第三百三十三条第四項第一号中「二万五千円」を「超え四万円以下である場合には、一万五千円とその超え二万五千円の二分の一の金額」を「一万五千円とその超え四万円以下である場合には、一万五千円とその超え二万五千円の二分の一の金額」との合計超え四万円以下の二分の一の金額」と、一万五千円とその超え四万円以下である場合には、一万五千円とその超え二万五千円の二分の一に相当する金額との合計を含む。」を加え、同条第三項中「同法第四百四条第六項(日本住宅公団法第四十二条の下に「地域振興整備公団法第二十一条の二において準用する場合を含む。」)」を加え、「土地の取得」の下に「(農用地開発公団法第四十二条の下に「地域振興整備公団法第二十一条の二において準用する場合を含む。」)」を加え、「同法同条第九項」を「土地区画整理法第四百四条第九項」に改める。

第七十三条の六第一項中「十六万円」を「十九万円」に改め、同項第七号から「十九万円」を「十六万円」に改め、同項第十一号中「十四万円」を「十七万円」に、「十六万円」を「十九万円」に改め、同条第二項中「十八万円」を「十九万円」に改め、同項第十号中「十八万円」を「十九万円」に改め、同項第十一号中「十四万円」を「十七万円」に、「十六万円」を「十九万円」に改め、同条第二項中「十八万円」を「十九万円」に改め、同条第三項中「十八万円」を「十九万円」に改め、「十六万円」を「十九万円」に改める。

第七十四条第七項を次のよう改める。

第七十二条の二十九第二項、第七十二条の三十一第二項及び第七十二条の三十二第二項を「から第五項まで、第八項及び第九項」に改める。

第七十二条の三十一第二項を次の一項を加える。

12 法人税法第七十四条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第七十五条の二第一項(同法第四十五条において準用する場合を含む。以下本項及び第三百二十四条の四第一項中「一千二百円」を「千七百円」に改め、同条第二項中「六百円」を「八百五十円」に改める。

第一百二十四条の四第一項中「一千二百円」を「千七百円」に改め、「一千二百円」を「一千七百円」に改める。

第三百二十四条の五第一項中「一千四百円」を「三千円」に改める。

のとみなして、第十五条の三及び第二十条の五の二の規定を適用することができます。

第三百二十六条を削り、第三百二十七条第一項中「第十五条の三第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条を第三百二十六条とし、第三章第一節第一款中同条の次に次の二項を加える。

二十九条の二第一項第五号中「一万五千円を超える場合においては、一万五千円とその超え十

万円」に改める。

三百三十三条第四項第一号中「二万五千円」を「三十

万円」に改める。

号を加える。
二十八の二 國際協力事業団が國際協力事業団法第二十一条第一項第一号、第二号又は第四号に規定する業務の用に供する固定資産で政員共済組合の下に、厚生年金基金及び厚生年金基金連合会を加える。

第三百四十九条の三第二項に次のただし書きを加える。
 大だし、当該構築物のうち、地方鉄道又は軌道と道路とを立体交差させるために新たに建設された立体交差化施設に係る線路設備で自治省令で定めるものに対する課する固定資産税の課稅標準は、当該線路設備の価格の三分の一(当該線路設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税について)、当該線路設備の価格の六分の一の額とする。

第三百四十九条の三第三項中「供する償却資産」の下に「(当該ガス事業者をして構成員とする中小企業等協同組合その他他の政令で定める法人が新設した当該ガス事業者に対してガスを供給する事業の用に供する償却資産を含む。)」を加え、同条第四項中「第七号」を「第八号」に改め、同条第六項中「もっぱら」を「専ら」に改め、「六分の一の額」の下に「外航船舶のうち、主として外國貿易のため外航路に就航する船舶として自治省令で定めるものにあつては、当該額に二分の一を乗じて得た額」を加える。

第四百四十五条の二第一項中「小型特殊自動車のうち」を「若しくは小型特殊自動車で」に改め

4 前項の製造たばこの本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、刻みたばこ、葉巻たばこ及びパイプたばこの本数の算定については、それぞの一グラムをもつて紙巻たばこの一本に

換算するものとする。

第四百八十九条第一項第二号中「及び砂鉄」を削り、「純鐵及び電解鉄」を「及び純鐵」に改め、同項第七号の二中「水銀鉄」、「タンクスチル鉄」モリブデン鉄、硫黄、石綿」及び「石こう(天然のものに限る。)」を削り、同項第九号の二中「ベリリウム銅母合金地金、タンタル地金(タンタル粉末を含む。)」を削り、「ジルコニアム地金(スボンジルコニアムを含む。)」及び希土類金屬地金(イットリウム及びスカンジウムを含有するものを含む。)」を削り、「ジルコニアム地金(スピノジルコニアムを含む。)」を改め、同項第九号の三を削り、同項第九号の四を同項第九号の三とし、同項第十三号中「過酸化水素」を削り、同項第二十二号の二中「スチレン」及び「ベンゾール、トルオール、キシロール」を削り、同項第二十二号の四中「及び無水フタル酸」を「無水フタル酸及びアクリル酸(プロピレンを原料とするものに限る。)」に改め、同項第二十二号の五中「合成ゴム(第二十二号の二のブタジエンを原料とするものに限る。)」及び同項第二十二号の六中「アセトアルデヒド」を削り、同項第二十四号を削り、同項第二十五号を削り、同項第二十六号を削り、同項第二十七号を同項第二十五号とし、同項第二十八号を同項第二十六号とし、同項第二十九号を削り、同項第二十号を削り、同項第二十一号を削り、同項第二十二号の次に次の二号を加える。

第五百八十六条第二項第十号中「第九号」を「第十号」に、「第十四号」を「第十六号」に改め、同項第十八号中「もっぱら」を「専ら」に、「第三百四十九条の三の二」を「第三百四十九条の三の二」に改め、同項第二十一号中「定めるもの」の下に「及び当該土地を譲り受けた者で政令で定めるものが同条第七項に規定する公益的施設で政令で定めるものの用に供する土地」を加え、同項第二十二号の次に次の二号を加える。

第五百八十六条第二項第十一号中「第九号」を「第十号」に、「第十四号」を「第十六号」に改め、同項第十八号中「もっぱら」を「専ら」に、「第三百四十九条の三の二」を「第三百四十九条の三の二」に改め、同項第二十一号中「定めるもの」の下に「及び当該土地を譲り受けた者で政令で定めるものが同条第七項に規定する公益的施設で政令で定めるものの用に供する土地」を加え、同項第十二号の二

5 土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に係る土地について第三百四十三条第六項に規定する仮使用地がある場合には、当該仮使用地について使用し、又は収益することができる場合においては、当該仮使用地の使用者による使用又の間は、当該仮使用地の使用者による使用又

は収益の開始をもつて土地の取得と、当該仮使

用地の使用者をもつて当該仮使用地に係る第一項の土地の所有者等とみなすことができる。

第五百八十六条第二項第五号の次に次の二号を加える。

五の二 厚生年金基金又は厚生年金基金連合会が厚生年金保険法第百三十条第三項又は第一百五十九条第三項に規定する厚生年金基金の加入員及び加入員であつた者の福祉を増進するための施設で政令で定めるものの用に供する土地

第五百八十六条第二項第十一号中「第九号」を「第十号」に、「第十四号」を「第十六号」に改め、同項第十八号中「もっぱら」を「専ら」に、「第三百四十九条の三の二」を「第三百四十九条の三の二」に改め、同項第二十一号中「定めるもの」の下に「及び当該土地を譲り受けた者で政令で定めるものが同条第七項に規定する公益的施設で政令で定めるものの用に供する土地」を加え、同項第十二号の二

は収益の開始をもつて土地の取得と、当該仮使
用地の使用者をもつて当該仮使用地に係る第一
項の土地の所有者等とみなすことができる。

第五百九十六条第二項中「第五百八十五条第五項」の下に「若しくは第六項」を加える。

第七百条の十四各号中「当該道府県の条例で定める事項を記載した申告書」を「必要な事項を記載した申告書」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項各号に規定する申告書の様式は、自治省令で定める。

第七百条の二中「四十円」を「百円」に改める。

第四章中第六節を第七節とし、第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

第七百条の二中「四十円」を「百円」に改める。

第五節 事業所税

第一款 通則

(事業所税)

第七百一条の三十 指定都市等は、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため、事業所税を課するものとする。

(用語の意義)

第七百一条の三十一 事業所税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

イ 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市

ロ イに掲げる市以外の市で首都圏整備法第二十二条の二 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和三十九年法律第百四十五号)第一条第四項に規定する工業団地造成事業の施行者が当該事業の用に供する土地で政令で定めるもの

二十一の三 流通業務市街地の整備に関する法律第二条第二項に規定する流通業務団地造成事業の施行者が当該事業の用に供する土地で政令で定めるもの

ハ イ及びロに掲げる市以外の市で人口(官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口その他これに準ずるものとして政令で定める人口をいう)五十万以上のもの

二二の三 工業団地造成事業の用に供する土地で政令で定めるもの

二三 事業所税をいいう。従業者割従業者給与総額を課税標準として課する事業所税をいいう。

二四 前項の二二の三を加え、同項第二十九号中

下に「及び第五号の三」を加え、同項第二十九号中

第五号の下に「第五号の三」を加え、同条第三

四 事業所床面積 事業所用家屋の床面積として政令で定める床面積をいう。

五 従業者給与総額 事務所又は事業所（以下本節において「事業所等」という。）の従業者（役員を含むものとし、第二百九十二条第一項第九号の障害者及び年齢六十歳以上の者（役員を除く。）を除く。以下本号及び第七百一条の四十三において同じ。）に対して支払われる俸給、給料、賃金及び賞与並びにこれららの性質を有する給与（以下本号及び次項において「給与等」という。）の総額（事業所等の従業者のうちに、第三百十三条第四項に規定する事業専従者がある場合には、その者に係る同条第五項に規定する事業専従者控除額を含むものとし、年齢五十五歳以上六十歳未満の者（うち雇用保険法その他の法令の規定に基づく國の雇用に関する助成に係る者で政令で定めるもの（次項において「雇用改善助成対象者」という。）がある場合には、その者の給与等の額の二分の一に相当する額を除く。）をい

六 新増設事業所床面積 新築又は増築（家屋

（第三百四十二条第三号の家屋をいう。以下本節において同じ。）の床面積を増加することをいう。以下本節において同じ。）に係る事業所用家屋の床面積として政令で定める床面積をいう。

七 事業所用家屋 家屋の全部又は一部で人の居住の用に供するもの以外のもの（事業所等において行う事業に対して課する事業所税にあつては、当該家屋の全部又は一部で現に事業所等の用に供するもの）をいう。

八 建築主 家屋に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

九 事業年度 第七十二条の十三に規定する事業年度をいう。

十 個人に係る課税期間 個人の行う事業に対

して課する事業に係る事業所税の課税標準の算定の基礎となる期間をいい、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる期間とする。

イ ロからニまでに掲げる場合以外の場合

ハ その年の一月一日から十二月三十一日までの中途において事業を廃止した場合

ロ 年の中途において事業を廃止した場合（二の場合は除く。）その年の一月一日からそ

の年十二月三十一日まで

ニ 年の中途において事業を開始し、その年の中途中において事業を廃止した場合 当該

開始の日から当該廃止の日まで

ハ 年の中途において事業を開始した場合（二の場合は除く。）当該開始の日からそ

の年十二月三十一日まで

（事業所税の納稅義務者等）

第七百一条の三十二 事業所税は、事業所等において法人若しくは個人の行う事業又は事業所用家屋の新築若しくは増築に対し、当該事業所等又は事業所用家屋所在の指定都市等において、当該事業を行なう者は当該事業所用家屋の建築

主に課する。この場合において、事業所等において法人又は個人の行う事業に対して課する事業所税（以下本節において「事業に係る事業所税」といふ）は、資産割額及び従業者割額の合算額によつて課する。

2 事業所用家屋の増築（次項の規定によつて新築とみなされるものを含む。以下本項及び第七百一条の四十三第三項において同じ。）があり、当該増築について同項後段の規定の適用がある場合において、当該増築に係る新增設事業所床面積（第七百一条の三十四の規定中事業所用家屋の新築又は増築に対して課する事業所税（以

下本節において「新增設に係る事業所税」という。）に関する部分の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において同じ。）と当該増築をした日前二年以内に行われた当該増築をした者が建築主である当該事業所用家屋についての新築又は増築（以下本項において「前の新增築」という。）に係る新增設事業所床面積との合計面積が二千平方メートルを超えることとなるときは、当該増築がされた日において当該前の新增築（既に第七百一条の四十八の規定により新增設に係る事業所税を申告納付した、又は申告納付すべきであつたものを除く。）がされたものとみなして、本節中新增設に係る事業所税に関する規定を適用する。

3 家屋の全部又は一部（その新築又は増築につき既に第七百一条の四十八の規定により新增設に係る事業所税を申告納付した、又は申告納付すべきであつたものを除く。）について、その新築又は増築（本項の規定により新築又は増築とみなされるものを除く。）の日から五年以内に、譲渡（当該譲渡による取得につき次項の規定の適用があるものその他の政令で定めるものを除くものとし、所有権の移転の基因となる行為又は事実で譲渡以外のもののうち法人の合併その他の政令で定めるものを含む。以下本項において同じ。）又は用途の変更（政令で定めるものに限り政令で定める事情があるときは、当該家屋の全部又は一部で政令で定める部分に係るものに限る。以下本項において同じ。）があつたときは、当該譲渡又は用途の変更があつた日において当該新築又は増築（当該譲渡又は用途の変更につき政令で定める事情があるときは、当該家屋の全部又は一部で政令で定める部分に係るものに限る。）があつたものとみなし、当該譲受人又は所有者を建築主とみなして、本節中新增設に係る事業所税に関する規定を適用する。

4 都市再開発法による市街地再開発事業の施行に伴う同法第二条第八号に規定する施設建築物の一部（うち同法第七十三条第一項第三号に規定する宅地、借地権又は建築物に對応して与え

られるもの以外のもの（以下本項及び第七百一条の三十四第八号第二号において「從前の宅地等に對応しない施設建築物の一部」という。）で事業所等の用に供するものの取得その他これに準するものとして政令で定める家屋の一部で事業所等の用に供するものの取得があつた場合に是、当該取得があつた日において当該從前の宅地等に對応しない施設建築物の一部又は家屋の一部で事業所等の用に供するもの（第七百一条の四十一第四項において「從前の宅地等に對応するもの」という。）の新築があつたものとして政令で定める家屋の一部で事業所等の用に供するもの（第七百一条の四十一第四項において「從前の宅地等に對応するもの」という。）の新築があつたものとみなして、当該取得者を建築主とみなして、本節中新設に係る事業所税に関する規定を適用する。

5 特殊關係者（親族その他の特殊の關係のある個人又は同族会社（これに類する法人を含む。）で政令で定めるものをいう。以下本項において同じ。）を有する者がある場合において、当該特殊關係者が行なう事業又は当該特殊關係者が建築主である事業所用家屋の新築若しくは増築について政令で定める特別の事情があるときは、事業所税の賦課徵収については、当該事業又は当該新築若しくは増築は、その者及び当該特殊關係者の共同事業又は共同行為とみなす。

6 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下本節において「人格のない社団等」という。）は、法人とみなして、本節中法人に関する規定を適用する。

（事業を行う者が名義人である場合における事業に係る事業所税の納稅義務者）

第七百一条の三十三 法律上事業所等において事業を行なうとみられる者が単なる名義人であつて、他の者が事實上当該事業を行つていると認められる場合には、当該事業に對して課する事業に係る事業所税は、当該他の者に課するものとする。

（事業所税の非課稅の範囲）

第七百一条の三十四 指定都市等は、國及び法人

税法第二条第五号の公共法人に對しては、事業所税を課すことができない。
 指定都市等は、法人税法第二条第六号の公益法人等又は人格のない社団等が事業所等において行う事業のうち収益事業以外の事業に係る事業所床面積及び従業者給与総額並びに事業所用家屋で当該事業に係るもの的新築又は増築でこれらのが建築主であるものに係る新增設事業所床面積に対しては、事業所税を課することができない。

3 指定都市等は、次の各号に掲げる施設に係る事業所床面積及び従業者給与総額に対しては事業に係る事業所税を、事業所用家屋で当該施設に係るもの的新築又は増築で当該施設に係る事業を行なう者が建築主であるものに係る新增設事業所床面積に対しては新增設に係る事業所税を課することができない。

一 日本原子力研究所、理化学研究所又は日本科学技術情報センターがその本来の事業の用に供する施設

二 証券取引所又は商品取引所がその本来の事業の用に供する施設

三 博物館法第二条第一項に規定する博物館その他政令で定める教育文化施設

四 公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）第一条第一項に規定する公衆浴場で政令で定めるもの

五 と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第二条第二項に規定すると畜場

六 へい獸取扱場

七 水道法第三条第七項に規定する水道施設

八 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第一項の規定による許可を受けて、又は同項ただし書の規定により市町村の委託を受けて行う一般廃棄物の收集、運搬又は処分の事業の用に供する施設

九 医療法第一条に規定する病院及び診療所並びに看護婦、准看護婦、歯科衛生士その他政令で定める医療関係者の養成所

十 社会福祉事業法第二条第一項に規定する社会福祉事業の用に供する施設、生活保護法第三十八条に規定する保護施設、児童福祉法第七条に規定する児童福祉施設

十一 農業、林業又は漁業を営む者が直接その生産の用に供する施設で政令で定めるもの更生援護施設

十二 農業協同組合、水産業協同組合、森林組合その他政令で定める法人が農林水産業者の共同利用に供する施設で政令で定めるもの

十三 農業倉庫業法（大正六年法律第十五号）第一条第一項に規定する農業倉庫業者又は同法第十九条第一項に規定する連合農業倉庫業者

十四 卸売市場法第二条第二項に規定する卸売市場及びその機能を補完するものとして政令で定める施設

十五 織維工業構造改善臨時措置法第四条第一項第一号に規定する特定組合が作成して同項又は同条第二項の規定による承認を受けた構造改善事業計画に基づき当該特定組合又はその直接若しくは間接の構成員である組合が設置する共同施設

十六 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第三条第一項に規定する協同組合等が作成して同項の規定による認定を受けた振興計画に基づき当該協同組合等又はその直接若しくは間接の構成員である組合が設置する共同施設

十七 石油バイオライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）第二条第三項に規定する石油バイオライン事業の用に供する施設で政令で定めるもの

十八 熱供給事業法第二条第二項に規定する熱供給事業の用に供する施設で政令で定めるもの

十九 電気事業法第二条第五項に規定する電気事業の用に供する施設で政令で定めるもの

二十 ガス事業法第二条第五項に規定するガス事業の用に供する施設で政令で定めるもの

二十一 中小企業近代化促進法第五条の二第一項に規定する特定業種に属する事業を行う中小企業者を構成員とする同項に規定する商工組合等が作成して同項の規定による承認を受けた中小企業構造改善計画に基づく構造改善事業の用に供する施設

二十二 中小企業振興事業団法第二十条第一項第二号イ又はロの中企業構造の高度化に寄与する事業で政令で定めるものを行なう者が都道府県又は中小企業振興事業団から同号イ又はロの資金の貸付け（これらに準ずるものとして政令で定める資金の貸付けを含む。）又は施設の譲渡しを受けて当該事業を実施する場合における当該事業の用に供する施設で政令で定めるもの

二十三 下請中小企業振興法第五条第一項に規定する特定下請組合が同項の規定による承認を受けた下請中小企業振興事業計画に基づき設置する同条第三項に規定する共同利用施設及び租税特別措置法第十一条第一項の表の第十一号に掲げる個人又は同法第四十三条第一項の表の第十六号に掲げる法人が中小企業振興法第四条第一項から第三項までの規定による認定を受けた同条第四項に規定する高度化事業計画に基づく高度化事業の用に供する施設で政令で定めるもの

二十四 地方鉄道法又は軌道法の規定による地方鉄道業者又は軌道經營者がその本来の事業の用に供する施設で政令で定めるもの

二十五 道路運送法第八条第一項に規定する一般自動車運送事業者で同法第三条第二項第一号、第四号若しくは第五号に掲げる事業を経営するもの又は通運事業法（昭和二十四年法律第二百四十一号）第二条第四項に規定するバスターミナル又はトラックターミナルの用に供する施設で政令で定めるもの

二十六 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第二条第四項に規定するバスターミナル又はトラックターミナルの用に供する施設で政令で定めるもの

二十七 國際路線に就航する航空機が使用する公共の飛行場に設置される施設で当該國際路線に係るものとして政令で定める施設

二十八 國際電信電話株式会社がその本来の事業の用に供する施設で政令で定めるもの

二十九 勤労者の福利厚生施設で政令で定めるもの

三十 駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場

四 指定都市等は、次の各号に掲げる施設に係る事業所床面積に対しては資産割を、事業所用家屋で当該施設に係るもの的新築又は増築に係る新増設事業所床面積に対しては新增設に係る事業所税を課することができない。

一 事業活動に伴つて生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害の防止のための施設

二 百貨店、旅館その他の消防法第十七条第一項に規定する防火対象物で多数の者が出入するものとして政令で定めるもの

三 同項に規定する消防用設備等で政令で定めるもの（以下本号において「消防用設備等」という。）及び建築基準法第三十五条に規定する避難施設その他の政令で定める防災に関する施設又は設備（消防用設備等を除く。）のうち政令で定める部分

五 指定都市等は、都市再開発法第七十三条第一項第二号若しくは第七号に規定する者又はこれらに準ずる者として政令で定める者で、中小企業の用に供する施設で政令で定めるもの

売商業振興法第二条に規定する中小売商業者であるものが都市再開発法第二条第二号に規定する施行者から譲渡を受けた同法第二条第八号に規定する施設建築物の一部又はこれに準ずる家屋の一部で政令で定めるものにおいて、これらの者が行う中小売商業振興法第四条第四項第一号に規定する高度化事業（同項に規定する高度化事業計画に準ずるものとして政令で定める計画に基づくものに限る。）の用に供する施設で政令で定めるものに係る事業所床面積及び従業者給与総額に対しては、事業に係る事業所税を課すことができる。

指定都市等は、民法第三十四条の法人が国から經營の委託を受けた施設で政令で定めるものに係る事業所床面積に対しては、資産割を課すことができる。

7 指定都市等は、港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一条）第四条第一項の規定による免許を受けた港湾運送事業者がその本来の事業の用に供する施設で政令で定めるものに係る従業者給与総額に対しては、従業者割を課することができない。

8 指定都市等は、次の各号に掲げる新築又は新築とみなされる取得に係る新增設事業所床面積に対しても、新增設に係る事業所税を課することができない。

一 防災建築街区造成組合が建築主である防災建築物（都市再開発法附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧防災建築街区造成法（昭和三十六年法律第一百十号）第二条第二号に規定する防災建築物で事業所等の用に供するものをいう。第七百一条の四十一第四項において同じ。）の新築で同法第三条の規定に基づき指定された防災建築街区（第七百一条の四十一第四項において「防災建築街区」という。）の区域内において行われたもの

二 都市再開発法第七十三条第一項第二号若し

くは第七号に規定する者又はこれらに準ずる者として政令で定める者で、中小売商業振興法第二条に規定する中小売商業者であるものが都市再開発法第二条第二号に規定する施行者から譲渡を受けた從前の宅地等に対応しない施設建築物の一部又はこれに準ずる家屋の一部で政令で定めるもののうち、これらの者が中小売商業振興法第四条第四項に規定する高度化事業計画に準ずるものとして政令で定める計画に基づく同項第一号に規定する高度化事業の用に供するもので、その譲渡による取得につき第七百一条の三十二第四項の規定の適用を受けるものとの同項の規定により新築とみなされる取得

9 指定都市等は、事業所用家屋で第三項第十四号に掲げる施設に係るもの（新築又は増築のうち、当該施設に係る事業を行う者に当該施設を利用させる事業を行なうことを目的として設立された法人で政令で定めるものが建築主であるものに係る新增設事業所床面積に対しては、新增設に係る事業所税を課することができる）の規範の適用に係るものと認められる者又は同号に掲げる者から金銭若しくは物品を受け取る権利があると認められる者

10 第二項から前項までに規定する場合において、これらの規定（事業に係る事業所税に関する部分に限る。）の適用を受ける事業であるかどうかの判定は課税標準の算定期間（法人に係る事業年度とし、個人に係るものにあっては、事業年度とする）の六十五第六項の定めるところによる。

11 下本節において同じ。）の末日の、これらの規定（新增設に係る事業所税に関する部分に限る。）の適用を受ける新築又は増築であるかどうかの判定は第七百一条の四十八の規定により申告納付すべき日（現況によるものとする。

11 前項に定めるもののはか、第二項の法人が同一の事業所等において収益事業と収益事業以外の事業と併せて行う場合における事業所床面積又は従業者給与総額についての同項の規定の適用の適用を受けるものと受けないものとの区分に関し必要な事項、同項の収益事業の範囲その他同項

から第九項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（事業所税に係る徴税吏員の質問検査権）

第七百一条の三十五 指定都市等の徴税吏員は、事業所税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合には、次に掲げる者に質問し、又は

第一号若しくは第二号の者の帳簿書類その他の物件を検査することができる。

一 紳税義務者又は納稅義務があると認められる者

二 前号に掲げる者に金銭若しくは物品を給付する義務があると認められる者又は同号に掲げる者から金銭若しくは物品を受け取る権利があると認められる者

三 前二号に掲げる者以外の者で当該事業所税に係る新增設事業所床面積に対しては、新增設に係る事業を行なうことを目的として設立された法人で政令で定めるものが建築主であるものに係る新增設事業所床面積に対しては、新增設に係る事業所税を課することができない。

二 前号に掲げる者以外の者で当該事業所税に係る新增設事業所床面積に対しては、新增設に係る事業を行なう者に当該施設を

利用させる事業を行うことを目的として設立された法人で政令で定めるものが建築主であるものに係る新增設事業所床面積に対しては、新增設に係る事業所税を課することができない。

三 前二号に掲げる者以外の者で当該事業所税に係る新增設事業所床面積に対しては、新增設に係る事業を行なう者に当該施設を

利用させる事業を行うことを目的として設立された法人で政令で定めるものが建築主であるものに係る新增設事業所床面積に対しては、新增設に係る事業所税を課することができない。

官報(号外)

(事業所税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第七百一条の三十九 指定都市等は、事業所税の納稅義務者が第七百一条の三十七の規定によつて申告すべき納稅管理人について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合には、その者に対する科する旨の規定を設けることができる。

(事業所税の課稅標準)

(第二款 課稅標準及び税率)

第七百一条の四十 事業に係る事業所税の課稅標準は、資産割にあつては、課稅標準の算定期間の末日現在における事業所床面積(当該課稅標準の算定期間の月数が十二月に満たない場合には、当該事業所床面積を十二で除して得た面積に当該課稅標準の算定期間の月数を乗じて得た面積。次項において同じ。)とし、従業者割については、課稅標準の算定期間に支払われた従業者給与総額とする。

2 次の各号に掲げる事業所等において行う事業に対し課する資産割の課稅標準は、前項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める面積とする。

一 課稅標準の算定期間の中途において新設された事業所等(第三号の事業所等を除く。)当該課稅標準の算定期間の末日における事業所床面積に当該新設日の属する月の翌月から当該課稅標準の算定期間の末日の属する月までの月数の当該課稅標準の算定期間の月数に対する割合を乗じて得た面積

二 課稅標準の算定期間の中途において廃止された事業所等(次号の事業所等を除く。)当該廃止の日ににおける事業所床面積に当該課稅標準の算定期間の開始日の属する月から当該廃止日の属する月までの月数の当該課稅標準の算定期間の月数に対する割合を乗じて得た面積

三 課稅標準の算定期間の中途において新設された事業所等で当該各号に定める面積

れた事業所等で当該課稅標準の算定期間中の途において廃止されたもの 当該廃止の日に

おける事業所床面積に当該廃止日の月までの月数の当該課稅標準の算定期間の月数に対する割合を乗じて得た面積

月数の当該課稅標準の算定期間の月数に対する割合を乗じて得た面積

新增設に係る事業所税の課稅標準は、新增設

事業所床面積とする。

(事業所税の課稅標準の特例)

第七百一条の四十一 次の表の各号の第一欄に掲げる施設に係る事業所等において行う事業

として課する資産割若しくは従業者割又は当該事業に係る事業所用家屋の新築若しくは増築で当該事業を行う者が建築主であるものに対して課する新增設に係る事業所税の課稅標準となるべき事業所床面積若しくは従業者給与総額又は新

増設事業所床面積の算定期間については、当該資産割若しくは従業者割又は新增設に係る事業所税につき、それぞれ当該各号の第二欄から第四欄までに割合が定められている場合には、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積若しくは従業者給与総額(第七百一条の三十四(事業に係る事業所税に係る部分に限る。)の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において同じ。)又は当該新築若しくは増築に係る新增設事業所床面積(同条新增設に係る事業所税に関する部分に限る。)の規定の適用を受けるものを除く。

以下本項において同じ。)から当該施設に係る新築若しくは増築で当該施設に係るものに係る新築若しくは増築にそれぞれ当該各号の第二欄から第四欄までに掲げる割合を乗じて得た面積

施

設

係る割合に
従業者割合

に係る割合
に係る事業所税
に係る割合

一 法人税法第二条第七号の協同組合等がその本来の事業の用に供する施設	二 分の一	二 分の一	二 分の一	二 分の一
二 民法第三十四条の法人が國から經營の委託を受けた施設で政令で定めるもの	二 分の一	二 分の一	二 分の一	二 分の一
三 学校教育法第八十三条第一項に規定する各種学校(学校法人又は私立学校法第六十四条の法に供する施設)	二 分の一	二 分の一	二 分の一	二 分の一
四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の規定による許可を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業その他公害防止のための事業で政令で定めるものに供する施設で政令で定めるもの	二 分の一	二 分の一	二 分の一	二 分の一
五 家畜取引法(昭和三十一年法律第二百一十三号)第二条第三項に規定する家畜市場	四 分の三	四 分の三	四 分の三	四 分の三
六 大規模な野菜の低温貯蔵庫その他の生鮮食料品の価格安定に資することを目的として設置される施設で政令で定めるもの	四 分の三	四 分の三	四 分の三	四 分の三
七 生鮮食料品等の円滑な流通を確保するための設備を必要とする施設で政令で定めるもの(前号に掲げるものを除く)	四 分の三	四 分の三	四 分の三	四 分の三
八 みそ、しょうゆ若しくは食用酢又は酒類(酒税法(昭和二十九年法律第六号)第二条第一項に規定する酒類をいう。)の製造業者が直接これらに製造するための用に供する施設で政令で定めるもの	四 分の三	四 分の三	四 分の三	四 分の三
九 木材取引のために開設される市場で政令で定めるもの又は木材の販売若しくは製材を業とする者がその事業の用に供する木材の保管施設で政令で定めるもの	四 分の三	四 分の三	四 分の三	四 分の三
十 日本開発銀行法(昭和二十六年法律第百八号)第十八条第一項第五号の規定による資金の貸付け若しくは同項第五号の規定による資金の出資、国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)第十八条第一項の規定による資金の貸付け、中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第百三十八号)第十九条第一項の規定による資金の貸付け又は北海道東北開発公庫法(昭和三一年法律第九十七号)第十九条の規定による資金の出資若しくは融通を受けて設置されるもの(第二十二条に掲げるものを除く)	二 分の一	二 分の一	二 分の一	二 分の一

二十一 駐車場法第二十条第一項若しくは第二項又 は第二十一条の二第一項の規定に基づく条例で定め るところにより設置される駐車施設	二十二 公共用飛行場周辺における航空機騒音による 障害の防止等に関する法律第八条の二第三項に規定する 空港周辺整備計画に従つて整備される土地規 定の三十号四第三項第二十七号に掲げるもの の政令で定めるもの	二十三 公共の飛行場に設置される施設（第七百一 条第一項に規定するタクシービル等を除く）	二十四 港湾法第二条第五項に規定する港湾施設のう ち同項第六号又は第八号に掲げる施設で政令で定 めるもの	二十五 外国貿易のため外国航路に就航する船舶によ り運送されるコンテナ貨物に係る荷さばきの用 に供する施設（前号に掲げるものを除く。）	二十六 港湾運送事業法（昭和三十一年法律第二百二十一 号）第六条第一項に規定する倉庫業者（第二十 三条第一号に規定する倉庫業者と同一の者を除く。） がその本来の事業の用に供する上屋（第十四号に掲 げるものを除く。）	二十七 倉庫業法（昭和三十一年法律第二百二十一 号）第六条第一項に規定する倉庫業者（第二十 三条第一号に規定する倉庫業者と同一の者を除く。） がその本来の事業の用に供する上屋（第十四号に掲 げるものを除く。）	二十八 道路運送法第三十二条第一項第三号に掲げる事業 （タクシービル等を除く）第六条第三項に規定するタクシービ ル等に限る。）の用に供する施設で政令で定めるも のを除く。	二十九 公共の飛行場に設置される施設（第七百一 条第一項に規定するタクシービル等を除く）	三十 第一種の防護帯等に関する法律第九条の二第二項に規定する 施設で政令で定めるもの	三十一 旅館業法第二条第二項に規定するホーテル営業 施設で政令で定めるもの（次号に掲げるものを除く。）	三十二 旅館業法第二条第五項に規定する旅館営業の用に供する施設で政令で定めるもの
		二分の一		二分の一		二分の一		二分の一		二分の一	
		二分の一		二分の一		二分の一		二分の一		二分の一	
		二分の一		二分の一		二分の一		二分の一		二分の一	
		二分の一		二分の一		二分の一		二分の一		二分の一	

2 心身障害者を多数雇用するものとして政令で定める事業所等において行う事業に対して課する資産割又は当該事業に係る事業所用家屋の新築若しくは増築で当該事業を行う者が建築主であるものに対し課する新增設に係る事業所税の課税標準となるべき事業所床面積又は新增設事業所床面積の算定については、当該事業に係る事業所床面積(第七百一条の三十四(事業に係る事業所税に関する部分に限る。)の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において同じ。)又は当該新築若しくは増築に係る新增設事業所床面積(同条(新增設に係る事業所税に関する部分に限る。)の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において同じ。)からそれぞれ当該事業所床面積又は新增設事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。

3. 事業所用家屋の所有者が当該事業所用家屋を取り壊した場合又は事業所用家屋について土地取用法に基づく取用その他これに準する政令で定める事情(以下本項において「取用等の事情」という。)が生じた場合において、当該取壊しが完了し、又は当該取用等の事情が生じた日から二年以内に、指定都市等の区域内において当該取壊しが行われた、又は当該取用等の事情が生じた場合に建築主である事業所用家屋(以下本項において「従前の事業所用家屋」という。)の所有者が建築主である事業所用家屋で当該従前の事業所用家屋に代わるものと認められるものの新築又は増築(従前の事業所用家屋で取壊しが行われたものに代わるものと認められる事業所用家屋の新築又は増築に限る。)の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において同じ。)からそれそれ当該事業所床面積又は新增設事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。

4 指定都市等の区域内に所在していた場合に限る。)があつたときにおける当該新築又は増築に對して課する新增設に係る事業所税の課税標準となるべき新增設事業所床面積の算定については、当該新築又は増築に係る新增設事業所床面積(第七百一条の三十四(新增設に係る事業所税に関する部分に限る。)の規定の適用を受けるものを除く。)から当該従前の事業所用家屋の政令で定める部分の床面積に相当する面積を控除するものとする。

4 従前の宅地等に対応しない施設建築物の一部

4 従前の宅地等に対応しない施設建築物の一部等で事業所等の用に供するもののうちその取得につき第七百一条の三十二第四項の規定の適用を受けるものの同項の規定により新築とみなされる取得又は防災建築街区造成組合の組合員が建築主である防災建築物の新築で防災建築街区の区域内において行われたものに対して課する新增設に係る事業所税の課税標準となるべき新增設事業所床面積の算定については、当該新築とみなされる取得又は新築に係る新增設事業所床面積(第七百一条の三十四新增設に係る事業所税に関する部分に限る。)の規定の適用を受けるものを除く。から当該面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。

5 事業所用家屋で日本労働者住宅協会法(昭和四十年法律第二百三十三号)第二十三条第四項の施設に係るもの的新築若しくは増築又は事業所用家屋で次の各号に掲げる施設に係るものの中當該各号に規定する者からの譲渡により取

得されたもので、その取得につき第七百一条の三十二第三項の規定の適用を受けるものの同項の規定により新築若しくは増築とみなされる取扱いに対して課する新增設に係る事業所税の課税標準となるべき新增設事業所床面積の算定については、当該新築若しくは増築又は新築若しくは増築とみなされる取得に係る新增設事業所床面積(第七百一条の三十四(新增設に係る事業所税に關する部分に限る。)の規定の適用を受けるものを除く。)から当該面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。

日本住宅公団が新築又は増築をしたもの

二 地方住宅供給公社法第二十一条第三項第五号の施設で地方住宅供給公社が新築又は増築をしたもの

三 公營住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第二条第二号に規定する公營住宅又は住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第二条第六項に規定する改良住宅に係るこれらの住宅の居住者の利便に供する施設で地方公共団体が新築又は増築をしたもの

事業所用家屋で第一項の表の第九号、第十号、第十四号、第十六号、第十七号、第二十二号又は第二十三号に掲げる施設に係るもの建築又は増築のうち、当該施設に係る事業を行う者に当該施設を利用させる事業を行うことを目的として設立された法人で政令で定めるものが建築主であるものに対して課する新增設に係る事業所税の課税標準となるべき新增設事業所床面積の算定については、当該新築又は増築に係る新增設事業所床面積(第七百一条の三十四(新增設に係る事業所税に關する部分に限る。)の規定の適用を受けるものを除く。)から当該面積の二分の一(同項の表の第九号、第十四号、第十号又は第二十三号に掲げる施設に係るものにあつては、当該面積の四分の三)に相当する面積を控除するものとする。

7 前各項の場合において、これらの規定(事業に係る事業所税に關する部分に限る。)の適用を受ける事業であるかどうかの判定は課税標準の算定期間の末日の、これららの規定(新增設に係る事業所税に關する部分に限る。)の適用を受けたものによる。前項に規定する新增設事業所床面積が二千平方メートル以下であるかどうかの判定は第七百一条の四十八の規定により申告納付すべき日による現況によるものとする。

8 前項に定めるものほか、第一項の表の各号の第一欄に掲げる施設に係る事業所等において同項の規定の適用を受ける事業と受けない事業とを併せ行う場合における事業所床面積又は従業者給与総額についての同項の規定の適用を受けるものと受けないものとの区分に關し必要な事項、事業所用家屋の新築又は増築につき第一項から第六項までの規定のうち二以上上の規定の適用を受ける場合におけるこれららの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定めることとする。

(税率)

第七百一条の四十二 事業に係る事業所税の税率は、資産割にあつては一平方メートルにつき三百円、従業者割にあつては百分の〇・二五とする。

(事業所税の免税点)

第七百一条の四十三 指定都市等は、同一の者が当該指定都市等の区域内において行う事業に係る各事業所等(次項に規定する事業所等に該当するものを除く。)について、当該各事業所等に係る事業所床面積(第七百一条の三十四(事業に係る事業所税に關する部分に限る。)の規定の適用を受けるものを除く。)が二千平方メートル以下である場合には、新增設に係る事業所税を課することができない。この場合において、当該事業所用家屋の増築について、当該増築をした日前一年以内に行われた当該増築をした者が建築主である当該事業所用家屋に係る新築又は増築(以下本項において「前の新增築」という。)があるときは、当該増築及び当該前の新增築をもつて一つの合計面積が千平方メートル以下であるかどうか並びに第一項に規定する従業者の数の合計数

計数が百人以下である場合には従業者割を課すことができない。

2 指定都市等は、中小企業団体の組織に関する法律第三条第六号に規定する企業組合又は同条第七号に規定する協業組合(以下本項において「企業組合等」という。)が当該指定都市等の区域内において行う事業に係る各事業所等のうち、当該事業所等に係る事業所用家屋が当該企業組合等の組合員が組合員となつた際その者の事業の用に供されていたものであり、かつ、その者がその後引き続き当該事業所等において行われる事業の主宰者として当該企業組合等の事業に従事しているものその他これに準ずるものとして政令で定める事業所等に該当するものについては、事業所床面積(第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。)が千平方メートル以下であるものにあつては資産割を、従業者(同条の規定の適用に係る者を除く。)の数が百人以下であるものにあつては従業者割を課することができない。

3 指定都市等は、事業所用家屋の新築又は増築について、当該新築又は増築に係る新增設事業所床面積(第七百一条の三十四(新增設に係る事業所税に關する部分に限る。)の規定の適用を受けるものを除く。)が二千平方メートル以下である場合には、新增設に係る事業所税を課することができる。この場合において、当該事業所用家屋の増築について、当該増築をした日前一年以内に行われた当該増築をした者が建築主である当該事業所用家屋に係る新築又は増築(以下本項において「前の新增築」という。)があるときは、当該増築及び当該前の新增築をもつて一つの合計面積が千平方メートル以下であるかどうか並びに第一項に規定する従業者の数の合計数

あるかどうかの判定は課税標準の算定期間の末日の、前項に規定する新增設事業所床面積が二千平方メートル以下であるかどうかの判定は第七百一条の四十八の規定により申告納付すべき日の現況によるものとする。

4 前項の場合において、第一項に規定する従業者の数の合計数及び第二項に規定する従業者の数の合計数及び第二項に規定する従業者の数を合計した数を当該課税標準の算定期間の月数で除して得た数をもつて前項の課税標準の算定期間の末月の末日現在における従業者の数を合計した数を当該課税標準の算定期間の月数で除して得た数をもつて前項の課税標準の算定期間の末月の現況によるものとする。

5 前項の場合において、第一項に規定する従業者の数の合計数及び第二項に規定する従業者の数の合計数及び第二項に規定する従業者の数を合計した数を当該課税標準の算定期間の月数で除して得た数をもつて前項の課税標準の算定期間の末月の現況によるものとする。

6 前項の月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

(政令への委任)

第七百一条の四十四 第七百一条の四十から前条までに定めるものほか、事業所等が指定都市等とその他の市町村ととわたり所在する場合の第七百一条の四十の規定の適用その他同条から前条までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第三款 申告納付並びに更正及び決定

(事業所税の徵収の方法)

第七百一条の四十五 事業所税の徵収については、申告納付の方法によらなければならない。(法人の事業に對して課する事業に係る事業所税の申告納付)

第七百一条の四十六 事業所等において法人が行う事業に對して課する事業に係る事業所税の納稅義務者は、各事業年度終了の日から二月以内(外国法人が第七百一条の三十七に規定する納

税管理人の申告をしないでこの法律の施行地に事業所等を有しないこととなる場合には、当該事業年度終了の日から二月を経過した日の前日と当該事業所等を有しないこととなる日とのいづれか早い日まで)に、当該各事業年度に係る事業に係る事業所税の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した自治省令で定める様式による申告書を当該事業所等所在の指定都市等の長に提出するとともに、その申告した税額を当該指定都市等に納付しなければならない。

2 前項の課税標準額は、資産割にあつては、当該個人に係る課税期間中においてその者が当該

事業所等に係る資産割の課税標準となるべき事業所床面積の合計面積とし、従業者割にあつては、当該各事業所等に係る従業者割の課税標準となるべき従業者給与総額の合計額とする。

3 指定都市等の長は、事業所等において事業を行ふ個人で各個人に係る課税期間について納付すべき事業に係る事業所税額がないものに、当該指定都市等の条例の定めるところにより、第一項の規定に準じて申告書を提出させることができることを規定する。

4 第七百一条の五十 指定都市等は、事業所用家屋でその建築主が所有する他の事業所用家屋(以下本条において「従前の事業所用家屋」という。)に代わるものと認められるものの新築又は増築があつた場合において、当該新築又は増築の日から一年を経過する日までの期間(以下本条において「納稅義務の免除に係る期間」という。)内において当該従前の事業所用家屋について取壊しが行われ、又は土地收用法に基づく取用その他これに準ずる政令で定める様式による申告書を当該事業所用家屋所在の指定都市等の長に提出するとともに、その申告した税額を当該指定都市等に納付しなければならない。

5 指定都市等の長は、第二項の規定により納稅の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る新增設に係る事業所税について第一項の規定の適用がないことが明らかとなつたとき、又は徴収の猶予の理由の一部に変更があることが明らかとなつたときは、当該徴収の猶予に係る納稅義務の免除に係る地方団体の徴収金の全部又は一部についてその徴収の猶予を取り消さなければならぬ。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予の取消しに係る新增設に係る事業所税に係る地方団体の徴収金を納付しなければならない。

6 第十五条第四項、第十六条の二第四項並びに第十六条第三項、第十六条の二第四項並びに第十六条第五項及び第二項の規定は第三項後段(第四項後段において準用する場合を含む。)の規定

該事業年度において当該法人が当該指定都市等の区域内に有し、又は有していた各事業所等に係る資産割の課税標準となるべき事業所床面積の合計面積とし、従業者割にあつては、当該各事業所等に係る従業者割の課税標準による申告書を当該事業所等所在の指定都市等の長に提出するとともに、その申告した税額を当該指定都市等に納付しなければならない。

3 前項の課税標準額は、資産割にあつては、当該事業年度中ににおいて当該法人が当該指定都市等の区域内に有し、又は有していた各事業所等に係る資産割の課税標準となるべき事業所床面積の合計面積とし、従業者割にあつては、当該各事業所等に係る従業者割の課税標準による申告書を当該事業所等所在の指定都市等の長に提出するとともに、その申告した税額を当該指定都市等に納付しなければならない。

3 指定都市等の長は、事業所等に係る事業を行ふ個人で各個人に係る課税期間について納付すべき事業に係る事業所税額がないものに、当該指定都市等の条例の定めるところにより、第一項の規定に準じて申告書を提出させることができる。

4 第七百一条の四十八 事業所用家屋の新築又は増築をした建築主は、当該新築又は増築をした日から一月以内に、新增設に係る事業所税の課税標準となるべき新增設事業所床面積及び税額その他の必要な事項を記載した自治省令で定める様式による申告書を当該事業所用家屋所在の指定都市等の長に提出するとともに、その申告した税額を当該指定都市等に納付しなければならない。

5 指定都市等の長は、第二項の規定により納稅の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る新增設に係る事業所税について第一項の規定の適用がないことが明らかとなつたとき、又は徴収の猶予の理由の一部に変更があることが明らかとなつたときは、当該徴収の猶予に係る納稅義務の免除に係る地方団体の徴収金の全部又は一部についてその徴収の猶予を取り消さなければならぬ。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予の取消しに係る新增設に係る事業所税に係る地方団体の徴収金を納付しなければならない。

6 第十五条第四項、第十六条の二第四項並びに第十六条第三項、第十六条の二第四項並びに第十六条第五項及び第二項の規定は第三項後段(第四項後段において準用する場合を含む。)の規定

2 前項の課税標準額は、資産割にあつては、当該個人に係る課税期間中においてその者が当該

による担保について準用する。

7 指定都市等は、新增設に係る事業所税に係る地方団体の徴収金を徴収した場合において、当該新增設に係る事業所税について第一項の規定の適用があることとなつたときは、当該新增設に係る事業所税の納稅義務者の申請に基づいて、当該新增設に係る事業所税に係る地方団体の徴収金を還付するものとする。

8 指定都市等の長は、前項の規定により新增設に係る事業所税に係る地方団体の徴収金を還付する場合において、還付を受ける者の未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充當しなければならない。

9 前二項の規定によつて新增設に係る事業所税に係る地方団体の徴収金を還付し、又は充当する場合には、第七項の規定による還付の申請があつた日から起算して十日を経過した日を第十七条の四第一項各号に掲げる日とみなして、同項の規定を適用する。

10 第一項の確認及び第三項の申告の手続その他第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七百一条の五十一 指定都市等は、新築又は増築をされた事業所用家屋の建築主が第七百一条の三十四第十項又は第七百一条の四十一第七項に規定する日(以下本項において「非課税等判定」といふ。)後において当該事業所用家屋の全部又は一部を第七百一条の三十四第二項から第四項まで、第八項若しくは第九項又は第七百一条の四十一第一項、第二項若しくは第六項(新增設に係る事業所税に関する部分に限る。)の規定の適用を受けるもの(次項において「非課税等事業所用家屋に係る期間」といふ。)とて使用しようとする場合において、非課税等判定日から一年を経過する日までの期間(次項において「納稅義務の免除に係る期間」といふ。)内に当該事業所用家屋の全部又は一部を当該非課税等事業所用家屋として使用し、かつ、当該非課税等事業所用家

屋として使用が開始されたことにつき指定都市等の長の確認を受けたときは、当該新築又は増築で当該事業所用家屋の全部又は一部のうち政令で定める部分に係るものに対して課する新增設に係る事業所税に係る地方団体の徴収金に係る納稅義務を免除するものとする。

2 前項の場合は、災害その他やむを得ない理由により納稅義務の免除に係る期間内に当該事業所用家屋の全部又は一部につき非課税等事業所用家屋として使用を開始することができないと認めるときは、当該建築主からの申請により、一年以内の期間を限度とする。

3 前条第三項から第十項までの規定は、前二項の場合について準用する。

(事業所税の賦課徴収に関する申告の義務)

第七百一条の五十二 指定都市等の区域内において事業所等を新設し、又は廃止した者は、当該指定都市等の条例の定めるところにより、その旨その他必要な事項を当該事業所等所在の指定都市等の長に申告しなければならない。

2 事業に係る事業所税の納稅義務者に事業所用家屋を貸し付けている者は、当該指定都市等の条例の定めるところにより、当該事業所用家屋所在の指定都市等の長に申告しなければならない。

(事業所税に係る虚偽の申告に関する罪)

第七百一条の五十三 前条の規定によつて申告すべき事項について虚偽の申告をした者は、五万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合は、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用

がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(事業所税に係る不申告に関する過料)

第七百一条の五十四 指定都市等は、第七百一条の五十二の規定により申告をすべき者が同条の規定によつて申告すべき事項について正当な理由がなくして申告をしなかつた場合には、その者に対し、当該指定都市等の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(所得税又は法人税に係る書類の閲覧等)

第七百一条の五十五 指定都市等の長が事業所税の賦課徴収について、政府に対し、事業所税の納稅義務者で所得税若しくは法人税の納稅義務があるものが政府に提出した申告書若しくは修正申告書又は政府が当該納稅義務者の所得税若しくは法人税に係る課税標準若しくは税額についてした更正若しくは決定に係る書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合には、政府は、関係書類を指定都市等の長又はその指定する吏員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

2 指定都市等の長が事業所税の賦課徴収について、道府県知事に対し、事業所税の納稅義務者で事業税の納稅義務があるものが道府県知事に提出した申告書若しくは修正申告書又は道府県知事が当該納稅義務者に係る事業税についてした更正、決定若しくは賦課決定若しくは事業所税の納稅義務者で不動産取得税の納稅義務があるものに係る不動産取得税についてした更正、決定若しくは賦課決定に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合には、道府県知事は、関係書類を指定都市等の長又はその指定する吏員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

2 指定都市等の長は、申告書を提出すべき者が

つて事業所税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。

2 前項の免れた税額が百万円を超える場合に、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかる額と同一とする。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に係る不正の行為をした場合は、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、本条の罰金刑を科する。

4 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(事業所税の減免)

第七百一条の五十七 指定都市等の長は、天災その他特別の事情がある場合において事業所税の減免を必要とすると認める者その他の特別の事情がある者に限り、当該指定都市等の条例の定めるところにより、事業所税を減免することができる。

(事業所税の更正又は決定)

第七百一条の五十八 指定都市等の長は、第七百一条の四十六から第七百一条の四十八までの規定による申告書(以下本節において「申告書」という。)又は第七百一条の四十九第二項の規定による修正申告書(以下本節において「修正申告書」という。)の提出があつた場合において、当該申告書又は修正申告書に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正する。

2 指定都市等の長は、申告書を提出すべき者が当該申告書を提出しなかつた場合には、その調査によつて、申告すべき課税標準額及び税額を

決定する。

- 3 指定都市等の長は、第一項若しくは本項の規定によつて更正し、又は前項の規定によつて決定した課税標準額又は税額について過不足額があることを知つたときは、その調査によつてこれを更正する。
- 4 指定都市等の長は、前三項の規定によつて更正し、又は決定した場合には、遅滞なく、これを納稅者に通知しなければならない。

(事業所税の不足税額及びその延滞金の徵収)

- 第七百一条の五十九 指定都市等の徵稅吏員は、前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足税額(更正による不足税額又は決定による税額をいう。以下本節において同じ。)があるときは、同条第四項の通知をした日から一月を経過する日を納期限として、これを徵収しなければならない。

- 2 前項の場合には、その不足税額に第七百一条の四十六第一項、第七百一条の四十七第一項又は第七百一条の四十八の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。次条において「事業所税の納期限」という。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・六ペーセント(前項の納期限(第七百一条の五十九第三項又は第四項(これらの規定を第七百一条の五十一第三項において適用する場合を含む。)の規定により徴収の規定により徴収を猶予した税額があつては、当該猶予した期間の末日の翌日から一月を経過する日までの期間)を経過する日までの期間までに税金を納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、前項の延滞金額を減免することができる。

- 3 指定都市等の長は、納稅者が事業所税の納期限までに税金を納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、前項の提出があつた場合(申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書の規定の適用があるときを含む。)において、第七百一条の五十九第一項若しくは第三項の規定による更正があつたとき、又は修正申告書の提出による更正があつたとき、又は前項の延滞金額を減免することができる。

(納期限後に納付する事業所税の延滞金)

- 第七百一条の六十 事業所税の納稅者は、事業所税の納期限後にその税金を納付する場合には、当該税額に、事業所税の納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・六ペーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間については、年七・三ペーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞税額を加算して納付しなければならない。

- 1 その提出期限までに提出した申告書に係る税額(第四号に掲げる税額を除く。次号及び第三号において同じ。)当該税額に係る事業所税の納期限の翌日から一月を経過する日までの期間

- 2 その提出期限後に提出した申告書に係る税額(第四号に掲げる税額を除く。次号及び第三号において同じ。)当該税額に係る事業所税の納期限の翌日から一月を経過する日までの期間

- 3 修正申告書に係る税額 修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間

- 4 第七百一条の五十一第三項又は第四項(これら

- の規定を第七百一条の五十一第三項において準用する場合を含む。)の規定によつて徴収を猶予した税額(当該猶予した期間又はその期間の末日の翌日から一月を経過する日までの期間)を経過する日までの期間

- 2 次の各号の一に該当する場合には、指定都市等の長は、当該各号に規定する申告、決定又は更正により納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。
- 3 申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第七百一条の五十八第二項の規定による決定があつた場合
- 2 申告書の提出期限後にその提出があつた後において修正申告書の提出又は第七百一条の五十九第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合
- 3 第七百一条の五十八第二項の規定による決定があつた後において修正申告書の提出又は同条第三項の規定による更正があつた場合

- 2 前条第二項の規定に該当する場合(同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。)において、納稅者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて申告書又は修正申告書を提出したときは、指定都市等の長は、同項の過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて申告書又は修正申告書を提出したときは、指定都市等の長は、同項の過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足税額又は修正により増加した税額に百分の三十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。
- 3 指定都市等の長は、前二項の規定に該当する場合において、申告書又は修正申告書を提出したときは、指定都市等の長は、同項の不申告加算金額に代え、かつ、その隠ぺいし、又は仮装し、申告書の提出期限までにこれを提出せざり、又は申告書の提出期限後にその提出をされ、若しくは修正申告書を提出したときは、指定期間の内に申告書又は修正申告書の提出に該当する場合の長は、同項の不申告加算金額に代え十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。
- 3 指定都市等の長は、前二項の規定に該当する場合において、申告書又は修正申告書の提出について前条第一項ただし書又は第三項に規定する理由があるときは、当該申告により納付すべき税額又は当該修正申告により増加した税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しないものとする。

4 指定都市等の長は、第一項又は第二項の規定によつて徴収すべき重加算金額を決定した場合には、遅滞なく、納税者に通知しなければならない。

第四款 督促及び滞納処分

(事業所税に係る督促)

第七百一条の六十三 納税者が納期限（更正又は決定があつた場合には、不足税額の納期限。以下本条及び第七百一条の六十五第三項において同じ。）までに事業所税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合には、指定都市等の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を發しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合は、この限りでない。

2 特別の事情がある指定都市等においては、当該指定都市等の条例で、前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

(事業所税に係る督促手数料)

第七百一条の六十四 指定都市等の徴税吏員は、督促状を發した場合には、当該指定都市等の条例の定めるところによつて、手数料を徴収することができる。

(事業所税に係る滞納処分)

第七百一条の六十五 事業所税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、指定都市等の徴収金に、滞納者の財産を差し押さえなければならぬ。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を發した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る事業所税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに事業所税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

3 第一次納稅義務者は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促」であるのは、「納付の催告書」とする。

3 事業所税に係る地方団体の徴収金の納期限後

第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第二項各号の一に該当する事実が生じたときは、

指定都市等の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、指定都市等の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る事業所税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5 指定都市等の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押えをすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、既に他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押えがされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押えによりすることができる。

6 前各項に定めるものほか、事業所税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

7 前各項の規定による処分は、当該指定都市等の区域外においても行うことができる。

(事業所税に係る滞納処分に関する罪)

第七百一条の六十七 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第七百一条の六十五第六項の場合において、国税徴収法第一百四十二条の規定の例によつて行う指定都市等の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第七百一条の六十五第六項の場合において、国税徴収法第一百四十二条の規定の例によつて行う指定都市等の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨ぐ、若しくは忌避し、又は帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを提示した者

三 法人の代表者は又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

4 使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五

年以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 情を知つて前二項の行為につき納税者又はそ

の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。

6 紳税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。

7 事業所税に係る犯則事件に關する国税犯則取締法の準用

第五款 犯則取締

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

5 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

ノ二及び第二十二条の規定を除く。)を準用する。

第七百一条の六十九 前条の場合において、国税局長の職務は地方自治法第二百五十二条の十九

第一項の市の市長が、税務署長の職務は指定都市等の長又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区の事務所の長がそれぞれ行い、国税局の收税官吏の職務は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の市長がその職務を定めて指定するその市の徴税吏員が、税務署の收税官吏の職務は指定都市等の長がその職務を定めて指定する指定都市等の徴税吏員がそれぞれ行うものとする。この場合において、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の長は、事業所税に關する犯則事件が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区の事務所の長がそれぞれ行うものとする。この場合において、税務署の收税官吏の職務は指定都市等の長がその職務を定めて指定する指定都市等の徴税吏員がそれぞれ行うものとする。この場合において、税務署長の職務を行なうことができる。

第七百一条の七十 第七百一条の六十入の場合において、國税犯則取締法第十一条及び第十二条の規定は、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の事務所の長がその職務を行なう区域外において発見された場合に限り、税務署長の職務を行なうことができる。

第七百一条の七十一 第七百一条の六十入の場合において、收税官吏の職務を行なう者は、その所屬する指定都市等の区域外においても事業所税に關する犯則事件の調査を行うことができる。

第七百一条の七十二 第七百一条の六十入の場合において、事業所税に關する犯則事件は、間接に國税以外の国税に關する犯則事件とする。

第六款 用途

(事業所税の使途)

第七百一条の七十三 指定都市等は、当該指定都

市等に納付された事業所税額に相当する額から

事業所税の徴収に要する費用として自治省令で

定める額を控除して得た額を、次に掲げる事業

に要する費用に充てなければならない。

一 道路、都市高速鉄道、駐車場その他の交通施設の整備事業

二 公園、緑地その他の公共空地の整備事業

三 水道、下水道、廃棄物処理施設その他の供給施設又は処理施設の整備事業

四 河川その他の水路の整備事業

五 学校、図書館その他の教育文化施設の整備事業

六 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設の整備事業

七 公害防止に関する事業

八 防災に関する事業

九 前各号に掲げるものほか、市街地開発事業その他の都市環境の整備及び改善に必要な事業で政令で定めるもの

(指定都市等でなくなつた場合等の特例)
第七百三十一条の七十四 指定都市等であつた市が指定都市等に該当しなくなつた場合において、当該該当しなくなつた際に当該指定都市等に申告納付すべき事業所税額があるときの当該事業所税額に係る本節の規定の適用に関する特例その他指定都市等であつた市が指定都市等に該当しなくなり、若しくは指定都市等に該当しない市が新たに指定都市等となり、又は指定都市等の区域に係る隣接分合若しくは境界の変更があつた場合における事業所税の賦課徴収に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第七百三十三条の五中「本項」を「本条」に、「こえない」を「超えない」に、「したがい」を「従い」に改め。

第七百三十五条中「及び第五項第一号」を「第五項及び第六項第一号」に改め、「都を市」の下に「(同条第五項に掲げる目的税について)」を「(同条第五項に改め、同条第一項中「第五条第四項」を「同条第六項」に改め、同条第一項中「第五条第四項」の下に「及び第五項」を加える。」

第七百三十六条第一項中「同条第五項」を「同条第六項」に改め、「同条第一項中「第五条第四項」の下に「及び第五項」を加える。

第七百三十七条に次の二項を加える。

3 事業所税に関する規定の都に対する準用については、特別区の存する区域は、指定都市等の区域とみなす。

附則第三条の次に次の二項を加える。

(徵收猶予等に係る延滞金の特例)

第三条の二 当分の間、租税特別措置法第六十六條の四に規定する期間に相当する期間として政令で定める期間内は、政令で定めるところにより、第六十四条第一項、第七十二条の四十五第五項及び第三百二十六条第一項の規定による延滞金で第十五条の三の規定による徵收の猶予をされた期間につき徵收されるもの並びに第六十一条、第七十二条の四十五の二及び第三百二十条、第七条の規定による延滞金に係る第六十四条第一項、第六十五条、第七十二条の四十五第一項、

第七十二条の四十五の二、第三百二十六条第一項及び第三百二十七条に規定する延滞金の年率三・三パーセントの割合は、これらの規定にかかるわらず、日本銀行の基準割引歩合の引上げに応じ、年十二・七七五パーセントの割合の範囲内で定める割合とする。

附則第四条第一項中「昭和五十一年度」を「昭和五十六年度」に改める。

附則第五条第三項中「昭和五十年」を「昭和五十五年」に改める。

附則第九条第二項中「第一百三十条第三項若しくは第一百五十九条第三項」を「第一百三十条第四項若しくは第一百五十九条第四項」に改める。

附則第十九条第二項中「(同条第八項中「(昭和三十一年法律第二百二十一号)」を削る。)

附則第十六条第一項及び第二項中「昭和五十年一月一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改め、同条第八項中「(昭和三十一年法律第二百二十一号)」を削る。

附則第十九条第二項中「(昭和三十一年法律第二百二十一号)」を削る。

五十二年三月三十一日までに行われた」に、「造成につき」を「新設又は改良につき」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とする。

附則第十二条の次に次の二項を加える。

(昭和五十年度及び昭和五十年度分の道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税の特例)

第十二条の二 昭和五十年度分及び昭和五十年度分の道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税及び市町村たばこ消費税の特例)

第十二条の二 当分の間、「次項において同じ。」

附則第三十二条第二項を削り、同条第三項中「昭和五十年五月三十一日」を「昭和五十三年五月三十一日」に改め、同項を同条第二項とする。

附則第三十二条第二項を削り、同条第三項を次のように改める。

3 道路運送車両法第四十一条の規定により昭和五十年四月一日以降に適用されるべきものと

して定められる自動車排出ガスに係る保安上の技術基準に適合する自動車のうち自治省令で定めたもの及び電気を動力源とする自動車を自治省令で定めるもの(以下本項において「電気自動車」という。)の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が次の各号に掲げる期間内に行われたときに限り、第六百九十九条の八及び前項の規定にかかわらず、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき第六百九十九条の八又は前項に定めた率から、当該各号に掲げる期間の区分に応じて各号に掲げる率をそれぞれ控除した率とする。

附則第十四条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

附則第十五条第二項中「第三百四十九条の三第三十三項」を削り、「(第三百四十九条の三第三十三項の規定の適用を受ける自動列車停止装置にあっては、同項の規定の適用がないこととなつた年度から二年度分)」を削り、同条第五項中「昭和五十年一月一日」を「昭和五十三年一月一日」に改め、同条第七項中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改め、同条第八項中「(昭和三十一年法律第二百二十一号)」を削る。

附則第十六条第一項及び第二項中「昭和五十年一月一日」を「昭和五十三年一月一日」に、「もづばら」を「専ら」に改め、同条第四項中「第三百四十九条の三の二」を「第三百四十九条の二」に改め、「専ら」に改める。

附則第十七条第一項及び第二項中「昭和五十年三月三十一日まで」を「昭和五十三年三月三十一日まで」に改め、「もづばら」を「専ら」に改める。

附則第十八条第一項及び第二項中「昭和五十年三月三十一日まで」を「昭和五十三年三月三十一日まで」に改め、「もづばら」を「専ら」に改める。

附則第十九条第一項及び第二項中「昭和五十年三月三十一日まで」を「昭和五十三年三月三十一日まで」に改め、「もづばら」を「専ら」に改める。

附則第二十条第一項及び第二項中「昭和五十年三月三十一日まで」を「昭和五十三年三月三十一日まで」に改め、「もづばら」を「専ら」に改める。

附則第二十一条第一項及び第二項中「昭和五十年三月三十一日まで」を「昭和五十三年三月三十一日まで」に改め、「もづばら」を「専ら」に改める。

附則第二十二条第一項及び第二項中「昭和五十年三月三十一日まで」を「昭和五十三年三月三十一日まで」に改め、「もづばら」を「専ら」に改める。

附則第二十三条第一項及び第二項中「昭和五十年三月三十一日まで」を「昭和五十三年三月三十一日まで」に改め、「もづばら」を「専ら」に改める。

附則第二十四条第一項及び第二項中「昭和五十年三月三十一日まで」を「昭和五十三年三月三十一日まで」に改め、「もづばら」を「専ら」に改める。

附則第二十五条第一項及び第二項中「昭和五十年三月三十一日まで」を「昭和五十三年三月三十一日まで」に改め、「もづばら」を「専ら」に改める。

附則第二十六条第一項及び第二項中「昭和五十年三月三十一日まで」を「昭和五十三年三月三十一日まで」に改め、「もづばら」を「専ら」に改める。

附則第二十七条第一項及び第二項中「昭和五十年三月三十一日まで」を「昭和五十三年三月三十一日まで」に改め、「もづばら」を「専ら」に改める。

附則第二十八条第一項及び第二項中「昭和五十年三月三十一日まで」を「昭和五十三年三月三十一日まで」に改め、「もづばら」を「専ら」に改める。

附則第二十九条第一項及び第二項中「昭和五十年三月三十一日まで」を「昭和五十三年三月三十一日まで」に改め、「もづばら」を「専ら」に改める。

附則第三十条第一項及び第二項中「昭和五十年三月三十一日まで」を「昭和五十三年三月三十一日まで」に改め、「もづばら」を「専ら」に改める。

附則第三十一条第一項及び第二項中「昭和五十年三月三十一日まで」を「昭和五十三年三月三十一日まで」に改め、「もづばら」を「専ら」に改める。

附則第三十二条第一項及び第二項中「昭和五十年三月三十一日まで」を「昭和五十三年三月三十一日まで」に改め、「もづばら」を「専ら」に改める。

附則第三十三条第一項及び第二項中「昭和五十年三月三十一日まで」を「昭和五十三年三月三十一日まで」に改め、「もづばら」を「専ら」に改める。

附則第三十四条第一項及び第二項中「昭和五十年三月三十一日まで」を「昭和五十三年三月三十一日まで」に改め、「もづばら」を「専ら」に改める。

附則第三十五条第一項及び第二項中「昭和五十年三月三十一日まで」を「昭和五十三年三月三十一日まで」に改め、「もづばら」を「専ら」に改める。

附則第三十六条第一項及び第二項中「昭和五十年三月三十一日まで」を「昭和五十三年三月三十一日まで」に改め、「もづばら」を「専ら」に改める。

附則第三十七条第一項及び第二項中「昭和五十年三月三十一日まで」を「昭和五十三年三月三十一日まで」に改め、「もづばら」を「専ら」に改める。

附則第三十八条第一項及び第二項中「昭和五十年三月三十一日まで」を「昭和五十三年三月三十一日まで」に改め、「もづばら」を「専ら」に改める。

十条第一項の規定にかかわらず、百分の一とする。

附則第三十二条第二項を削り、同条第三項中「昭和五十年五月三十一日」を「昭和五十三年五月三十一日」に改め、同項を同条第二項とする。

附則第三十二条第二項を削り、同条第三項を次のように改める。

3 道路運送車両法第四十一条の規定により昭和五十年四月一日以降に適用されるべきものと

して定められる自動車排出ガスに係る保安上の技術基準に適合する自動車のうち自治省令で定めたもの及び電気を動力源とする自動車を自治省令で定めるもの(以下本項において「電気自動車」という。)の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が次の各号に掲げる期間内に行われたときに限り、第六百九十九条の八及び前項の規定にかかわらず、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき第六百九十九条の八又は前項に定めた率から、当該各号に掲げる期間の区分に応じて各号に掲げる率をそれぞれ控除した率とする。

附則第十四条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

附則第十五条第二項を削り、同条第三項中「昭和五十年五月三十一日」を「昭和五十三年五月三十一日」に改め、同項を同条第二項とする。

附則第十六条第一項及び第二項中「昭和五十年五月三十一日」を「昭和五十三年五月三十一日」に改め、「もづばら」を「専ら」に改める。

附則第十七条第一項及び第二項中「昭和五十年五月三十一日」を「昭和五十三年五月三十一日」に改め、「もづばら」を「専ら」に改める。

附則第十八条第一項及び第二項中「昭和五十年五月三十一日」を「昭和五十三年五月三十一日」に改め、「もづばら」を「専ら」に改める。

附則第十九条第一項及び第二項中「昭和五十年五月三十一日」を「昭和五十三年五月三十一日」に改め、「もづばら」を「専ら」に改める。

附則第二十条第一項及び第二項中「昭和五十年五月三十一日」を「昭和五十三年五月三十一日」に改め、「もづばら」を「専ら」に改める。

附則第二十一条第一項及び第二項中「昭和五十年五月三十一日」を「昭和五十三年五月三十一日」に改め、「もづばら」を「専ら」に改める。

附則第二十二条第一項及び第二項中「昭和五十年五月三十一日」を「昭和五十三年五月三十一日」に改め、「もづばら」を「専ら」に改める。

附則第二十三条第一項及び第二項中「昭和五十年五月三十一日」を「昭和五十三年五月三十一日」に改め、「もづばら」を「専ら」に改める。

附則第二十四条第一項及び第二項中「昭和五十年五月三十一日」を「昭和五十三年五月三十一日」に改め、「もづばら」を「専ら」に改める。

附則第二十五条第一項及び第二項中「昭和五十年五月三十一日」を「昭和五十三年五月三十一日」に改め、「もづばら」を「専ら」に改める。

附則第二十六条第一項及び第二項中「昭和五十年五月三十一日」を「昭和五十三年五月三十一日」に改め、「もづばら」を「専ら」に改める。

附則第二十七条第一項及び第二項中「昭和五十年五月三十一日」を「昭和五十三年五月三十一日」に改め、「もづばら」を「専ら」に改める。

附則第二十八条第一項及び第二項中「昭和五十年五月三十一日」を「昭和五十三年五月三十一日」に改め、「もづばら」を「専ら」に改める。

附則第二十九条第一項及び第二項中「昭和五十年五月三十一日」を「昭和五十三年五月三十一日」に改め、「もづばら」を「専ら」に改める。

附則第三十条第一項及び第二項中「昭和五十年五月三十一日」を「昭和五十三年五月三十一日」に改め、「もづばら」を「専ら」に改める。

附則第三十一条第一項及び第二項中「昭和五十年五月三十一日」を「昭和五十三年五月三十一日」に改め、「もづばら」を「専ら」に改める。

附則第三十二条第一項及び第二項中「昭和五十年五月三十一日」を「昭和五十三年五月三十一日」に改め、「もづばら」を「専ら」に改める。

附則第三十三条第一項及び第二項中「昭和五十年五月三十一日」を「昭和五十三年五月三十一日」に改め、「もづばら」を「専ら」に改める。

附則第三十四条第一項及び第二項中「昭和五十年五月三十一日」を「昭和五十三年五月三十一日」に改め、「もづばら」を「専ら」に改める。

附則第三十五条第一項及び第二項中「昭和五十年五月三十一日」を「昭和五十三年五月三十一日」に改め、「もづばら」を「専ら」に改める。

附則第三十六条第一項及び第二項中「昭和五十年五月三十一日」を「昭和五十三年五月三十一日」に改め、「もづばら」を「専ら」に改める。

附則第三十七条第一項及び第二項中「昭和五十年五月三十一日」を「昭和五十三年五月三十一日」に改め、「もづばら」を「専ら」に改める。

附則第三十八条第一項及び第二項中「昭和五十年五月三十一日」を「昭和五十三年五月三十一日」に改め、「もづばら」を「専ら」に改める。

附則第三十九条第一項及び第二項中「昭和五十年五月三十一日」を「昭和五十三年五月三十一日」に改め、「もづばら」を「専ら」に改める。

附則第四十条第一項及び第二項中「昭和五十年五月三十一日」を「昭和五十三年五月三十一日」に改め、「もづばら」を「専ら」に改める。

附則第四十一条第一項及び第二項中「昭和五十年五月三十一日」を「昭和五十三年五月三十一日」に改め、「もづばら」を「専ら」に改める。

附則第四十二条第一項及び第二項中「昭和五十年五月三十一日」を「昭和五十三年五月三十一日」に改め、「もづばら」を「専ら」に改める。

应当する日がないときは、当該月の末日)の前日をいい、同日が昭和五十一年五月三十日以前となるときは、同日とする。

5 前項に規定するもののほか、第三項の規定の適用に關し必要な事項は、自治省令で定める。

附則第三十二条の二を附則第三十二条の三とし、附則第三十二条の次に次の二条を加える。

(事業所税の非課税)

第三十二条の二 指定都市等は、事業所用家屋で地域振興整備公団法第十九条第一項第四号の規定により地域振興整備公団が造成した土地の譲渡を受けて当該土地に設置される事業所等において行う事業の用に供する施設で政令で定めるものに係るもの的新築又は増築で当該事業を行なう者が建築主であるものに係る新增設事業所床面積に對しては、当該新築又は増築が昭和五十年十月一日から昭和五十五年九月三十日までの間に行われたときに限り、第七百一条の四十一第一項の表の第十一号の規定にかかわらず、新設に係る事業所税を課することができない。

附則第三十四条第一項中「昭和四十六年度から昭和五十年度まで」を「昭和五十年度から昭和五十年度まで」に、「百分の二(昭和四十六年度分及び昭和四十七年度分については百分の一・三とし、昭和四十八年度分及び昭和四十九年度分については百分の一・六とする。)」の税率を適用して「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額(昭和五十年度分及び昭和五十年度分については、百分の二の税率を乗じて計算した金額)に相当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一 課税長期譲渡所得金額が二千万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の百分の一に相当する金額

二 課税長期譲渡所得金額が二千万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

イ 四十万円 ロ 課税長期譲渡所得金額につき本項の規定

の適用がなく、かつ、第三十二条第二項の規定によつて所得税法第二十二条第二項第二号中「二分の一」とあるのを「四分の三」と読み替えて同項の総所得金額の計算の例により第三十二条第一項に規定する総所得金額を算定した場合に算出される道府県民税の所得割の額のうち、当該課税長期譲渡所得金額のうち二千万円を超える部分に係る道府県民税の所得割の額として政令で定めるところにより計算した金額とあるところにより計算した金額とあるのは「百分の二・七」と「百分の一・三」とあるのは「百分の三・四」と「四十万円」とあるのは「八十万円」と「第三十二条第二項」とあるのは「第三百十三条第二項」と「第三十二条第一項に規定する総所得金額」とあるのは「第三百十三条第一項に規定する総所得金額」とあるのは「第三百十三条第一項に規定する総所得金額」と改める。

附則第三十四条の二第一項中「昭和四十九年度から昭和五十年度までの各年度分を「昭和五十年度分及び昭和五十年度分」に、「昭和四十六年度分及び昭和四十七年度分については百分の一・三とし、昭和四八年度分及び昭和四九年年度分については百分の一・六とする。」及び「昭和四十九年度分については百分の一・六とする。」を削る。

(山林を現物出資した場合の所得割の納期限の延長)

第三十五条第一項中「昭和四十六年度から昭和五十年度まで」を「昭和五十年度から昭和五十年度まで」に改め、同項第一項の規定とあるのは「百分の二・七」と「二分の一」とあるのは「百分の四」と、前項に改める。

附則第三十五条第一項中「昭和四十年度分を「昭和五十三年度」に改め、同条を附則第三十五条の二の二とし、附則第三十五条の次に次の二条を削る。

3 市町村長は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる市町村民税の所得割につき、政令で特別の定めをするものを除き、租税特別措置法第四十一条の八第五条(同条第一項及び第二項に係る部分に限る)及び第六項の規定の例によつてその納期限を延長するものとする。

一 昭和四十九年四月一日から昭和五十年十二月三十一日までの間に、その有する山林で租税特別措置法第四十一条の八第一項に規定する施設計画が定められているものを法人の設立のために出資した者が、その出資した日の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の第三百十七条の二第一項の規定による申告書の提出期限前に当該申告書を提出しないで死亡した場合において、その者の特例対象相続人(租税特別措置法第四十一条の八第五項第一号に規定する特例対象相続人をいう。以下本項において同じ。)がその者の当該年度分の市町村民税の所得割につき第三百十七条の二第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出したとき、その者に係る当該年

につき租税特別措置法第四十一条の八第一項に規定する死亡の日(同日前に同項各号に規定する事実が生じた場合には、当該各号に掲げる二十八条の六第二項第一号から第三号までに掲げる譲渡に該当することにつき自治省令で定めるところにより証明がされたものに係る第一項の規定の適用については、同項第一号中「百分の四」とあるのは「百分の二」と、同項第一号中「計算した金額の百分の百十に相当する金額」とあるのは「計算した金額」とする。

附則第三十五条第六項中「百分の八」との下に「第三十二条第二項」とあるのは「第三百十三条第二項」と「第三十二条第一項に規定する総所得金額」とあるのは「第三百十三条第一項に規定する総所得金額」とする。

附則第三十五条第六項中「百分の八」との下に「第三十二条第二項」とあるのは「第三百十三条第二項」と「第三十二条第一項に規定する総所得金額」とあるのは「第三百十三条第一項に規定する総所得金額」とを加え、「前項」を「第三項中「第一項」と、「百分の四」とあるのは「第六項において準用する第一項」と、「百分の四」とあるのは「第六項において準用する第一項」と、「百分の四」とあるのは「百分の八」と、「百分の二」とあるのは「百分の四」と、前項に改める。

附則第三十五条第二項とあるのは「第三百十三条第二項」と「第三十二条第一項に規定する総所得金額」とあるのは「第三百十三条第一項に規定する総所得金額」とを加え、「前項」を「第三項中「第一項」と、「百分の四」とあるのは「第六項において準用する第一項」と、「百分の四」とあるのは「百分の八」と、前項に改める。

附則第三十五条第二項とあるのは「第三百十三条第二項」と「第三十二条第一項に規定する総所得金額」とあるのは「第三百十三条第一項に規定する総所得金額」とを加え、「前項」を「第三項中「第一項」と、「百分の四」とあるのは「第六項において準用する第一項」と、「百分の四」とあるのは「百分の八」と、「百分の二」とあるのは「百分の四」と、前項に改める。

3 市町村長は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる市町村民税の所得割につき、政令で特別の定めをするものを除き、租税特別措置法第四十一条の八第五条(同条第一項及び第二項に係る部分に限る)及び第六項の規定の例によつてその納期限を延長するものとする。

一 昭和四十九年四月一日から昭和五十年十二月三十一日までの間に、その有する山林で租税特別措置法第四十一条の八第一項に規定する施設計画が定められているものを法人の設立のために出資した者が、その出資した日の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の第三百十七条の二第一項の規定による申告書の提出期限前に当該申告書を提出しないで死亡した場合において、その者の特例対象相続人(租税特別措置法第四十一条の八第五項第一号に規定する特例対象相続人をいう。以下本項において同じ。)がその者の当該年度分の市町村民税の所得割につき第三百十七条の二第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出したとき、その者に係る当該年

象相続人に係るものうち、その出資した山林に係る山林所得の金額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した額に相当する所得割

二 第一項又は本項の規定の適用を受けた者が死亡した場合において、その者の特例対象相続人が相続の開始があったことを知つた日の翌日から四月を経過する日までに、本項の規定の適用を受ける旨を記載した書類その他の規定の適用を受ける旨を記載した書類その他の省令で定める書類を市町村長に提出したとき。その者の納期延長分の所得割(既に第二項(次項において準用する場合を含む。)の規定が適用されることとなつたものを除く。)のうち当該特例対象相続人に係るもの第二項の規定は、前項の規定による所得割の納期限の延長について準用する。

5 租税特別措置法第四十一条の八第七項から第十項までの規定は、第一項又は第三項の規定による所得割の納期限の延長について準用する。この場合において、同条第七項から第十項までの規定の準用について必要な技術的説明は、政令で定める。

6 前各項に定めるもののほか、第一項又は第三項の規定による所得割の納期限の延長に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第三十五条の四の見出し中「昭和四十九年分」を「昭和五十年分」に改め、同条第一項中「昭和四十九年中」を「昭和五十年中」に、「所得税法及び災害被害者に対する租税の减免、徵収猶予等に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第十五号)」を「所得税法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第二号)」に改め、同条第二項中「昭和四十九年中」を「昭和五十年中」に改め、同項の表中「昭和四十九年四月一日」を「昭和五十年四月一日」に改める。

附則第三十五条の六中「又は附則第三十三条の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」との下に、「第七百三十三条の五中「本条中山林所

得金額」とあるのは「本条中山林所得金額又は附則第三十三条の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」ととする。

附則第三十六条第一項中「昭和四十六年度から昭和五十六年度まで」を「昭和四十六年度から昭和五十六年度まで」に改める。

附則第三十七条中第八項を第十一項とし、第七項を第九項とし、同項の次に次の二項を加える。

10 市町村は、参加国、参加者又は博覧会協会が博覧会の会場内で博覧会の用に供するため自ら発電した電気に対しては、第四百八十六条の規定にかかわらず、電気税を課することができない。

附則第三十七条中第六項を第七項とし、同項の次に次の二項を加える。

8 市町村は、昭和五十年度分及び昭和五十一年度分の固定資産税に限り、参加国、参加者又は博覧会協会が博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋及び借却資産で政令で定めるものに対しては、第三百四十二条の規定にかかるうえ、固定資産税を課することができない。

附則第三十七条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 道府県は、外客(出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)第四条第一項各号(第十四号を除く。)に掲げる者のいずれかに該当する者(同項第十六号に該当する者については、自治省令で定める者を除く。)としての在留資格を認められた者及び同令第十四条から第十六条までに規定する許可を受けた者をいう。)の旅館における宿泊及びこれに伴う飲食に対しては、当該行為が昭和五十年六月一日から昭和五十一年二月二十九日までの間に行われたときに限り、第百十三条の規定にかかわらず、料理飲食等消費税を課すことができない。

附則(施行期日)
第一条 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。ただし、第四百八十九条第一項及び第二項、第四百九十条第二項並びに附則第三十一條の改正規定並びに附則第二十六条の規定は同年六月一日から、第七十二条の二十二第八項、第一百二十四条の四、第一百十四条の五第一項、第一百二十九条第三項及び第七百条の十四の改正規定並びに事業所税に関する改正規定は同年十月一日から施行する。
(還付加算金に関する規定の適用)
第二条 改正後の地方税法(以下「新法」という。)第十七条の四第一項の規定は、昭和五十年四月一日(以下「施行日」という。)以後に還付のため支出を決定し、又は充当する過納金に加算すべき金額について適用し、施行日前に還付のため支出を決定し、又は充当した過納金に加算すべき金額については、なお従前の例による。
(道府県民税に関する規定の適用)
第三条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、昭和五十年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和四十九年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法第三十二条第四項第一号の規定の適用については、昭和五十年度分の個人の道府県民税に限り、同号中「三十万円」とあるのは、「二十七万五千円」とする。

3 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する規定の適用)
第四条 新法の規定中個人の事業税に関する部分は、昭和五十年度分の個人の事業税から適用し、昭和四十九年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

4 新法第七十二条の十四第一項ただし書(租税特別措置法昭和三十二年法律第二十六号)第五十五条に関する部分に限る。の規定は、法人の施設日以後に取得する同条第一項に規定する特定株式等について適用し、法人の施設日前に取得した租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第二号)による改正前の租税特別措置法第五十五条第一項に規定する特定株式等については、なお従前の例による。

5 新法第七十二条の二十二第八項の規定は、昭和五十年十月一日以後に終了する事業年度分の法人の事業税及び同日前の解散又は合併による清算所得に對する法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の事業税及び同日前の解散又は合併による清算所得に對する法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する規定の適用)
第五条 新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に對して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に對して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税に関する規定の適用)

第六条 新法第七十四条第七項及び第四百六十四条第四項の規定は、昭和五十一年度分の道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税から適用し、昭和五十年度分の道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税については、なお従前の例による。

(料理飲食等消費税に関する規定の適用)

第七条 新法第一百四十四条の四、第一百四十四条の五第一項及び第一百二十九条第三項の規定は、昭和五十一年度十月一日以後における飲食及び宿泊並びにその他の利用行為(新法第一百三十三条第一項に規定するその他の利用行為をいう)に対して課すべき料理飲食等消費税について適用し、同日前におけるこれら的行为に対しても課する料理飲食等消費税については、なお従前の例による。

(市町村民税に関する規定の適用)

第八条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、昭和五十年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和四十九年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第三百十三条规定第四項第一号の規定の適用については、昭和五十年度分の個人の市町村民税に限り、同号中「三十万円」とあるのは、「二十七万五千円」とする。

3 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する規定の適用)

第九条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、昭和五十年度分の固定資産税から適用し、昭和四十九年度分までの固定資産税については、なお従前の例によ

る。

2 新法第三百四十九条の三第二項ただし書の規定は、昭和四十九年一月一日以後において敷設された同項ただし書に規定する線路設備について、昭和五十年度分の固定資産税から適用する。

3 改正前の地方税法(以下「旧法」という。)第三百四十九条の三第二項の規定は、昭和四十九年一月一日までの間において敷設された同項に規定する構築物に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。

4 新法第三百四十九条の三第三項の規定中ガス事業者に対してガスを供給する事業の用に供する償却資産に関する部分は、昭和四十九年一月二日以後において新設された当該償却資産について、昭和五十年度分の固定資産税から適用する。

5 旧法附則第十五条第二項の規定は、昭和四十九年一月一日までの間ににおいて取得された地方税法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第十九号)による改正前の地方税法第三百四十九条の三第十三項の規定の適用を受ける自動列車停止装置に対する課する固定資産税については、なおその効力を有する。この場合においては、なおその効力を有する。この場合においては、なお従前の例による。

(ガス税に関する規定の適用)

第六十二条 新法第四百九十条第二項の規定は、昭和五十年六月一日以後に使用するガスに対して課すべきガス税(特別徴収に係るガス税について)は、同日以後に収納すべき料金に係るもの)については、同日以後に収納すべき料金に係るもの)については、同日以前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの)については、なお従前の例による。

(ガス税に関する規定の適用)

第五条 旧法附則第十五条第二項中「次の各号に掲げる事業所等」とあるのは「各事業所等(昭和五十年十月一日前に廃止された事業所等を除く。)」と、新法第七百一条の四十六第二項及び第七百一条の四十七第二項中「各事業所等」とあるのは「各事業所等(昭和五十年十月一日前に廃止された事業所等を除く。)」とす

る。

(特別土地保有税に関する規定の適用)

第六十三条 第三項に定めるものを除き、新法の規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、昭和五十年度分から適用し、昭和四十九年度分の土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 次項に定めるものを除き、新法の規定中土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なおその効力を有する。この場合においては、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する規定の適用)

第六十四条 第二項に規定する新增設に係る事業所税(新法第七百一条の三十二第二項に規定する新增設に係る事業所税をいう。)に関する部分は、昭和五十年十月一日以後に行われる事業所用家屋(新法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋をいう。次項において同じ。)の新築又は増築について適用する。

3 新法第七百一条の三十二第二項及び第七百一条の四十三第三項後段の規定は、事業所用家屋につき増築があつた場合において、当該増築に係るこれらの規定に規定する前的新築が昭和五十年十月一日以後に行われたものであるときについて適用する。

4 新法第七百一条の三十二第三項の規定は、昭和五十年十月一日以後に新築又は増築をされた家屋の全部又は一部につき同項に規定する譲渡又は用途の変更があつた場合について適用する。

(自動車取得税に関する規定の適用)

第六十五条 旧法附則第三十二条第三項の規定は、昭和四十九年九月三十日までの間に行われた自

べき電気税(特別徴収に係る電気税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの)について適用し、同日前に使用した電気に対して課すべき電気税(特別徴収に係る電気税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの)については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十九条の三第二項ただし書の規定は、昭和五十年十月一日以後に終了する事業場において、同日以後に最初に終了する事業年度分の法人の事業及び同年以後の年分の個人の事業について適用する。この場合において、同日以後に最初に終了する事業年度分の法人の事業又は同年分の個人の事業について課する事業に係る事業所税については、

新法第七百一条の四十第二項中「次の各号に掲げる事業所等」とあるのは「各事業所等(昭和五十年十月一日前に廃止された事業所等を除く。)」と、新法第七百一条の四十六第二項及び第七百一条の四十七第二項中「各事業所等」とあるのは「各事業所等(昭和五十年十月一日前に廃止された事業所等を除く。)」とす

る。

3 次項及び第四項に規定するものを除き、新法の規定中新増設に係る事業所税(新法第七百一条の三十二第二項に規定する新增設に係る事業所税をいう。)に関する部分は、昭和五十年十月一日以後に行われる事業所用家屋(新法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋をいう。次項において同じ。)の新築又は増築について適用する。

4 新法第七百一条の三十二第二項及び第七百一条の四十三第三項後段の規定は、事業所用家屋につき増築があつた場合において、当該増築に係るこれらの規定に規定する前的新築が昭和五十年十月一日以後に行われたものであるときについて適用する。

5 新法第七百一条の三十二第三項の規定は、昭和五十年十月一日以後に新築又は増築をされた家屋の全部又は一部につき同項に規定する譲渡又は用途の変更があつた場合について適用する。

6 新法第七百一条の三十二第三項の規定は、昭和五十年十月一日以後に新築又は増築をされた家屋の全部又は一部につき同項に規定する譲渡又は用途の変更があつた場合について適用する。

7 新法第七百一条の三十二第三項の規定は、昭和五十年十月一日以後に新築又は増築をされた家屋の全部又は一部につき同項に規定する譲渡又は用途の変更があつた場合について適用する。

8 新法第五百八十五条第五項の規定は、施行日以後において同項に規定する仮使用地の使用又は収益の開始があつた場合について適用する。

9 新法第七百一条の二の規定は、施行日以後における入湯税に對して課すべき入湯税について適用し、施行日前における入湯税に對して課すべき入湯税については、なお従前の例による。

10 新法第四百四十五条の二第一項の規定は、昭和五十年度分の軽自動車税から適用し、昭和四十九年度分までの軽自動車税について課す

11 新法第四百八十九条第一項及び第二項並びに附則第三十二条第一項の規定は、昭和五十年六月一日以後に使用する電気に對して課す

12 新法附則第三十二条第三項の規定は、昭和四十九年九月三十日までの間に行われた自

昭和五十年三月二十五日 衆議院会議録第十三号(二)

地方税法の一部を改正する法律案及び同報告書

三九八

動車の取得については、なおその効力を有する。

(道府県民税及び市町村民税の分離課税に係る所得割に関する規定の適用)

第十七条 旧法附則第三十五条の四の規定は、昭和四十九年中に支払うべき退職手当等(旧法第二十三条第一項第六号又は第二百九十二条第一項第六号に規定する退職手当等をいう。)で同年四月一日前に支払われたものにつき徴収された。

旧法第五十条の二又は第三百二十八条の規定によつて課する所得割については、なおその効力を有する。

(国民健康保険税に関する規定の適用)

第十八条 新法附則第三十五条の六及び第三十六条第一項の規定は、昭和五十年度分の国民健康保険税から適用し、昭和四十九年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(罰則に関する規定の適用)

第十九条 この法律の施行前にした行為並びにこ

十 事業所税

前年度における事業所税の課税標準額

第二十二条 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第一項の規定は、昭和五十年度分の方交付税から適用する。

2 昭和五十年度に限り、前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第三項の表市町村の項中「十 事業所税」前年度における事業所税の課税標準額となる度における事業所税の課税標準額となる

事業所床面積及び従業者給与総額並びに」とする。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに

日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律の一部改正)

第二十三条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条の表に次のように加える。

の附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十条 前各条に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

(地方交付税法の一部改正)

第二十一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第一百十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「当該市町村の普通税(法定外普通税を除く。)」の下に「及び事業所税」を、「当該指定市の普通税(法定外普通税を除く。)」の下に「及び事業所税」を、

市町村の項中第十八号を第十九号とし、第十号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次のように加える。

附則第十六項の表の第一号中「含む。」を「含む。第七号において「新線構築物」という。」で同号に掲げるもの以外のものに改め、同表の第三号中「除く。」を「除く。第七号において「移設構築物」という。」で同号に掲げるもの以外のものに改め、同表に次のように加える。

第二十四条 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十六項の表の第一号中「含む。」を「含む。第七号において「新線構築物」という。」で同号に掲げるもの以外のものに改め、同表の第三号中「除く。」を「除く。第七号において「移設構築物」という。」で同号に掲げるもの以外のものに改め、同表に次のように加える。

第二十五条 前条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律附則第十六項の表の第一号、第三号及び第七号の規定は、昭和四十九年四月一日以後において敷設されたこれらの規定に掲げる構築物について、昭和五十年度分の市町村納付金から適用する。

第二十五条 前条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律附則第十六項の表の第一号及び第三号の規定は、昭和四十九年三月三十一日までの間ににおいて敷設されたこれらの規定に掲げる構築物に係る市町村納付金については、なおその効力を有する。

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一

法律(昭和四十六年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二十六条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二十七条 昭和五十年六月一日前に使用したガスに対するガス税(特別徴収に係るガス税にあ

合衆国軍隊が建築主として日本国においてする事業所用家屋(地方税法第七百一一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋をいう。以下同じ。)の新築又は増築に供するためのみ事務所若しくは事業所若しくは事業所用家屋の新築若しくは増築としてする事業所用家屋の新築若しくは増築	軍人用販売機関
事業所税	

合衆国軍隊	事業所税
軍人用販売機関	

つては、同日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもので沖縄県の区域内の市町村が課するものの税率については、なお従前の例による。

五年度分
度以降の各年度分
三分の一

七 新線構築物又は移設構築物のうち、鉄道と道路とを立体交差させるために新たに建設された立体交差化施設に係る線路設備で自治省令で定めるもの

第二十五条 前条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律附則第十六項の表の第一号、第三号及び第七号の規定は、昭和四十九年三月三十一日までの間ににおいて敷設されたこれらの規定に掲げる構築物について、昭和五十年度分の市町村納付金から適用する。

第二十五条 前条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律附則第十六項の表の第一号及び第三号の規定は、昭和四十九年三月三十一日までの間ににおいて敷設されたこれらの規定に掲げる構築物に係る市町村納付金については、なおその効力を有する。

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一

法律(昭和四十六年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二十六条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(内閣提示出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案は、地方税負担の現状にかんがみ、個人

の住民税、個人の事業税等について負担の軽減合理化を行うほか、都市環境の整備に要する費用に充てるための目的税として事業所税を創設する等の措置を講じようとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

(一) 道府県民税及び市町村民税

- (1) 個人の道府県民税及び市町村民税の所得控除を次のとおり改める。
 - ア 基礎控除額を十九万円（現行十八万円）に引き上げる。
 - イ 配偶者控除額を十九万円（現行十八万円）に引き上げる。
 - ウ 扶養控除額を十七万円（現行十四万円）に引き上げる。
 - エ 障害者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤労学生控除の額をそれぞれ十六万円（現行十三万円）に引き上げるとともに、特別障害者控除額を十九万円（現行十六万円）に引き上げる。
 - オ 老人扶養控除及び配偶者のいない世帯の一人目の扶養親族に係る控除の額を十九万円（現行十六万円）に引き上げる。
 - カ 生命保険料控除の控除対象限度額を七万円（現行四万円）に引き上げる。（四万円を超える部分についての控除率は、四分の一とする。）
 - (2) 障害者、未成年者、老年者又は寡婦についての非課税の範囲を、年所得六十万円（現行五十万円）までとする。
 - (3) 白色申告者の専従者控除の控除限度額を三十万円（現行二十万円）に引き上げる。
 - (4) 配偶者控除及び扶養控除の適用要件である配偶者又は扶養親族の給与所得等の限度額を二十万円（現行十五万円）に引き上げる。

- (5) 寡婦控除の適用要件として特定の者について定められている所得限度額を三百万円（現行百五十万円）に引き上げる。
- (6) 昭和五十一年から昭和五十五年までの間における長期譲渡所得に対する課税については、他の所得と区分し、次に掲げる税額の合計額を課するものとする。
 - ア 特別控除後の譲渡益二千万円以下の部分については、当該部分の道府県民税にあつては百分の二、市町村民税にあつては百分の四に相当する金額
 - イ 特別控除後の譲渡益二千万円を超える部分については、譲渡益の四分の三を総合課税した場合の当該二千万円を超過する部分に係る上積み税額
 - ウ 短期譲渡所得に係る課税の特例措置の適用期間を昭和五十六年度まで延長する。
 - エ 森林施設計画に基づき山林經營を行う個人が山林を現物出資して法人成り立てる。場合の山林所得の課税について、納期限を昭和五十三年度まで延長する。
 - オ 法人の道府県民税及び市町村民税

- (1) 法人税法の規定により会計監査人の監査を受けなければならないこと等の理由により決算が確定しないため申告書の提出期限の延長を認めている法人が、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日から二月以内に法人税割額の一部を見込納付し、かつ、徴収の猶予を申請した税額以外の部分の税額をその納定期限内に完納したときは、当該見込納付をした税額に相当する金額を限度として、当該納期限から二月以内の期間につき、徴収が猶予されるものとする。
- (2) 農業生産法人に現物出資した場合の譲渡所得に係る納期限の特例措置の適用期間を昭和五十三年度まで延長する。
- (3) たばこ耕作組合等が葉たばこの育苗又は貯蔵のための共同利用施設を日本専売公社の補助を受けて取得した場合の課税標準は、当該施設の価格から当該補助を受けた額に相当する額を控除する。
- (4) 銀行の基準割引歩合の引上げに応じ、年十七・七七五ペーセントの割合の範囲内で定める割合とする。
- (5) 事業税については、標準税率に一・一を乗じて得た率を超える率で課することができないものとする。
- (6) 不動産取得税

- (1) 次に掲げる不動産の取得については、非課税とする。
 - ア 雇用促進事業團が設置及び運営を行つて得た率を超過する率で課することとする。
 - イ 課税標準算定の基礎となる額に乘すべき度分及び昭和五十一年度分の道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税に限り、製造たばこの本数に一定の率を乗じて得た本

昭和五十年三月二十五日 衆議院会議録第十三号(1)

地方税法の一部を改正する法律案及び同報告書

四〇〇

(1) 入湯税 税率を百円(現行四十円)に引き上げる。

- (四) 料理飲食等消費税
1 飲食店等における飲食の免税点を千七百円(現行千二百円)に引き上げるとともに、あらかじめ提供品目ごとに料金を支払う飲食の免税点を八百五十円(現行六百円)に引き上げる。

- 2 旅館における宿泊及びこれに伴う飲食の免税点を三千四百円(現行二千四百円)に引き上げる。

(五)

固定資産税

- 1 農用地開発公団が行う農用地の造成等の事業に係る土地について一時利用地等の指定があつた場合には、一時利用地等に対応する従前の土地の所有者等を所有者とみなすことができるものとする。
- 2 次に掲げる固定資産については、非課税とする。

- (1) 農用地開発公団が直接その本来の事業の用に供する特定の固定資産
(2) 年金福祉事業団が年金福祉事業団法に規定する業務の用に供する特定の固定資産
(3) 國際協力事業団が國際協力事業団法に規定する業務の用に供する特定の固定資産
(4) 厚生年金基金及び厚生年金基金連合会が所有し、かつ、使用する事務所及び仓库
3 次のとおり課税標準の特例を設ける。

- (1) 地方鉄軌道の新線建設に係る構築物のうち、道路との立体交差化施設に係る特定の線路設備の課税標準を、その価格の三分の一(新設後五年度間はその価格の六分の一)の額とする。
- (2) 一般ガス事業者を構成員とする中小企

- 4 産業用電気による電気税の非課税措置の適用期間を昭和五十年六月一日から昭和三十年五月三十一日まで延長する。

- 1 土地区画整理事業の施行に係る土地について仮使用地がある場合には、仮使用地の使用又は収益の開始をもつて土地の取得と、仮使用地の使用者をもつて土地の所有者等とみなすことができるものとする。

- 2 次に掲げる土地又はその取得については、非課税とする。

- (1) 厚生年金基金又は厚生年金基金連合会が基金の加入員等の福祉を増進するための特定の施設の用に供する土地
(2) 年金福祉事業団が特定の保養のための施設の用に供する土地
(3) 新住宅市街地開発事業の用に供する土地を譲り受けた特定の者が特定の公益的施設の用に供する土地

- (4) 日本住宅公団等が法律に基づき工業団地造成事業又は流通業務団地造成事業の用に供する特定の土地

- 5 次に掲げる固定資産額の二分の一の額、その後の五年度間はその価格の三分の二の額とする。

- (1) 事業に対する費用に充てるため創設するものとする。
1 事業所税の課税団体は、都(特別区の存する区域に限る)及び次に掲げる市(以下「指定都市等」という。)とする。
(1) 指定都市
(2) (1)に掲げる市以外の市で首都圏整備法に規定する既成市街又は近畿圏整備法に規定する既成都市区域を有するもの
(3) (1)及び(2)に掲げる市以外の市で人口五十万人以上のもののうち特定のもの
2 事業所税は、事務所又は事業所(以下「事業所等」という。)において法人若しくは個人の行う事業又は事業所等の用に供する家屋の新築若しくは増築に対し、当該事業所等又は家屋所在の指定都市等において、当該事業を行なう者は当該家屋の建築主に課する。この場合において、事業所等において法人又は個人の行う事業に対して課する事業所税は、資産割額及び従業者割額の合算額によつて課する。

- 3 次に掲げる事業所等については、非課税とする。

- (1) 国及び公共法人に係る事業所等
(2) 公益法人等に係る事業所等(収益事業以外の事業に係るものに限る)
(3) 農林漁業の生産の用に供する施設、福利厚生施設、教育文化施設、中小企業の共同化のための施設等
- 4 (1) 事業に対する費用に充てるため創設するものとする。
1 事業に対する費用に充てるため創設するものとする。
2 事業所税の課税団体は、都(特別区の存する区域に限る)及び次に掲げる市(以下「指定都市等」という。)とする。
(1) 指定都市
(2) (1)に掲げる市以外の市で首都圏整備法に規定する既成市街又は近畿圏整備法に規定する既成都市区域を有するもの
(3) (1)及び(2)に掲げる市以外の市で人口五十万人以上のもののうち特定のもの
2 事業所税は、事務所又は事業所(以下「事業所等」という。)において法人若しくは個人の行う事業又は事業所等の用に供する家屋の新築若しくは増築に対し、当該事業所等又は家屋所在の指定都市等において、当該事業を行なう者は当該家屋の建築主に課する。この場合において、事業所等において法人又は個人の行う事業に対して課する事業所税は、資産割額及び従業者割額の合算額によつて課する。

区分	資産割	従業者割
個人	事業年度終了の日現在における事業所床面積	事業年度中に支払われた従業者給与総額
その年の十二月三十一日現在	その年中に支払われた従業者における事業所床面積	
(2) 事業所等の新增設について課する事業所税の課税標準は、新增設に係る事業所等の床面積とする。	一定の事業所等について課する事業所税の課税標準は、新增設に係る事業所等の床面積とする。	
6 税率は、資産割にあつては一平方メートルにつき三百円、従業者割にあつては百分の一〇・二五、事業所等の新增設に対して課する事業所税にあつては一平方メートルにつき五千円とする。	6 税率は、資産割にあつては一平方メートルにつき三百円、従業者割にあつては百分の一〇・二五、事業所等の新增設に対して課する事業所税にあつては一平方メートルにつき五千円とする。	
7 (1) 事業所等の区域内において、同一の者につき、法人に対して課するものにあつては事業年度の末日、個人に対して課するものにあつてはその年十二月三十一日の現況において、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事業所床面積又は従業者数以下である場合には課さない。	7 (1) 事業所等の区域内において、同一の者につき、法人に対して課するものにあつては事業年度の末日、個人に対して課するものにあつてはその年十二月三十一日の現況において、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事業所床面積又は従業者数以下である場合には課さない。	
法 人 事業年度終了の日か翌年三月十五日	法 人 事業年度終了の日か翌年三月十五日	
(2) 事業所等の新增設に対して課する事業所税は、新增設に係る事業所等の床面積が二千平方メートル以下である場合には、課さない。	(2) 事業所等の新增設に対して課する事業所税は、新增設に係る事業所等の床面積が二千平方メートル以下である場合には、課さない。	

所税の徴収については、申告納付の方法によるものとし、その納期限は、当該新設の日から一月を経過する日とする。	所税の徴収については、申告納付の方法によるものとし、その納期限は、当該新設の日から一月を経過する日とする。
(4) 沖縄国際海洋博覧会の開催に伴う特例として、外客の旅館における宿泊及びこれに伴う飲食に対しては、当該行為が昭和五十年六月一日から昭和五十一年二月二十九日までの間に行われたときに限り、料理飲食等消費税を課さないこととするほか、博覧会の用に供する家屋及び償却資産に対する固定資産税を非課税とする等の措置を講ずる。	(4) 沖縄国際海洋博覧会の開催に伴う特例として、外客の旅館における宿泊及びこれに伴う飲食に対しては、当該行為が昭和五十年六月一日から昭和五十一年二月二十九日までの間に行われたときに限り、料理飲食等消費税を課さないこととするほか、博覧会の用に供する家屋及び償却資産に対する固定資産税を非課税とする等の措置を講ずる。
施行期日	施行期日
前段(4)の1の改正は昭和五十年六月一日から、(4)の6、(4)及び(4)の改正は同年十月一日から、その他の改正は同年四月一日から施行する。	前段(4)の1の改正は昭和五十年六月一日から、(4)の6、(4)及び(4)の改正は同年十月一日から、その他の改正は同年四月一日から施行する。
なお、以上の改正により、昭和五十年度においては、個人の住民税において四千四百九億円、個人の事業税において九十九億円、ガス税その他食料等消費税において三百五億円、ガス税その他において七十一億円、合計四千八百八十四億円(平年度五千五百三十六億円)の減税を行うこととなるが、一方、事業所税の創設により二百二十一億円、入湯税の税率の引上げその他により五十三億円、合計二百七十四億円の増収が見込まれるので、差引き四千六百十億円(平年度四千六百六十八億円)の減収となる。	なお、以上の改正により、昭和五十年度においては、個人の住民税において四千四百九億円、個人の事業税において九十九億円、ガス税その他食料等消費税において三百五億円、ガス税その他において七十一億円、合計四千八百八十四億円(平年度五千五百三十六億円)の減税を行うこととなるが、一方、事業所税の創設により二百二十一億円、入湯税の税率の引上げその他により五十三億円、合計二百七十四億円の増収が見込まれるので、差引き四千六百十億円(平年度四千六百六十八億円)の減収となる。

二 議案の可決理由	二 地方税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
(1) 事業所等の新增設に対して課する事業所税は、新增設に係る事業所等の床面積が二千平方メートル以下である場合には、課さない。	(1) 事業所等の新增設に対して課する事業所税は、新增設に係る事業所等の床面積が二千平方メートル以下である場合には、課さない。
8 (1) 事業所等の新增設に対して課する事業所税は、新增設に係る事業所等の床面積が二千平方メートル以下である場合には、課さない。	8 (1) 事業所等の新增設に対して課する事業所税は、新增設に係る事業所等の床面積が二千平方メートル以下である場合には、課さない。
二 住民税について、課税最低限の引上げ等の措置を講じ、住民の負担の軽減を図ること。	二 住民税について、課税最低限の引上げ等の措置を講じ、住民の負担の軽減を図ること。

三 法人事業税の所得課税について、外形標準を図ること。	三 法人事業税の所得課税について、外形標準を図ること。
二 住民税について、課税最低限の引上げ等の措置を講じ、住民の負担の軽減を図ること。	二 住民税について、課税最低限の引上げ等の措置を講じ、住民の負担の軽減を図ること。
一 地方税負担の現状にかんがみ、地方財政の実情を勘案しつつ、住民負担の軽減及び合理化を図るために、道府県民税及び市町村民税の所得	一 地方税負担の現状にかんがみ、地方財政の実情を勘案しつつ、住民負担の軽減及び合理化を図るために、道府県民税及び市町村民税の所得
四 都市財源の充実を図るために、法人所得課税の整備及び改善に資するため、目的税として、事業所税を創設するほか、地方税制の合理化を図るために所要の規定の整備を図らうとする本案による措置は妥当と認め、賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。	四 都市財源の充実を図るために、法人所得課税の整備及び改善に資するため、目的税として、事業所税を創設するほか、地方税制の合理化を図るために所要の規定の整備を図らうとする本案による措置は妥当と認め、賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。
五 地方道路財源とともに市町村の道路財源の充実を図るために、必要な措置を講ずるよう努めること。	五 地方道路財源とともに市町村の道路財源の充実を図るために、必要な措置を講ずるよう努めること。
六 地方税における租税特別措置を再検討の上、その整理を図るとともに、国税の租税特別措置による地方税への影響をしや断するよう努めること。	六 地方税における租税特別措置を再検討の上、その整理を図るとともに、国税の租税特別措置による地方税への影響をしや断するよう努めること。
七 昭和五十一年度以降の固定資産税について、最近の地価の動向等を勘案して適正な評価替えを行ふとともに、税負担について適切な配慮を加えること。	七 昭和五十一年度以降の固定資産税について、最近の地価の動向等を勘案して適正な評価替えを行ふとともに、税負担について適切な配慮を加えること。
八 地方税負担の現状にかんがみ、地方財政の実情を勘案しつつ、住民負担の軽減及び合理化を図るために、道府県民税及び市町村民税の所得	八 地方税負担の現状にかんがみ、地方財政の実情を勘案しつつ、住民負担の軽減及び合理化を図るために、道府県民税及び市町村民税の所得

理由

最近の経済情勢にかんがみ、内廷費及び皇族費の定額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、昭和四十九年四月の内廷費及び皇族費の定額改定以後の物価の上昇及び国家公務員給与の引上げ等の情勢にかんがみ、内廷費及び皇族費について、物件費及び人件費の増加を考慮し、内廷費の定額を三千三百万円増額して一億六千七百万円に、皇族費算出の基礎となる定額を三百二十万円増額して千五百三十万円にそれぞれ改定しようとするものである。

なお、施行期日は、昭和五十年四月一日としている。

二 議案の可決理由

本案は、最近の経済情勢にかんがみ、妥当な

措置と認め、これを可決すべきものと議決した

第三条第二項中「第五十六条まで、第五十九条」を「第五十六条の二まで」に改める。

第五条第二項を削り、同条第三項中「一日の冷凍能力が三トン以上の設備を使用して冷凍のためガスを圧縮し、又は液化して高圧ガスの製造をする者(第一項第一号に掲げる者を除く。以下「第二種製造者」という。)」を「次の各号の一に該当する者(「製造開始の日の」を当該各号に定める日の」に改め、同項に次の各号を加え、同項を同条第二項とする。」

四万円が、昭和五十年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。

昭和五十年三月十八日

内閣委員長 藤尾 正行

衆議院議長 前尾繁三郎

内閣総理大臣 三木 武夫

高圧ガス取締法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
昭和五十年二月十七日

一 高圧ガスの製造の事業を行う者(前項第一号に掲げる者及び冷凍のため高圧ガスの製造をする者を除く。)事業開始の日

二 一日の冷凍能力が三トン以上の設備を使用して冷凍のためガスを圧縮し、又は液化して高圧ガスの製造をする者(前項第一号に掲げる者を除く。)製造開始の日

第五条第四項中「前項」を「前項第一号」に改め、

同項を同条第三項とする。

第八条第一号中「第二十一条第一項」を「第二十条の二、第二十一条第一項、第二十七条の二第四項、第二十七条の三第一項、第二十七号の四第一項、第三十二条第十項」に、「第六十条」を「第六十一条第一項」に改める。

第十二条第一項中「第二種製造者」を「第五条第二項各号に掲げる者(以下「第二種製造者」という。)」に改める。

第十三条第一項中「第二種製造者」を「第五条第二項各号に掲げる者(以下「第二種製造者」という。)」に改める。

第十四条第一項中「前二条」を「前一条」に改め、同条を第十三条とする。

第二十条の二を次のように改める。

第十五条第一項又は第十四条第一項又

第十六条第一項又は第十五条第一項又

第十七条第一項又は第十六条第一項又

第十八条第一項又は第十七条第一項又

第十九条第一項又は第十八号の二第一項又

第二十条の二第一項又は第十九号の二第一項又

第二十一条第一項又は第二十条の二第一項又

第二十二条第一項又は第二十一条第一項又

第二十三条第一項又は第二十二条第一項又

第二十四条第一項又は第二十三号の二第一項又

2 第二種製造者であつて、第五条第二項第一号に掲げるものは、高圧ガスの製造の事業を廃止したときは、運営なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第二十三条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 車両(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第一項に規定する道路運送車両をいう。)により高圧ガスを移動するには、その積載方法及び移動方法について通商産業省令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

第二十六条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第二十一条第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 第一種製造者であつて、第五条第一号に規定する者のうち一日に製造をする高圧ガスの容積が通商産業省令で定める容積以上である者は、前項の認可の申請をする場合には、当該危害予防規程について高圧ガス保安協会(以下「協会」という。)の意見を聴き、その意見書を添付しなければならない。

第二十七条第四項中「高圧ガス保安協会(以下「協会」という。)」を「協会」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第一項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 都道府県知事は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止上十分でないと認めるときは、前

を受けるときは、当該設備については、同条の完成検査を受けることを要しない。

第二十一条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「第五条第二項に規定する者又は第二種製造者」を「第二種製造者であつて、第五条第二項第一号に掲げるもの」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 第二種製造者であつて、第五条第二項第一号に掲げるものは、高圧ガスの製造の事業を廃止したときは、運営なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第二十三条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 車両(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第一項に規定する道路運送車両をいう。)により高圧ガスを移動するには、その積載方法及び移動方法について通商産業省令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

第二十六条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第二十一条第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 第一種製造者であつて、第五条第一号に規定する者のうち一日に製造をする高圧ガスの容積が通商産業省令で定める容積以上である者は、前項の認可の申請をする場合には、当該危害予防規程について高圧ガス保安協会(以下「協会」という。)の意見を聴き、その意見書を添付しなければならない。

第二十七条第四項中「高圧ガス保安協会(以下「協会」という。)」を「協会」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第一項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 都道府県知事は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止上十分でないと認めるときは、前

項の保安教育計画の変更を命ぜることができ
る。

第二十七条の次に次の二条を加える。

(保安統括者、保安技術管理者及び保安係員)
第二十七条の二 第一種製造者であつて、第五条第一項第一号に規定する者（一日に製造をするところにより、高压ガス製造保安統括者（以下「保安統括者」という。）を選任し、第三十二条第一項に規定する職務を行わせなければならぬ。）は、事業所ごとに、通商産業省令で定めるところにより、高压ガス製造保安統括者（以下「保安統括者」という。）を選任し、第三十二条第一項に規定する職務を行わせなければならぬ。

2 保安統括者は、当該事業所においてその事業の実施を統括管理する者をもつて充てなければならぬ。

3 第一项に規定する第一種製造者は、事業所ごとに、通商産業省令で定めるところにより、高压ガス製造保安責任者免状（以下「製造保安責任者免状」という。）の交付を受けている者のうちから、高压ガス製造保安技術管理者（以下「保安技術管理者」という。）を選任し、第三十二条第一項に規定する職務を行わせなければならない。

4 第一项に規定する第一種製造者は、通商産業省令で定める製造のための施設の区分ごとに、通商産業省令で定めるところにより、高压ガス製造保安責任者免状（以下「保安責任者免状」という。）の交付を受けている者のうちから、高压ガス製造保安技術管理者（以下「保安技術管理者」という。）を選任し、第三十二条第一項に規定する職務を行わせなければならない。

5 第一项に規定する第一種製造者は、同項、第三項又は前項の規定により保安統括者、保安技術管理者又は保安係員を選任したときは、選任

なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

6 第一项に規定する第一種製造者は、通商産業省令で定めるところにより、保安係員に協会が行う高压ガスによる災害の防止に関する講習を受けさせなければならない。

（保安主任者及び保安企画推進員）
第二十七条の三 前条第一項に規定する第一種製造者のうち一日に製造をする高压ガスの容積が通商産業省令で定める容積以上である者は、通商産業省令で定める製造のための施設の区分ごとに、通商産業省令で定めるところにより、製造保安責任者免状の交付を受けている者のうちから、高压ガス製造保安主任者（以下「保安主任者」という。）を選任し、第三十二条第四項に規定する職務を行わせなければならない。

2 前項に規定する第一種製造者は、事業所ごとに、通商産業省令で定めるところにより、高压ガスの販売に係る保安について監督」を「高压ガスの販売に係る保安について監督を行なわせ」を「第三十二条第八項に規定する職務を行わせ」に改め、同項を同条第一項とし、同項の次に次の二条を加える。

3 第二十七条の二第二五項の規定は、販売主任者又は取扱主任者の選任又は解任について準用する。

第二十八条第四項を削る。

第二十九条の前の見出し中「作業主任者免状」を「製造保安責任者免状」に改め、同項を同条第九項とし、同項に第一項から第八項まで

よう更改める。

（冷凍保安責任者）
第二十七条の四 第一種製造者であつて、第五条第一項第二号に規定する者（製造のための施設が通商産業省令で定める施設である者その他通商産業省令で定める者を除く。）は、事業所ごとに、通商産業省令で定めるところにより、製造保安責任者免状（以下「冷凍保安責任者免状」といふ。）を選任し、第三十二条第六項の規定はこれらに係る講習について適用する。

3 前条第五項の規定は保安主任者又は保安企画推進員の選任又は解任について、同条第六項の規定はこれらに係る講習について適用する。

（冷凍保安責任者免状）
第二十九条第二項中「作業主任者免状」を「製造保安責任者免状」に、「製造の作業」を「製造」に、「監督を行なう」を「職務を行なう」に改め、同条第三項中「作業主任者免状」を「製造保安責任者免状」に、「高压ガス作業主任者試験」（以下「作業主任者試験」という。）を「高压ガス製造保安責任者試験」と改め、同条第四項及び第五項中「作業主任者免状」を「製造保安責任者免状」と改め、同条第五項の規定は、第一種冷凍機械責任者免状、甲種機械責任者免状、乙種機械責任者免状、第一種冷凍機械責任者免状、第二種冷凍機械責任者免状及び第三種冷凍機械責任者免状とし、販売主任者免状の種類は、第一種販売主任者免状及び第二種販売主任者免状とする。

第二十九条第二項中「作業主任者免状」を「製造保安責任者免状」に、「製造の作業」を「製造」に、「監督を行なう」を「職務を行なう」に改め、同条第三項中「作業主任者免状」を「製造保安責任者免状」に、「高压ガス作業主任者試験」（以下「作業主任者試験」という。）を「高压ガス製造保安責任者試験」と改め、同条第四項及び第五項中「作業主任者免状」を「製造保安責任者免状」と改め、同条第五項の規定は、第一種冷凍機械責任者免状、甲種機械責任者免状、乙種機械責任者免状、第一種冷凍機械責任者免状、第二種冷凍機械責任者免状及び第三種冷凍機械責任者免状とし、販売主任者免状の種類は、第一種販売主任者免状及び第二種販売主任者免状とする。

第二十九条第二項中「作業主任者免状」を「製造保安責任者免状」と改め、同条第三項中「作業主任者免状」を「基づく」を「基づく」に改める。

第三十一条の見出し及び同条第一項中「作業主任者免状」に、「基づく」を「基づく」に改める。

第二十八条の見出し中「作業主任者」を削り、同条第一項を削り、同条第二項中「以下この条及

び」を削り、「通商産業省令で定める区分に従い」第一項とし、同条第三項中「特定高压ガスの消費

を「通商産業省令で定めるところにより」に、「高压ガスの販売に係る保安について監督」を「第三十二条第七項に規定する職務」に改め、同項を同条

第一項とし、同条第三項中「特定高压ガスの消費」を「通商産業省令で定めるところにより」に、「高压ガスの販売に係る保安について監督を行なわせ」を「第三十二条第八項に規定する職務を行わせ」に改め、同項を同条第一項とし、同項の次に次の二条を加え

る。

第三十二条の見出しを「保安統括者等の職務等」に改め、同条第二項中「作業主任者」を「保安統括者、保安技術管理者、保安係員、保安主任者若しくは冷凍保安責任者若しくは」に、「基づく」を「基づく」に改め、同項を同条第十項とし、同条第一項中「作業主任者」を「保安統括者、保安技術管理者、保安係員、保安主任者若しくは冷凍保安責任者若しくは」に、「基づく」を「基づく」に改め、同項を同条第九項とし、同項に第一項から第八項まで

として次のように加える。

保安統括者は、高压ガスの製造に係る保安に関する業務を統括管理する。

2 保安技術管理者は、保安統括者を補佐して、高压ガスの製造に係る保安に関する技術的な事項を管理する。

3 保安係員は、製造のための施設の維持、製造の方法の監視その他高压ガスの製造に係る保安に関する技術的な事項で通商産業省令で定めるものと管理する。

4 保安主任者は、保安技術管理者（保安技術管理者が選任されない事業所においては、高压ガスの製造に係る保安に関する技術的な事項に関し保安統括者）を補佐して、保安係員を指揮する。

5 保安企画推進員は、危害予防規程の立案及び整備、保安教育計画の立案及び推進その他高压ガスの製造に係る保安に関する技術的な事項に関し保安統括者を補佐する。

6 冷凍保安責任者は、高压ガスの製造に係る保安を定めるものに関し、保安統括者を補佐する。

- 安に関する業務を管理する。
- 7 販売主任者は、高圧ガスの販売に係る保安に
関する業務を管理する。
- 8 取扱主任者は、特定高圧ガスの消費に係る保
安に関する業務を管理する。
- 第三十三条の見出し中「作業主任者」を「保安統
括者等」に改め、同条第一項中「第一種製造者」を
「第二十七条の二第一項又は第二十七条の四第一
項に規定する第一種製造者」に、「第二十八条第一
項の区分に従い、作業主任者免状を有する者のうち
から」を「通商産業省令で定めるところにより」に、
「作業主任者の」を「保安統括者、保安技術管理者、
保安係員、保安主任者若しくは保安企画推進員又
は冷凍保安責任者（以下「保安統括者等」と総称す
る。）の」に、「作業主任者が」を「保安統括者等が」
に改め、同項に後段として次のように加える。
- この場合において、保安技術管理者、保安係
員、保安主任者又は冷凍保安責任者の代理者に
ついては通商産業省令で定めるところにより製
造保安責任者免状の交付を受けている者のうち
から、保安企画推進員の代理者については第二
十七条の三第二項の通商産業省令で定める高圧
ガスの製造に係る保安に関する知識経験を有す
る者のうちから、選任しなければならない。
- 第三十三条第二項を削り、同条第三項中「第一
項」を「前項」に、「作業主任者」を「保安統括者等」
に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項
を加える。
- 3 第二十七条の二第五項の規定は、第一項の代
理者の選任又は解任について準用する。
- 第三十四条の見出し中「作業主任者等」を「保安
統括者等」に改め、同条中「作業主任者」を「保安統
括者等」と、「基く」を「基づく」と、「第一種製造
者」を「第二十七条の二第一項若しくは第二十七条
の四第一項に規定する第一種製造者」に改める。
- 第三十六条第二項中「警察官」の下に「消防吏
員若しくは消防団員若しくは海上保安官」を加え
る。

- 第三十七条第一項中「第三項」を「第二項」に改め
る。
- 第三十八条の見出し中「取消等」を「取消し等」に
改め、同条第一項中「左の」を「次の」に、「但し」を
「ただし」に改め、同条第一号中「第二十六条第三
項」を「第二十六条例第四項、第二十七条规定第三
項」を「第二十八条规定第一項又は第二項」に、
次条第二号を同条第二号に改め、同項第四号
中「第二十八条第一項又は第二項」を「第二十七条
の二第一項、第三項、第四項若しくは第六項（第
二十七条の三第三項において準用する場合を含
む。）、第二十七条の三第一項若しくは第二項
第二十七条の四第一項又は第二十八条第一項」に
改め、同条第二項中「左の」を「次の」に改め、同項
第一号中「次条第二号」を「同条第二号」に改め、同
項第三号中「第二十八条第三項」を「第二十八条第
二項」に改める。
- 第四章 容器、機器及び原料ガス」を「第四章
容器等」に改める。
- 第四章中第四十条の前に次の節名を付する。
- 第一節 容器及び容器の附属品
- 第四十五条第一項中「すみやかに」を「その容器
が通商産業省令で定める種類の高圧ガスを通商產
業省令で定める圧力以下の圧力を充てんする容器
であつて、その内容積が百二十リットル未満のも
のである場合を除き、速やかに」に改め、同条の
次に次の「一条を加える。
- （刻印）
- 第四十五条の二 通商産業大臣又は協会は、容器
が容器検査に合格した場合において、その容器
が前条第一項の通商産業省令で定める種類の高
圧ガスを同項の通商産業省令で定める圧力以下
の圧力を充てんする容器であつて、その内容積
が百二十リットル未満のものであるときは、速
やかに、その容器に、通商産業省令で定める方
式による刻印をしなければならない。
- 2 何人も、前項又は第五十四条第二項に規定す
る場合のほか、容器に、前項の刻印又はこれと
紛らわしい刻印をしてはならない。

- 第四十六条の見出しを「（表示）」に改め、同条第
一項中「前条第一項」を「第四十五条第一項」に改
め、「受けたとき」の下に「又は前条第一項の規
定により容器に刻印がされたとき」を加え、「刻印
及び」を削り、同条第二項中「の外」を「のほか」に
改め、「刻印若しくは」を削り、「これらと」を「こ
れと」に改める。
- 第四十七条第一項ただし書中「但し」を「ただ
し」に、「充てんして」を「充てんして」に改め、「讓
り受けける場合」の下に「第四十五条の二第一項の
刻印がされた容器（以下「特定容器」という。）を讓
渡し、若しくは譲り受けれる場合」を加え、「充て
んしたるもの」を「充てんしたもの」に改め、同条に
次に二項を加える。
- 3 特定容器を譲り受けた者は、遅滞なく、通商
産業省令で定めるところにより、その特定容器
に、表示をしなければならない。その表示が滅
失したときも、同様とする。
- 4 何人も、前項に規定する場合のほか、特定容
器に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を
してはならない。
- 第四十八条の見出しを「（充てん）」に改め、同条
第一項中「充てんする」を「充てんする」に、「左の」
を「次の」に改め、同項第一号中「受けているもの」
を「受けており、又は第四十五条の二第一項の刻
印がされているもの」に改め、同項第三号中「附属
品」の下に「。以下この号及び次項において同じ。」
を加え、「であつて、通商産業省令で定める規格
に適合するもの」を削り、「あること。」の下に「こ
の場合において、そのバルブが第四十九条の二第一
項の通商産業省令で定める附屬品に該当する
場合において、そのバルブが第四十九条の三第一項
品に該当するときは、第四十九条の三第一項
の刻印において示された種類の高圧ガスであ
り、かつ、圧縮ガスにあつてはその刻印にお
いて示された圧力以下のものであり、液化ガ
スにあつては通商産業省令で定める方法によりその刻印に
おいて示された内容積に応じて計算した質量
算した質量以下のものであること。

- 二 第四十五条の二第一項の刻印において示さ
れた種類の高圧ガスであり、かつ、圧縮ガス
にあつてはその刻印において示された圧力以
下のものであり、液化ガスにあつては前号の
通商産業省令で定める方法によりその刻印に
おいて示された内容積に応じて計算した質量
算した質量以下のものであること。
- 三 その容器に装置されているバルブが第四十
九条の二第一項の通商産業省令で定める附屬
品に該当するときは、第四十九条の三第一項
の刻印において示された種類の高圧ガスであ
り、かつ、圧縮ガスにあつてはその刻印にお
いて示された圧力以下のものであり、液化ガ
スにあつては通商産業省令で定める方法によ
りその刻印において示された圧力に応じて計
算した質量以下のものであること。
- 第四十九条第三項中「すみやかに、これに通商
産業省令で定める方式による刻印をし、且つ」を
「その容器が第四十五条の二第一項に規定する容
器である場合を除き、速やかに、『容器証明書』に改
め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中

「前項に」を「前二項に」に、「の外」を「のほかに」に、「前項の」を「前二項の表示若しくは」に、「これと紛らわしい」を「これらと紛らわしい表示若しくは」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 通商産業大臣若しくは協会又は容器検査所の登録を受けた者は、容器が容器再検査に合格した場合において、その容器が第四十五条の二第一項に規定する容器であるときは、速やかに、その容器に、通商産業省令で定める方式による刻印をしなければならない。

第四十九条の次に次の三条を加える。

(附属品検査)

第四十九条の二 バルブその他の容器の附属品で通商産業省令で定めるもの(第五十九条の九を除き、以下単に「附属品」という。)の製造又は輸入をした者は、通商産業大臣又は協会が行う附属品検査を受け、これに合格したものでなければ、当該附属品を譲渡し、又は引き渡してはならない。ただし、輸出その他の用途に供する附属品であつて、通商産業大臣の許可を受けたもの及び高圧ガスを充てんして輸入された容器であつて、高圧ガスを充てんしてあるものに装置されている附属品については、この限りでない。

2 前項の附属品検査を受けようとする者は、その附属品が装置される容器に充てんされるべき高圧ガスの種類及び圧力を明らかにしなければならない。

3 第一項の附属品検査においては、その附属品が通商産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大さき別の附属品の規格に適合するときは、これを合格とする。

(刻印)

第四十九条の三 通商産業大臣又は協会は、附属品が附属品検査に合格したときは、速やかに、その附属品に、通商産業省令で定める方式による刻印をしなければならない。

2 何人も、前項に規定する場合のほか、附属品に、同項の刻印又はこれと紛らわしい刻印をしてはならない。

(附属品再検査)

第四十九条の四 附属品再検査は、通商産業大臣若しくは協会又は容器検査所の登録を受けた者が行う。

3 通商産業大臣若しくは協会又は容器検査所の登録を受けた者は、附属品が通商産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の附属品の規格に適合しているときは、これを合格とする。

4 何人も、前項に規定する場合のほか、附属品に、同項の刻印又はこれと紛らわしい刻印をしてはならない。

5 第四十九条第六項の規定は、附属品再検査を行いうべき場所に準用する。

第六十条第四項中「容器再検査」の下に「又は附属品再検査」を加え、「容器の種類」を「容器又は附属品の種類」に改める。

第五十一条第一項中「容器再検査」の下に「又は附属品再検査」を加える。

第六十一条第一項中「容器の製造の作業に関する知識及び経験」を「条件に適合する知識経験」に改め、「作業主任者免状」を「製造保安責任者免状」に改め、「容器再検査」の下に「若しくは附属品再検査」を加える。

第六十二条第一項中「左の」を「次の」に改め、「容器再検査」の下に「又は附属品再検査」を加え、同条第四項中「基く」を「基づく」に改め、「容器再検査」の下に「若しくは附属品再検査」を加える。

第六十三条の見出し中「取消等」を「取消し等」に改め、同条中「左の」を「次の」に改め、「容器再検査」の下に「若しくは附属品再検査」を加え、同条第四項中「若しくは第四項」を「から第五項まで、

第六十四条の四第三項若しくは第四項」に改め、

同条第四号中第六十条を「第六十条第一項」に改め、「前項に」を「前二項に」に、「の外」を「のほかに」に、「前項の」を「前二項の表示若しくは」に、「これと紛らわしい」を「これらと紛らわしい表示若しくは」に改め、同項に後段として次のよう^に加えられる。

この場合において、その措置が同項第三号又

は第四号に定める措置であるときは、通商産業大臣又は協会は、その容器にされたいた第四十

五条の二第一項の刻印をまつ消しなければならぬ。

第五十四条第三項中「前項の書換を受けた者は」を「第一項の規定による申請をした者は、前項の規定により当該容器について第一項各号に定める措置がされたときは」に、「当該容器に、第四十六

条第一項に規定する刻印及び」を「通商産業省令で定めるところにより、その容器に、第四十六条第一項に規定する」に改める。

第五十五条中「左に」を「次に」に改め、同条第一号中「前条第一項の書換を受けることができなかつた」を「前条第一項第一号又は第二号に定める措置がされなかつた」に改め、同号の次に次の一号を加える。

一の二 容器について前条第一項第二号に定める措置がされたとき。

第五十六条第三項中「第五十四条第一項の書換を受けることができなかつた」を「第五十四条第一項各号に定める措置がされなかつた」に改め、同号に定める措置がされなかつたに改め、同号の次に次の二号を加える。

一の三 申請に係る容器が一般容器であり、かつ、その内容積が百二十リットル未満のものである場合において、その変更後の高圧ガスの種類が第四十五条第一項の通商産業省令で定められた種類の高圧ガス以外の高圧ガスであり、若しくはその変更後の圧力が同項の通商産業省令で定める圧力を超える圧力であるとき、容器証明書の書換え

第五十七条中「左に」を「次に」に改め、同条第一号中「前条第一項の書換を受けることができなかつた」を「前条第一項第一号又は第二号に定める措置がされなかつた」に改め、同号の次に次の二号を加える。

一の四 申請に係る容器が特定容器である場合において、その変更後の高圧ガスの種類又は圧力が第一号に規定する場合に該当するとき、容器証明書の交付

第五十八条の二第一項の規定による刻印が第二号に規定する場合に該当するとき、第一項に規定による」とあるのは、「その附属品が装置される容器に」とあるのは、「第四十四号第三項」とあるのは、「第四十九条の二第三項」と、前項中「について三箇月以内に第五十四条第一項各号に定める措置がされなかつたとき」とあるのは、「について」と読み替えるものとする。

第五十九条の二第一項の規定による刻印が第二号に規定する場合に該当するとき、第一項に規定による」とあるのは、「について」と読み替えるものとする。

第六十条の二第一項の規定による刻印が第二号に規定する場合に該当するとき、第一項に規定による」とあるのは、「について」と読み替えるものとする。

第六十一条の二第一項の規定による刻印が第二号に規定する場合に該当するとき、第一項に規定による」とあるのは、「について」と読み替えるものとする。

第六十二条の二第一項の規定による刻印が第二号に規定する場合に該当するとき、第一項に規定による」とあるのは、「について」と読み替えるものとする。

第六十三条の二第一項の規定による刻印が第二号に規定する場合に該当するとき、第一項に規定による」とあるのは、「について」と読み替えるものとする。

第六十四条の二第一項の規定による刻印が第二号に規定する場合に該当するとき、第一項に規定による」とあるのは、「について」と読み替えるものとする。

第六十五条の二第一項の規定による刻印が第二号に規定する場合に該当するとき、第一項に規定による」とあるのは、「について」と読み替えるものとする。

第六十六条の二第一項の規定による刻印が第二号に規定する場合に該当するとき、第一項に規定による」とあるのは、「について」と読み替えるものとする。

第六十七条の二第一項の規定による刻印が第二号に規定する場合に該当するとき、第一項に規定による」とあるのは、「について」と読み替えるものとする。

第六十八条の二第一項の規定による刻印が第二号に規定する場合に該当するとき、第一項に規定による」とあるのは、「について」と読み替えるものとする。

第六十九条の二第一項の規定による刻印が第二号に規定する場合に該当するとき、第一項に規定による」とあるのは、「について」と読み替えるものとする。

第七十条の二第一項の規定による刻印が第二号に規定する場合に該当するとき、第一項に規定による」とあるのは、「について」と読み替えるものとする。

第七十一条の二第一項の規定による刻印が第二号に規定する場合に該当するとき、第一項に規定による」とあるのは、「について」と読み替えるものとする。

登録を受けた者は、容器の製造の事業又は容器再検査若しくは附属品再検査の業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

第二節 特定設備

第一款 特定設備

(特定設備検査)

第五十六条の三 高圧ガスの製造（製造に係る貯蔵を含む。）のための設備のうち、高圧ガスの爆発その他の災害の発生を防止するためには設計の検査、材料の品質の検査又は製造中の検査を行うことが特に必要なものとして通商産業省令で定める設備（以下「特定設備」という。）の製造をする者は、通商産業省令で定めるところにより、その特定設備について、通商産業省令で定める製造の工程ごとに、通商産業大臣、協会又は通商産業大臣が指定する者（以下「指定検査機関」という。）が行う特定設備検査を受けなければならぬ。ただし、輸出その他の用途に供する特定設備であつて、通商産業大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。

2 特定設備の輸入をした者は、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、その特定設備は通商産業省令で定める技術上の基準に適合するときは、これを合格とする。（特定設備検査合格証）

第三項の特定設備検査においては、当該特定設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合するときは、これを合格とする。

第五十六条の四 通商産業大臣、協会又は指定検査機関は、特定設備が特定設備検査に合格したときは、速やかに、特定設備検査を受けた者に對し、特定設備検査合格証を交付しなければならない。

特定設備検査合格証の様式は、通商産業省令で定める。

3 第四十五条第二項及び第三項の規定は、特定

設備検査合格証について準用する。この場合において、同項中「協会の交付に係るものである」ときは「協会」とあるのは、「協会の交付に係るものであるときは協会に」その特定設備検査合格証が指定検査機関の交付に係るものであるときは「指定検査機関」と読み替えるものとする。

(表示)

第五十六条の五 特定設備検査を受けた者は、前条第一項の規定により特定設備検査合格証の交付を受けたときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、その特定設備に、表示をしてはなければならない。

(適用)

第五十六条の六 第五十五条（第一号及び第一号の二を除く。）の規定は、特定設備検査合格証の交付を受けている者に準用する。この場合において、同条中「又は協会」とあるのは、「協会又は指定検査機関」と読み替えるものとする。

(指定)

第五十六条の七 第五十六条の三第一項の指定は、通商産業省令で定める区分ごとに、特定設備検査を行おうとする者の申請により行う。（欠格条項）

第五十六条の八 次の各号の一に該当する者は、第五十六条の三第一項の指定を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第五十六条の十九の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しな

い者

三 その業務を行う役員のうちに、次のいずれ

かに該当する者がある者

イ 第一号に該当する者
ロ 第五十六条の十六の規定による命令によつて解任され、解任の日から二年を経過しない者

（指定期準）

第五十六条の九 通商産業大臣は、第五十六条の三第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 通商産業省令で定める機械器具その他の設備を用いて特定設備検査を行うものであること。

二 通商産業省令で定める条件に適合する知識の数が通商産業省令で定める数以上であること。

三 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十一条の規定により設立された法人であつて、その役員又は社員の構成が特定設備検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 特定設備検査の業務以外の業務を行つてゐる場合には、その業務を行うことによつて特定設備検査が不公正になるおそれがないものであること。

五 特定設備検査の業務を適確かつ円滑に行つに必要な経理的基礎を有するものであること。

六 その指定をすることによつて申請に係る特定設備検査の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

(特定設備検査の義務)

第五十六条の十 指定検査機関は、特定設備検査を行つべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、特定設備検査を行わなければならない。

（特定設備検査の義務）

第五十六条の十四 指定検査機関は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。（役員の選任及び解任）

第五十六条の十五 指定検査機関の役員の選任及び解任は、通商産業大臣の認可を受けなけれ

ば、前条第一号に規定する機械器具その他の設備を使用し、かつ、同条第二号に規定する者に特定設備検査を実施させなければならない。

(事業所の変更の届出)

第五十六条の十一 指定検査機関は、特定設備検査を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、通商産業大臣に届け出なければならない。

(業務規程)

第五十六条の十二 指定検査機関は、特定設備検査の業務に関する規程（以下「業務規程」といふ）を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(業務規程)

第五十六条の十三 指定検査機関は、通商産業大臣の許可を受けなければ、特定設備検査の業務と認められるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(業務の休廃止)

第五十六条の十四 指定検査機関は、通商産業大臣の許可を受けなければ、特定設備検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(事業計画等)

第五十六条の十五 指定検査機関は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(特定設備検査の義務)

第五十六条の十六 指定検査機関は、特定設備検査を行つべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、特定設備検査を行わなければならない。

(特定設備検査の義務)

第五十六条の十七 指定検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。（役員の選任及び解任）

第五十六条の十八 指定検査機関の役員の選任及び解任は、通商産業大臣の認可を受けなけれ

ば、その効力を生しない。

(解任命令)

第五十六条の十六 通商産業大臣は、指定検査機関の役員又は第五十六条の九第一号に規定する者者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その指定

検査機関に対し、その役員又は同号に規定する者を解任すべきことを命ずることができる。

(役員等の地位)

第五十六条の十七 特定設備検査の業務に従事する指定検査機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令)

第五十六条の十八 通商産業大臣は、指定検査機関が第五十六条の九第一号から第五号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を講すべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第五十六条の十九 通商産業大臣は、指定検査機

関が第五十六条の九第一号から第五号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を講すべきことを命ずることができる。

一 この節の規定に違反したとき。
二 第五十六条の八第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
三 第五十六条の十二第一項の認可を受けた業務規程によらないで特定設備検査を行つたとき。
四 第五十六条の十二第二項、第五十六条の十
六又は前条の規定による命令に違反したとき。
五 不正の手段により第五十六条の三第一項の規定を受けたとき。

第三節 冷凍機器及び原料ガス

昭和五十年三月二十五日 衆議院会議録第十三号(一)

第五十七条第三項を次のように改める。

3 機器製造業者は、その機器を用いた設備が第

八条第一号又は第十二条第一項の技術上の基準に適合することを確保するように通商産業省令で定める技術上の基準に従つてその機器の製造をしなければならない。

第五十九条の見出し中「容器製造等」を「機器等

の製造の事業に改め、同条中「容器製造業者、機器製造業者若しくは」を「機器製造業者又は」に改め、「又は容器検査所の登録を受けた者」及び「又

は容器再検査の業務」を削る。

第五十九条の四の次に次の二条を加える。

(資本金)

第五十九条の四の二 協会の資本金は、一億円として、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、協会に追加して出資することができる。

3 協会は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第五十九条の八中「(明治二十九年法律第八十九号)」を削る。

第五十九条の九第四号中「容器製造業者」の下に「及び容器の附属品の製造の事業を行う者」を加え、同条第五号の次に次の二号を加える。

五の二 第五十六条の二第一項の指定検査機関に改め、同条に次の二項を加える。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、会長又は通商産業大臣に意見を提出することができる。

第五十九条の十五中「次の各号の一に該当する者」を「政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)」に改め、各号を削る。

第五十九条の十六中「前条各号の一」を「前条の規定により役員となることができない者」に改め、

る。

第五十九条の二十七中「(明治四十年法律第四十号)」を削る。

第五十九条の二十八第一号中「及び指導」の下に「並びに情報の収集及び提供」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同条第二号の次に次の二号を加え。

二の二 危害予防規程について第二十六条第二項に規定する第一種製造者に意見を述べること。

第五十九条の二十八第三号中「第三十三条第三項」を「第二十七条の二第六項、第三十一条第二項」に、「第二十条第三項」を「第十九条第三項」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第四号中「又は第四十九条第一項の容器再検査」を「第四十九条第一項の容器再検査」を、第四十九条第一項の附屬品検査又は第五十六条の三第一項若しくは第二項の特定設備検査に、「行なう」を「行う」に改め、同条に次の一号を加える。

八 前各号に掲げるもののほか、第五十九条の二の目的を達成するために必要な業務

第五十九条の二十八に次の二項を加える。

2 協会は、前項第八号に掲げる業務を行おうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

業大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

第四章の二第五節の前に次の六条を加える。

(利益及び損失の処理)

第五十九条の三十三の二 協会は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として積み立てなければならない。

第五十九条の三十三の三 協会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

2 協会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

2 協会は、借入金をしよ

うとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。

昭和五十年三月二十五日 衆議院会議録第十三号(一) 高圧ガス取締法の一部を改正する法律案及び同報告書

四〇八

受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(通商産業省令への委任)

第五十九条の三十三の七 この法律及びこれに基づく命令に規定するもののほか、協会の財務及び会計に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第四章の二第六節中第五十九条の三十六の次に次の二条を加える。

(大蔵大臣との協議)

第五十九条の三十七 通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第五十九条の二十八第二項、第五十九条の二十九第一項、第五十九条の三十二、第五十九条の三十三の三又は第五十九条の三十三の五の認可をしようとするとき。

二 第五十九条の三十三第一項又は第五十九条の三十三の六の承認をしようとするとき。

三 第五十九条の三十三の四第一号の規定による指定をしようとするとき。

四 第五十九条の二十九第二項、第五十九条の三十三の五又は第五十九条の三十三の七の通商産業省令を定めようとするとき。

第五十条中「登録を受けた者は」の下に「通商産業省令で定めるところにより」を、「容器再検査」

査」の下に「若しくは附属品再検査」を加え、「記載しなければ」を「記載し、これを保存しなければ」に改め、同条に次の二項を加える。

2 指定検査機関は、通商産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、特定設備検査について、通商産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

2 第六十一条に次の二項を加える。

2 通商産業大臣は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、指定検査機関に対し、その業務又は経理の状況に関する報告をさせることができる。

第六十二条第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

1 内容積千リットル以上の容器

2 内容積五百リットル以上千リットル未満の容器

3 内容積五百リットル未満の容器

口 その他の容器

1 内容積千リットル以上の容器

2 内容積五百リットル以上千リットル未満の容器

3 内容積五百リットル未満の容器

十七 容器証明書又は特定設備検査合格証の再交付(協会又は指定検査機関が行うものを除く)を受けようとする者

十八 容器検査所の登録又はその更新を受けようとする者

十九 第五十四条第一項各号に定める措置(協会が行うものを除く)を受けようとする者

二十 附属品検査(協会又は容器検査所の登録を受けた者が行うものを除く)を受けようとする者

二十一 内容積五百リットル以上千リットル未満の容器の附属品

ハ 内容積五百リットル未満の容器の附属品

二十二 特定設備検査(協会又は指定検査機関が行うものを受けようとする者

ロ 内容積五百リットル以上千リットル未満の容器の附属品

ハ 内容積五百リットル未満の容器の附属品

二十三 特定設備検査(協会又は指定検査機関が行うものを受けようとする者

ロ 内容積五百リットル以上千リットル未満の容器の附属品

二十四 特定設備検査(協会又は指定検査機関が行うものを受けようとする者

手数料を納付すべき者	金額
一 第五条第一項の許可を受けようとする者	二十七万円
二 第六条の許可を受けようとする者	三万八千円
三 第十四条第一項の許可を受けようとする者	一十三万円
四 第十五条の三第一項の許可を受けようとする者	三万四千円
五 第十六条第一項の許可を受けようとする者	三万四千円
六 第十九条第一項の許可を受けようとする者	三万円
七 第二十条の完成検査を受けようとする者	二十万円
八 第二十二条第一項の許可を受けようとする者	一二万二千円
九 製造保安責任者試験を受けようとする者	二千円
十 製造保安責任者免状の交付を受けようとする者	千円

製造保安責任者免状の再交付を受けようとする者

販売主任者試験を受けようとする者

販売主任者免状の交付を受けようとする者

販売主任者免状の再交付を受けようとする者

販売主任者免状の再交付を受けようとする者

販売主任者免状の再交付を受けようとする者

イ 温度零下五十度以下の液化ガスを充てんするため

十一 の容器

十二 製造保安責任者免状の再交付を受けようとする者

十三 販売主任者免状の交付を受けようとする者

十四 販売主任者免状の再交付を受けようとする者

十五 販売主任者免状の再交付を受けようとする者

十六 販売主任者免状の再交付を受けようとする者

查(協会が行うものを除く)又は容器再検査(協会が行うものを除く)を受けようとする者

十七 製造保安責任者免状の再交付を受けようとする者

十八 製造保安責任者免状の再交付を受けようとする者

十九 製造保安責任者免状の再交付を受けようとする者

二十 製造保安責任者免状の再交付を受けようとする者

二十一 製造保安責任者免状の再交付を受けようとする者

二十二 製造保安責任者免状の再交付を受けようとする者

二十三 製造保安責任者免状の再交付を受けようとする者

二十四 製造保安責任者免状の再交付を受けようとする者

二十五 製造保安責任者免状の再交付を受けようとする者

二十六 製造保安責任者免状の再交付を受けようとする者

二十七 製造保安責任者免状の再交付を受けようとする者

二十八 製造保安責任者免状の再交付を受けようとする者

二十九 製造保安責任者免状の再交付を受けようとする者

三十 製造保安責任者免状の再交付を受けようとする者

三十一 製造保安責任者免状の再交付を受けようとする者

千円
千三百円
千五百円
千円
三十万円

千円
千五百円
千円
一千円

千円
一千円
一千円
一千円

第七十三条第二項中「作業主任者試験」を「製造保安責任者試験」に、「作業主任者免状の」を「製造備検査」の下に「附屬品検査、附屬品再検査、特定設備検査」を加え、「容器証明書の書換」を「第五十一条第一項各号に定める措置」に、「同項の表第十一号」を「前項の表第十七号」に、「容器が」を「容器又は特定設備が」に改める。

第七十四条第一項中「第五条第三項、第二十一條第一項、第二項（第二種製造者）に係る部分に限る」、「第三項若しくは第四項」を「第五条第二項、第二十一條」に「取消し」に、「又は消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長）」を「消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長）又は海上保安本部長」に改め、同条に次の二項を加える。

3 消防吏員若しくは消防団員又は海上保安官は、第三十六条第二項の規定による届出を受理したときは、速やかに、その旨を当該都道府県知事に通報しなければならない。

第七十四条の次に次の二条を加える。

（公示）

第七十四条の二 通商産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第五十六条の三第一項の指定をしたとき。

二 第五十六条の十一の規定による届出があつたとき。

三 第五十六条の十三の許可をしたとき。

四 第五十六条の十九の規定により指定を取り消し、又は特定設備検査の業務の停止を命じたとき。

第七十五条中「第十三条の二」を削り、「第四十八条第一項第三号若しくは第四号」を「第五十六条第一項第四号」に改め、「第四十九条第二項」の下に「第四十九条の二第三項、第四十九条の四第二項」を、「第五十条第三項」の下に「第五十六条第三項」を加え、「聞く」を「聽ぐ」と、「聞く」を「聽かなければ」に改める。

第七十六条第一項中「又は第五十三条」を「第五十三条、第五十六条の十六又は第五十六条の十九」に改める。
第七十七条(見出し)を含む。)中「又は容器検査所の登録を受けた者又は指定検査機関」に改める。
第七十八条中「又は容器再検査」を「容器再検査、附属品検査、附属品再検査又は特定設備検査」に改める。
第七十八条の二の次に次の二条を加える。
(経過措置)
第七十八条の三 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。
第八十条中「左の」を「次の」に、「五万円」を「十万円」に改める。
第八十条の二中「三万円」を「十万円」に改め、同条を第八十条の三とし、第八十条の次に次の二条を加える。
第八十条の二 第五十六条の十九の規定による業務の停止の命令に違反した場合には、その違反行為をした指定検査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
第八十一条中「左の」を「次の」に、「三万円」を「三十万円」に改め、同条第三号中「第二十一条等第一項若しくは第二項」を第二十七条の二第一項、第三項若しくは第四項、第二十七条の三第一項若しくは第二項、第二十七条の四第一項、第二十八条第一項に、「第五十二条第一項又は第五十九条の三十第一項若しくは第二項」を「又は第五十二条第一項に改め、同条第八号中「第四十九条第三項又は第五十四条第三項」を「第四十七条规定の登録を受けた者又は指定検査機関」に改める。

第四十九条第三項」を削り、同号の次に次の二号を加える。
九の二 第四十九条第三項の規定による表示若しくは裏書をした容器検査所の登録を受けた者
九の三 第四十九条第四項又は第四十九条の四第三項の規定による刻印をせず、又は虚偽の刻印をした容器検査所の登録を受けた者
第八十二条中「左の」を「次の」に、「三万円」を「二十万円」に改め、同条第一号中「第二十八条第三項」を「第二十八条第二項」に改め、「第四十五条第三項」を「第五十六条の四第三項において準用する場合を含む。」、第四十五条の二第二項を加え、「第四十九条第四項又は第五十一条第二項」を「第四十七条第四項、第四十九条第五項、第四十九条の二第一項、第四十九条の三第二項、第四十九条の四第四項、第五十一一条第二項又は第五十六条の五第二項」に改め、同条第二号中「第二十二条第三項」の下に「又は第五十六条の三第一項若しくは第二項」を加え、同条第四号を削る。
第八十三条中「左の」を「次の」に、「一萬円」を「十万円」に改め、同条第一号中「第五条第二項若しくは第三項」を「第五条第一項」に、「第二十八条第四項、第三十三条第一項」を「第二十七一条の二第五項（第二十七条の三第三項、第二十七条の四第二項、第二十八条第三項又は第三十三条第三項において準用する場合を含む。）」に改め、「第五十二条第二項」の下に「第五十六条の二」を加え、「第五十二条第二号中「第十三条の二」を削り、「第五十五条」の下に「第五十六条の六において準用する場合を含む。」を加え、「第五十六条第二項を「第五十六条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第五十七条第三項」に改め、同条第三号中「第五十六条第一項」の下に「（同条第四項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第四号の二の次に次の一号を加える。
四の三 故なく都道府県知事又は警察官、消防

吏員若しくは消防団員若しくは海上保安官に第三十六条第一項の事態の発生について虚偽の届出をした者第八十三条第五号中「第六十条」の下に「第一項」を加え、「又は虚偽の記載をした」を「虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた」に改め、同条第六号中「第六十一条」の下に「第一項」を加え、同条第七号中「又は第二項」を「又は第三項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第八十三条の二 次の各号の一に掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定検査機関の役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

一 第五十六条の十三の許可を受けないで特定設備検査の業務の全部を廃止したとき。

二 第六十一条第二項の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 第六十一条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第六十二条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第八十三条の三 第五十九条の三十五第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

第八十四条中「前条」を「第八十三条」に、「罰する外」を「罰するほか」に改める。

第八十五条第三号中「第五十九条の二十八」の下に「第一項」を加え、同条第五号を次のように改める。

五 第五十九条の三十三の四の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

第二号に定める日以後遅滞なく」とする。

第十四条 旧法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新法中にこれに相当する規定があるときは、新法の規定によつてしたものとなす。

第十五条 この法律の施行前にした行為及び附則第二条第五項又は第十条の規定により従前の例によることとされる高圧ガスの製造に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化

に関する法律の一部改正)

第十六条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「第二十八条第一項」を「第二十八条第一項」に、「行なわせ」を「行わせ」に改め、同条に次の二項を加える。

3 液化石油ガス販売事業者は、通商産業省令で定めるところにより、業務主任者に協会の行う液化石油ガスによる災害の発生の防止に関する講習を受けさせなければならない。

第二十条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第二十六条第三号中「第十九条第一項」の下に「若しくは第三項」を加える。

理 由

高压ガス製造事業の大規模化、複雑化等に対処し保安の確保を図るため、高压ガス製造事業所における保安管理体制を強化するための措置を講じ、並びに特定の高压ガス製造設備及び高压ガスを充てんする容器等に対する規制を強化改善するとともに、液化石油ガス等による災害の防止に資するため、高压ガス保安協会の業務を拡充し、及び同協会に対し政府出資を行うこととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

高压ガス取締法の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

一

議案の要旨及び目的

本案は、高压ガス製造事業所の大規模化、複雑化及び液化石油ガスの消費の拡大等に伴い、高压ガスの保安確保の重要性が増大していることにかんがみ、高压ガス保安体制の強化を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 保安管理組織の強化

(1) 保安統括者

第一種製造者(冷凍のため高压ガスの製造をする者及び高压ガスの一日の製造が一定量以下の者を除く)は、事業所ごとに「保安統括者」を選任し、高压ガスの製造に係る保安に関する業務を統括管理させなければならない。

(2) 保安技術管理者

(1)に規定する第一種製造者は、事業所ごとに「製造保安責任者免状」の交付を受けている者のうちから「保安技術管理者」を選任し、高压ガスの製造に係る保安統括者を補佐して、高压ガスの製造に係る保安に関する技術的な事項を管理させなければならない。

(3) 保安係員

(1)に規定する第一種製造者は、製造施設の区分ごとに、製造保安責任者免状の交付を受けている者のうちから、「保安係員」を選任し、製造施設の維持、製造方法の監視運転し、製造施設の維持、製造方法の監視その他の高压ガスの製造に係る保安に関する技術的事項を管理させなければならない。

(4) 保安主任者

(1)に規定する第一種製造者のうち、高压ガスの一日の製造が一定量以上の者は、製造施設の区分ごとに、製造保安責任者免状の交付を受けている者のうちから、「保安主任者」を選任し、保安技術管理者を補佐して、保安係員を指揮させなければならない。

2 保安の強化

(5) 保安企画推進員

と/orに規定する第一種製造者は、事業所ごとに一定の高压ガスの製造に係る保安に関する知識経験を有する者のうちから「保安企画推進員」を選任し、危害予防規程の立案及び整備、保安教育計画の立案及び推進等の業務に關し、保安統括者を補佐させなければならない。

(6) 冷凍保安責任者

第一種製造者であつて冷凍のため高压ガスを製造しようとする者は、事業所ごとに、製造保安責任者免状を受けている者のうちから「冷凍保安責任者」を選任し、高压ガスの製造に係る保安に関する業務を管理させなければならない。

(7) 保安係員等に対する講習

高压ガス製造者は、保安係員、保安主任者及び保安企画推進員に高压ガス保安協会(以下「協会」という。)の行う高压ガスによる災害の防止に関する講習を受けさせなければならない。

(8) 輸入設備の検査

特定設備の輸入をした者は、遅滞なく、その特定設備について、通商産業大臣、協会又は指定検査機関が行う特定設備検査を受けなければならない。

(9) 検査合格証

通商産業大臣、協会又は指定検査機関は、特定設備が特定設備検査に合格したときは、速やかに、特定設備検査を受けた者に對し、特定設備検査合格証を交付しなければならない。

(10) 檢査の実施

特定設備検査を受けた者は、特定設備検査合格証の交付を受けたときは、遅滞なく、その特定設備に表示をしなければならない。

(11) 檢査の実施

特定設備検査を受けた者は、特定設備検査合格証の交付を受けたときは、遅滞なく、その特定設備に表示をしなければならない。

(12) 檢査の実施

通商産業大臣又は協会は、特定の種類の高压ガスを一定の圧力以下の圧力を充てん

3 保安教育計画の強化

(13) 高圧ガスの爆発その他の災害の発生を防止するためには設計の検査、材料の品質の検査又は製造中の検査を行うことが特に必要なものとして通商産業省令で定める設備

(以下「特定設備」という。)の製造をする者は、その特定設備について、製造の工程ごとに、通商産業大臣、協会又は「指定検査機関」が行う特定設備検査を受けなければならぬ。

(14) 檢査の実施

特定設備検査を受けた者は、特定設備検査合格証の交付を受けたときは、遅滞なく、その特定設備に表示をしなければならない。

(15) 檢査の実施

特定設備検査を受けた者は、特定設備検査合格証の交付を受けたときは、遅滞なく、その特定設備に表示をしなければならない。

(16) 檢査の実施

その他特定設備、指定検査機関に係る所の規定の設備を行ふ。

4 特定設備に対する規制

(17) 容器に対する規制の整備

通商産業大臣又は協会は、特定の種類の高压ガスを一定の圧力以下の圧力を充てん

昭和五十年三月二十五日 衆議院会議録第十三号(二)

高圧ガス取締法の一部を改正する法律案及び同報告書 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する事項

四二二

特別措置法案

に現場従業員及び一般消費者の意見を十分反映させることとし、省令の改正等に際してもこの点を配慮するよう努めること。

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法案

右の議案を提出する。

昭和五十年三月二十一日

提出者

する容器であつて、その内容積が百二十リットル未満のものであるときは、その容器が容器検査に合格した場合に、現行の容器証明書の交付に代えて、速やかに、その容器に刻印をしなければならない。

(2) 所有者の表示

(1)の刻印がされた容器を譲り受けた者は、遅滞なくその容器に氏名又は名称等の表示をしなければならない。

(3) その他

その他高压ガスの充てん及び容器再検査等の規定について所要の整備を行う。

6 附属品に対する規制

(1) 附屬品検査

バルブその他の容器の「附屬品」の製造又は輸入をした者は、通商産業大臣又は協会が行う附屬品検査を受け、これに合格したものでなければ、当該附屬品を譲渡し、又は引き渡してはならない。

7 検査合格の刻印

附屬品が装置されている容器に高压ガスを充てんする場合には、当該附屬品は、附屬品検査又は通商産業大臣、協会又は容器検査所の行う附屬品再検査に合格し、かつ、これに合格した旨の刻印がなされているものでなければ充てんしてはならない。

(3) その他

政府出資の規定の整備を行う。

その他の要の規定の創設

高压ガス保安協会の強化

政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、協会に追加して出資することができる。

協会の業務の拡充等

協会の業務に高压ガスの保安に関する情報の収集及び提供並びに附屬品検査、附属

品再検査及び特定設備検査を行うこと等の業務を追加する。

同協会に対する政府の監督を強化する等の所要の規定の整備を行う。

小規模設備についての事前届出制

(3) その他

同協会に対する政府の監督を強化する等の所要の規定の整備を行なう。

8 製造の届出制に係る規制の強化

圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積が一日三十立方メートル未満である設備を使用して高压ガスの製造の事業を行う者は、事業開始の二十日前までに、製造する高压ガスの種類、製造のための施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法を都道府県知事に届け出なければならない。

(2) 小規模設備についての技術基準適合義務及び技術基準適合命令

(1)の高压ガス製造の事業者は、製造施設及び製造方法が一定の技術基準に適合するようにならなければならない。また、都道府県知事は、技術基準適合命令を出すことができる。

9 その他

許可、検査、試験等に係る手数料、罰則等について所要の改正を行うとともに、条文の整理を行う。

(1) 施行期日及び経過措置

この法律は、公布の日から九月以内で政令で定める日から施行する。ただし、省令の制定手続等の改正規定は公布の日から、

高压ガス保安責任者等の試験及び免状並びに高压ガス保安協会に関する改正規定等は公布の日から三月以内で政令で定める日から施行する。

10 経過措置

この法律は、公布の日から施行する。

第一條 この法律は、下水道の整備等によりその経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生ずることとなる一般廃棄物処理業等について、その受ける著しい影響を緩和し、併せて経営の近代化及び規模の適正化を図るために計画を策定し、その実施を推進する等の措置を講ずることにより、その業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理に資することを目的とする。

(目的)

第二條 この法律において「一般廃棄物処理業等」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)の規定による市町村長(特別区の存する区域にあつては、都知事)の許可を受け、又は市町村(特別区の存する区域にあつては、都)の委託を受けて行うし尿処理業その他政令で定める事業をいう。

(一般廃棄物処理業等についての合理化事業計画の承認)

第三条 市町村は、当該市町村の区域に係る下水道の整備その他政令で定める事由によりその経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生ずることとなる一般廃棄物処理業等について、その受ける著しい影響を緩和し、併せて経営の近代化

及び規模の適正化を図るための事業（以下「合理化事業」という。）に関する計画（以下「合理化事業計画」という。）を定め、都道府県知事の承認を受けることができる。

2 合理化事業計画は、下水道の整備等による一般廃棄物処理業等の經營の基礎となる諸条件の変化の見通しに関する事項、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の事業の転換並びに經營の近代化及び規模の適正化に関する事項その他の厚生省令で定める事項について定めるものとする。

3 都道府県知事は、第一項の承認の申請があつた場合において、その合理化事業計画が厚生省令で定める基準に適合していると認めるときは、同項の承認をするものとする。

(合理化事業計画の変更)

第四条 市町村は、前条第一項の承認に係る合理化事業計画を変更しようとするときは、都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 前条第三項の規定は、前項の承認について準用する。

第五条 市町村は、合理化事業計画に基づき、合理化事業を実施するものとする。

(市町村に対する資金の融通等)

第六条 国は、市町村に対し、合理化事業計画に基づく合理化事業の実施に際し、必要な資金の融通又はそのあつせんその他の援助に努めるものとする。

(事業の転換に関する計画の認定)

第七条 一般廃棄物処理業等を行う者であつて、合理化事業計画の定めるところにより事業の転換を行おうとするものは、その事業の転換に関する計画を市町村長に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 前項に規定するもののほか、同項の認定及びその取消しに關し必要な事項は、厚生省令で定める。

第九条 国又は地方公共団体は、前条第一項の認定を受けた一般廃棄物処理業等を行う者に對し、当該認定を受けた計画に従つて事業の転換を行うのに必要な資金につき、金融上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(就職のあつせん等)

第九条 国又は地方公共団体は、一般廃棄物処理業等を行う者が合理化事業計画の定めるところにより事業の転換等を行う場合においては、当該事業の従事者について、職業訓練の実施、就職のあつせんその他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(特別区に関する特例)

第十条 特別区の存する区域にこの法律の規定を適用する場合には、この法律（第二条を除く。）の規定中「市町村」とあるのは「都」と、「市町村長」とあるのは「都知事」とする。

2 1 この法律は、公布の日から施行する。

厚生省設置法（昭和二十四年法律第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第一項第十一号の次に次の二号を加える。

十一の二 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和四十五年法律第二百五十一号）を施行すること。

第一条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和五十年二月十九日 内閣総理大臣 三木 武夫

第一条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律等の一部を改正する法律案

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正）

第一項 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第二百三十四号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 特別児童扶養手当（第三条—第十六条）

第三章 福祉手当（第十七条—第二十六条）

第四章 不服申立て（第二十七条—第三十二条）

第五章 雜則（第三十三条—第四十二条）

附則

第一条中「国が」を削り、「重度の障害を有する者について、特別児童扶養手当等」を「障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給するとともに、精神又は身体に重度の障害を有する者に福祉手当」に改める。

第二条を削る。

第三条第一項中「別表一」を「別表第一」と改め、同条第二項を次のように改める。

2 この法律において「重度障害者」とは、別表二に定める程度の疾患の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者をいう。

第三条第三項中「又は特別障害者（以下「障害者」という。）」を削り、同条を第二条とする。

第二章 特別児童扶養手当

第四条第一項中「障害者」を「障害児」に、「障

（認定を受けた者に対する金融上の措置）

第八条 国又は地方公共団体は、前条第一項の認定を受けた一般廃棄物処理業等を行う者に對し、当該認定を受けた計画に従つて事業の転換を行うのに必要な資金につき、金融上の措置を講ずるよう努めるものとする。

特別児童扶養手当等の支給に関する法律等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和五十年二月十九日 内閣総理大臣 三木 武夫

第一条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律等の一部を改正する法律案

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正）

第一項 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第二百三十四号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 特別児童扶養手当（第三条—第十六条）

第三章 福祉手当（第十七条—第二十六条）

第四章 不服申立て（第二十七条—第三十二条）

第五章 雜則（第三十三条—第四十二条）

附則

第一条中「国が」を削り、「重度の障害を有する者について、特別児童扶養手当等」を「障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給するとともに、精神又は身体に重度の障害を有する者に福祉手当」に改める。

第二条を削る。

第三条第一項中「別表一」を「別表第一」と改め、同条第二項を次のように改める。

2 この法律において「重度障害者」とは、別表二に定める程度の疾患の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者をいう。

第三条第三項中「又は特別障害者（以下「障害者」という。）」を削り、同条を第二条とする。

第二章 特別児童扶養手当

第四条第一項中「障害者」を「障害児」に、「障

（手当額）

第四条 手当は、月を単位として支給するものとし、その月額は、障害児一人につき一万二千円（癡疾の程度が別表第一に定める一級に該当する障害児にあつては、一万八千円）とする。

第五条を削る。

第六条第一項中「以下」の下に「この章において」を加え、同条を第五条とする。

第七条中「第四条に定める支給要件に該当する者」を「受給資格者」に、「当該支給要件に該当する者」を「当該受給資格者」に改め、同条を第六条とする。

第八条を削り、第九条を第七条とし、第十条を第八条とする。

第十一条第一項中「第七条、第九条及び前条」を「前二条」に改め、同条第二項第一号中「第七条」を「第六条」に改め、同項第二号中「第九条」を「第七条」に改め、同条を第九条とする。

第十二条中「第七条、第九条、第十条」を「第六条から第八条まで」に改め、同条を第十条とする。

第十三条第一号中「第二十四条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同条第二号中「受給資格者」を「障害児」に、「第二十四条第一項」を「第

三十六条第二項に改め、「判定若しくは」を削り、同条第三号中「障害者」を「障害児」に改め、同条を第十一条とする。

第十四条中「第二十三条第一項」を「第三十五条第一項」に、「差しとめる」を「差し止める」に改め、同条を第十二条とする。

第十五条中「第四条第三項各号」を「第三条第三項各号」に、「障害者」を「障害児」に改め、同条を第十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

(事務費の交付)

第十四条 国は、政令で定めるところにより、都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ)に対し、都道府県知事及び市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて行う手当に係る事務の処理に必要な費用を交付する。(手当の支払)

第十五条 手当の支払に関する事務は、政令で定めるところにより政令で定める機関に取り扱わせる場合を除き、郵政大臣が取り扱うものとする。

2 厚生大臣は、前項の規定により郵政大臣が手当の支払に関する事務を取り扱う場合には、その支払に必要な資金を郵政大臣の指定する出納官吏に交付しなければならない。

(児童扶養手当法の準用)

第十六条 児童扶養手当法第七条、第八条、第二十一条から第二十五条まで及び第三十一条の規定は、手当について準用する。この場合において、同法第八条第一項中「又は養育する児童があるに至つた場合」とあるのは「若しくは養育する障害児があるに至つた場合又はその監護し若しくは養育する障害児の廃疾の程度が増進した場合」と、同条第三項中「又は養育する児童の数が減じ」とあるのは「若しくは養育する障害児の数が減少し」と、「その減じ」とあるの廃疾の程度が低下し」と、「その減じ」とある

のは「その減じ、又は低下し」と、同法第三十一條中「第十二条第二項」とあるのは「特別児童扶養手当等の支給に関する法律第九条第二項」と読み替えるものとする。

第三章及び第四章を削り、第二章の次に次の三章を加える。

第三章 福祉手当

(支給要件)

第十七条 都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。以下同じ。)及び福祉事務所(社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する重度障害者に対し、福祉手当(以下この章において「手当」という。)を支給する。ただし、その者が限りでない。

一 日本国国民でないとき。

二 麻痺を支給事由とする給付で政令で定めるものを受けたことができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止され得るときを除く。

三 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)にいう身体障害者療護施設その他これに類する施設で厚生省令で定められた手当に収容されているとき。

四 手当額

第十八条 手当は、月を単位として支給するものとし、その月額は、四千円とする。

(認定)

第十九条 手当の支給要件に該当する者(以下この章において「受給資格者」という。)は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格について、都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長の認定を受けなければならない。

(支給の制限)

第十二条 手当は、受給資格者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額を超えるときは、その年の五月から翌年の四月までは、支給しない。

第二十一条 手当は、受給資格者の配偶者の前年の所得又は受給資格者の民法第八百七十七条第一項に定める扶養義務者で当該受給資格者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上あるときは、その年の五月から翌年の四月までは、支給しない。

第二十二条 被災者がある場合においては、その損傷を受けた月から翌年の四月までの手当については、その損傷を受けた年の前年又は前前年における当該被災者の所得に関する手当は、前二条の規定を適用しない。

2 前項の規定により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それそれ当該各号に規定する手当で同項に規定する期間に係るものに相当する金額を都道府県、市(特別区を含む。以下同じ。)又は福祉事務所を設置する町村に返還しなければならない。

一 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第二十条に規定する政令で定める額を超えること。当該被災者に支給された手当

第三章 第五条第二項、第十二条(第三号を除く)、第十二条及び第十六条の規定は、十分の八に相当する額を都道府県、市又は福祉事務所を設置する町村が負担する。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(費用の負担)

第二十五条 手当の支給に要する費用は、その十分の二に相当する額を都道府県、市又は福祉事務所を設置する町村が負担する。

(準用)

第二十六条 第五条第二項、第十二条(第三号を除く)、第十二条及び第十六条の規定は、手当について準用する。この場合において、同条中「第七条、第八条、第二十二条第二十五条まで」とあるのは「第七条、第二十二条第二十四条、第二十五条」と、「第九条第二項」とあるのは「第二十二条第二項」と読み替えるものとする。

(異議申立て)

第二十七条 都道府県知事のした特別児童扶養手当又は福祉手当(以下「手当」という。)の支給に関する処分に不服がある者は、都道府県知事に異議申立てをすることができる。

(審査)

第二十八条 第三十八条第二項の規定により市長又は福祉事務所が管理する町村長が福祉手当の支給に関する処分についての審査に応じて、前条に規定する政令で定める額以上であること。当該被災者を配偶者又は扶養義務者とする者に支給された手当

が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する政令で定める額を超えること。当該被災者に支給された手当

(決定又は裁決をすべき期間)

第二十九条 都道府県知事は、手当の支給に関

する処分についての異議申立て又は審査請求があつたときは、六十日以内に、当該異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決をしなければならない。

2 異議申立て人又は審査請求人は、前項の期間内に決定又は裁決がないときは、都道府県知事が異議申立て又は審査請求を棄却したものとみなすことができる。

(再審査請求)

第三十条 市長若しくは福祉事務所を管理する町村長がした福祉手当の支給に関する処分又は市長若しくは福祉事務所を管理する町村長の管理に属する行政機関の長が第三十八条第二項の規定による委任に基づいてした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

(時効の中止)

第三十一条 手当の支給に関する処分については、不不服申立ては、時効の中止に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する都道府県知事の決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

第五章 雜則

(期間の計算)

第三十二条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間に関する規定を準用する。

(戸籍事項の無料証明)

第三十三条 市町村長(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。)は、行政庁(特別児童扶養手当については都道府県知事をいい、福祉手当については都道

府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長をいう。以下同じ。)又は手当の支給要件に該当する者(以下「受給資格者」という。)に対して、当該市町村の条例の定めるところにより、受給資格者又はその監護し若しくは養育する障害児の戸籍に關し、無料で證明を行うことができる。

(届出)

第三十五条 手当の支給を受けている者は、厚生省令の定めるところにより、行政庁に対し、厚生省令で定める事項を届け出、かつ、厚生省令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。

2 手当の支給を受けている者が死亡したときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の規定による死亡の届出義務者は、厚生省令の定めるところにより、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(調査)

第三十六条 行政庁は、必要があると認めるところに於ける手当の支給に関する事項の報告を求めることがある。

(事務の委任)

第三十七条 特別児童扶養手当の支給に関する事務は、政令の定めるところにより、その一部を市町村長に委任することができる。

2 都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長は、福祉手当の支給に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政機関の長に限り、委任することができる。

(町村の一部事務組合)

第三十八条 町村が一部事務組合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この法律の規定

格者、受給資格者の配偶者若しくは扶養義務者若しくは障害児の資産若しくは収入の状況又は障害児に対する第三条第三項第二号に規定する年金たる給付若しくは重度障害者に対する第十七条第二号に規定する給付の支給状況につき、郵便局その他の官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは受給資格者の雇用主その他の関係者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(事務の委任)

第三十九条 特別児童扶養手当の支給に関する事務は、政令の定めるところにより、その一部を市町村長に委任することができる。

(罰則)

第四十条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他の執行について必要な細則は、省令で定める。

(実施命令)

第四十一条 僞りその他不正の手段により手当を受けた者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条があるときは、刑法による。

第四十二条 第三十五条第二項の規定に違反して届出をしなかつた戸籍法の規定による死亡の届出義務者は、一万円以下の過料に処する。

(別表)

別表を削り、附則の次に別表として次の二表を加える。

別表第一(第二条、第四条関係)

級	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
	両眼の視力の和が○・○四以下のもの	両耳の聴力損失が九〇デシベル以上のもの	両上肢の機能に著しい障害を有するもの	両上肢のすべての指を欠くもの	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの	両下肢の機能に著しい障害を有するもの	両下肢を足関節以上で欠くもの	両上肢のすべての指を欠くもの	両耳の聴力損失が九〇デシベル以上のもの	両眼の視力の和が○・○四以下のもの

3 前二項の規定によつて質問又は診断を行つた該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(資料の提出等)

第三十七条 行政庁は、手当の支給に関する処分に關し必要があると認めるときは、受給資

級															
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	
両眼の視力の和が〇・〇八以下のもの	両耳の聴力損失が八〇デシベル以上のもの	平衡機能に著しい障害を有するもの	咀嚼の機能を欠くもの	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの	両上肢の機能に著しい障害を有するもの	両下肢のすべての指を欠くもの	両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの	両下肢のすべての指を欠くもの	両下肢のすべての指を欠くもの	両下肢の機能に著しい障害を有するもの	両下肢を足関節以上で欠くもの	両下肢を足関節以上で欠くもの	両下肢を足関節以上で欠くもの	
視力によって測定する。	視力によって測定する。	視力によって測定する。													
前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの	精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は长期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの												

別表第二(第二条関係)

一 両眼の視力の和が〇・〇二以下のもの	二 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの	三 両上肢の機能に著しい障害を有するもの	四 両上肢のすべての指を欠くもの	五 両下肢の用を全く廃したもの	六 両大腿を二分の一以上失つたもの	七 体幹の機能に座つていることができない程度の障害を有するもの	八 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする程度のもの	九 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
------------------------	----------------------------------------	-------------------------	---------------------	--------------------	----------------------	------------------------------------	-------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------

備考 視力によつて測定する。視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正

(児童扶養手当法の一部改正)

第一条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第五条中「九千八百円」を「一万五千六百円」に、「一万六百円」を「一万六千四百円」に改め。

(児童手当法の一部改正)

第三条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三条)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「四千円」を「五千円」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十年十月一日から施行する。ただし、次条第三項の規定は、公布の日から施行する。
(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二条 昭和五十年九月以前の月分の特別児童扶養手当の額について、なお従前の例による。

2 この法律による特別児童扶養手当等の支給に関する法律の改正により新たにこの法律による改正後(以下「新法」という)第二条第一項に規定する法律(以下「旧法」という)第二条第一項に規定する障害児とされた者又はこの法律による改正前(以下「特法」という)特別児童扶養手当等の支給に関する法律(以下「旧法」という)第四条第三項第一号に該当する障害児をこの法律の施行の際現にこの法律による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律(以下「新法」という)第二条第一項に規定する障害児とされた者又はこの法律による改正前(以下「特法」という)特別児童扶養手当等の支給に関する法律(以下「旧法」という)第四条第三項第一号に該当する障害児を監護し、又は養育している者が、昭和五十年十月三十一日までにした同法第六条第一項又は第八条第一項の認定の請求についてその認定を受けたときは、その者に対する児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前(以下「特法」という)特別児童扶養手当等の支給に関する法律(以下「旧法」という)第四条第二項第一号に該当する児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前(以下「特法」という)特別児童扶養手当等の支給に関する法律(以下「旧法」という)第四条第二項第一号に該当する児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前(以下「特法」という)特別児童扶養手当等の支給に関する法律(以下「旧法」という)第四条第二項第一号に該当する児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前(以下「特法」という)特別児童扶養手当等の支給に関する法律(以下「旧法」という)第四条第二項第一号に該当する児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前(以下「特法」という)特別児童扶養手当等の支給に関する法律(以下「旧法」という)第四条第二項第一号に該当する児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前(以下「特法」という)特別児童扶養手当等の支給に関する法律(以下「旧法」という)第四条第二項第一号に該当する児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

一項の規定にかかるわらす、同月から行う。

3 昭和五十年十月一日において福祉手当の支給要件に該当すべき者は、同日前においても、同日にその要件に該当することを条件として、当該福祉手当について新法第十九条の認定の請求の手続をとることができる。

4 前項の手続をとつた者がこの法律の施行の際に福社手当の支給要件に該当しているとき、は、これらの人に対する福社手当の支給は、新法第二十六条において準用する新法第十六条において準用する児童扶養手当法第七条第一項の規定にかかわらず、同月から始める。

5 昭和五十年九月以前の月分の旧法による特別福社手当については、なお従前の例による。

6 この法律の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 昭和五十年九月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前(以下「特法」という)特別児童扶養手当等の支給に関する法律(以下「旧法」という)第四条第二項第一号に該当する児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

(地方財政法の一部改正)

第五条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)

第五条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)

の一部を次のように改正する。

第十条第八号の四の次に次の一号を加える。

八の五 重度障害者に対する福祉手当の支給

に要する経費

第十条の四第七号中「特別児童扶養手当及び特別福祉手当」を「及び特別児童扶養手当」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

第六条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第七号の次に次の一号を加える。

七の一 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第二百三十四号)の施行に関する事務のうち、福祉手当に関すること。

第十三条第五号の三中「(昭和三十九年法律第二百三十四号)」を削り、「施行すること」の下に「(福祉手当に関するごとく)」を加える。

理由

精神又は身体に障害を有する者の福祉の向上を図るために、特別児童扶養手当についてその支給対象範囲を拡大し、及びその額を引き上げることとするほか、新たに重度の障害者に対する福祉手当を支給することとともに、児童扶養手当及び児童手当の支給対象児童の福祉の向上を図るために、児童扶養手当及び児童手当の額を引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特別児童扶養手当等の支給に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、心身障害者及び児童の福祉の向上を図るために、特別児童扶養手当についてその額の引上げ及びその支給対象障害児の範囲の拡大を行うことのほか、新たに心身に重度の障害を有する者に対し福祉手当を支給することとし、児童扶養手当及び児童手当の額を引き上げること。

等の改善を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正に関する事項

(1) 特別児童扶養手当の額を、重度の障害児一人につき月額二千三百円から一万八千円に引き上げること。

(2) 中程度の障害児(国民年金法別表二級に相当する障害児)を新たに特別児童扶養手当の支給対象とすることとし、その額を一人につき月額一万一千三百円から一万八千円に引き上げること。

(3) 特別児童扶養手当の支給対象障害児の国籍要件を撤廃すること。

(4) 精神又は身体の重度の障害により、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある者に福祉手当(月額四千円)を支給するものとすること。ただし、所得等による支給の制限を行うこと。

(5) 福祉手当支給の実施機関は、重度障害者の住所を所管する福祉事務所を管理する都道府県知事及び市町村長とすること。

道府県知事及び市町村長とすること。
道府県手当の支給に要する費用は、国がその十分の八を、都道府県又は市町村がその二十八億五千七百八十六万二千円、児童扶養手当給付費として三十二億千二百九十八万五千円及び児童手当給付費国庫負担金として四十七額九千八百円から一万五千六百円に引き上げること。

昭和五十年三月二十日
社会労働委員長 大野 明
衆議院議長 前尾繁三郎殿
〔別紙〕

昭和五十年度一般会計予算(厚生省所管)に特別児童扶養手当給付費として十六億二千七百五十七万七千円、重度障害者福祉手当給付費として二十八億五千七百八十六万二千円、児童扶養手当給付費として三十二億千二百九十八万五千円及び児童手当給付費国庫負担金として四十七億八千六万八千円が計上されている。
右報告する。

昭和五十年三月二十日

社会労働委員長 大野 明

衆議院議長 前尾繁三郎殿
〔別紙〕

特別児童扶養手当等の支給に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項の実現に努力すべきである。

一 児童扶養手当、特別児童扶養手当、児童手当及び福祉手当の支給額を一層増額する等支給内容の改善充実を図ること。

二 扶養義務者等に対する所得制限を更に緩和すること。

三 ILO第一〇二号条約の基本的事項の一つであることにかんがみ、長期的展望にたって、積極的に制度の改善を図ること。

あることにかんがみ、長期的展望にたって、積極的に制度の改善を図ること。

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

あることにかんがみ、長期的展望にたって、積極的に制度の改善を図ること。

国会に提出する。

昭和五十年二月十五日
内閣総理大臣 三木 武夫

右

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律

中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第二百六十号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「四百円以上四千円以下」を「八百円以上一万円以下」に改め、同条第三項中「四百円」を「八百円」に、「これを「超えて」「四千円」を「五千円」に改め、「五百円に整数を乗じて得た額」の下に「五千円を超えて一万円未満であるときは千円に整数を乗じて得た額」を加える。

第十条第二項第一号中「四倍」を「八倍」に改め、同項第一号中「四百円をこえる」を「八百円を超える」に改める。

第十四条中「一年」を「二年」と、「責め」を「責め」に改め、「その都合」の下に「(労働省令で定めるやむを得ない事情に基づくものを除く。)」を加える。

第八十二条第一項中「すでに」を「既に」に、「三十六月」を「二十四月」に改める。

第八十三条第一項中「十円以上一百円以下」を「六十円以上三百円以下」に改める。

第九十四条第一項中「一年」を「二年」に改め、「その都合」の下に「(労働省令で定めるやむを得ない事情に基づくものを除く。)」を加え、「こえる」を「超える」に改める。

第一百条中「第十四条を削り、同条に次の二項を加える。

2 第十四条及び第九十四条第一項に規定する場合において、被共済者がこれらの規定に規定する退職前に船員法の適用を受ける船員である被共済者あつたときは、これらの規定中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」と、「労働省令で定めるやむを得ない事情」とあるのは「運輸省令で定めるやむを得ない事情」とする。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第十条、第十三条、第九十五条関係)

官 号 (外) 外 号	月 数	金 額
	一二月	二、八八〇円
	一三月	三、三六〇円
	一四月	三、八四〇円
	一五月	四、三一〇円
	一六月	四、八〇〇円
	一七月	五、三六〇円
	一八月	五、九二〇円
	一九月	六、五六〇円
	二〇月	七、二〇〇円
	二一月	九九〇円

二二月	八、六四〇円	一、〇八〇円
二三月	九、三六〇円	一、一七〇円
三四月	一九、二〇〇円	二、四〇〇円
五六月	二〇、〇〇〇円	二、五〇〇円
六七月	二〇、八〇〇円	二、六〇〇円
七月	二一、六〇〇円	二、七〇〇円
八月	二二、四〇〇円	二、八〇〇円
九月	二三、二〇〇円	二、九〇〇円
十月	二四、〇〇〇円	三、〇〇〇円
十一月	二五、二〇〇円	三、一〇〇円
一二月	二五、六〇〇円	三、二〇〇円
一三月	二六、四〇〇円	三、三〇〇円
一四月	二七、二〇〇円	三、四〇〇円
一五月	二八、〇〇〇円	三、五〇〇円
一六月	二九、二〇〇円	三、六〇〇円
一七月	三一、一六〇円	三、七〇〇円
一八月	三二、〇〇〇円	三、八〇〇円
一九月	三三、一八四〇円	三、九〇〇円
二〇月	三三、六八〇円	四、〇〇〇円
二一月	三四、五三〇円	四、一〇〇円
二二月	三四、五三〇円	四、二〇〇円
二三月	三五、三七〇円	四、三〇〇円
二四月	三六、七二〇円	四、四〇〇円
二五月	三八、〇六〇円	四、五〇〇円
二六月	三九、四一〇円	四、六〇〇円
二七月	四〇、七六〇円	四、八〇〇円

官報(号外)

四八月	四三、四五〇円		五、一六〇円	七四月	七六、三八〇円		九、〇七〇円
四九月	四四、八〇〇円		五、三二〇円	七五月	七七、八一〇円		九、二四〇円
五〇月	四六、一五〇円		五、四八〇円	七六月	七九、二四〇円		九、四一〇円
五一月	四七、四九〇円		五、六四〇円	七八月	八〇、六七〇円		九、五八〇円
五二月	四八、七六〇円		五、七九〇円	七八月	八一、一一〇円		九、七五〇円
五三月	五〇、〇一〇円		五、九四〇円	七八月	八三、六一〇円		九、九三〇円
五四月	五一、二八〇円		六、〇九〇円	八〇月	八五、一四〇円		一〇、一一〇円
五六月	五三、六四〇円		六、三七〇円	八一月	八六、六五〇円		一〇、二九〇円
五七月	五四、八二〇円		六、五一〇円	八二月	八八、一七〇円		一〇、四七〇円
五八月	五六、〇〇〇円		六、六五〇円	八三月	九一、二〇〇円		一〇、八三〇円
五九月	五七、一八〇円		六、七九〇円	八四月	九一、七二〇円		一一、〇一〇円
六〇月	五八、三六〇円		六、九三〇円	八五月	九四、二三〇円		一一、一九〇円
六一月	五九、五四〇円		七、〇七〇円	八六月	九五、七五〇円		一一、三七〇円
六二月	六〇、七二〇円		七、二一〇円	八七月	九七、二六〇円		一二、五五〇円
六三月	六一、八九〇円		七、三五〇円	八八月	九八、七八〇円		一二、七三〇円
六四月	六三、〇七〇円		七、四九〇円	八九月	一〇一、九八〇円		一二、九一〇円
六五月	六四、二五〇円		七、六三〇円	九〇月	一〇〇、二九〇円		一二、一一〇円
六六月	六五、四三〇円		七、七七〇円	九一月	一〇一、九八〇円		一二、三一〇円
六七月	六六、七八〇円		七、九三〇円	九二月	一〇三、六六〇円		一二、五一〇円
六八月	六八、一三〇円		八、〇九〇円	九三月	一〇五、三五〇円		一二、七一〇円
六九月	六九、四七〇円		八、二五〇円	九四月	一〇七、〇三〇円		一二、九一〇円
七〇月	七〇、八一〇円		八、四一〇円	九五月	一〇八、七一〇円		一二、九一〇円
七一月	七一、一七〇円		八、五七〇円	九六月	一一〇、四〇〇円		一二、五一〇円
七二月	七三、五二〇円		八、七三〇円	九七月	一一一、〇八〇円		一二、三一〇円
七三月	七四、九五〇円		八、九〇〇円	九八月	一一三、七七〇円		一二、五一〇円

九九月	一一五、四五〇円		一三、七一〇円				
-----	----------	--	---------	--	--	--	--

官 報 (号 外)

一〇〇月	一一七、一四〇円	一三、九一〇円
一〇一月	一一八、九一〇円	一四、一一〇円
一〇二月	一一〇、六七〇円	一四、三三〇円
一〇三月	一一一、五三〇円	一四、五五〇円
一〇四月	一一四、三八〇円	一四、七七〇円
一〇五月	一一六、三三〇円	一四、九九〇円
一〇六月	一二八、〇八〇円	一五、二一〇円
一〇七月	一二九、九四〇円	一五、四三〇円
一〇八月	一三一、七九〇円	一五、六五〇円
一〇九月	一三三、六四〇円	一五、八七〇円
一〇十月	一三五、四九〇円	一六、〇九〇円
一一一月	一三七、三五〇円	一六、三一〇円
一一二月	一三九、一一〇円	一六、五三〇円
一一三月	一四一、〇五〇円	一六、七五〇円
一一四月	一四一、九一〇円	一六、九七〇円
一一五月	一四四、七六〇円	一七、一九〇円
一一六月	一四六、六一〇円	一七、四一〇円
一一七月	一四八、四六〇円	一七、六三〇円
一一八月	一五〇、三一〇円	一七、八五〇円
一一九月	一五一、一七〇円	一八、〇七〇円
一一〇月	一六一、五八〇円	一八、二九〇円
一一一月	一六四、五三〇円	一八、五一〇円
一一二月	一六六、四九〇円	一八、七三〇円
一一三月	一六八、四四〇円	一八、九五〇円
一一四月	一七〇、四〇〇円	一九、一七〇円
一一五月	一七一、三六〇円	一九、三九〇円

一一六月	一七四、三一〇円	一九、六一〇円
一二七月	一七六、二七〇円	一九、八三〇円
一三八月	一七八、二二〇円	二〇、〇五〇円
一三九月	一八〇、一八〇円	二〇、二七〇円
一三〇月	一八二、一三〇円	二〇、四九〇円
一三一月	一八四、〇九〇円	二〇、七一〇円
一三二月	一八六、〇四〇円	二〇、九三〇円
一三三月	一九〇、一三〇円	二一、一六〇円
一三四月	一九〇、一三〇円	二一、三九〇円
一三五月	一九二、一八〇円	二一、六一〇円
一三六月	一九四、二二〇円	二一、八五〇円
一三七月	一九六、二七〇円	二二、〇八〇円
一三八月	一九八、三一〇円	二二、三一〇円
一三九月	二〇〇、三六〇円	二二、五四〇円
一四〇月	二〇一、四〇〇円	二二、七七〇円
一四一月	二〇五、四五〇円	二二、〇〇〇円
一四二月	二〇六、四九〇円	二二、二三〇円
一四三月	二〇八、五三〇円	二二、四六〇円
一四四月	二一〇、五八〇円	二二、六九〇円
一四五月	二一七、六一〇円	二三、九一〇円
一四六月	二一四、六七〇円	二四、三八〇円
一四七月	二一六、七一〇円	二四、五一〇円
一四八月	二一八、七六〇円	二四、六一〇円
一四九月	二二〇、八〇〇円	二四、八四〇円
一五〇月	二二一、八四〇円	二五、〇七〇円
一五一月	二二五、三三〇円	二五、三五〇円

四二〇

官 報 (号外)

一五二月	一一七、八〇円	二五、六三〇円	一七八月	一九一、五三〇円	三一、九一〇円
一五三月	一一〇、三一〇円	二五、九一〇円	一七九月	一九五、〇一〇円	三三、一九〇円
一五四月	一一一、八〇〇円	二六、一九〇円	一八〇月	一一〇、〇〇円	三三、四七〇円
一五月	一一五、二九〇円	二六、四七〇円	一八一月	一一〇、四九〇円	三四、〇三〇円
一五六月	一一七、七八〇円	二六、七五〇円	一八二月	一一〇、四八〇円	三四、三一〇円
一五七月	一二〇、二七〇円	二七、五九〇円	一八三月	一一〇、一三〇円	三四、六〇〇円
一五八月	一二一、七六〇円	二七、三一〇円	一八四月	一一〇、七五〇円	三四、八九〇円
一五九月	一二五、二四〇円	二七、五九〇円	一八五月	一一〇、一三〇円	三五、一八〇円
一六〇月	一二七、七三〇円	二七、八七〇円	一八六月	一一二、七一〇円	三五、七六〇円
一六一月	一二五〇、二三〇円	二八、一五〇円	一八七月	一一五、二九〇円	三六、三四〇円
一六二月	一二五二、七一〇円	二八、四三〇円	一八八月	一一七、八七〇円	三六、六三〇円
一六三月	一二五五、二〇〇円	二八、七一〇円	一八九月	一一一〇、四四〇円	三七、五二〇円
一六四月	一二五七、六九〇円	二八、九九〇円	一九〇月	一一一三、〇一〇円	三七、二二〇円
一六五月	一二六〇、一八〇円	二九、二七〇円	一九一月	一一一五、六〇〇円	三八、四二〇円
一六六月	一二六一、六七〇円	二九、五五〇円	一九二月	一一一八、一八〇円	三八、七一〇円
一六七月	一二六五、一六〇円	二九、八三〇円	一九三月	一一〇、八四〇円	三九、二二〇円
一六八月	一二六七、六四〇円	三〇、一〇円	一九四月	一一〇、五一〇円	三九、三一〇円
一六九月	一二七〇、一三〇円	三〇、三九〇円	一九五月	一一六、一八〇円	三七、五二〇円
一七〇月	一二七一、六二〇円	三〇、六七〇円	一九六月	一一八、八四〇円	三八、二二〇円
一七二月	一二七五、一一〇円	三〇、九五〇円	一九七月	一一一、五一〇円	三八、四二〇円
一七三月	一二七七、六〇〇円	三一、二三〇円	一九八月	一一四、一八〇円	三八、七二〇円
一七四月	一二八〇、〇九〇円	三一、五一〇円	一九九月	一一六、八四〇円	三九、〇二〇円
一七五月	一二八二、五八〇円	三一、七九〇円	二〇〇月	一一四九、六〇〇円	三九、三三〇円
一七六月	一二八五、〇七〇円	三一、〇七〇円	二〇一月	一一五、三六〇円	三九、六四〇円
一七七月	一二八七、五六〇円	三一、三五〇円	二〇二月	一一五、一一〇円	三九、九五〇円
	二九〇、〇四〇円	三一、六三〇円		三四七、八七〇円	四〇、二六〇円

一七八月	一一九、五三〇円	三一、九一〇円	一七八月	一一九、五三〇円	三一、九一〇円
一七九月	一一五、〇一〇円	三一、九一〇円	一七九月	一一五、〇一〇円	三一、九一〇円
一八〇月	一一〇、〇〇円	三一、九一〇円	一八〇月	一一〇、〇〇円	三一、九一〇円
一八一月	一一〇、四九〇円	三一、九一〇円	一八一月	一一〇、四九〇円	三一、九一〇円
一八二月	一一〇、四八〇円	三一、九一〇円	一八二月	一一〇、四八〇円	三一、九一〇円
一八三月	一一〇、一三〇円	三一、九一〇円	一八三月	一一〇、一三〇円	三一、九一〇円
一八四月	一一〇、七五〇円	三一、九一〇円	一八四月	一一〇、七五〇円	三一、九一〇円
一八五月	一一〇、四四〇円	三一、九一〇円	一八五月	一一〇、四四〇円	三一、九一〇円
一八六月	一一〇、〇一〇円	三一、九一〇円	一八六月	一一〇、〇一〇円	三一、九一〇円
一八七月	一一一、〇一〇円	三一、九一〇円	一八七月	一一一、〇一〇円	三一、九一〇円
一八八月	一一一三、〇一〇円	三一、九一〇円	一八八月	一一一三、〇一〇円	三一、九一〇円
一八九月	一一一五、六〇〇円	三一、九一〇円	一八九月	一一一五、六〇〇円	三一、九一〇円
一九〇月	一一一八、一八〇円	三一、九一〇円	一九〇月	一一一八、一八〇円	三一、九一〇円
一九一月	一一一五、六〇〇円	三一、九一〇円	一九一月	一一一五、六〇〇円	三一、九一〇円
一九二月	一一一八、一八〇円	三一、九一〇円	一九二月	一一一八、一八〇円	三一、九一〇円
一九三月	一一〇、八四〇円	三一、九一〇円	一九三月	一一〇、八四〇円	三一、九一〇円
一九四月	一一〇、五一〇円	三一、九一〇円	一九四月	一一〇、五一〇円	三一、九一〇円
一九五月	一一六、一八〇円	三一、九一〇円	一九五月	一一六、一八〇円	三一、九一〇円
一九六月	一一八、八四〇円	三一、九一〇円	一九六月	一一八、八四〇円	三一、九一〇円
一九七月	一一一、五一〇円	三一、九一〇円	一九七月	一一一、五一〇円	三一、九一〇円
一九八月	一一四、一八〇円	三一、九一〇円	一九八月	一一四、一八〇円	三一、九一〇円
一九九月	一一六、八四〇円	三一、九一〇円	一九九月	一一六、八四〇円	三一、九一〇円
二〇〇月	一一四九、六〇〇円	三一、九一〇円	二〇〇月	一一四九、六〇〇円	三一、九一〇円
二〇一月	一一五、三六〇円	三一、九一〇円	二〇一月	一一五、三六〇円	三一、九一〇円
二〇二月	一一五、一一〇円	三一、九一〇円	二〇二月	一一五、一一〇円	三一、九一〇円

二〇四月	三六〇、六一〇円	四〇、五七〇円	二二〇月	四二七、八七〇円	四九、二六〇円
二〇五月	三六三、三八〇円	四〇、八八〇円	二二一月	四四一、〇七〇円	四九、六二〇円
二〇六月	三六六、一三一〇円	四一、二一〇円	二二二月	四四四、二七〇円	四九、九八〇円
二〇七月	三六九、〇七〇円	四一、五一〇円	二二三四月	四五七、四七〇円	五〇、三四〇円
二〇八月	三七一、九一〇円	四一、八四〇円	二二五月	四五〇、六七〇円	五〇、七〇円
二〇九月	三七四、七六〇円	四一、一六〇円	二二六月	四五三、八七〇円	五一、〇六〇円
二一〇月	三七七、六〇〇円	四一、四八〇円	二二七月	四五七、〇七〇円	五一、四二〇円
二一一月	三八〇、四四〇円	四一、八〇〇円	二二八月	四六〇、三六〇円	五一、七九〇円
二一二月	三八三、三八〇円	四二、一三〇円	二二九月	四六六、九三〇円	五一、五三〇円
二二三月	三八六、三一〇円	四二、四六〇円	二二〇月	四七〇、二二〇円	五一、九〇円
二二四月	三八九、二四〇円	四三、七九〇円	二二五月	四四、一二〇円	五三、二八〇円
二二五月	三九二、一八〇円	四四、四五〇円	二二六月	三九五、一一〇円	五四、〇四〇円
二二六月	三九八、〇四〇円	四五、七八〇円	二二七月	二四三円	五四、四二〇円
二二八月	四〇〇、九八〇円	四五、一一〇円	二二九月	四八三、七三〇円	五四、八〇円
二二九月	四〇四、〇〇〇円	四五、四五〇円	二二〇月	四八七、一一〇円	五四、八〇円
二二〇月	四〇七、〇一〇円	四五、七九〇円	二二一月	二四六月	五五、一八〇円
二二一月	四一〇、〇四〇円	四六、一三〇円	二二二月	二四七月	五五、五七〇円
二二二月	四一三、〇七〇円	四六、四七〇円	二二三月	二四八月	五六、九六〇円
二二三月	四一六、〇九〇円	四六、八一〇円	二二四月	二四九月	五六、三五〇円
二二四月	四一九、一一〇円	四七、一五〇円	二二五月	一五一〇円	五七、一三〇円
二二五月	四一九、一一〇円	四七、五〇〇円	二二六月	五一七、八二〇円	五七、七四〇円
二二六月	四一五、三三〇円	四七、八五〇円	二二七月	五一一、二九〇円	五七、五二〇円
二二七月	四一八、四四〇円	四八、二〇〇円	二二八月	五一四、八四〇円	五七、九〇円
二二八月	四三一、五六〇円	四八、五五〇円	二二九月	五一八、四〇〇円	五八、三三〇円
二二九月	四三四、六七〇円	四八、九〇〇円			五八、七二〇円

二二〇月	五一一、九六〇円	五二一、九六〇円	二二一月	五二一、九六〇円	五二一、九六〇円
二二一月	五二一、九六〇円	五二一、九六〇円	二二二月	五二一、九六〇円	五二一、九六〇円
二二二月	五二一、九六〇円	五二一、九六〇円	二二三月	五二一、九六〇円	五二一、九六〇円
二二三月	五二一、九六〇円	五二一、九六〇円	二二四月	五二一、九六〇円	五二一、九六〇円
二二四月	五二一、九六〇円	五二一、九六〇円	二二五月	五二一、九六〇円	五二一、九六〇円
二二五月	五二一、九六〇円	五二一、九六〇円	二二六月	五二一、九六〇円	五二一、九六〇円
二二六月	五二一、九六〇円	五二一、九六〇円	二二七月	五二一、九六〇円	五二一、九六〇円
二二七月	五二一、九六〇円	五二一、九六〇円	二二八月	五二一、九六〇円	五二一、九六〇円
二二八月	五二一、九六〇円	五二一、九六〇円	二二九月	五二一、九六〇円	五二一、九六〇円
二二九月	五二一、九六〇円	五二一、九六〇円	二二〇月	五二一、九六〇円	五二一、九六〇円
二二〇月	五二一、九六〇円	五二一、九六〇円	二二一月	五二一、九六〇円	五二一、九六〇円
二二一月	五二一、九六〇円	五二一、九六〇円	二二二月	五二一、九六〇円	五二一、九六〇円
二二二月	五二一、九六〇円	五二一、九六〇円	二二三月	五二一、九六〇円	五二一、九六〇円
二二三月	五二一、九六〇円	五二一、九六〇円	二二四月	五二一、九六〇円	五二一、九六〇円
二二四月	五二一、九六〇円	五二一、九六〇円	二二五月	五二一、九六〇円	五二一、九六〇円
二二五月	五二一、九六〇円	五二一、九六〇円	二二六月	五二一、九六〇円	五二一、九六〇円
二二六月	五二一、九六〇円	五二一、九六〇円	二二七月	五二一、九六〇円	五二一、九六〇円
二二七月	五二一、九六〇円	五二一、九六〇円	二二八月	五二一、九六〇円	五二一、九六〇円
二二八月	五二一、九六〇円	五二一、九六〇円	二二九月	五二一、九六〇円	五二一、九六〇円
二二九月	五二一、九六〇円	五二一、九六〇円	二二〇月	五二一、九六〇円	五二一、九六〇円

官 報 (号 外)

二五六月	五一五、五一〇円	五九、一二〇円	二八二月	六一四、八〇〇円	七〇、二九〇円
二五七月	五二九、〇七〇円	五九、五二〇円	二八三月	六一八、八九〇円	七〇、七五〇円
二五八月	五三二、六二〇円	五九、九一〇円	二八四月	六三一、九八〇円	七一、二一〇円
二五九月	五三六、二七〇円	六〇、三三〇円	二八五月	六三七、〇七〇円	七一、六七〇円
二六〇月	五三九、九一〇円	六〇、七四〇円	二八六月	六四一、二四〇円	七一、一四〇円
二六一月	五四三、五六〇円	六一、一五〇円	二八七月	六四五、四一〇円	七一、六一〇円
二六二月	五四七、二〇〇円	六一、五六〇円	二八八月	六四九、六〇〇円	七三、〇八〇円
二六三月	五四〇、九三〇円	六一、九八〇円	二八九月	六五三、七八〇円	七三、五五〇円
二六四月	五四四、六七〇円	六一、四〇〇円	二九〇月	六五八、〇四〇円	七四、〇三〇円
二六五月	五五八、四〇〇円	六一、八二〇円	二九一月	六六一、三一〇円	七四、五一〇円
二六六月	五六二、一三〇円	六三、二四〇円	二九二月	六六六、五八〇円	七四、九九〇円
二六七月	五六五、九六〇円	六三、六七〇円	二九三月	六七〇、八四〇円	七五、四七〇円
二六八月	五六九、七八〇円	六四、一〇〇円	二九四月	六七五、一一〇円	七五、九五〇円
二六九月	五六三、六〇〇円	六四、五三〇円	二九五月	六七九、四七〇円	七六、四四〇円
二七〇月	五七七、四一〇円	六四、九六〇円	二九六月	六八三、八二〇円	七六、九三〇円
二七一月	五八一、一四〇円	六五、三九〇円	二九七月	六八八、一八〇円	七七、四二〇円
二七二月	五八五、一六〇円	六六、八三〇円	二九八月	六九一、五三〇円	七七、九一〇円
二七三月	五八九、〇七〇円	六六、二七〇円	二九九月	六九六、八九〇円	七八、四〇〇円
二七四月	五九二、九八〇円	六七、五九〇円	三〇〇月	七〇一、三三〇円	七八、九〇〇円
二七五月	五九六、八九〇円	六七、一五〇円	三〇一月	七〇五、七八〇円	七九、四〇〇円
二七六月	六〇〇、八〇〇円	六七、五九〇円	三〇二月	七一〇、二二〇円	八〇、九一〇円
二七七月	六〇四、八〇〇円	六八、〇四〇円	三〇三月	七一四、七六〇円	八〇、四一〇円
二七八月	六〇八、八〇〇円	六八、四九〇円	三〇四月	七一九、二九〇円	八一、九四〇円
二七九月	六一二、八〇〇円	六八、九四〇円	三〇五月	七二三、八二〇円	八一、四三〇円
二八〇月	六一六、八〇〇円	六九、三九〇円	三〇六月	七二八、三六〇円	八一、九四〇円
二八一月	六二〇、八〇〇円	六九、八四〇円	三〇七月	七三三、九八〇円	八一、四六〇円

官 報 (号 外)

三〇八月	七三七、六〇〇円	八二、九八〇円	三三四月	八六五、五一〇円	九七、三七〇円
三〇九月	七四二、三一〇円	八三、五〇〇円	三三五月	八七〇、七六〇円	九七、九六〇円
三一〇月	七四六、八四〇円	八四、〇二〇円	三三六月	八七六、〇〇〇円	九八、五五〇円
三一一月	七五一、五六〇円	八四、五五〇円	三三七月	八八一、三三〇円	九九、一五〇円
三一二月	七五六、二七〇円	八五、〇八〇円	三三八月	八八六、六七〇円	九九、七五〇円
三一三月	七六〇、九八〇円	八五、六一〇円	三三九月	八九二、〇〇〇円	一〇〇、三五〇円
三一四月	七六五、六九〇円	八六、一四〇円	三四〇月	八九七、四二〇円	一〇〇、九六〇円
三一五月	七七〇、四九〇円	八六、六八〇円	三四一月	九〇二、八四〇円	一〇一、五七〇円
三一六月	七七五、二九〇円	八七、二三〇円	三四二月	九〇八、二七〇円	一〇一、一八〇円
三一七月	七八〇、〇九〇円	八七、七六〇円	三四三月	九一三、六九〇円	一〇一、七九〇円
三一八月	七八四、八九〇円	八八、三〇〇円	三四四月	九一九、二〇〇円	一〇三、四一〇円
三一九月	七八九、七八〇円	八八、八五〇円	三四五月	九二四、七一〇円	一〇四、〇三〇円
三一〇月	七九四、六七〇円	八九、四〇〇円	三四六月	九三〇、二一〇円	一〇四、六五〇円
三一一月	七九九、五六〇円	八九、九五〇円	三四七月	九三五、七三〇円	一〇五、二七〇円
三一二月	八〇四、四四〇円	九〇、五〇〇円	三四八月	九四一、三三〇円	一〇五、九〇〇円
三一三月	八〇九、四二〇円	九一、〇六〇円	三四九月	九四六、九三〇円	一〇六、五三〇円
三一四月	八一四、四〇〇円	九一、六二〇円	三五〇月	九五二、五三〇円	一〇七、一六〇円
三一五月	八一九、三八〇円	九二、一八〇円	三五一月	九五八、三〇円	一〇七、八〇〇円
三一六月	八二四、四四〇円	九二、七五〇円	三五二月	九六三、九一〇円	一〇八、四四〇円
三一七月	八二九、五一〇円	九三、三三〇円	三五三月	九六九、六九〇円	一〇九、〇九〇円
三一八月	八三四、五八〇円	九三、八九〇円	三五四月	九七五、四七〇円	一〇九、七四〇円
三一九月	八三九、六四〇円	九四、四六〇円	三五五月	九八一、二四〇円	一一〇、三九〇円
三一〇月	八四四、八〇〇円	九五、〇四〇円	三五六月	九八七、一一〇円	一一一、〇五〇円
三一一月	八四五、九六〇円	九六、六二〇円	三五七月	九九二、九八〇円	一一一、七一〇円
三一二月	八六〇、二七〇円	九六、二〇〇円	三五八月	九九八、八四〇円	一一一、三七〇円
三一三月			三五九月	一、〇〇四、七一〇円	一一一、〇三〇円

官 報 (号 外)

三六〇月	一、〇一〇、六七〇円	一一三、七〇〇円
三六一月	一、〇一六、六二〇円	一一四、三七〇円
三六二月	一、〇三二、五八〇円	一一五、〇四〇円
三六三月	一、〇一八、六二〇円	一一五、七二〇円
三六四月	一、〇三四、六七〇円	一一六、四〇〇円
三六五月	一、〇四〇、七一〇円	一一七、〇八〇円
三六六月	一、〇四六、八四〇円	一一七、七七〇円
三六七月	一、〇五二、九八〇円	一一八、四六〇円
三六八月	一、〇五九、一一〇円	一一九、一五〇円
三六九月	一、〇六五、三三〇円	一一九、八五〇円
三七〇月	一、〇七一、五六〇円	一二〇、五五〇円
三七一月	一、〇七七、七八〇円	一二一、三五〇円
三七二月	一、〇八四、〇九〇円	一二一、九六〇円
三七三月	一、〇九〇、四〇〇円	一二二、六七〇円
三七四月	一、〇九六、七一〇円	一二三、三八〇円
三七五月	一、一〇三、一〇〇円	一二四、一〇〇円
三七六月	一、一〇九、五一〇円	一二四、八一〇円
三七七月	一、一一五、九一〇円	一二五、五四〇円
三七八月	一、一一二、四〇〇円	一二六、二七〇円
三七九月	一、一一八、八九〇円	一二七、〇〇〇円
三八〇月	一、一二五、三八〇円	一二七、七三〇円
三八一月	一、一四一、九六〇円	一二八、四七〇円
三八二月	一、一四八、五三〇円	一二九、二二〇円
三八三月	一、一五五、二〇〇円	一二九、九六〇円
三八四月	一、一六一、八七〇円	一三〇、七一〇円
三八五月	一、一六八、五三〇円	一三一、四六〇円

三八六月	一、一七五、二九〇円	一三三、三二〇円
三八七月	一、一八二、〇四〇円	一三三、九八〇円
三八八月	一、一八八、八九〇円	一三三、七五〇円
三八九月	一、一九五、七三〇円	一三四、五二〇円
三九〇月	一、二〇一、五八〇円	一三五、二九〇円
三九一月	一、二〇九、五一〇円	一三六、〇七〇円
三九二月	一、二一六、四四〇円	一三六、八五〇円
三九三月	一、二三三、三八〇円	一三七、六三〇円
三九四月	一、二三〇、三一〇円	一三八、四一〇円
三九五月	一、二三七、三三〇円	一三九、二〇〇円
三九六月	一、二四四、三六〇円	一三九、九九〇円
三九七月	一、二五一、四七〇円	一四〇、七九〇円
三九八月	一、二五八、五八〇円	一四一、五九〇円
三九九月	一、二六五、七八〇円	一四一、四〇〇円
四〇〇月	一、二七一、九八〇円	一四二、二一〇円
四〇一月	一、二八〇、一八〇円	一四四、〇一〇円
四〇二月	一、二八七、四七〇円	一四四、八四〇円
四〇三月	一、二九四、七六〇円	一四五、六六〇円
四〇四月	一、三〇一、一三〇円	一四六、四九〇円
四〇五月	一、三〇九、五一〇円	一四七、三二〇円
四〇六月	一、三一六、八九〇円	一四八、一五〇円
四〇七月	一、三一四、三六〇円	一四八、九九〇円
四〇八月	一、三三一、八二〇円	一四九、八三〇円
四〇九月	一、三三九、三八〇円	一五〇、六八〇円
四一〇月	一、三四六、九三〇円	一五一、五三〇円
四一一月	一、三五四、四九〇円	一五一、三八〇円

四一二月	一、三六一、一三〇円	一五三、二四〇円	四三八月	一、五七四、一三〇円	一七七、〇九〇円
四二三月	一、三六九、七八〇円	一五四、一〇〇円	四三九月	一、五八一、八四〇円	一七八、〇七〇円
四一四月	一、三七七、五一〇円	一五四、九七〇円	四四〇月	一、五九一、五六〇円	一七九、〇五〇円
四一五月	一、三八五、二四〇円	一五五、八四〇円	四四一月	一、六〇〇、三六〇円	一八〇、〇四〇円
四一六月	一、三九三、〇七〇円	一五六、七二〇円	四四二月	一、六〇九、一六〇円	一八一、〇三〇円
四一七月	一、四〇〇、八九〇円	一五七、六〇〇円	四四三月	一、六一八、〇四〇円	一八一、〇三〇円
四一八月	一、四〇八、七一〇円	一五八、四八〇円	四四四月	一、六二六、九三〇円	一八三、〇三〇円
四一九月	一、四一六、六二〇円	一五九、三七〇円	四四五月	一、六三五、九一〇円	一八四、〇四〇円
四二〇月	一、四二四、五三〇円	一六〇、二六〇円	四四六月	一、六四四、八九〇円	一八五、〇五〇円
四二一月	一、四三一、五三〇円	一六一、一六〇円	四四七月	一、六五三、九六〇円	一八六、〇七〇円
四二二月	一、四四〇、五三〇円	一六二、九七〇円	四四八月	一、六六三、〇一〇円	一八七、〇九〇円
四二三月	一、四四八、六一〇円	一六三、八八〇円	四四九月	一、六七一、一八〇円	一八八、一二〇円
四二四月	一、四五六、七一〇円	一六四、七九〇円	四五〇月	一、六八一、三三〇円	一八九、一五〇円
四二五月	一、四六四、八〇〇円	一六六、七九〇円	四五一月	一、六九〇、五八〇円	一九〇、一九〇円
四二六月	一、四七一、九八〇円	一六七、五六〇円	四五二月	一、六九九、八二〇円	一九一、三三〇円
四二七月	一、四八一、一六〇円	一六八、四九〇円	四五三月	一、七〇九、一六〇円	一九二、二八〇円
四二八月	一、四八九、四一〇円	一六九、四三〇円	四五四月	一、七一八、四九〇円	一九三、三三〇円
四二九月	一、四九七、六九〇円	一六八、四九〇円	四五五月	一、七二七、九一〇円	一九四、三九〇円
四二〇月	一、五〇六、〇四〇円	一七〇、三七〇円	四五六月	一、七三七、三三〇円	一九五、四五〇円
四二一月	一、五一四、四〇〇円	一七一、三一〇円	四五七月	一、七四六、八四〇円	一九六、五二〇円
四二二月	一、五二一、七六〇円	一七二、二六〇円	四五八月	一、七五六、三六〇円	一九七、五九〇円
四二三月	一、五三一、二〇〇円	一七三、二二〇円	四五九月	一、七六五、九六〇円	一九八、六七〇円
四二四月	一、五三九、七三〇円	一七三、二二〇円	四六〇月	一、七七五、五六〇円	一九九、七五〇円
四二五月	一、五四八、二七〇円	一七四、一八〇円	四六一月	一、七八五、二四〇円	二〇〇、八四〇円
四二六月	一、五五六、八九〇円	一七五、一五〇円	四六二月	一、七九五、〇一〇円	二〇一、九四〇円
四二七月	一、五六五、五一〇円	一七六、一二〇円	四六三月	一、八〇四、八〇〇円	二〇三、〇四〇円

四六三月	一、八〇四、八〇〇円	二〇三、〇四〇円	四六三月	一、五七四、一三〇円	一七七、〇九〇円
四六三月	一、七八五、二四〇円	二〇〇、八四〇円	四六三月	一、五八一、八四〇円	一七八、〇七〇円
四六三月	一、七八六、三三〇円	二〇一、九四〇円	四六三月	一、五九一、五六〇円	一七九、〇五〇円
四六三月	一、七一八、四九〇円	一九八、六七〇円	四六三月	一、六〇〇、三六〇円	一八〇、〇四〇円
四六三月	一、七三七、三三〇円	一八一、〇九〇円	四六三月	一、六一八、〇四〇円	一八一、〇三〇円
四六三月	一、七四六、八四〇円	一八二、〇九〇円	四六三月	一、六二六、九三〇円	一八三、〇三〇円
四六三月	一、七五六、三六〇円	一八三、〇九〇円	四六三月	一、六三五、九一〇円	一八四、〇四〇円
四六三月	一、七六五、九六〇円	一八四、〇九〇円	四六三月	一、六四四、八九〇円	一八五、〇五〇円
四六三月	一、七七五、五六〇円	一八五、〇九〇円	四六三月	一、六八一、三三〇円	一八九、一五〇円
四六三月	一、七八六、三三〇円	一八六、〇九〇円	四六三月	一、六九〇、五八〇円	一九〇、一九〇円
四六三月	一、七一八、四九〇円	一八七、〇九〇円	四六三月	一、七〇九、一六〇円	一九二、二八〇円
四六三月	一、七三七、三三〇円	一八八、〇九〇円	四六三月	一、六九九、八二〇円	一九一、三三〇円
四六三月	一、七四六、八四〇円	一八九、〇九〇円	四六三月	一、六八一、三三〇円	一八九、一五〇円
四六三月	一、七五六、三六〇円	一九〇、〇九〇円	四六三月	一、六七一、一八〇円	一八八、一二〇円
四六三月	一、七六五、九六〇円	一九一、〇九〇円	四六三月	一、六六三、〇一〇円	一八七、〇九〇円
四六三月	一、七七五、五六〇円	一九二、〇九〇円	四六三月	一、六一八、〇四〇円	一八一、〇三〇円
四六三月	一、七八六、三三〇円	一九三、〇九〇円	四六三月	一、五九一、五六〇円	一七九、〇五〇円
四六三月	一、七八六、三三〇円	一九四、〇九〇円	四六三月	一、五八一、八四〇円	一七八、〇七〇円
四六三月	一、七八六、三三〇円	一九五、〇九〇円	四六三月	一、五七四、一三〇円	一七七、〇九〇円

四六四月	一、八一四、六七〇円	一一〇四、一五〇円	四九〇月	二、〇八七、四七〇円	一一三四、八四〇円
四六五月	一、八一四、五三〇円	一一〇五、二六〇円	四九一月	二、〇九八、六七〇円	一一五六、一〇〇円
四六六月	一、八三四、四九〇円	一一〇六、三八〇円	四九二月	二、一〇九、八七〇円	一一七、三六〇円
四六七月	一、八四四、四四〇円	一一〇七、五〇〇円	四九三月	二、一一一、一六〇円	一一八、六三〇円
四六八月	一、八五四、四〇〇円	一一〇八、六二〇円	四九四月	二、一三一、五三〇円	一一九、九一〇円
四六九月	一、八六四、四四〇円	一一〇九、七五〇円	四九五月	二、一四四、〇〇〇円	一一四一、二〇〇円
四七〇月	一、八七四、五八〇円	一一一〇、八九〇円	四九六月	二、一五五、四七〇円	一一四五、四九〇円
四七一月	一、八八四、七一〇円	一一一二、〇三〇円	四九七月	二、一六七、〇一〇円	一一四三、七九〇円
四七二月	一、八九四、九三〇円	一一一三、一八〇円	四九八月	二、一七八、五八〇円	一一四五、〇九〇円
四七三月	一、九〇五、一六〇円	一一一四、三三〇円	四九九月	二、一九〇、二一〇円	一一四六、四〇〇円
四七四月	一、九一五、四七〇円	一一一五、四九〇円	五〇〇月	二、一〇一、九六〇円	一一四七、七一〇円
四七五月	一、九二五、八七〇円	一一一六、六六〇円	五〇一月	二、一一三、六九〇円	一一四九、〇四〇円
四七六月	一、九三六、二七〇円	一一一七、八三〇円	五〇二月	二、一二五、五一〇円	一一五〇、三七〇円
四七七月	一、九四六、七六〇円	一一一九、〇一〇円	五〇三月	二、一二七、三三〇円	一一五一、七〇〇円
四七八月	一、九五七、二四〇円	一一一〇、一九〇円	五〇四月	二、一二九、二四〇円	一一五三、〇四〇円
四七九月	一、九六七、八二〇円	一一一、三八〇円	五〇五月	二、一二六、二四〇円	一一五四、三九〇円
四八〇月	一、九七八、四〇〇円	一一二、五七〇円	五〇六月	二、一二七三、三三〇円	一一五五、七五〇円
四八一月	一、九八九、〇七〇円	一一三、七七〇円	五〇七月	二、一二八五、四二〇円	一一五七、一一〇円
四八二月	一、九九九、八二〇円	一一四、九八〇円	五〇八月	二、一二九七、六〇〇円	一一五八、四八〇円
四八三月	一、〇一〇、五八〇円	一一五、一九〇円	五〇九月	二、一二〇九、七八〇円	一一五九、八五〇円
四八四月	一、〇三一、二七〇円	一一六、六三〇円	五一〇月	二、一二三一、〇四〇円	一二六一、二三〇円
四八五月	一、〇三一、二七〇円	一一七、四一〇円	五一一周	二、一二三一、四〇〇円	一二六二、六二〇円
四八六月	一、〇四三、二〇〇円	一一九、八六〇円	五一二月	二、一二三一、八四〇円	一二六四、〇一〇円
四八七月	一、〇五四、二一〇円	一一一、一〇〇円	五一三月	二、一二三一、二九〇円	一二六五、四二〇円
四八八月	一、〇六五、二四〇円	一一一、三四〇円	五一四月	二、一二三一、八二〇円	一二六六、八三〇円
四八九月	一、〇七六、三六〇円	一一一、五九〇円	五一五月	二、一二三一、三六〇円	一二六八、二四〇円

官 報 (号外)

五一六月	二、三九六、九八〇円	二六九、六六〇円
五一七月	二、四〇九、六九〇円	二七一、〇九〇円
五一八月	二、四二一、四九〇円	二七二、五三〇円
五一九月	二、四三五、二九〇円	二七三、九七〇円
五一〇月	二、四四八、一八〇円	二七八、四二〇円
五一一一月	二、四六一、一六〇円	二七六、八八〇円
五一一二月	二、四七四、一三〇円	二七八、三四〇円
五一三月	二、四八七、二〇〇円	二七九、八一〇円
五一四月	二、五〇〇、三六〇円	二八一、二九〇円
五一五月	二、五一三、六〇〇円	二八二、七八〇円
五一六月	二、五二六、八四〇円	二八四、二七〇円
五一七月	二、五四〇、一八〇円	二八五、七七〇円
五一八月	二、五五三、六〇〇円	二八七、二八〇円
五一九月	二、五六七、〇一〇円	二八八、七九〇円
五一〇月	二、五八〇、五三〇円	二九〇、三一〇円
五一一一月	二、五九四、一三〇円	二九一、八四〇円
五一一二月	二、六〇七、八二〇円	二九三、三八〇円
五一三月	二、六二一、六〇〇円	二九四、九三〇円
五一四月	二、六三五、三八〇円	二九六、四八〇円
五一五月	二、六四九、一四〇円	二九八、〇四〇円
五一六月	二、六六三、二〇〇円	二九九、六一〇円
五一七月	二、六七七、二四〇円	三〇一、一九〇円
五一八月	二、六九一、二九〇円	三〇一、七七〇円
五一九月	二、七〇五、四一〇円	三〇四、三六〇円
五四〇月	二、七一九、六四〇円	三〇五、九六〇円

別表第二中「別表第一」を「別表第二(附則第八条関係)」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十年十二月一日から施行する。ただし、第八十三条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

(掛金月額に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に掛金月額が八百円未満である退職金共済契約については、改正

後の中小企業退職金共済法(以下「新法」といふ。)第四条第二項の規定にかかるわらず、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から一年

間は、その掛金月額を当該八百円未満の額とすることができる。ただし、新法第九条の規定により掛金月額が八百円以上以上の額に増加された日以後においては、この限りでない。

2 前項の退職金共済契約のうち、同項本文に規定する期間の経過後における掛金月額を八百円

以上に増加することが著しく困難であると労働

五四〇月を超える月数	二、七一九、六四〇円に、五四〇月を超える一月につき一四、三三〇円を加算した金額
三〇五、九六〇円	三〇五、九六〇円に、五四〇月を超える一月につき一六〇〇円を加算した金額

大臣が認定したもの(以下「認定契約」という。)

については、新法第四条第二項の規定にかかるわらず、当該期間の経過後においても、労働省令で定める日までの間は、その掛金月額を前項の場合は、同項ただし書の規定を準用する。

3 前項の規定による認定に關し必要な事項は、労働省令で定める。

4 第一項本文に規定する期間の満了の際現に掛

金月額が八百円未満である退職金共済契約(認定契約を除く。)に係る掛金月額は、当該期間の満了の時に、八百円に増加されたものとみなす。

5 第二項に規定する労働省令で定める日までの期間の満了の際現に掛金月額が八百円未満であ

る認定契約に係る掛金月額は、当該期間の満了の時に、八百円に増加されたものとみなす。

6 船員法(昭和二十一年法律第百号)の適用を受け

る船員である被共済者に係る退職金共済契約に關しては、第二項中「労働大臣」とあるのは

「運輸大臣」と、第三項中「労働省令」とあるのは「運輸省令」とする。

(退職金に関する経過措置)

第三条 新法第十条第二項各号及び別表第一の規定は、施行日以後に退職した者に係る退職金について適用し、施行日前に退職した者に係る退職金については、なお従前の例による。

第四条 八百円未満の掛金月額により掛金が納付されたことのある退職金共済契約の被共済者であつて、施行日以後に退職したものに係る退職金の額は、新法第十条第二項の規定にかかわらず、次の各号により計算して得た金額(その金額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。の合算額とする。ただし、退職が死亡による場合であつて、当該合算額が納付された掛け金の総額に満たないときににおける退職金の額は、納付された掛け金の総額に相当する額とする。

一 八百円以下の掛け金月額について、その百円ごとに、掛け金の納付があつた月数に応じ同額に八百円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。

二 一百円以下の中欄に定める金額(掛け金の納付があつた月数のうち当該共済契約が納付された月数のうち当該共済契約があつた月数に応じ新法別表第一の中欄に定める金額の八分の一の金額(掛け金の納付があつた月数のうち当該共済契約者が中小企業者以外の事業主であつた

期間に係るものがあるときは、掛け金の納付があつた月数に応じ同表の下欄に定める金額

に、中小企業者であつた期間に係る掛け金の納付があつた月数に応じ同表の中欄に定める金額の八分の一の金額からその下欄に定める金額を減じて得た額を加算した額)

三 八百円を超える掛け金月額について、その百円ごとに、掛け金の納付があつた月数に応じ同表の下欄に定める金額

(特例被共済者に係る退職金等に関する経過措置)

一 暫定期間内における特例被共済者に係る掛け金月額の増加がなかつたものとした場合における掛け金月額について、新法第十条第二項の規定により計算して得た額

二 暫定期間内における掛け金月額の増加額について、その百円ごとに、百円にその増加額に係る掛け金の納付があつた月数を乗じて得た額

三 前項の規定は、同項の退職金共済契約が解除されたことに伴い特例被共済者に支給される解約手当金の額について準用する。この場合において、同項中「新法第十条第二項(前項の規定に該当する者にあっては、同条。以下同じ。)」及び「新法第十条第二項」とあるのは、「新法第十条第四項」と読み替えるものとする。

(掛け金納付月数の通算等に関する経過措置)

二 附則第四条に規定する者に関する新法第九十一条第一号の規定の適用については、同号中の「別表第一」とあるのは、「中小企業退職金共済法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第十五号)による改正前の別表第一」とする。

三 新法第十条第二項及び別表第一の規定の一部を改正する法律(昭和五十年法律第十五号)による改正前の別表第一」とする。

四 附則第四条に規定する者に関する新法第九十条第一号の規定の適用については、同号中の「係るものに限る。以下この号において同じ」とあるのは「係るものに限る」と、「掛け金納付月数に応じ別表第一の中欄に定める金額」とあるの

二項(前項の規定に該当する者にあつては、同条。以下同じ。)の規定にかかわらず、次の各号により計算して得た額の合算額とする。ただし、当該合算額が新法第十条第二項の規定により計算して得た額に達しない場合は、この限りでない。

(特定業種に係る退職金の支給に関する経過措置)

一 暫定期間内における特例被共済者に係る掛け金月額の増加がなかつたものとした場合における掛け金月額について、新法第十条第二項の規定により計算して得た額

二 暫定期間内における掛け金月額の増加額について、その百円ごとに、百円にその増加額に係る掛け金の納付があつた月数を乗じて得た額

三 前項の規定は、同項の退職金共済契約が解除されたことに伴い特例被共済者に支給される解約手当金の額について準用する。この場合において、同項中「新法第十条第二項(前項の規定に該当する者にあっては、同条。以下同じ。)」及び「新法第十条第二項」とあるのは、「新法第十条第四項」と読み替えるものとする。

(国庫補助に関する経過措置)

二 前項の規定は、同項の退職金共済契約が解除されたことに伴い特例被共済者に支給される解約手当金の額について準用する。この場合において、同項中「新法第十条第二項(前項の規定に該当する者にあっては、同条。以下同じ。)」及び「新法第十条第二項」とあるのは、「新法第十条第四項」と読み替えるものとする。

(国庫補助に関する経過措置)

二 附則第四条に規定する者に関する新法第九十条第一号の規定の適用については、同号中の「別表第一」とあるのは、「中小企業退職金共済法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第十五号)による改正前の別表第一」とする。

三 新法第十条第二項及び別表第一の規定の一部を改正する法律(昭和五十年法律第十五号)による改正前の別表第一」とする。

四 附則第四条に規定する者に関する新法第九十条第一号の規定の適用については、同号中の「係るものに限る。以下この号において同じ」とあるのは「係るものに限る」と、「掛け金納付月数に応じ別表第一の中欄に定める金額」とあるの

に退職し、施行日以後再び被共済者となつた場合について適用し、被共済者が同月一日前に退職した場合又は被共済者が同日以後退職し、施行日前に再び被共済者となつた場合については、なお従前の例による。

(特定業種に係る退職金の支給に関する経過措

二項(前項の規定に該当する者にあつては、同条。以下同じ。)の規定にかかわらず、次の各号により計算して得た額の合算額とする。ただし、当該合算額が新法第十条第二項の規定により計算して得た額に達しない場合は、この限りでない。

(特定業種に係る退職金の支給に関する経過措

二項(前項の規定に該当する者にあつては、同条。以下同じ。)の規定にかかわらず、次の各号により計算して得た額の合算額とする。ただし、当該合算額が新法第十条第二項の規定により計算して得た額に達しない場合は、この限りでない。

(特定業種に係る退職金の支給に関する経過措

二項(前項の規定に該当する者にあつては、同条。以下同じ。)の規定にかかわらず、次の各号により計算して得た額の合算額とする。ただし、当該合算額が新法第十条第二項の規定により計算して得た額に達しない場合は、この限りでない。

(特定業種に係る退職金の支給に関する経過措

二項(前項の規定に該当する者にあつては、同条。以下同じ。)の規定にかかわらず、次の各号により計算して得た額の合算額とする。ただし、当該合算額が新法第十条第二項の規定により計算して得た額に達しない場合は、この限りでない。

(特定業種に係る退職金の支給に関する経過措

二項(前項の規定に該当する者にあつては、同条。以下同じ。)の規定にかかわらず、次の各号により計算して得た額の合算額とする。ただし、当該合算額が新法第十条第二項の規定により計算して得た額に達しない場合は、この限りでない。

(特定業種に係る退職金の支給に関する経過措

二項(前項の規定に該当する者にあつては、同条。以下同じ。)の規定にかかわらず、次の各号により計算して得た額の合算額とする。ただし、当該合算額が新法第十条第二項の規定により計算して得た額に達しない場合は、この限りでない。

は「八百円以下の掛金月額について、その百円

」などに、その掛金の納付があつた月数（共済契約者が中小企業者であつた期間に係るものに限る。以下同じ。）が三十六月以上であるものに關し、掛金の納付があつた月数に応じ別表第一の中欄に定める金額の八分の一の金額」と、「掛金納付月数が」とあるのは「掛金の納付があつた月数が」とする。

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における社会経済情勢に即応し、中小企業退職金共済制度を一層効果的なものとするため、掛金月額の引上げ、退職金に対する国庫補助額の増加等所要の改善を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 退職金共済制度における掛金月額の最低額

を八百円に、最高額を一万円に引き上げること。

理由

最近における社会経済情勢に即応し、中小企業

退職金共済制度を一層効果的なものとするため、

退職金共済契約に係る掛金月額の引上げ及び退職金に対する国庫補助額の増加並びに特定業種退職金共済契約に係る退職金支給要件の緩和及び掛金の日額の引上げを行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

4 特定業種退職金共済制度における退職金の支給要件である掛金納付期間を二十四月以上

であることに改めるとともに、掛金月額の範囲を「六十円以上三百円以下」に引き上げること。

本件は、昭和五十年度一般会計予算（労働省所管）において、中小企業退職金共済制度実施に必要な経費として十六億一千七百六十万四千円、建設業等特定業種退職金共済制度実施に必要な経費として四億七千四百九十六万八千円が計上されている。

5 掛金月額の最低額の引上げ等に伴い、所要の経過措置を規定すること。

6 この法律は、昭和五十年十二月一日から施行すること。ただし、掛金月額の範囲の引上げに関する規定は、公布の日から施行すること。

7 退職金共済制度における掛金月額の最低額

を八百円に、最高額を一万円に引き上げること。

8 退職金に対する国庫補助の対象部分を、掛

金月額八百円に対応するものに引き上げること。

9 退職金共済制度を一層効果的なものとするため、掛金月額の引上げ、国庫補助額の増加、通

算条件の緩和等所要の改善を行うことは、時宜に適するものと認め、本案は、原案のとおり可

決すべきものと議決した。

二 議案の可決理由

最近における社会経済情勢に即応し、中小企

業退職金共済制度を一層効果的なものとするた

め、掛金月額の引上げ、国庫補助額の増加、通

算条件の緩和等所要の改善を行うことは、時宜に適するものと認め、本案は、原案のとおり可

決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに

決した。

三 本案施行に要する経費

昭和五十年度一般会計予算（労働省所管）にお

いて、中小企業退職金共済制度実施に必要な経

費として十六億一千七百六十万四千円、建設業

等特定業種退職金共済制度実施に必要な経費と

して四億七千四百九十六万八千円が計上されて

いる。

右報告する。

昭和五十年三月二十五日

社会労働委員長 大野 明

衆議院議長 前尾繁三郎殿

[別紙]

中小企業退職金共済法の一部を改正する法

律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について適切な措置を講ずる

よう配慮すべきである。

一 中小企業退職金共済制度改善に関する基本的

な問題について引き続き検討すること。

別表第四 給与所得の源泉徴収税額表(月額表)(第百八十五条、第百八十六条、第百八十九条関係)

(一)

昭和五十年三月二十五日 衆議院会議録第十三号(二) 所得税法の一部を改正する法律案及び同報告書

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲							乙	
	扶 養 親 族 等 の 数								
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人		
以上	未 満	税		額		税 額			
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
64,000 円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	
64,000	65,000	120	0	0	0	0	0	5,400	
65,000	66,000	220	0	0	0	0	0	5,400	
66,000	67,000	320	0	0	0	0	0	5,500	
67,000	68,000	420	0	0	0	0	0	5,600	
68,000	69,000	520	0	0	0	0	0	5,600	
69,000	70,000	620	0	0	0	0	0	5,700	
70,000	71,000	720	0	0	0	0	0	5,800	
71,000	72,000	820	0	0	0	0	0	5,800	
72,000	73,000	920	0	0	0	0	0	5,900	
73,000	74,000	1,020	0	0	0	0	0	6,000	
74,000	75,000	1,120	0	0	0	0	0	6,000	
75,000	76,000	1,220	0	0	0	0	0	6,100	
76,000	77,000	1,320	0	0	0	0	0	6,200	
77,000	78,000	1,420	0	0	0	0	0	6,200	
78,000	79,000	1,520	0	0	0	0	0	6,300	
79,000	80,000	1,620	0	0	0	0	0	6,400	
80,000	81,000	1,720	0	0	0	0	0	6,400	
81,000	82,000	1,820	0	0	0	0	0	6,500	
82,000	83,000	1,920	0	0	0	0	0	6,500	
83,000	84,000	2,020	0	0	0	0	0	6,600	
84,000	85,000	2,120	0	0	0	0	0	6,700	
85,000	86,000	2,220	0	0	0	0	0	6,700	
86,000	87,000	2,320	150	0	0	0	0	6,800	
87,000	88,000	2,420	250	0	0	0	0	6,900	
88,000	89,000	2,520	350	0	0	0	0	7,000	
89,000	90,000	2,620	450	0	0	0	0	7,200	
90,000	91,000	2,720	550	0	0	0	0	7,300	
91,000	92,000	2,820	650	0	0	0	0	7,500	
92,000	93,000	2,920	750	0	0	0	0	7,600	
93,000	94,000	3,020	850	0	0	0	0	7,700	
94,000	95,000	3,120	950	0	0	0	0	7,900	
95,000	96,000	3,220	1,050	0	0	0	0	8,000	
96,000	97,000	3,320	1,150	0	0	0	0	8,200	
97,000	98,000	3,420	1,250	0	0	0	0	8,300	
98,000	99,000	3,520	1,350	0	0	0	0	8,500	
99,000	101,000	3,670	1,500	0	0	0	0	8,600	
101,000	103,000	3,870	1,700	0	0	0	0	8,600 円に、そ の月の社会保 険料控除後の給 与等の金額のうち 0	
103,000	105,000	4,070	1,900	0	0	0	0	0	
105,000	107,000	4,190	2,030	0	0	0	0	0	
107,000	109,000	4,310	2,150	0	0	0	0	0	
109,000	111,000	4,430	2,270	100	0	0	0	0	
111,000	113,000	4,550	2,390	220	0	0	0	0	
113,000	115,000	4,670	2,510	340	0	0	0	0	
115,000	117,000	4,790	2,630	460	0	0	0	0	
117,000	119,000	4,910	2,750	580	0	0	0	0	

昭和五十年三月二十五日

衆議院会議録第十三号(一) 所得税法の一部を改正する法律案及び同報告書

(二)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲							乙
		扶 養 親 族 等 の 数							
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
以上	未 滿	税 額							税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
119,000	121,000	5,040	2,870	700	0	0	0	0	0
121,000	123,000	5,180	2,990	820	0	0	0	0	0
123,000	125,000	5,330	3,110	940	0	0	0	0	0
125,000	127,000	5,480	3,240	1,070	0	0	0	0	0
127,000	129,000	5,650	3,380	1,210	0	0	0	0	0
129,000	131,000	5,820	3,520	1,350	0	0	0	0	0
131,000	133,000	5,990	3,660	1,490	0	0	0	0	0
133,000	135,000	6,160	3,800	1,630	0	0	0	0	0
135,000	137,000	6,320	3,940	1,770	0	0	0	0	0
137,000	139,000	6,490	4,080	1,910	0	0	0	0	0
139,000	141,000	6,660	4,220	2,050	0	0	0	0	0
141,000	143,000	6,830	4,360	2,190	0	0	0	0	0
143,000	145,000	7,000	4,500	2,330	160	0	0	0	0
145,000	147,000	7,160	4,640	2,470	300	0	0	0	0
147,000	149,000	7,330	4,780	2,610	440	0	0	0	0
149,000	151,000	7,500	4,920	2,750	580	0	0	0	0
151,000	153,000	7,670	5,070	2,890	720	0	0	0	0
153,000	155,000	7,840	5,240	3,030	860	0	0	0	0
155,000	157,000	8,000	5,400	3,170	1,000	0	0	0	0
157,000	159,000	8,170	5,570	3,310	1,140	0	0	0	0
159,000	161,000	8,340	5,740	3,450	1,280	0	0	0	0
161,000	163,000	8,510	5,910	3,590	1,420	0	0	0	0
163,000	165,000	8,680	6,080	3,730	1,560	0	0	0	0
165,000	167,000	8,840	6,240	3,870	1,700	0	0	0	0
167,000	169,000	9,010	6,410	4,010	1,840	0	0	0	0
169,000	171,000	9,180	6,580	4,150	1,980	0	0	0	0
171,000	173,000	9,350	6,750	4,290	2,120	0	0	0	0
173,000	175,000	9,520	6,920	4,430	2,260	100	0	0	0
175,000	177,000	9,680	7,080	4,570	2,400	240	0	0	0
177,000	179,000	9,850	7,250	4,710	2,540	380	0	0	0
179,000	181,000	10,020	7,420	4,850	2,680	520	0	0	0
181,000	183,000	10,190	7,590	4,990	2,820	660	0	0	0
183,000	185,000	10,360	7,760	5,160	2,960	800	0	0	0
185,000	187,000	10,520	7,920	5,320	3,100	940	0	0	0
187,000	189,000	10,690	8,090	5,490	3,240	1,080	0	0	0
189,000	191,000	10,860	8,260	5,660	3,380	1,220	0	0	0
191,000	193,000	11,030	8,430	5,830	3,520	1,360	0	0	0
193,000	195,000	11,230	8,600	6,000	3,660	1,500	0	0	0
195,000	197,000	11,420	8,760	6,160	3,800	1,640	0	0	0
197,000	199,000	11,620	8,930	6,330	3,940	1,780	0	0	0
199,000	201,000	11,820	9,100	6,500	4,080	1,920	0	0	0
201,000	203,000	12,010	9,270	6,670	4,220	2,060	0	0	0
203,000	206,000	12,260	9,480	6,880	4,400	2,230	0	0	0
206,000	209,000	12,550	9,730	7,130	4,610	2,440	270	0	0
209,000	212,000	12,850	9,980	7,380	4,820	2,650	480	0	0
212,000	215,000	13,140	10,230	7,630	5,030	2,860	690	0	0
215,000	218,000	13,430	10,490	7,890	5,290	3,070	900	0	0
218,000	221,000	13,730	10,740	8,140	5,540	3,280	1,110	0	0
221,000	224,000	14,020	10,990	8,390	5,790	3,490	1,320	0	0
224,000	227,000	14,320	11,280	8,640	6,040	3,700	1,530	0	0

昭和五十年三月二十五日

衆議院会議録第十三号(一) 所得税法の一部を改正する法律案及び同報告書

四三四

(三)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲									乙	
	扶 養 親 族 等 の 数										
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人			
以上	未 滿	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
227,000	230,000	14,610	11,580	8,890	6,290	3,910	1,740	0	0	0	
230,000	233,000	14,900	11,870	9,150	6,550	4,120	1,950	0	0	0	
233,000	236,000	15,200	12,160	9,400	6,800	4,330	2,160	0	0	0	
236,000	239,000	15,490	12,460	9,650	7,050	4,540	2,370	210	0	0	
239,000	242,000	15,790	12,750	9,900	7,300	4,750	2,580	420	0	0	
242,000	245,000	16,080	13,050	10,150	7,550	4,960	2,790	630	0	0	
245,000	248,000	16,370	13,340	10,410	7,810	5,210	3,000	840	0	0	
248,000	251,000	16,670	13,630	10,660	8,060	5,460	3,210	1,050	0	0	
251,000	254,000	17,000	13,960	10,940	8,340	5,740	3,450	1,280	0	0	
254,000	257,000	17,330	14,300	11,270	8,630	6,030	3,690	1,520	0	0	
257,000	260,000	17,670	14,640	11,600	8,920	6,320	3,930	1,760	0	0	
260,000	263,000	18,010	14,970	11,940	9,200	6,600	4,170	2,000	0	0	
263,000	266,000	18,390	15,310	12,270	9,490	6,890	4,410	2,240	0	0	
266,000	269,000	18,770	15,640	12,610	9,780	7,180	4,650	2,480	320	0	
269,000	272,000	19,160	15,980	12,950	10,070	7,470	4,890	2,720	560	0	
272,000	275,000	19,540	16,320	13,280	10,360	7,760	5,160	2,960	800	0	
275,000	278,000	19,930	16,650	13,620	10,640	8,040	5,440	3,200	1,040	0	
278,000	281,000	20,310	16,990	13,950	10,930	8,330	5,730	3,440	1,280	0	
281,000	284,000	20,690	17,320	14,290	11,260	8,620	6,020	3,680	1,520	0	
284,000	287,000	21,080	17,660	14,630	11,590	8,910	6,310	3,920	1,760	0	
287,000	290,000	21,460	18,000	14,960	11,930	9,200	6,600	4,160	2,000	0	
290,000	293,000	21,850	18,380	15,300	12,260	9,480	6,880	4,400	2,240	0	
293,000	296,000	22,230	18,760	15,630	12,600	9,770	7,170	4,640	2,480	0	
296,000	299,000	22,610	19,150	15,970	12,940	10,060	7,460	4,880	2,720	0	
299,000	302,000	23,000	19,530	16,310	13,270	10,350	7,750	5,150	2,960	0	
302,000	305,000	23,380	19,910	16,640	13,610	10,640	8,040	5,440	3,200	0	
305,000	308,000	23,770	20,300	16,980	13,940	10,920	8,320	5,720	3,440	0	
308,000	311,000	24,150	20,680	17,310	14,280	11,250	8,610	6,010	3,680	0	
311,000	314,000	24,530	21,070	17,650	14,620	11,580	8,900	6,300	3,920	0	
314,000	317,000	24,920	21,450	17,990	14,950	11,920	9,190	6,590	4,160	0	
317,000	320,000	25,300	21,830	18,370	15,290	12,260	9,480	6,880	4,400	0	
320,000	323,000	25,690	22,220	18,750	15,620	12,590	9,760	7,160	4,640	0	
323,000	326,000	26,080	22,600	19,140	15,960	12,930	10,050	7,450	4,880	0	
326,000	329,000	26,510	22,990	19,520	16,300	13,260	10,340	7,740	5,140	0	
329,000	332,000	26,940	23,370	19,900	16,630	13,600	10,630	8,030	5,430	0	
332,000	335,000	27,370	23,750	20,290	16,970	13,940	10,920	8,320	5,720	0	
335,000	338,000	27,810	24,140	20,670	17,300	14,270	11,240	8,600	6,000	0	
338,000	341,000	28,240	24,520	21,060	17,640	14,610	11,570	8,890	6,290	0	
341,000	344,000	28,670	24,910	21,440	17,980	14,940	11,910	9,180	6,580	0	
344,000	347,000	29,100	25,290	21,820	18,360	15,280	12,250	9,470	6,870	0	
347,000	350,000	29,530	25,670	22,210	18,740	15,620	12,580	9,760	7,160	0	
350,000	353,000	29,970	26,070	22,590	19,130	15,950	12,920	10,040	7,440	0	
353,000	356,000	30,400	26,500	22,980	19,510	16,290	13,250	10,330	7,730	0	
356,000	359,000	30,830	26,930	23,360	19,890	16,620	13,590	10,620	8,020	0	
359,000	362,000	31,260	27,360	23,740	20,280	16,960	13,930	10,910	8,310	0	
362,000	365,000	31,690	27,790	24,130	20,660	17,300	14,260	11,230	8,600	0	
365,000	368,000	32,130	28,230	24,510	21,050	17,630	14,600	11,560	8,880	0	
368,000	371,000	32,560	28,660	24,900	21,430	17,970	14,930	11,900	9,170	0	
371,000	374,000	32,990	29,090	25,280	21,810	18,350	15,270	12,240	9,460	0	
374,000	377,000	33,420	29,520	25,660	22,200	18,730	15,610	12,570	9,750	0	

昭和五十年三月二十五日

衆議院会議録第十三号(二)

所得税法の一部を改正する法律案及び同報告書

四三五

(四)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲								乙	
	扶 養 親 族 等 の 数									
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以上	未 滿	税 額								税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
377,000	380,000	383,850	29,950	26,050	22,580	19,110	15,940	12,910	10,040	
380,000	383,000	34,290	30,390	26,490	22,970	19,500	16,280	13,240	10,320	
383,000	386,000	34,720	30,820	26,920	23,350	19,880	16,610	13,580	10,610	
386,000	389,000	35,170	31,250	27,350	23,730	20,270	16,950	13,920	10,900	
389,000	392,000	35,680	31,680	27,780	24,120	20,650	17,290	14,250	11,220	
392,000	395,000	36,180	32,110	28,210	24,500	21,030	17,620	14,590	11,550	
395,000	398,000	36,690	32,550	28,650	24,890	21,420	17,960	14,920	11,890	
398,000	401,000	37,190	32,980	29,080	25,270	21,800	18,340	15,260	12,230	
401,000	404,000	37,690	33,410	29,510	25,650	22,190	18,720	15,600	12,560	
404,000	407,000	38,200	33,840	29,940	26,040	22,570	19,100	15,930	12,900	
407,000	410,000	38,700	34,270	30,370	26,470	22,950	19,490	16,270	13,230	
410,000	413,000	39,210	34,710	30,810	26,910	23,340	19,870	16,600	13,570	
413,000	416,000	39,710	35,160	31,240	27,340	23,720	20,260	16,940	13,910	
416,000	419,000	40,210	35,660	31,670	27,770	24,110	20,640	17,280	14,240	
419,000	422,000	40,720	36,170	32,100	28,200	24,490	21,020	17,610	14,580	
422,000	425,000	41,220	36,670	32,530	28,630	24,870	21,410	17,950	14,910	
425,000	428,000	41,730	37,180	32,970	29,070	25,260	21,790	18,320	15,250	
428,000	431,000	42,230	37,680	33,400	29,500	25,640	22,180	18,710	15,590	
431,000	434,000	42,730	38,180	33,830	29,930	26,030	22,560	19,090	15,920	
434,000	437,000	43,240	38,690	34,260	30,360	26,460	22,940	19,480	16,260	
437,000	440,000	43,740	39,190	34,690	30,790	26,890	23,330	19,860	16,590	
440,000	443,000	44,250	39,700	35,150	31,230	27,330	23,710	20,240	16,930	
443,000	446,000	44,750	40,200	35,650	31,660	27,760	24,100	20,630	17,270	
446,000	449,000	45,250	40,700	36,150	32,090	28,190	24,480	21,010	17,600	
449,000	452,000	45,760	41,210	36,660	32,520	28,620	24,860	21,400	17,940	
452,000	455,000	46,260	41,710	37,160	32,950	29,050	25,250	21,780	18,310	
455,000	458,000	46,770	42,220	37,670	33,390	29,490	25,630	22,160	18,700	
458,000	461,000	47,270	42,720	38,170	33,820	29,920	26,020	22,550	19,080	
461,000	464,000	47,770	43,220	38,670	34,250	30,350	26,450	22,930	19,470	
464,000	467,000	48,280	43,730	39,180	34,680	30,780	26,880	23,320	19,850	
467,000	470,000	48,780	44,230	39,680	35,130	31,210	27,310	23,700	20,230	
470,000	473,000	49,290	44,740	40,190	35,640	31,650	27,750	24,080	20,620	
473,000	476,000	49,790	45,240	40,690	36,140	32,080	28,180	24,470	21,000	
476,000	479,000	50,290	45,740	41,190	36,640	32,510	28,610	24,850	21,390	
479,000	482,000	50,800	46,250	41,700	37,150	32,940	29,040	25,240	21,770	
482,000	485,000	51,300	46,750	42,200	37,650	33,370	29,470	25,620	22,150	
485,000	488,000	51,810	47,260	42,710	38,160	33,810	29,910	26,010	22,540	
488,000	491,000	52,310	47,760	43,210	38,660	34,240	30,340	26,440	22,920	
491,000	494,000	52,860	48,260	43,710	39,160	34,670	30,770	26,870	23,310	
494,000	497,000	53,440	48,770	44,220	39,670	35,120	31,200	27,300	23,690	
497,000	500,000	54,010	49,270	44,720	40,170	35,620	31,630	27,730	24,070	
500,000円		54,300	49,520	44,970	40,420	35,870	31,850	27,950	24,270	177,100円
500,000円を超 580,000円に満た ない金額		500,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 500,000円を超える金額の22%に相当する金額を加算した金額								177,100円に、 その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額のうち 500,000円を超 える金額の60 %に相当する金 額を加算した金 額

昭和五十年三月二十五日 衆議院会議録第十三号に 所得税法の一部を改正する法律案及び同報告書

(五)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲								乙	
	扶 養 親 族 等 の 数									
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以上 未 満	税 額								税 額	
580,000円	71,900	67,120	62,570	58,020	53,470	49,450	45,550	41,870		
580,000円を超 え 680,000円に満た ない金額	580,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 580,000円を超える金額の25%に相当する金額を加算した金額									
680,000円	96,900	92,120	87,570	83,020	78,470	74,450	70,550	66,870		
680,000円を超 え 770,000円に満た ない金額	680,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 680,000円を超える金額の27%に相当する金額を加算した金額									
770,000円	121,200	116,420	111,870	107,320	102,770	98,750	94,850	91,170		
770,000円を超 え 860,000円に満た ない金額	770,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 770,000円を超える金額の31%に相当する金額を加算した金額									
860,000円	149,100	144,320	139,770	135,220	130,670	126,650	122,750	119,070		
860,000円を超 え 1,050,000円に満た ない金額	860,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 860,000円を超える金額の35%に相当する金額を加算した金額									
1,050,000円	215,600	210,820	206,270	201,720	197,170	193,150	189,250	185,570		
1,050,000円を超 え 1,230,000円に満た ない金額	1,050,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,050,000円を超える金額の38%に相当する金額を加算した金額									
1,230,000円	284,000	279,220	274,670	270,120	265,570	261,550	257,650	253,970	615,100	
1,230,000円を超 え 1,510,000円に満た ない金額	1,230,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,230,000円を超える金額の42%に相当する金額を加算した金額								615,100 円に その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額のう ち1,230,000円を 超える金額の65 %に相当する金 額を加算した金 額	
1,510,000円	401,600	396,820	392,270	387,720	383,170	379,150	375,250	371,570		
1,510,000円を超 え 1,970,000円に満た ない金額	1,510,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,510,000円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額									
1,970,000円	608,600	603,820	599,270	594,720	590,170	586,150	582,250	578,570		
1,970,000円を超 え 2,900,000円に満た ない金額	1,970,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,970,000円を超える金額の50%に相当する金額を加算した金額									

昭和五十年三月二十五日

衆議院会議録第十三号(一) 所得税法の一部を改正する法律案及び報告書

(六)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲								乙								
	扶養親族等の数																
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人									
以上未満	税額								税額								
2,900,000円	円 1,073,600	円 1,068,820	円 1,064,270	円 1,059,720	円 1,055,170	円 1,051,150	円 1,047,250	円 1,043,570									
2,900,000円を超 3,820,000円に満た ない金額	2,900,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 2,900,000円を超える金額の55%に相当する金額を加算した金額																
3,820,000円	円 1,579,600	円 1,574,820	円 1,570,270	円 1,565,720	円 1,561,170	円 1,557,150	円 1,553,250	円 1,549,570									
3,820,000円を超 る金額	3,820,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 3,820,000円を超える金額の60%に相当する金額を加算した金額																
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超 る1人ごとに2,600円を控除した金額																	

従たる給与につ
いての扶養控除
等申告書が提出
されている場合
には、当該申告
書に記載された
扶養親族等の数
に応じ、扶養親
族等1人ごとに
2,600円を、上
の各欄によつて
求めた税額から
控除した金額

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

(1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料（第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料をいう。以下同じ。）の金額を控除した金額を求める。

(2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに2,600円を控除した金額が、その求める税額である。

(4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに2,600円を控除した金額）が、その求める税額である。

昭和五十年三月二十五日 衆議院会議録第十三号(二) 所得税法の一部を改正する法律案及び同報告書

別表第五 給与所得の源泉徴収税額表(日額表)(第百八十五条関係)

(一)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲								乙	丙		
	扶 養・親 族 等 の 数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人				
以上未満	税額								税額	税額		
円 2,150 円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0		
2,150	2,200	50	0	0	0	0	0	0	180	0		
2,200	2,250	100	0	0	0	0	0	0	180	0		
2,250	2,300	150	0	0	0	0	0	0	190	0		
2,300	2,350	200	0	0	0	0	0	0	190	0		
2,350	2,400	250	0	0	0	0	0	0	190	0		
2,400	2,450	300	0	0	0	0	0	0	200	0		
2,450	2,500	350	0	0	0	0	0	0	200	0		
2,500	2,550	400	0	0	0	0	0	0	200	0		
2,550	2,600	450	0	0	0	0	0	0	210	0		
2,600	2,650	500	0	0	0	0	0	0	210	0		
2,650	2,700	550	0	0	0	0	0	0	210	0		
2,700	2,750	600	0	0	0	0	0	0	220	0		
2,750	2,800	650	0	0	0	0	0	0	220	0		
2,800	2,850	700	0	0	0	0	0	0	220	0		
2,850	2,900	750	5	0	0	0	0	0	230	0		
2,900	2,950	800	10	0	0	0	0	0	230	0		
2,950	3,000	850	15	0	0	0	0	0	240	0		
3,000	3,050	900	20	0	0	0	0	0	240	0		
3,050	3,100	950	25	0	0	0	0	0	250	0		
3,100	3,150	1000	30	0	0	0	0	0	260	0		
3,150	3,200	1050	35	0	0	0	0	0	270	0		
3,200	3,250	1100	40	0	0	0	0	0	270	0		
3,250	3,300	1150	45	0	0	0	0	0	280	0		
3,300	3,400	1250	50	0	0	0	0	0	290	0		
3,400	3,500	1350	60	0	0	0	0	0	290 円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち 3,300 円を超える 金額の 22% に相当する 金額を加算 した金額	0		
3,500	3,600	1400	70	0	0	0	0	0	0	0		
3,600	3,700	1450	75	0	0	0	0	0	0	0		
3,700	3,800	1500	80	10	0	0	0	0	0	0		
3,800	3,900	1600	85	15	0	0	0	0	0	0		
3,900	4,000	1650	90	20	0	0	0	0	0	0		
4,000	4,100	1700	100	25	0	0	0	0	0	0		
4,100	4,200	1800	105	30	0	0	0	0	0	0		
4,200	4,300	1850	110	40	0	0	0	0	0	0		
4,300	4,400	1950	120	45	0	0	0	0	0	0		
4,400	4,500	2050	125	50	0	0	0	0	0	0		
4,500	4,600	2100	130	60	0	0	0	0	0	0		
4,600	4,700	2200	140	65	0	0	0	0	0	0		
4,700	4,800	2300	145	75	0	0	0	0	0	0		
4,800	4,900	2350	155	80	10	0	0	0	0	0		
4,900	5,000	2450	160	85	15	0	0	0	0	0		
5,000	5,100	2550	165	95	20	0	0	0	660 円	0		
5,100	5,200	2600	175	100	30	0	0	0	660 円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち 5,000	0		
5,200	5,300	2700	185	110	35	0	0	0	0	0		
5,300	5,400	2800	190	115	45	0	0	0	0	0		
5,400	5,500	285	200	120	50	0	0	0	0	0		

昭和五十年三月二十五日

衆議院会議録第十三号(二)

所得税法の一部を改正する法律案及び同趣旨書

(二)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲								乙	丙		
	扶 養 親 族 等 の 数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人				
以上	未 滿	税額								税額		
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円を超える 金額の45% に相当する 金額を加算 した金額	円		
5,500	5,600	295	210	130	55	0	0	0	0	0		
5,600	5,700	305	215	135	65	0	0	0	0	0		
5,700	5,800	310	225	145	70	0	0	0	0	0		
5,800	5,900	320	235	150	80	5	0	0	0	0		
5,900	6,000	330	240	155	85	15	0	0	0	0		
6,000	6,100	335	250	165	90	20	0	0	0	0		
6,100	6,200	345	260	170	100	25	0	0	0	0		
6,200	6,300	355	265	180	105	35	0	0	0	0		
6,300	6,400	360	275	190	115	40	0	0	0	0		
6,400	6,500	370	285	195	120	50	0	0	0	0		
6,500	6,600	380	290	205	125	55	0	0	0	4		
6,600	6,700	390	300	215	135	60	0	0	0	11		
6,700	6,800	400	310	220	140	70	0	0	0	18		
6,800	6,900	410	315	230	150	75	5	0	0	25		
6,900	7,000	420	325	240	155	85	10	0	0	32		
7,000	7,100	430	335	245	160	90	20	0	0	39		
7,100	7,200	440	345	255	170	95	25	0	0	46		
7,200	7,300	450	350	265	175	105	30	0	0	53		
7,300	7,400	460	360	275	185	110	40	0	0	60		
7,400	7,500	470	370	280	195	120	45	0	0	67		
7,500	7,600	480	380	290	205	125	55	0	0	74		
7,600	7,700	490	390	300	210	130	60	0	0	81		
7,700	7,800	500	400	305	220	140	65	0	0	88		
7,800	7,900	510	410	315	230	145	75	0	0	95		
7,900	8,000	520	420	325	235	155	80	10	0	102		
8,000	8,100	530	430	330	245	160	90	15	0	109		
8,100	8,200	540	435	340	255	165	95	20	0	116		
8,200	8,300	550	445	350	260	175	100	30	0	123		
8,300	8,400	560	455	355	270	185	110	35	0	130		
8,400	8,500	570	470	365	280	195	115	45	0	137		
8,500	8,600	580	480	380	290	205	125	50	0	144		
8,600	8,700	590	490	390	300	210	135	60	0	151		
8,700	8,800	605	500	400	310	220	140	70	0	158		
8,800	8,900	615	515	410	320	230	150	75	5	165		
8,900	9,000	630	525	425	330	240	155	85	10	172		
9,000	9,100	640	535	435	335	250	165	90	20	179		
9,100	9,200	655	445	345	260	175	100	30	0	186		
9,200	9,300	670	560	455	355	270	185	110	35	193		
9,300	9,400	680	570	470	365	280	195	115	45	200		
9,400	9,500	695	580	480	380	290	200	125	50	207		
9,500	9,600	705	590	490	390	300	210	130	60	214		
9,600	9,700	720	605	500	400	310	220	140	70	221		
9,700	9,800	730	615	515	410	320	230	150	75	228		
9,800	9,900	745	630	525	425	325	240	155	85	237		
9,900	10,000	755	640	535	435	335	250	165	90	245		
10,000	10,100	770	655	545	445	345	260	175	100	253		
10,100	10,200	785	665	560	455	355	270	185	110	262		
10,200	10,300	795	680	570	470	365	280	190	115	270		
10,300	10,400	810	695	580	480	380	290	200	125	279		
10,400	10,500	820	705	590	490	390	300	210	130	287		

昭和五十年三月二十五日

衆議院会議録第十三号(一) 所得税法の一部を改正する法律案及び同報告書

四四〇

(三)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額	以上未満	甲 扶養親族等の数								乙	丙
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
		円	円	円	円	円	円	円	円		
10,500	10,600	835	720	605	500	400	310	220	140		295
10,600	10,700	845	730	615	510	410	315	230	150		304
10,700	10,800	860	745	630	525	420	325	240	155		312
10,800	10,900	875	755	640	535	435	335	250	165		321
10,900	11,000	885	770	655	545	445	345	260	175		329
11,000	11,100	900	785	665	555	455	355	270	180		337
11,100	11,200	915	795	680	570	465	365	280	190		346
11,200	11,300	930	810	690	580	480	375	290	200		354
11,300	11,400	945	820	705	590	490	390	300	210		363
11,400	11,500	960	835	720	600	500	400	305	220		372
11,500	11,600	975	845	730	615	510	410	315	230		381
11,600	11,700	990	860	745	630	525	420	325	240		391
11,700	11,800	1,000	870	755	640	535	435	335	250		400
11,800	11,900	1,015	885	770	655	545	445	345	260		410
11,900	12,000	1,030	900	780	665	555	455	355	270		420
12,000	12,100	1,045	915	795	680	570	465	365	280		429
12,100	12,200	1,060	930	810	690	580	480	375	290		439
12,200	12,300	1,075	945	820	705	590	490	390	295		448
12,300	12,400	1,090	960	835	720	600	500	400	305		458
12,400	12,500	1,105	975	845	730	615	510	410	315		468
12,500	12,600	1,120	985	860	745	630	525	420	325		477
12,600	12,700	1,130	1,000	870	755	640	535	435	335		487
12,700	12,800	1,145	1,015	885	770	655	545	445	345		496
12,800	12,900	1,160	1,030	900	780	665	555	455	355		507
12,900	13,000	1,175	1,045	915	795	680	570	465	365		518
13,000	13,100	1,195	1,060	930	805	690	580	480	375		529
13,100	13,200	1,210	1,075	945	820	705	590	490	390		540
13,200	13,300	1,225	1,090	960	835	715	600	500	400		552
13,300	13,400	1,245	1,105	970	845	730	615	510	410		563
13,400	13,500	1,260	1,115	985	860	745	625	520	420		574
13,500	13,600	1,280	1,130	1,000	870	755	640	535	430		585
13,600	13,700	1,295	1,145	1,015	885	770	655	545	445		596
13,700	13,800	1,310	1,160	1,030	900	780	665	555	455		608
13,800	13,900	1,330	1,175	1,045	915	795	680	565	465		619
13,900	14,000	1,345	1,195	1,060	930	805	690	580	475		630
14,000	14,100	1,360	1,210	1,075	945	820	705	590	490		641
14,100	14,200	1,380	1,225	1,090	960	830	715	600	500		652
14,200	14,300	1,395	1,245	1,100	970	845	730	615	510		664
14,300	14,400	1,410	1,260	1,115	985	860	740	625	520		675
14,400	14,500	1,430	1,275	1,130	1,000	870	755	640	535		686
14,500	14,600	1,445	1,295	1,145	1,015	885	770	650	545		697
14,600	14,700	1,460	1,310	1,160	1,030	900	780	665	555		708
14,700	14,800	1,480	1,325	1,175	1,045	915	795	680	565		720
14,800	14,900	1,495	1,345	1,190	1,060	930	805	690	580		731
14,900	15,000	1,515	1,360	1,210	1,075	945	820	705	590		742
15,000	15,100	1,530	1,380	1,225	1,085	955	830	715	600		753
15,100	15,200	1,545	1,395	1,245	1,100	970	845	730	615		764
15,200	15,300	1,565	1,410	1,260	1,115	985	855	740	625		776
15,300	15,400	1,580	1,430	1,275	1,130	1,000	870	755	640		787
15,400	15,500	1,595	1,445	1,295	1,145	1,015	885	765	650		798

昭和五十年三月二十五日

衆議院会議録第十三号(二)

所得税法の一部を改正する法律案及び同報告書

(四)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙		
		扶 養 親 族 等 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人				
以上	未 滿	税 額								税 額	税 額		
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
15,500	15,600	1,615	1,460	1,310	1,160	1,030	900	780	665	809			
15,600	15,700	1,630	1,480	1,325	1,175	1,045	915	795	675	820			
15,700	15,800	1,645	1,495	1,345	1,190	1,060	930	805	690	833			
15,800	15,900	1,665	1,510	1,360	1,210	1,070	940	820	705	846			
15,900	16,000	1,680	1,530	1,375	1,225	1,085	955	830	715	859			
16,000	16,100	1,700	1,545	1,395	1,240	1,100	970	845	730	871			
16,100	16,200	1,715	1,565	1,410	1,260	1,115	985	855	740	884			
16,200	16,300	1,730	1,580	1,430	1,275	1,130	1,000	870	755	897			
16,300	16,400	1,750	1,595	1,445	1,290	1,145	1,015	885	765	910			
16,400	16,500	1,765	1,615	1,460	1,310	1,160	1,030	900	780	923			
16,500	16,600	1,785	1,630	1,480	1,325	1,175	1,045	915	790	935			
16,600	16,700	1,805	1,645	1,495	1,345	1,190	1,055	925	805	948			
16,700円		1,815	1,655	1,505	1,350	1,200	1,065	935	810	5,930円	961		
16,700 円 を 超 え 19,500円に満たな い金額		16,700円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち16,700円を超える金額の60%に相当する金額を加算した金額								5,930円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち16,700 円を超える 金額の60% に相当する 金額を加算 した金額	961円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち16,700 円を超える 金額の12% に相当する 金額を加算 した金額		
19,500円		2,430	2,270	2,120	1,965	1,815	1,680	1,550	1,425	1,297			
19,500 円 を 超 え 22,500円に満たな い金額		19,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち19,500円を超える金額の25%に相当する金額を加算した金額								1,297円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち19,500 円を超える 金額の14% に相当する 金額を加算 した金額			
22,500円		3,180	3,020	2,870	2,715	2,565	2,430	2,300	2,175	1,717			
22,500 円 を 超 え 25,500円に満たな い金額		22,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち22,500円を超える金額の27%に相当する金額を加算した金額								1,717円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち22,500 円を超える 金額の18% に相当する 金額を加算 した金額			
25,500円		3,990	3,830	3,680	3,525	3,375	3,240	3,110	2,985	2,257			
25,500 円 を 超 え 28,500円に満たな い金額		25,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち25,500円を超える金額の31%に相当する金額を加算した金額								2,257円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち25,500 円を超える 金額の21% に相当する 金額を加算 した金額			

昭和五十年三月二十五日

衆議院会議録第十三号(二)

所得税法の一部を改正する法律案及び同報告書

(五)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲								乙	丙		
	扶 養 親 族 等 の 数											
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人				
以 上 未 滿	税 额								税 額	税 額		
28,500円	円 4,920	円 4,760	円 4,610	円 4,455	円 4,305	円 4,170	円 4,040	円 3,915		円 2,887		
28,500円を超 35,000円に満たな い金額	28,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち28,500円を超える金額の35%に相当する金額を加算した金額									2,887円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち28,500 円を超える 金額の24% に相当する 金額を加算 した金額		
35,000円	円 7,195	円 7,035	円 6,885	円 6,730	円 6,580	円 6,445	円 6,315	円 6,190		円 4,447		
35,000円を超 41,000円に満たな い金額	35,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち35,000円を超える金額の38%に相当する金額を加算した金額											
41,000円	円 9,475	円 9,315	円 9,165	円 9,010	円 8,860	円 8,725	円 8,595	円 8,470	円 20,510	円 6,067		
41,000円を超 50,500円に満たな い金額	41,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち41,000円を超える金額の42%に相当する金額を加算した金額									20,510円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち41,000 円を超える 金額の35% に相当する 金額を加算 した金額		
50,500円	円 13,465	円 13,305	円 13,155	円 13,000	円 12,850	円 12,715	円 12,585	円 12,460				
50,500円を超 65,500円に満たな い金額	50,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち50,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額											
65,500円	円 20,215	円 20,055	円 19,905	円 19,750	円 19,600	円 19,465	円 19,335	円 19,210		6,067円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち41,000 円を超える 金額の30% に相当する 金額を加算 した金額		
65,500円を超 96,500円に満たな い金額	65,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち65,500円を超える金額の50%に相当する金額を加算した金額											
96,500円	円 35,715	円 35,555	円 35,405	円 35,250	円 35,100	円 34,965	円 34,835	円 34,710				
96,500円を超 127,500円に満た ない金額	96,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち96,500円を超える金額の55%に相当する金額を加算した金額									四四一		

昭和五十年三月二十五日 衆議院会議録第十三号(二)

所得税法の一部を改正する法律案及び同報告書

(六)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲								乙	丙								
	扶養親族等の数																	
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人										
以上未満	税額								税額	税額								
127,500円	円 52,765	円 52,605	円 52,455	円 52,300	円 52,150	円 52,015	円 51,885	円 51,760										
127,500円を超える金額	127,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち127,500円を超える金額の60%に相当する金額を加算した金額																	
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える1人ごとに85円を控除した金額																		
従たる給与についての扶養親族等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに85円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額																		

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

- (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに85円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ(定義)に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつたとき)は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。)については、

- (1) (2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに85円を控除した金額)が、その求める税額である。
- (2) 日雇労務者の受ける給与等(第百八十五条第一項第三号(労働した日ごとに支払われる給与等)に掲げる給与等をいう。)については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

昭和五十年二月二十五日 衆議院会議録第十三号(一) 所得税法の一部を改正する法律案及び同報告書

等 の 数												乙
4人			5人			6人			7人以上			
除後給与等の金額												前月の社会保険料控除後の給与等の金額
以上	未 滿	以 上	未 滿	以 上	未 滿	以 上	未 滿	以 上	未 滿	以 上	未 滿	千円
133	千円未満	156	千円未満	180	千円未満	200	千円未満					
133	146	156	172	180	195	200	218					
146	162	172	189	195	213	218	236					
162	196	189	209	213	230	236	256					
196	241	209	262	230	285	256	309					
241	306	262	328	285	350	309	367					150千円未満
306	361	328	376	350	392	367	408					
361	400	376	415	392	430	408	446					
400	439	415	455	430	472	446	488					
439	484	455	501	472	520	488	540					
484	538	501	559	520	579	540	598					150 240
538	590	559	610	579	631	598	652					
590	645	610	664	631	684	652	704					
645	693	664	712	684	731	704	750					
693	742	712	763	731	783	750	804					
742	808	763	827	783	847	804	867					240 350
808	904	827	925	847	945	867	966					
904	1,032	925	1,052	945	1,073	966	1,093					
1,032	1,191	1,052	1,211	1,073	1,230	1,093	1,250					350 460
1,191	1,439	1,211	1,461	1,230	1,482	1,250	1,504					
1,439	1,680	1,461	1,700	1,482	1,719	1,504	1,739					460 820
1,680	2,185	1,700	2,203	1,719	2,220	1,739	2,238					
2,185	2,976	2,203	2,996	2,220	3,017	2,238	3,038					820 1,100
2,976	4,518	2,996	4,536	3,017	4,555	3,038	4,574					1,100 1,660
4,518	6,191	4,536	6,211	4,555	6,230	4,574	6,250					1,660 2,240
6,191	千円以上	6,211	千円以上	6,230	千円以上	6,250	千円以上					2,240 千円以上

額から控除される社会保険料の金額（以下この表において「前月中の社会保険料の金額」という。）を控除した金額を求

険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

である。

する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一つに該当するごとに1人を加算した数を、者1人につき1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。

居住者を含む。）については、（四）に該当する場合を除き、

である。

又はその賞与の金額（当該金額から控除される社会保険料の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中の給らず、第百八十六条第一項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第二項（賞与に係る徴収税額）の規定（同条第三項の規

ときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控除される社会保険料の金額とみなす。

昭和五十年三月二十五日

衆議院会議録第十三号(二)

所得稅法の一部を改正する法律案及び同報告書

別表第六 賞与に対する源泉徴収稅額の算出率の表(第百八十六条関係)

賞 与 金 額 に 乗 ず 率 %	扶 養 親 族 甲											
	0 人			1 人			2 人			3 人		
	前 月 の 社 会 保 険 料 控											
	以 上	未 満	千円 47 千円未満	以 上	未 満	千円 63 千円未満	以 上	未 満	千円 84 千円未満	以 上	未 満	千円 109 千円未満
0												
2	47	50	千円 47 千円未満	63	68	千円 63 千円未満	84	93	千円 84 千円未満	109	120	千円 109 千円未満
4	50	54		68	72		93	104		120	133	
6	54	58		72	83		104	162		133	183	
8	58	63		83	200		162	213		183	226	
10	63	229		200	243		213	261		226	283	
12	229	279		243	300		261	321		283	342	
14	279	339		300	357		321	371		342	385	
16	339	379		357	394		371	409		385	424	
18	379	425		394	439		409	453		424	467	
20	425	467		439	482		453	498		467	518	
22	467	512		482	531		498	551		518	570	
24	512	565		531	585		551	605		570	625	
26	565	616		585	635		605	655		625	674	
28	616	661		635	681		655	701		674	722	
30	661	723		681	744		701	766		722	787	
32	723	821		744	842		766	862		787	883	
35	821	952		842	972		862	992		883	1,012	
38	952	1,113		972	1,133		992	1,152		1,012	1,172	
41	1,113	1,353		1,133	1,375		1,152	1,396		1,172	1,418	
44	1,353	1,602		1,375	1,621		1,396	1,641		1,418	1,660	
47	1,602	2,115		1,621	2,133		1,641	2,150		1,660	2,168	
50	2,115	2,893		2,133	2,913		2,150	2,934		2,168	2,955	
55	2,893	4,442		2,913	4,461		2,934	4,480		2,955	4,499	
60	4,442	6,113		4,461	6,133		4,480	6,152		4,499	6,172	
65	6,113千円以上			6,133千円以上			6,152千円以上			6,172千円以上		

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 賞与の金額に乘すべき率の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、~~内~~に該当する場合を除き、

(1) まず、その居住者の前月中の給与等(賞与を除く。以下この表において同じ。)の金額から、その給与等の金額を求める。

(2) 次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

(二) (一)の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害

(三) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた)

(1) その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額を求める。

(2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

(四) 前月中の給与等の金額がない場合は若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料の金額以下である場合

(五) 給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、この表によ

定を含む。)により税額を計算する。

(五) (一)から(四)までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている

除される社会保険料の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又は当該

5,000,000	5,910,000	課税給与所得金額に 27%を乗じて算出した 金額から 480,000 円を 控除した金額
5,910,000	1,115,700	

5,000,000	6,000,000	「 課税給与所得金額に 27%を乗じて算出した 金額から 480,000 円を 控除した金額
6,000,000	7,000,000	課税給与所得金額に 30%を乗じて算出した 金額から 660,000 円を 控除した金額
7,000,000	7,690,000	課税給与所得金額に 34%を乗じて算出した 金額から 940,000 円を 控除した金額

に改め、同表の總額「160,000円」「200,000円」「240,000円」「280,000円」並ぶ。

- 別表第七の付表中「別表第七の付表」と「別表第七の付表(第二十八条、第五十条関係)」は、「8,000,000」「10,000,000」「6,150,000」「7,950,000」並ぶ。
 別表第八中「別表第八 退職所得の源泉徴収税額表」と「別表第八 退職所得の源泉徴収税額表(第二百二十二条関係)」並ぶ。
 別表第八の付表を次のよふに改め。

別表第八の付表(第二百一条関係)

勤続年数	退職所得控除額		勤続年数	退職所得控除額	
	一般退職の場合	障害退職の場合		一般退職の場合	障害退職の場合
2年以下	千円 500	千円 1,500	24年 25年 26年	千円 7,000 7,500 8,000	千円 8,000 8,500 9,000
3年	750	1,750	27年	8,500	9,500
4年	1,000	2,000	28年	9,000	10,000
5年	1,250	2,250	29年	9,500	10,500
6年	1,500	2,500	30年	10,000	11,000
7年	1,750	2,750	31年	10,500	11,500
8年	2,000	3,000	32年	11,000	12,000
9年	2,250	3,250	33年	11,500	12,500
10年	2,500	3,500	34年	12,000	13,000
11年	2,750	3,750	35年	12,500	13,500
12年	3,000	4,000	36年	13,000	14,000
13年	3,250	4,250	37年	13,500	14,500
14年	3,500	4,500	38年	14,000	15,000
15年	3,750	4,750	39年	14,500	15,500
16年	4,000	5,000	40年	15,000	16,000
17年	4,250	5,250			
18年	4,500	5,500	41年以上	15,000千円に、勤続年数が40年を超える1年ごとに500千円を加算した金額	16,000千円に、勤続年数が40年を超える1年ごとに500千円を加算した金額
19年	4,750	5,750			
20年	5,000	6,000			
21年	5,500	6,500			
22年	6,000	7,000			
23年	6,500	7,500			

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「勤続年数」とは、第二百一条第二項(退職所得に係る徴収税額)に規定する勤続年数に準ずる勤続年数をいう。

(二) 「障害退職の場合」とは、第三十条第四項第三号(障害退職の控除額)に掲げる場合に該当する場合をいう。

(三) 「一般退職の場合」とは、障害退職の場合以外の退職の場合をいう。

(備考)

(一) 退職所得控除額を求めるには、(二)に該当する場合を除き、退職手当等に係る勤続年数に応じ「勤続年数」欄の該当する行を求めるものとし、一般退職の場合にあつてはその行の「退職所得控除額」の「一般退職の場合」欄に記載されている金額が、障害退職の場合にあつてはその行の「退職所得控除額」の「障害退職の場合」欄に記載されている金額が、それぞれその退職手当等に係る退職所得控除額である。

(二) 第三十条第四項第一号に掲げる場合に該当するときは、同項の規定に準じて計算した金額が、その退職手当等に係る退職所得控除額である。

(施行期日)
基づく政令の規定に準じてこれらの金額がな
かつたものとみなして計算した額とし、同年

第一条 この法律は、昭和五十年四月一日から施
行する。

(経過措置の原則)
第二条 この附則に別段の定めがあるものを除
き、改正後の所得税法(以下「新法」という。)の

規定は、昭和五十年分以後の所得税について適
用し、昭和四十九年分以前の所得税について
は、なお従前の例による。

(昭和五十年分の所得税に係る予定納税基準額
の計算の特例)
第三条 居住者の昭和五十年分の所得税について
は、新法第百四条第一項(予定納税額の納付)に
規定する予定納税基準額(以下「予定納税基準
額」という。)は、次項の規定のある場合
を除き、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる
率を乗じて計算した金額によるものとする。

一 その者の昭和四十九年分の課税総所得金額
に係る所得税の額(当該課税総所得金額の計
算の基礎となつた各種所得の金額のうちに譲
渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金
額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額が
あつた場合には、改正前の所得税法(以下「旧

法」という。) 第百四条第一項第一号の規定に
基づく政令の規定に準じてこれらの金額がな
かつたものとみなして計算した額とする。以
下同。)と当該課税総所得金額等の計算の基礎と
なつた旧法第五十七条第三項(事業に専従す
る親族がある場合の必要経費の特例等)に規
定する事業専従者、控除対象配偶者及び扶養
親族の有無並びにこれらの者の数に応じ附則
二年法律第百七十五号(第二条(所得税の軽減
の減免、徵収猶予等に関する法律)(昭和二十
九年五月三十日法律第百七十五号)の規定の適用
がある場合には、

同条の規定の適用がなかつたものとして計算
した額とする。)から、当該各種所得につき源
泉徴収をされた又はされるべき所得税の額
(一時所得の金額、雑所得の金額及び雑所得
に該当しない臨時所得の金額に係るもの)を除
く。)を控除した額

別表により求めた率

(給与所得等に係る源泉徴収に関する経過措置)

2 昭和四十九年分の課税総所得金額等が三千万
円以上である居住者の昭和五十年分の所得税に
係る予定納税基準額は、その者の前項第一号に
掲げる金額から五十五万円を控除した金額によ
るものとする。

3 昭和四十九年分の所得税につき旧法第九十七
条第一項(合算対象世帯員がある場合の税額)の
規定の適用があつた場合における昭和五十年分
の予定納税基準額の計算については、政令で定
める。

4 非居住者の昭和五十年分の所得税に係る予定
納税基準額は、前三項の規定に準じて計算した
ところによる。

2 新法第百九十条(年末調整)の規定並びに新法
別表第七及び同表の付表は、昭和五十年中に支
払うべき給与等でその最後に支払をする日が施
行日以後である場合について適用し、その最後
に支払をする日が施行日前である場合について
は、なお従前の例による。

3 新法第二百一条(退職所得に係る源泉徴収税
額)の規定並びに新法別表第八及び同表の付表
には、旧法第百六十九条第三号(分離課税に基
づく政令の規定に準じてこれらの金額がなか
る経過措置)

る所得税の課税標準)及び第二百十三条第一項
第一号(非居住者の所得に係る源泉徴収税額)の
規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」と
いう。)以後に支払を受けるべきこれらの号に掲
げた賞金について適用し、施行日前に支払を受
けるべき当該賞金については、なお従前の例に
よる。

2 下次項までにおいて「課税総所得金額等」とい
う。)と当該課税総所得金額等の計算の基礎と
なつた旧法第五十七条第三項(事業に専従す
る親族がある場合の必要経費の特例等)に規
定する事業専従者、控除対象配偶者及び扶養
親族の有無並びにこれらの者の数に応じ附則
二年法律第百七十五号(第二条(所得税の軽減
の減免、徵収猶予等に関する法律)(昭和二十
九年五月三十日法律第百七十五号)の規定の適用
がある場合には、

同条の規定の適用がなかつたものとして計算
した額とする。)から、当該各種所得につき源
泉徴収をされた又はされるべき所得税の額
(一時所得の金額、雑所得の金額及び雑所得
に該当しない臨時所得の金額に係るもの)を除
く。)を控除した額

別表により求めた率

(給与所得等に係る源泉徴収に関する経過措置)

2 新法第百九十条(年末調整)の規定並びに新法
別表第七及び同表の付表は、昭和五十年中に支
払うべき給与等でその最後に支払をする日が施
行日以後である場合について適用し、その最後
に支払をする日が施行日前である場合について
は、なお従前の例による。

官報(号外)

は、昭和五十年中に支払うべき新法第百九十九条(退職所得に係る源泉徴収義務)に規定する退職手当等(以下「退職手当等」という。)で施行日以後に支払われるものについて適用し、同年中に支払うべき退職手当等で施行日前に支払われたものについては、なお従前の例による。

4 新法第二百五条第一号(報酬、料金等に係る源泉徴収税額)の規定は、施行日以後に支払うべき同号に掲げる報酬若しくは料金又は契約金融若しくは料金又は契約金については、なお従前の例による。

(施行日前に出国をした者に係る更正の請求)

第六条 施行日前に昭和五十年分の所得税につき旧法第二百五十七条(年の中途中で出国をする場合の確定申告)、旧法第二百六十六条(非居住者に対する準用)において準用する場合を含む。)の規定による還付金について適用し、施行日前に支払うべき当該報酬若しくは料金又は契約金については、なお従前の例による。

2 前項の更正の請求に基づく国税通則法第二百二十六条の規定による更正があつた場合において、新法第二百五十九条第二項(更正又は決定による源泉徴収税額等の還付)(新法第二百六十八条(非居住者に対する準用))において準用する場合を含む。)の規定による還付金について適用し、施行日前に支払うべき当該報酬若しくは料金又は契約金については、なお従前の例による。

(施行日前に出国をした者に係る更正の請求)

第六条 施行日前に昭和五十年分の所得税につき旧法第二百五十七条(年の中途中で出国をする場合の確定申告)、旧法第二百六十六条(非居住者に対する準用)において準用する場合を含む。)の規定による還付金について適用し、施行日前に支払うべき当該報酬若しくは料金又は契約金については、なお従前の例による。

(施行日前に出国をした者に係る更正の請求)

第六条 施行日前に昭和五十年分の所得税につき旧法第二百五十七条(年の中途中で出国をする場合の確定申告)、旧法第二百六十六条(非居住者に対する準用)において準用する場合を含む。)の規定による還付金について適用し、施行日前に支払うべき当該報酬若しくは料金又は契約金については、なお従前の例による。

2 前項に規定する退職手当等につき同項の規定による還付の請求があつた場合には、その居住者の昭和五十年分の所得税についての申告、更正又は決定、納付、徵収(退職手当等に係る源泉徴収を除く。)及び還付(当該請求に係る還付を除く。)に関する規定の適用並びに同年中に支払うべき退職手当等で施行日以後に支払われるものに対する新法第二百一条第一項第二号の規定の適用については、当該請求に係る退職手当等について旧法第二百五十九条から第二百二条ま

(施行日前に支払われた退職所得に係る源泉徴収税額の還付)

第七条 昭和五十年中に支払うべき退職手当等で施行日前に支払われたものにつき旧法第二百五十九条から第二百二条まで(退職所得に係る源泉徴収)の規定により徵収された所得税の額が、当該退職手当等につき新法第二百一条及び第二百二条の規定を適用した場合における所得税の額を超えるときは、当該退職手当等の支払を受けた居住者は、政令で定めるところにより、同年六月三十日までに、納税地の所轄税務署長に對し、その超える金額の還付を請求することができる。

2 前項に規定する退職手当等につき同項の規定による還付の請求があつた場合には、その居住者の昭和五十年分の所得税についての申告、更正又は決定、納付、徵収(退職手当等に係る源泉徴収を除く。)及び還付(当該請求に係る還付を除く。)に関する規定の適用並びに同年中に支払うべき退職手当等で施行日以後に支払われるものに対する新法第二百一条第一項第二号の規定の適用については、当該請求に係る退職手当等について旧法第二百五十九条から第二百二条ま

での規定により徵収された所得税の額から当該請求により還付すべき金額を控除した金額の所徴税の徵収が行われたものとみなす。

3 第一項の規定による還付金について国税通則法第五十八条第一項(還付加算金)に規定する還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる同項の期間は、第一項の規定による還付の請求があつた日から一月を経過する日の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその請求があつた日から一月を経過する日の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその請求があつた日から一月を経過する日の翌日までに充當するのに適したこととなつた日がある場合には、その適することとなつた日までの期間とする。

4 第八条 所得税法及び災害被災者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正

附則第六条の見出し中「及び昭和五十年分」を削り、同条第五項を削る。

昭和五十年三月二十五日 衆議院会議録第十三号(二) 所得税法の一部を改正する法律案及び同報告書

族等の数											
4人			5人			6人			7人以上		
税	総	所	得	金	額	等					
以上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満	以
千円 690	千円 千円未満	千円 735	千円 735	千円 千円未満	千円 840	千円 840	千円 790	千円 990	千円 790	千円 1,140	千円 1,140
690	830	840	1,020	1,020	1,020	1,460	990	1,200	1,140	1,540	1,540
830	1,050	1,020	1,460	2,290	2,290	10,420	1,200	1,710	1,540	2,180	2,180
1,050	1,650	1,460	2,290	3,340	3,340	10,420	1,710	3,340	2,180	3,790	3,790
1,650	8,860	2,290	11,120	11,120	11,120	25,990	3,340	11,120	3,790	11,820	11,820
8,860	24,620	10,420	27,350	27,350	27,350	30,000	11,120	27,350	11,820	28,720	28,720
24,620	30,000	25,990	30,000	30,000	30,000	30,000	27,350	30,000	28,720	30,000	30,000

基準額の計算の特例) に規定する課税所得金額等をいう。

の必要経費の特例等) の規定の適用を受けた同項に規定する事業専従者、旧法第八十三条(配偶者控除)の規定のう。

一号に掲げる金額から 55 万円を控除した金額が昭和50年分の所得税に係る予定納税基準額である。

附則別表 昭和50年分の所得税に係る予定納税基準額の算出率の表

昭和49年分の課税総所得金額等に係る所得税の額に乘るべき率 %	扶養親									
	0人		1人		2人		3人			
	昭和49年分の課									
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上
0	千円 550	千円未満	千円 582	千円未満	千円 614	千円未満	千円 650	千円未満	千円 650	千円未満
60										
70										
75								650	810	
80					614	790	810	1,130		
85			582	730	790	1,500	1,130	3,420		
90	550	19,400	730	20,520	1,500	21,890	3,420	23,250		
95	19,400	30,000	20,520	30,000	21,890	30,000	23,250	30,000		

(注)

- (一) この表は、昭和49年分の課税総所得金額等が3,000万円未満である者について適用する表である。
- (二) この表における用語については、次に定めるところによる。
- (1) 「昭和49年分の課税総所得金額等」とは、附則第三条第一項第二号（昭和五十年分の所得税に係る予定納税）
 - (2) 「扶養親族等の数」とは、昭和49年分の所得税につき旧法第五十七条第三項（事業に専従する親族がある場合適用を受けた控除対象配偶者及び旧法第八十四條（扶養控除）の規定の適用を受けた扶養親族の数の合計をい
 - (三) 昭和49年分の課税総所得金額等が3,000万円以上である者については、この表によらず、附則第三条第一項第

理由 今次の税制改正の一環として、最近における所

得税負担の状況にかえりみ、基礎控除額、配偶者控除額、扶養控除額、障害者控除額等の引上げ及び退職所得控除額の引上げによりその負担の軽減を図るとともに、医療費控除を拡充し、山林所得

等の特別控除額及び予定納税を要しない予定納税基準額の限度額等を引き上げるほか、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

所得税法の一部を改正する法律案（内閣提

外）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

最近における所得税負担の状況にかんがみ、人の控除、特別の人的控除等の引上げにより負担の軽減を図るとともに、制度の整備合理化を行なうため、おおむね次のような改正を行うこととしている。

（一）所得税の減税

1 人的控除の引上げ

2 基礎控除、配偶者控除及び扶養控除を、

それぞれ二六万円（現行 二四万円）に引

き上げる。

2 特別な人的控除の引上げ

障害者控除、老年者控除、寡婦控除及び

勤労学生控除をそれぞれ二〇万円（現行 一六万円）に、特別障害者控除を二八万円（現行 二四万円）に引き上げるとともに、

老人扶養控除を三二万円（現行 二八万円）に引き上げる。

3 退職所得の特別控除の引上げ

今までには一年につき二五万円（現行 二〇万円）に、勤続年数二十年超については一

年につき五〇万円（現行 四〇万円）に引き上げる。

以上の改正は、昭和五十年分の所得税について適用することとしている。

（二）所得税制の整備合理化

1 老年者控除の適用要件である所得限度額を一、〇〇〇万円（現行 五〇〇万円）に引き上げる。

2 勤労学生控除の適用要件である所得限度額を四六万円（現行 四〇万円）に引き上げる。

3 山林所得、譲渡所得及び一時所得の特別控除額を五〇万円（現行 四〇万円）に引き上げる。

4 医療費控除の最高限度額を二〇〇万円（現行 一〇〇万円）に引き上げるとともに、いわゆる足切り限度のうちの定額基準を五万円（現行 一〇万円）に引き下げる。

5 資産所得について合算課税を行う場合の最低限度額を一、〇〇〇万円（現行 五〇〇万円）に引き上げる。

6 予定納税を要しない予定納税基準額の限度額を五万円（現行 三万円）に引き上げる。

7 給与所得者が確定申告を要しない限度額について、年間給与収入の場合は一、〇〇〇万円（現行 八〇〇万円）に引き上げ、給与以外のその他の所得の場合は二〇万円（現行 一〇万円）に引き上げる。

（二）議案の可決理由

本案は、最近における国民負担の状況にかんがみ、その軽減に資するため、時宜に適した措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十年三月二十日
衆議院議長 前尾繁三郎殿

所得税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

右報告する。
昭和五十年二月一日
内閣総理大臣 三木 武夫

法人税法の一部を改正する法律案

職務に従事している国税職員について、職員構成の特殊性等従来の経緯にかんがみ今後ともその処遇の改善に一層配慮すべきである。

改め、同条第二項第四号中「されるもの」の下に「及び同法第六十五条(法人の道府県民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)、第七十二条の四十五の二(法人の事業税に係る納期限の延長の場合の延滞金)又は第三百一十七条(法人の市町村民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)の規定により徴収されるもの」を加える。

第六十七条第三項第二号及び第四項中「千円」を「千五百円」に改める。

第七十二条第三項中「ついては」の下に「第一号第二十六号(定義)中「確定した決算」とあるのは「決算」とを加える。

第七十五条第一項中「理由」の下に「(次条第一項に規定する理由を除く。)」を加え、「同項」を「前条第一項」に改める。

第二編第一章第三節第二款中第七十五条の次に次の二条を加える。

(確定申告書の提出期限の延長の特例)

第七十五条の二 第七十四条第一項(確定申告)の規定による申告書を提出すべき内国法人が、会計監査人の監査を受けなければならないことその他これに類する理由により決算が確定しないため、当該事業年度以後の各事業年度の当該申告書をそれぞれ同項に規定する提出期限までに提出することができない常況にあると認められる場合には、納稅地の所轄稅務署長は、その内国法人の申請に基づき、当該各事業年度の申告書の提出期限を一月間(特別の事情により各事業年度終了の日の翌日から三月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されないことその他やむを得ない事情があると認められる場合には、税務署長が指定する月数の期間)延長することができる。

2 前項の申請は、同項に規定する申告書に係る事業年度終了の日までに、当該申告書の提出期限までに決算が確定しない理由、同項の指定を受けようとする場合にはその指定を受けようとする月数その他大蔵省令で定める事項を記載した申請書をもつてしなければならない。

3 稅務署長は、第一項の規定の適用を受けている内国法人につき、同項に規定する理由若しくは事情がないこととなつたと認める場合又は当該事情に変更が生じたと認める場合には、同項の提出期限の延長の処分を取り消し、又は同項の指定に係る月数を変更することができる。この場合において、当該取消し又は変更の処分があつたときは、その処分のあつた日の属する事業年度以後の各事業年度につき、その処分の効果が生ずるものとする。

4 稅務署長は、前項の処分をするときは、その処分に係る内国法人に対し、書面によりその旨を通知する。

5 第一項の規定の適用を受けている内国法人は、当該事業年度以後の各事業年度に係る同項に規定する申告書の提出期限について同項の規定を通知する。

6 第一項の規定の適用を受けている内国法人は、当該事業年度終了の日の翌日から二月を経過した日前に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、当該事業年度に限り、同項の規定の適用がないものとみなして、前条及び第七十八条(延納)並びに国税通則法第十一条(灾害等による期限の延長)の規定を適用することができる。

7 第一項の規定の適用を受けている内国法人について当該事業年度終了の日の翌日から二月を経過した日前に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、当該事業年度に限り、同項の規定の適用がないものとみなして、前条及び第七十八条(延納)並びに国税通則法第十一条(灾害等による期限の延長)の規定を適用することができる。

8 前条の規定は、第一項の規定の適用を受けている内国法人が、当該事業年度(前項の規定の適用に係る事業年度を除く。)につき災害その他やむを得ない理由により決算が確定しないため、第一項に規定する申告書を同項の規定により延長された提出期限までに提出することができないと認められる場合について準用する。この場合において、同条第二項中「申告書に係る事業年度終了の日の翌日から四十五日以内」と七項の規定は、第一項の規定の適用を受ける内

2 前項の申請は、同項に規定する申告書に係る事業年度終了の日までに、当該申告書の提出期限までに決算が確定しない理由、同項の指定を受けようとする月数その他大蔵省令で定める事項を記載した申請書をもつてしなければならない。

3 稅務署長は、第一項の規定の適用を受けている内国法人につき、同項に規定する期日を第一項の期日としてとあるのは「十五日」と、その申請に係る指定を受けようとする期日を第一項の期日としてとあるのは「一月間(第七十五条の二第一項の指定を受けようとする旨の申請があつた場合には、その申請に係る指定を受けようとする月数とする)」とあるのは「一月間(第七十五条の二第一項の指定を受けようとする旨の申請があつた場合には、その申請に係る指定を受けようとする月数とする)」とあるのは「十五日」と、その申請に係る指定を受けようとする月数その他大蔵省令で定める事項を記載した申請書をもつてしなければならない。

4 稅務署長は、第一項の規定の適用を受けている内国法人につき、同項に規定する理由若しくは事情がないこととなつたと認める場合又は当該事情に変更が生じたと認める場合には、同項の提出期限の延長の処分を取り消し、又は同項の指定に係る月数を変更することができる。この場合において、当該取消し又は変更の処分があつたときは、その処分のあつた日の属する事業年度以後の各事業年度につき、その処分の効果が生ずるものとする。

5 第一項の規定の適用を受けている内国法人は、当該事業年度以後の各事業年度に係る同項に規定する申告書の提出期限について同項の規定を通知する。

6 第一項の規定の適用を受けている内国法人は、当該事業年度終了の日の翌日から二月を経過した日前に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、当該事業年度に限り、同項の規定の適用がないものとみなして、前条及び第七十八条(延納)並びに国税通則法第十一条(灾害等による期限の延長)の規定を適用することができる。

7 第一項の規定の適用を受けている内国法人について当該事業年度終了の日の翌日から二月を経過した日前に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、当該事業年度に限り、同項の規定の適用がないものとみなして、前条及び第七十八条(延納)並びに国税通則法第十一条(灾害等による期限の延長)の規定を適用することができる。

8 前条の規定は、第一項の規定の適用を受けている内国法人が、当該事業年度(前項の規定の適用に係る事業年度を除く。)につき災害その他やむを得ない理由により決算が確定しないため、第一項に規定する申告書を同項の規定により延長された提出期限までに提出することができないと認められる場合について準用する。この場合において、同条第二項中「申告書に係る事業年度終了の日の翌日から四十五日以内」と七項の規定は、第一項の規定の適用を受ける内

2 前項の規定は、第一項の規定による申告書を提出した内国法人で第七十五条の二第一項(確定申告書の提出期限の延長の特例)の規定の適用を受けているものが、前条の規定により納付すべき税額(以下この項において「確定法人税額」という。)について当該事業年度終了の日の翌日から二月以内に見込納付(国税通則法第五十九条第一項第二号(国税の予納額の還付の特例)の規定に該当する納付をいう。以下この項において同じ。)をしたときは、その内国法人は、その残額(以下この項において「見込納付後の税額」という。)のうち当該見込納付をした金額に相当すればならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、当該事業年度以後の各事業年度について、同項の提出期限の延長の処分は、その効力を失うものとする。

3 前条第三項から第五項までの規定は、第二項の申告書の提出があつた場合について、同条第三項の規定は、第一項の規定による申告書を提出した内国法人で第七十五条の二第一項(確定申告書の提出期限の延長の特例)の規定の適用を受けているものが、前条の規定により納付すべき税額(以下この項において「確定法人税額」という。)のうち当該見込納付をした金額に相当する金額を限度として、確定法人税額からその納期限までに納付した法人税の額を控除した金額について、その納期限の翌日から当該事業年度終了の日の翌日以後五月を経過した日の前日までの期間その納付を延期することができる。ただし、当該見込納付をした金額が確定法人税額の二分の一に相当する金額に満たない場合には、当該見込納付をした金額のほか、当該見込納付

後の税額から当該見込納付をした金額を控除した金額以上の法人税をその納期限までに国に納付したとき有限る。

第七十八条に次の二項を加える。

第一項に規定する内国法人で、第七十五条の二第八項において準用する第七十五条第一項(確定申告書の提出期限の延長)の規定の適用を受けたもの又は国税通則法第十一条(災害等による期限の延長)の規定により第二項に規定する申告書の提出期限が延長されたものの当該事業年度に係る同項の規定の適用については、同項中「当該事業年度終了日の翌日以後五月を経過した日の前日までの期間」とあるのは、「三月間」とする。

第一項(確定申告書の提出期限の延長)の下に「及び第七十五条第二項の表の上欄中「第七十五条第一項(確定申告書の提出期限の延長)」の下に「及び第七十五条第二項(確定申告書の提出期限の延長)」を加え、同表の中欄及び下欄中「前条第一項」を削り、同表第七十八条第一項の項の次に次のように加える。

別表第一中「別表第一 公共法人の表」を「別表第一 公共法人の表(第二条関係)」に改める。	別表第二中「別表第一 公益法人等の表」を「別表第一 公益法人等の表(第二条関係)」に改める。
前日までの期間	前日までの期間

表第二 公益法人等の表(第二条、第三条関係)に改め、同表第一号の表中南方同胞援護会の項を削る。

別表第三中「別表第三 協同組合等の表(第二条関係)」に改める。

附 則

この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

2 この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の法人税法(以下「新法」という。)の規定は、法人(新法第二条第八号(定義)に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)のこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下この項において同じ。)について適用する。前項の規定による改正後の会社臨時特別税法の規定は、会社の施行日以後に終了する事業年度に係る会社臨時特別税について適用し、会社の施行日前に終了した事業年度に係る会社臨時特別税については、なお従前の例による。この場合において、附則第四項の規定は、会社の昭和五十年四月一日から同年五月三十一日までの間に終了する事業年度に係る会社臨時特別税の申告につき同法第十二条第二項(課税標準及び税額の申告)又は第十六条(外国会社の申告及び納付等)において準用する新法第七十五条の二の規定を適用する場合について準用する。

3 新法第六十七条(同族会社の特別税率)の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

4 法人の昭和五十年四月一日から同年五月三十日までの間に終了する事業年度の所得に対する法人税に係る新法第七十五条の二(確定申告書の提出期限の延長)の規定の適用について準用する場合を含む。)の規定の適用については、新法

あるのは「事業年度終了日の翌日から一月を経過した日の前日」と、同条第六項中「十五日」とあるのは「四十五日」とする。

第十一項第二項中「延長」の下に「及び第七十五条の二(確定申告書の提出期限の延長の特例)」を加える。

第十六条中「延長」の下に「第七十五条の二(確定申告書の提出期限の延長の特例)」を加える。

第十二条第一項の表の法人税法第三十八条第一項の項中「延長」を「特例の」に改め、「を含む。」の下に「及び同項」を加える。

前項の規定による改正後の会社臨時特別税法の規定は、会社の施行日以後に終了する事業年度に係る会社臨時特別税について適用し、会社の施行日前に終了した事業年度に係る会社臨時特別税については、なお従前の例による。この場合において、附則第四項の規定は、会社の昭和五十年四月一日から同年五月三十一日までの間に終了する事業年度に係る会社臨時特別税の申告につき同法第十二条第二項(課税標準及び税額の申告)又は第十六条(外国会社の申告及び納付等)において準用する新法第七十五条の二の規定を適用する場合について準用する。

なお、以上の改正により昭和五十年度において約五億円の減収が見込まれている。

2 右により申告期限を延長された法人については、事業年度末から二月以内に見込納付した税額と同額までの範囲内で、延長された申告期限から二月間以内の法人税の延納を認めるものとする。

1 会計監査人の監査をする等の理由により決算の確定が遅れることとなる法人については、一定の条件の下に、確定申告書の提出期限を一月延長することとする。

6 前項の規定による改正後の会社臨時特別税法の規定は、会社の施行日以後に終了する事業年度に係る会社臨時特別税について適用し、会社の施行日前に終了した事業年度に係る会社臨時特別税については、なお従前の例による。この場合において、附則第四項の規定は、会社の昭和五十年四月一日から同年五月三十一日までの間に終了する事業年度に係る会社臨時特別税の申告につき同法第十二条第二項(課税標準及び税額の申告)又は第十六条(外国会社の申告及び納付等)において準用する新法第七十五条の二の規定を適用する場合について準用する。

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

中小企業の内部留保の充実に資するため、同族会社の留保所得課税の軽減を図ることも、改正商法の施行に伴う制度の整備を図るために、改正商法の施行に伴い、法人税の申告、納付制度について次のようないわゆる定額控除額について、現行の一、〇〇〇万円から一、五〇〇万円に引き上げる。

(一) 改正商法の施行に伴い、法人税の申告、納付制度について次のようないわゆる定額控除額について、現行の一、〇〇〇万円から一、五〇〇万円に引き上げる。

(二) 同族会社の留保所得課税における定額控除額について、現行の一、〇〇〇万円から一、五〇〇万円に引き上げる。

改正商法の施行に伴う制度の整備を図るために、改正商法の施行に伴い、法人税の申告、納付制度について次のようないわゆる定額控除額について、現行の一、〇〇〇万円から一、五〇〇万円に引き上げる。

1 会計監査人の監査をする等の理由により決算の確定が遅れることとなる法人については、一定の条件の下に、確定申告書の提出期限を一月延長することとする。

2 右により申告期限を延長された法人については、事業年度末から二月以内に見込納付した税額と同額までの範囲内で、延長された申告期限から二月間以内の法人税の延納を認めるものとする。

3 本案は、中小企業の内部留保の充実に資する等のための措置として適当と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

今次の税制改正の一環として、中小企業の内部留保の充実に資するため、同族会社の留保所得に対する課税についての控除額を引き上げるとともに、改正商法の施行に伴い、確定申告書の提出期限の延長制度を拡充するほか、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

衆議院議長 前尾繁三郎
昭和五十年年三月二十日

別紙

法人税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、今後においても、所得、物価水準の推移等に即応し中小所得者を中心とする所得税

六 エネルギー資源の有効利用の促進に著しく資する目的で新たに開発され又は著しく改良された機械その他の設備のうちその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する個人
第十二条第一項中「設備」を「減価償却資産」に改める。

第十三条第一項中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改める。
 第十三条の二第一項第一号中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に、「第五条の二第一項」を「第四条第一項」に、「限る。」に係る承認を受けた同項を「限る。」である以下この号において同じ。に係る同項又は第二項の承認を受けた同項に改め、「であるもの」の下に「これら者のうち、当該中小企業構造改善計画に係る承認を受けた同項」を「限る。」であると改めた者で政令で定めた同項を「限る。」とする。

法律(昭和五十年法律第 号)による改正前の

第十四条第一項及び第十六条第一項中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改める。

第十六条の二第一項中「掲げる認定」を「掲げる認定又は承認(以下この条において「認定等」といいう。)に、「当該認定」を「当該認定等」に改め、「第六条第一項、」の下に「中小企業近代化促進法第五条第三項、」を加え、「移転」を「処理、移転」に改め、「四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 中小企業近代化促進法第五条第一項に規定する中小企業新分野進出計画に係る同項の承認を受けた同法第四条第一項に規定する商工組合等の構成員(当該商工組合等が二以上の商工組合等を会員とする法人の構成員とする。)であると改めた者で政令で定めた同項を「限る。」とする。

商工組合等を会員とする法人である場合には、当該法人を直接又は間接に構成する会員

当該機械その他の設備	三分の一
------------	------

の構成員とする。)である同法第二条に規定する中小企業者 同法第五条第三項の承認(政令で定める期間内に受けたものに限る。)

第十九条第一項中「顧客の指図に基いて」を「後

入先出法若しくはこれに準する評価方法による原

價法又は後入先出法若しくはこれに準する評価方

法により算出した取得価額を基礎とする低価法に

より評価されるもの並びに顧客の指図に基づい

て「た、「その有するたな卸資産の評価方法の区分

に従い、次の各号に定めるところにより計算した

金額の合計額(当該合計額)を「その年十二月三十

一日におけるたな卸資産の帳簿価額の合計額から

当該合計額の百分の九十七(国際的な市場で取引

される等のため価格変動の著しい物品として政令

で定めるもの(次項において「価格変動の著しい物

品」という。)については、百分の九十五)に相当す

る金額を控除した金額(当該金額)に、「こえるとき

は、当該金額)を「超えるときは、当該事業所得の金額」に改め、各号を削り、同条第二項中「前項

第一号又は第二号に掲げる」を「前項に規定する控除した」に改め、後段を削る。

第二十条第一項中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改め、同条第二項第一号中「昭和二十四年法律第二百二十八号」を削り、「行なう」を行なうに改める。

第二十一条の五第一項中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に改め、同項第一号中「次号において同じ。」を削り、同項第二号ロを次のように改める。

口 商品取引事故により生ずべき損失の見積額として政令で定める金額。

第二十八条の二を次のように改める。
 特例)
 (特定の基金に対する負担金の必要経費算入の

計画(同項に規定する新商品の開発等による新たな事業の分野への進出のための試験研究の実施に関する事業について計画が定められているものに限る。)に係る同項の承認又は同法第四条第一項に規定する商工組合等の構成員(当該商工組合等が二以上の商工組合等を会員とする法人である場合には、当該法人を直接又は間接に構成する会員

にわたつて使用され、又は運用される基金に係る負担金で次に掲げるものを支出した場合に

は、その支出した金額は、その支出した日の属する年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

一 中小企業者又は農林漁業者(農林漁業者の組織する団体を含む。)に対する信用の保証を

するための業務を法令の規定に基づいて行う

ことを主たる目的とする法人で政令で定める

ものに対する当該信用の保証をするための業

務に係る基金に充てるための負担金

二 公害の発生による損失を補てんするための

業務、商品の価格の安定に資するための業務

その他の特定の業務で政令で定めるものを行

うことを中心とする目的とする法人税法第二条第

六号に規定する公益法人等で、当該特定の業

務が國又は地方公共団体の施策の実施に著しく寄与し、かつ、公的に運営されていること

につき政令で定める要件を満たすものに対する

当該特定の業務に係る基金に充てるための

六号に規定する公益法人等で、当該特定の業

務が國又は地方公共団体の施策の実施に著しく寄与し、かつ、公的に運営されていること

につき政令で定める要件を満たすものに対する

当該特定の業務に係る基金に充てるための

負担金

二 前項の規定は、確定申告書に同項に規定する

金額の必要経費に関する明細書の添付がない場

合には、適用しない。ただし、当該添付がない確

定申告書の提出があつたときは、この限りでない。

添付がなかつたことにつき税務署長がやむを得

ない事情があると認める場合において、当該明

細書の提出があつたときは、この限りでない。

第二十九条の二第二項中「六十万円」を「七十八

万円」に改め、同条第二項第二号中「五万円」を「六

万五千円」に改め、同項第三号中「六十万円」を「七

十八万円」に改める。

第三十条の二第一項中「昭和五十年十二月三十

一日」を「昭和五十二年十二月三十日」に改め、同条第二項第二号中「ときは、当該費用」を「とき又

はその年において生じた前条第一項に規定する被災事業用資産の損失の金額があるときは、当該費

の下に「大都市地域住宅地供給促進法による第一種市街地再開発事業又は都市再開発法による第一種市街地再開発事業」を加え、「又は宅地の造成」を「敷地の整備」に改め、「場合」の下に「(第三十三条第一項第三号の三又は第三号の四の規定の適用がある場合を除く。)」を加え、同項第三号中「史跡」の下に「名勝若しくは天然記念物」を加え、同項に次の一号を加える。

四 森林法第二十五条の規定により保安林として指定された区域内の土地又は同法第四十一一条の規定により指定された保安施設地区内の土地が同条第一項に規定する保安施設事業のために国又は地方公共団体に買い取られる場合

第三十四条の二第一項各号中「五百万円」を「千五百円」に改め、同条第二項第一号中「地域振興整備公団」の下に「新東京国際空港公団」を、「第三十三条第一項第二号」の下に「若しくは第三号の五」を加え、同項第三号を次のよう改める。

三 主として住宅建設の用に供する目的で行われる面積一ヘクタール以上の一团の宅地の造成に関する事業又は五十戸以上の一团の住宅建設に関する事業で、都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内において行われるものうち、当該事業により造成され、又は建設された宅地又は住宅の分譲が公募の方法により行われるもの用に供するために、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第十四条第一項の規定による許可を受けないで買い取られる場合(昭和五十年一月一日から昭和五十五年十二月三十日までの間に買い取られる場合に限る。)第三十四条の二第二項第五号中「地方公共団体」の下に「又は新東京国際空港公団」を加え、同項

七号中「その施行区域の面積が十ヘクタール以上であることその他」を「都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合した計画に従つて行われるものであることその他」に改め、同項第九号中「昭和四十九年法律第九十二条」を削り、同項に次の三号を加える。

十 日本道路公团法(昭和三十一年法律第六号)第十九条第一項第五号に規定する施設の用に供するために土地等が日本道路公团に買い取られる場合

十一 国、地方公共団体その他政令で定める法人が同様に成した地域の開発、保全又は整備に関する事業に係る計画で、国土利用計画法第九条第三項に規定する土地利用の調整等に関する事項として同条第一項の土地利用基本計画に定められたもののうち政令で定めるものに基づき、当該事業の用に供するための土地等が国又は地方公共団体(その設立に係る団体で政令で定めるものを含む。)に買い取られる場合

十二 都市再開発法第七条の六第三項若しくは大都市地域住宅地供給促進法第八条第三項(同法第二十七条规定による準用する場合を含む。)の規定により土地等が買い取られる場合又は土地等につき同法による特定土地地区画整理事業が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分により当該土地等のうち同法第二十二条第一項の保留地に対応する部分の譲渡があつたとき。

十三 第三十四条の三第一項若しくは第三十四条第一項若しくは第三十四条の二第一項の規定との適用を受けるとき、これらの規定のいずれかと同一の規定と第三十四条の三第一項若しくは第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、前条第一項又は「に改め、「以下この項において同じ。」を削り、「との適用を受けるとき、又は前条第一項、第三十四条の三第一項及び第三十二条第一項の規定の適用を受ける」ととなる。)、「二千円」を「三千万円」に改める。

十四 所得税法の施行地にある土地等、建物又は構築物で、当該個人により昭和四十四年一月一日前に取得(建設を含む。)をされたもの

る」を「超える」に改め、同条第四項中「昭和五十年十二月三十日」を「昭和五十五年十一月三十一日」に改める。

四五八

第三十七条の四中「昭和五十年十二月三十日」を「昭和五十五年十一月三十一日」に改め、「除く」を「昭和五十五年十二月三十日」に改め、「除く」を「昭和五十五年十二月三十日」に改め、「交換資産の価額」を「取得した資産の価額」に、「補うための金銭」を「補うための金銭」(以下この条において「交換差金」という。)に改め、「含む。」の下に「又は交換譲渡資産と交換取得資産以外の資産との交換をし、かつ、交換差金を取得した場合(以下この条において「他資産との交換の場合」という。)」を加え、同条第一号中「当該交換譲渡資産の下に「(他資産との交換の場合にあつては、交換差金に対応するものとして政令で定める部分に限る。)」を加える。

第三十八条第一項各号及び第二項中「五百万円」を「千五百円」に改める。

第三十九条第一項中「又は第七十条の五第一項」を削り、「同法第十九条又は第七十条の五第二項」を同条に改める。

第四十条の二の見出し中「国」を「国等」に改め、同条中「又は」を「若しくは」に改め、「国に譲渡した場合」の下に「又はその有する資産で同項の規定により重要文化財として指定されたものを地方公共団体に譲渡した場合」を加える。

第四十一条第一項中「昭和五十年十二月三十一日」を「昭和五十二年十二月三十一日」に改める。

第三十七条第一項中「昭和五十年十二月三十日」を「昭和五十五年十二月三十日」に改め、同項の表の第十四号の上欄を次のよう改める。

第四十二条第一項中「昭和五十年十二月三十一日」を「昭和五十二年十二月三十一日」に改める。

第四十四条第一項中「百分の八」を「百分の六」に改め、同項第三号中「百分の四」を「百分の六」に改め、同項第三号中「百分の四」を「百分の十」に、「四万円」を「五万円」に改め、同項

第二号中「百分の六」を「百分の八」に、「三万円」を「四万円」に改め、同項第三号中「百分の四」を「百分の六」に、「二万円」を「三万円」に改める。

第四十五条第一項中「昭和五十年十二月三十一日」を「昭和五十二年十二月三十一日」に改め。

第三十七条第三項中「昭和五十年十二月三十日」を「昭和五十五年十二月三十日」に改め。

一 鉱工業技術研究組合法第十四条第一項の規定による承認を受けた鉱工業技術研究組合 同条第二項に規定する費用

二 中小企業近代化促進法第四条第一項に規定する中小企業轉改善計画(同項に規定する新商品又は新技術の開発に関する事業について計画が定められているものに限る。)に係る同条第一項若しくは第二項の承認又は同法第五条第一項に規定する中小企業新分野進出計画(同項に規定する新商品の開発等による新たな事業の分野への進出のための試験研究の実施に関する事業について計画が定められているものに限る。)に係る同項の承認を受けた同法第四条第一項に規定する商工組合等 同法第九条第二項に規定する負担金

三 織維工業構造改善臨時措置法第四条第一項に規定する構造改善事業計画(同項に規定する新商品又は新技術の開発に関する事業について計画が定められているものに限る。)に係る同条第一項又は第二項の承認を受けた同条第一項第一号に規定する特定組合 同法第七条第二項に規定する負担金

第五十三条第一項中「たな卸資産」の下に「後入元出法若しくはこれに準ずる評価方法による原価法又は後入先出法若しくはこれに準ずる評価方法により算出した取得価額を基礎とする低価法により評価されるもの並びに」を加え、「基いて」を「基ついて」に改め、「評価方法の」を削り、「こえるときは」を「超えるときは」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「前号に規定する方法以外の評価方法により評価される」を削り、「価格変動の著しい物品」を「国際的な市場で取引される等のため

（次項において「価格変動の著しい物品」という。）に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同様第二項中「前項第一号又は第二号イ」を「前項第一号イ」に、「同項第二号ロ」を「同号ロ」に、「同項第三号」を「同項第二号」に改め、
め、「価格変動の著しい物品に該当するたな卸資産以外のたな卸資産については、当該たな卸資産を事業の種類ごとに区分し、又は更に商品若しくは製品、半製品、仕掛品、主要原材料、補助材料その他のたな卸資産に区分し」を削る。
第五十四条第一項中「昭和五十年三月三十日」を「昭和五十二年三月三十日」に改める。

第五十五条第一項中「投資法人及び」を「特定投資法人及び」に、「第一号から第四号まで」を「第一号又は第二号」に、「次項第十号ハ」を「次項第八号ハ」に改め、「又は第三号」及び「又は第四号」を削り、
り、同項の表中第一号及び第二号を削り、同表の第三号中「第五号から第八号まで」を「第三号から第六号まで」に改め、同号を同表の「第一号」とし、同表の第四号中「第六号又は第八号」を「第四号又は第六号」に改め、同号を同表の「第二号」とし、同表の第五号中「第七号」を「第五号」に改め、同号を同表の第三号とし、同表の第六号中「第八号」を「第六号」に改め、同号を同表の第四号とし、同表の第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、同条第二項第一号及び第二号を削り、同項第三号中「第一号の海外事業法人のうち」を削り、「目的とするもの」の下に「として政令で定めるもの」として「に改め、同号を同項第一号」とし、同項第四号中「二号の投資法人のうち」を削り、「法人で」を「国法人で、海外投資の促進に著しく寄与するものとして」に改め、同号を同項第二号とし、同項第五号中「現に行なつてはいる」を「法人でその現に行なつてはいる」に、「石油」を「[石油]可燃性天然ガス油」に、「当該石油」に、「次号」を「以下次号まで」に、「法人を」を「もの（国営の法人を除く。）並

びに資源開発事業等を行つてゐる外国政府及び国
營の法人を「に改め、同号を同項第三号とし、同
項第六号中「行なつて」を「行つて」に、「行なわ
れる」を「行われる」に、「これに類する事業」を「當該
事業に密接に関連する事業及びこれに附帯して行
われる事業」に、「法人で」を「法人として」に改め、
該事業を行つてゐる外國政府及び國營の法人」を
加え、同号を同項第五号とし、同項第八号中「第
三号」に、「行なつて」を「行つて」に改め、「定
めるもの」の下に「(國營の法人を除く。)並びに當
該事業を行つてゐる外國政府及び國營の法人」を
号を同項第四号とし、同項第七号中「第五号」を
六号」を「第四号」に、「行なつて」を「行つて」に改
め、同号を同項第六号とし、同項第九号中「第四
号」を「第二号」に、「こえて」を「超えて」に、「第三
号」を「第一号」に、「第六号」を「第四号」に、「第五
号」を「第三号」に、「行なつて」を「行つて」に改め、
同号を同項第七号とし、同項第十号中「行なう」を
行うに、「行なつた」を「行つた」に、「海外事業
法人」を「特定海外事業法人」に、「投資法人」を「特
定投資法人」に改め、同号を同項第八号とし、同
項第十一号中「第十三号」を「第十号」に、「海外
事業法人」を「特定海外事業法人」に改め、同号を
同項第九号とし、同項第十二号中「行なつた」を
「行つた」に、「第五号」を「第二号」に、「第六号」を
「第四号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第
十三号中「第五号」を「第三号」に改め、同号を同項
第十一号とし、同項第十四号イ中「又は第三号」を
削り、「同表の第一号」を「同号」に改め、同号ロ中
「又は第四号」を削り、「同表の第二号」を「同号」に
改め、同号を同項第十二号とし、同条第四項第二
号中「第一項第十四号イ」を「第二項第十二号イ」に
改め、「若しくは第三号」及び「若しくは第四号」を
削り、同項第三号を次のように改める。

た当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額の百分の五十に相当する金額に改める。

第五十六条の五第一項中「第十号」を「第十一号」に改める。

第五十六条の六第一項中「第十二号」を「第十三号」に改める。

第五十六条の七第一項中「昭和五十年三月三十日」を「昭和五十二年三月三十一日」に、「行なう」を「行う」に改める。

第五十六条の九第一項中「昭和五十年三月三十日」を「昭和五十二年三月三十一日」に、「行なつて」を「行つて」に改める。

第五十七条第一項中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に改め、同項第一号中「以下この項において同じ。」を削り、同項第二号口を次のように改める。

ロ 証券事故により生ずべき損失の見積額として政令で定める金額

第五十七条第二項中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に改め、同項第一号中「次号において同じ。」を削り、同項第二号口を次のように改める。

ロ 商品取引事故により生ずべき損失の見積額として政令で定める金額

第五十七条第六項中「第十項」を「第九項」に改め、同条中第七項を削り、第八項を第七項とし、第九項を第八項とし、第十項を第九項とする。

第五十七条の四第四項中「合計額を控除した金額」の下に「第一項第四号の農業協同組合連合会が行う共済のうち政令で定めるものについては、同号の事業を行ふ農業協同組合が締結した共済契約の共済掛金の額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額」を加える。

第五十七条の六を削る。

第五十七条の七を第五十七条の六とする。

第五十八条の二の見出し中「探鉱準備金」の下に

じ。)にある鉱物に係る新鉱床探鑿費の支出に備えるため、海外自主開発法人(その開発に必要な資金の相当部分が当該国内鉱業者及びこれと共同して投資をする国内法人によつて直接又は間接に負担された鉱山を有し、かつ、その営む事業が本邦における資源の安定的供給に著しく寄与するものとして政令で定める第二条第一項第二号に規定する外国法人をいう。)から取得した当該鉱山に係る鉱物(当該鉱物の引取りに関する契約に基づき、当該海外自主開発法人以外の法人を経由して取得したものを含む。)の販売による当該事業年度の指定期間内における収入金額に係る採掘所得の金額として政令で定める金額の百分の五十に相当する金額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により海外探鉱準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入す。

六項の規定の適用を受けるものを除く)を有する法人が、各事業年度において、同条第二項に規定する新鉱床探鉱費(以下この項において「海外新鉱床探鉱費」という。)の支出を行つた場合又は専ら海外の地域において事業の用に供される探鉱用機械設備(以下この項において「海外探鉱用設備」という。)について償却をした場合には、当該事業年度の所得の金額の計算上、これらの支出又は償却に係る損金の額に算入される金額のはか、次に掲げる金額のうち最も少ない額に相当する金額は、損金の額に算入する。

一 前項第一号に掲げる合計額のうち、当該事業年度において支出する海外新鉱床探鉱費の額に相当する金額と当該事業年度の海外探鉱用設備の償却額との合計額(同項第二号に掲げる金額が同項第一号に掲げる金額から当該合計額を控除した金額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する金額を控除した金額)

二 当該事業年度において前条第四項又は第五項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた同条第二項の海外探鉱準備金の金額に相当する金額

三 前項第三号に掲げる金額から同項の規定により損金の額に算入された金額を控除した金額

ひ第九十九条(の下に)「大都市地域住宅地供給促進法第八十二条第一項及び」を加え、「により支払われるものを除く。」又は「を」及び大都市地域住宅地設住宅の一部等又は同法第九十条第二項に規定する施設住宅若しくは施設住宅敷地に関する権利を定められなかつたことにより支払われるものを除く。」又は「に改め、「第九十六条の四」の下に並びに農用地開発公団法第二十三条第二項」を加え、「同法第五十三条の二の二第一項」を「土地改良法第五十三条の二の二第一項」に改め、同項第三号の二中「市街地再開発事業」を「第一種市街地再開発事業」に改め、同項第三号の三の次に次の二号を加える。

三の四 土地区画整理法による土地区画整理事業で同法第百九条第一項に規定する減価補償金を交付すべきこととなるものが施行される場合において、公共施設の用地に充てるべきものとして当該事業の施行区域内の土地等が買い取られ、対価を取得するとき。

三の五 国、地方公共団体、日本住宅公団又は地方住宅供給公社が、自ら居住するため住宅を必要とする者に対し賃貸し、又は譲渡する目的で行う五十戸以上の一団地の住宅経営に係る事業の用に供するため土地等が買い取られ、対価を取得する場合

第六十四条第一項第七号中「地方公共団体」の下に「(その設立に係る団体で政令で定めるものを含む。)」を加え、同条第二項第二号中「第六十五条第一項第二号」の下に「若しくは第四号」を加える。

じ。)にある鉱物に係る新鉱床探鉱費の支出に備えるため、海外自主開発法人(その開発に必要な資金の相当部分が当該国内鉱業者及びこれと共同して投資をする内国法人によつて直接又は間接に負担された鉱山を有し、かつ、その曾む事業が本邦における資源の安定的供給に著しく寄与するものとして政令で定める第二条第一項第二号に規定する外國法人をいう。)から取得した当該鉱山に係る鉱物(当該鉱物の引取りに関する契約に基づき、当該海外自主開発法人以外の法人を経由して取得したものも含む。)の販売による当該事業年度の指定期間内における収入金額に係る採掘所得の金額として政令で定める金額の百分の五十に相当する金額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により海外探鉱準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

六項の規定の適用を受けるものを除く)を有する法人が、各事業年度において、同条第二項に規定する新鉱床探鉱費(以下この項において「海外新鉱床探鉱費」という。)の支出を行つた場合又は専ら海外の地域において事業の用に供される探鉱用機械設備(以下この項において「海外探鉱用設備」という。)について償却を行つた場合は、当該事業年度の所得の金額の計算上、これらの支出又は償却に係る損金の額に算入される金額のほか、次に掲げる金額のうち最も少ない金額に相当する金額は、損金の額に算入する。

一 前項第一号に掲げる合計額のうち、当該事業年度において支出する海外新鉱床探鉱費の額に相当する金額と当該事業年度の海外探鉱用設備の償却額との合計額(同項第二号に掲げる金額が同項第一号に掲げる金額から当該合計額を控除した金額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する金額を控除した金額)

二 当該事業年度において前条第四項又は第五項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた同条第二項の海外探鉱準備金の金額に相当する金額

三 前項第三号に掲げる金額から同項の規定により損金の額に算入された金額を控除した金額

第六十一条第一項中「行なう」を「行う」に、「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に、「こえる」を「超える」に改める。

第六十二条第一項中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改める。

第六十四条第一項第三号中「土地区画整理事業の下に「大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法(以下第六十五条の四までにおいて「大都市地域住宅地供給促進法」という。)による住宅街区整備事業」を、「土地改良事業」の下に「若しくは農用地開発公団法第十九条第一項第一号イ若しくはロの事業」を、「第九十四条(ア)

び第九十九条(の下に「大都市地域住宅地供給促進法第八十二条第一項及び」を加え、「により支払われるものを除く。」又は「を及び大都市地域住宅地設住宅の一部等又は同法第九十条第二項に規定する施設住宅若しくは施設住宅敷地に関する権利を定められなかつたことにより支払われるものを除く。」又は「に改め、「第九十六条の四」の下に「並びに農用地開発公団法第二十三条第二項」を加え、「同法第五十三条の二の二第一項」を「土地改良法第五十三条の二の二第一項」に改め、同項第三号の二中「市街地再開発事業」を「第一種市街地再開發事業」に改め、同項第三号の三の次に次の二号を加える。

三の四 土地区画整理法による土地区画整理事業で同法第百九条第一項に規定する減価補償金を交付すべきこととなるものが施行される場合において、公共施設の用地に充てるべきものとして当該事業の施行区域内の土地等が買い取られ、対価を取得するとき。

三の五 国、地方公共団体、日本住宅公団又は地方住宅供給公社が、自ら居住するため住宅を必要とする者に対し賃貸し、又は譲渡する目的で行う五十戸以上の一団地の住宅経営に係る事業の用に供するため土地等が買い取られ、対価を取得する場合

第六十四条第一項第七号中「地方公共団体」の下に「(その設立に係る団体で政令で定めるものを含む。)」を加え、同項第二項第二号中「第六十五条第一項第二号」の下に「若しくは第四号」を加える。

第六十五条第一項中「又は清算金」を「若しくは清算金」に、「を取得した場合」を「又は保留地の対価(大都市地域住宅地供給促進法第二十一条第一項の規定による保留地が定められた場合における当該保留地の対価をいう。次項において同じ。)」を取替えた場合に改め、「又は第三号の五」を加え、同項第二号の下に「又は第三号の五」を加え、同

項第二号中「土地区画整理法による土地区画整理事業、新都市基盤整備法による土地整理又は」を削り、「土地改良事業」の下に「農業振興地域の整備に関する法律第十三条の二第一項の事業又は農用地開発公団法第十九条第一項第二号の事業」を加え、「換地処分又は」を削り、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項に次の二号を加える。

四 土地等につき土地区画整理法による土地区画整理事業、新都市基盤整備法による土地整理、土地改良法による土地改良事業、農用地開

発公団法第十九条第一項第一号イ若しくはロ

の事業又は大都市地域住宅地供給促進法による住宅街区整備事業が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分により土地等又は同法第七十四条第一項に規定する施設住宅又は同法第七十条第二項に規定する施設住宅等若しくは同法第九十条第二項に規定する施設住宅若しくは施設住宅敷地にに関する権利を取得するとき。

五 資産につき都市再開発法による第一種市街

地再開発事業が施行された場合において、当該資産に係る権利交換により施設建築物の一部を取得する権利及び施設建築敷地若しくはその共有持分若しくは地上権の共有持分を取得するとき、又は資産が同法による第二種市街地再開発事業の施行に伴い買い取られ、若しくは收回された場合において、同法第一百八条の十一第一項の規定によりその対價として同項に規定する建築施設の部分の給付を受ける権利を取得するとき。

第六十五条第一項第一号中「補償金等」を「補償金等又は保留地の対価」に改め、「当該補償金等」の下に「又は保留地の対価」を加え、同条第五項中「第一項第三号」を「第一項第五号」に改め、「第一項第三号」の下に「若しくは第百八条の二十四」を加え、「同条の」を「これらの規定に規定する」と、「次条第一項、第二項及び第七項」を「次条第一項」に改め、「同号の施設建築物の一部」の下に

「若しくは建築施設の部分」を、「取得したとき」の下に「若しくは当該建築施設の部分につき同法第一百八条の五第一項の規定による譲受け希望の申出の撤回があつたとき（同法第百十八条の十二第一項又は第百十八条の十九第一項の規定により譲受け希望の申出を撤回したものとみなされる場合を含む。）」を、「取得した日」の下に「若しくは譲受け希望の申出の撤回のあつた日若しくは同法第一百八条の十二第一項若しくは第百十八条の十九第一項の規定によりその撤回があつたものとみなされる日」を加える。

第六十五条の二第一項中「前条第一項各号」を「前条第一項第一号から第三号まで」に、「を含むもの」とし、土地等につき土地区画整理法による土地区画整理事業、新都市基盤整備法による土地整理又は土地改良法による土地改良事業が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分により清算金（第六十四条第一項第三号の二又は第六号の二に規定する補償金をいう。以下この項において同じ。）又は清算金（第六十四条第一項第三号の二又は第五号に規定する補償金をいう。以下この項において同じ。）又は権利交換資産及び交換清算金を取得し」を「法人の有する資産で前条第一項第四号又は第五号に規定するものがこれら規定に該当することとなつた場合（同条第五項の規定により同条第一項第五号に規定する資産につき收回等による譲渡がある場合において、同条第一項第五号に規定する場合を含む。）において、当該法人が、同項第四号又は第五号に掲げる場合に該当する換地処分等により資産とともに補償金等を取得し」に、「当該換地清算金、補償金又は交換清算金」を「当該補償金等」に、「換地処分又は権利交換」を「当該換地処分等」に、「土地等又は資産」を「資産」に、「ニエ、」を「超え」に、「こえる」を超える」と、「二千万円」を「三千万円」に改め、同条第二項中「法人

が、その有する土地等につき土地区画整理法によく地区画整理事業、新都市基盤整備法による土地整理若しくは土地改良法による土地改良事業が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分により清算金（第六十四条第一項第三号に規定する清算金をいう。以下この項において「換地清算金」という。）若しくは土地等及び換地清算金を取得し、又はその有する資産につき都市再開発法による市街地再開発事業が施行された場合において、当該資産に係る権利交換により施設建築物の一部を取得する場合において、当該土地等に係る換地処分により土地等、清算金又は土地等及び清算金を取得するとき、並びに資産につき都市再開発法による市街地再開発事業が施行された場合において、当該資産に係る権利交換により施設建築物の一部を取得する場合において、当該土地等に係る換地処分により土地等、清算金又は土地等及び清算金を取得するときを除く」を「收用換地等により譲渡した資産」に、「次に「若しくは当該換地処分等により取得した資産」に、「次に「二千万円」を「三千万円」に改める。

第六十五条の三第一項中「二千万円」を「二千万円」に改め、同項第一号中「日本住宅公団」の下に「地方住宅供給公社」を、「土地区画整理事業」の下に「大都市地域住宅地供給促進法による住宅街区整備事業又は都市再開発法による第一種市街地再開発事業」を加え、「又は宅地の造成」を、「宅地の造成、共同住宅の建設又は建築物及び建築敷地の整備」に改め、「場合」の下に「第六十四条第一項第三号の三又は第三号の四の規定の適用がある場合を除く。」を加え、同項第三号中「史跡」の下に「名勝若しくは天然記念物」を加え、同項に次の一号を加える。

四 森林法第二十五条の規定により保安林として指定された区域内の土地又は同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区内の土地が同条第二項に規定する保安施設事業のために国又は地方公共団体に買い取られる場合を除く。」を加え、同項第三号を次のよう改める。

三 主として住宅建設の用に供する目的で行われる面積一ヘクタール以上の一団の宅地の造成に関する事業又は五十戸以上の一団の住宅建設に関する事業で、都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内において行われるものうち、当該事業により造成され、又は建設された宅地又は住宅の分譲が公募の方

を除く。」を「收用換地等により譲渡した資産」に、「二千万円」に改め、同項第一号中「地域振興整備公団」の下に「新東京国際空港公団」を、「第六十四条第一項第二号」の下に「若しくは第三号の五」を加え、同項第三号を次のよう改める。

三 主として住宅建設の用に供する目的で行われる面積一ヘクタール以上の一団の宅地の造成に関する事業又は五十戸以上の一団の住宅建設に関する事業で、都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内において行われるものうち、当該事業により造成され、又は建設された宅地又は住宅の分譲が公募の方を除く。」を「当該換地処分等」に、「土地等又は資産」を「資産」に、「ニエ、」を「超え」に、「こえる」を超える」と、「二千万円」を「三千万円」に改め、同条第七項中「当該法人の第六十四条第一項各号又は前条第一項各号に規定する資産でこれら規定に該当することとなつたもの（換地処分により土地等若しくは土地等及び清算金を取得し、又は権利交換により資産を譲渡して権利交換資産及び交換清算金を取得した場合には、当該譲渡した土地等若しくは資産のうち当該取得した土地等若しくは権利交換資産の価額に対応する部分として政令で定める部分

を除く。」を「收用換地等により譲渡した資産」に、「二千万円」を「三千万円」に改める。

第六十五条の四第一項中「五百万円」を「一千五百円」に改め、同項第一号中「地域振興整備公団」の下に「新東京国際空港公団」を、「第六十四条第一項第二号」の下に「若しくは第三号の五」を加え、同項第三号を次のよう改める。

三 主として住宅建設の用に供する目的で行われる面積一ヘクタール以上の一団の宅地の造成に関する事業又は五十戸以上の一団の住宅建設に関する事業で、都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内において行われるものうち、当該事業により造成され、又は建設された宅地又は住宅の分譲が公募の方を除く。」を「当該換地処分等」に、「土地等又は資産」を「資産」に、「ニエ、」を「超え」に、「こえる」を超える」と、「二千万円」を「三千万円」に改め、同条第七項中「当該法人の第六十四条第一項各号又は前条第一項各号に規定する資産でこれら規定に該当することとなつたもの（換地処分により土地等若しくは土地等及び清算金を取得し、又は権利交換により資産を譲渡して権利交換資産及び交換清算金を取得した場合には、当該譲渡した土地等若しくは権利交換資産のうち当該取得した土地等若しくは権利交換資産の価額に対応する部分として政令で定める部分

を除く。」を「收用換地等により譲渡した資産」に、「二千万円」を「三千万円」に改める。

第六十五条の四第一項中「二千万円」を「三千万円」に改め、同項第一号中「日本住宅公団」の下に「地方住宅供給公社」を、「土地区画整理事業」の下に「大都市地域住宅地供給促進法による住宅街区整備事業又は都市再開発法による第一種市街地再開発事業」を加え、「又は宅地の造成」を、「宅地の造成、共同住宅の建設又は建築物及び建築敷地の整備」に改め、「場合」の下に「第六十四条第一項第三号の三又は第三号の四の規定の適用がある場合を除く。」を加え、同項第三号を次のよう改める。

三 主として住宅建設の用に供する目的で行われる面積一ヘクタール以上の一団の宅地の造成に関する事業又は五十戸以上の一団の住宅建設に関する事業で、都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内において行われるものうち、当該事業により造成され、又は建設された宅地又は住宅の分譲が公募の方を除く。」を「当該換地処分等」に、「土地等又は資産」を「資産」に、「ニエ、」を「超え」に、「こえる」を超える」と、「二千万円」を「三千万円」に改め、同条第七項中「当該法人の第六十四条第一項各号又は前条第一項各号に規定する資産でこれら規定に該当することとなつたもの（換地処分により土地等若しくは土地等及び清算金を取得し、又は権利交換により資産を譲渡して権利交換資産及び交換清算金を取得した場合には、当該譲渡した土地等若しくは権利交換資産のうち当該取得した土地等若しくは権利交換資産の価額に対応する部分として政令で定める部分

を除く。」を「收用換地等により譲渡した資産」に、「二千万円」を「三千万円」に改める。

和五十五年十二月三十一日までの間に買い取られる場合に限る。)第六十五条の四第一項第五号中「地方公共団体」下に「又は新東京国際空港公園」を加え、同項第七号中「その施行区域の面積が十ヘクタール以上である」とその他を「都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合した計画に従つて行われるものであることその他の」に改め、同項に次の三号を加える。

十一 日本道路公団法第十九条第一項第五号に規定する施設の用に供するため土地等が日本道路公団に買い取られる場合

十一 国、地方公共団体その他の政令で定める人が作成した地域の開発、保全又は整備に関する事業に係る計画で、国土利用計画法第九条第二項に規定する土地利用の調整等に関する事項として同条第一項の土地利用基本計画に定められたもののうち政令で定めるものに基づき、当該事業の用に供するため土地等が国又は地方公共団体(その設立に係る団体で政令で定めるものを含む。)に買い取られる場合

十一 都市再開発法第七条の六第三項若しくは大都市地域住宅地供給促進法第八条第三項(同法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により土地等が買い取られる場合又は土地等につき同法による特定土地区画整理事業が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分により当該土地等のうち同法第二十一条第一項の保留地に対応する部分の譲渡があつたとき。

第六十五条の五第一項中「二百五十万円」を「五百万円」に改める。

第六十五条の六中「又は第七項の規定と」を「若しくは第七項、「に、との適用」を「のうち二以上」の規定の適用とし、「二千万円」を「三千万円」に改める。

第六十五条の七第一項中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に改め、同項第二号中「第五条の二第一項」を「第四条第一項」に、「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に、「当該計画」を「計画」に、「承認を受けた同項」を「同条第一項又は第二項の承認」を受受けた同条第一項に、「もの又は同法第三条第一項に規定する指定業種で昭和三十八年四月一日から昭和四十八年三月三十日までの間に同項に規定する基本計画が定められたものに属する事業を営む法人で、当該基本計画が定められた日から昭和四十八年三月三十日までの間に同項に規定する法律案及び同報告書を「同法第八条第二項又は第三項」に改め、同号に次

十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に改め、同項の表の第十四号の上欄を次のように改める。

十四 法人税法の施行地にある土地等、建物又は構築物で、当該法人により昭和十四年一月一日前に取得(建設を含む。)されたもの

第三号まで」を「第一号、第四号及び第五号」に改め、「換地処分」の下に「権利交換」を加える。

第六十五条の八第一項中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に改める。

第六十五条の九中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に改め、「第六十五条第一項第二号」の下に「から第五号まで」を加え、「換地処分及び交換」を「交換、換地処分及び権利交換」に改め、「除く」の下に「以下この条において同じ」を加え、「交換取得資産の価額」を「取得した資産の価額」に、「補うために金銭」を「補うための金銭(以下この条において「交換差金」といいう。)」に改め、「含む。」の下に「又は交換譲渡資産と交換取得資産以外の資産との交換をし、かつ、交換差金を取得した場合(以下この条において「他資産との交換の場合」という。)」を加え、同条第一号中「当該交換譲渡資産」の下に「(他資産との交換の場合にあつては、交換差金に対応するものとして政令で定める部分に限る。)」を加える。

第六十六条の五第一項中第二号を第三号とし、第六十六条の五第一項中第二号を第三号とし、第六号の次に次の一号を加える。

二 中小企業近代化促進法第四条第一項に規定する指定業種で昭和三十八年四月一日から昭和四十八年三月三十日までの間に中小企業近代化促進法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第呂号)による改正前の中企業近代化促進法第三条第一項に規定する基本計画が定められたものに属する事業を営む法人で、当該基本計画が定められた日から五年以内に同法第八条第一項の規定による承認を受けることができるもの(イに掲げる法人に該当するものを除く。)を加える。

二 中小企業近代化促進法第四条第一項に規定する商工組合等 同条第一項若しくは第二項の承認に係る中小企業構造改善計画において同じを加え、「交換取得資産の価額」を「取得した資産の価額」に、「補うために金銭」を「補うための金銭(以下この条において「交換差金」といいう。)」に改め、「含む。」の下に「又は交換譲渡資産と交換取得資産以外の資産との交換をし、かつ、交換差金を取得した場合(以下この条において「他資産との交換の場合」という。)」を加え、同条第一号中「当該交換譲渡資産」の下に「(他資産との交換の場合にあつては、交換差金に対応するものとして政令で定める部分に限る。)」を加える。

二 中小企業近代化促進法第四条第一項に規定する新技術の開発に関する事業として行なわれる同条第一項に規定する新商品の承認に係る中小企業構造改善計画において同じを加え、「交換取得資産の価額」を「取得した資産の価額」に、「補うために金銭」を「補うための金銭(以下この条において「交換差金」といいう。)」に改め、「含む。」の下に「又は交換譲渡資産と交換取得資産以外の資産との交換をし、かつ、交換差金を取得した場合(以下この条において「他資産との交換の場合」という。)」を加え、同条第一号中「当該交換譲渡資産」の下に「(他資産との交換の場合にあつては、交換差金に対応するものとして政令で定める部分に限る。)」を加える。

二 公害の発生による損失を補てんするための業

十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に改め、同項の表の第十四号の上欄を次のように改める。

十四 法人税法の施行地にある土地等、建物又は構築物で、当該法人により昭和十四年一月一日前に取得(建設を含む。)を「第七十八条第三項」を「第六十六条の四の見出し中「延納」を「延納等」に改め、同条中「延納」の下に「(これに類する納付の特例を含む。)」を加え、「第七十八条第三項」を「第六十六条の二第六項(同法第百四十五条第一項に規定する次に掲げる法人)に、「同法第八条第二項」を「同法第八条第二項又は第三項」に改め、同号に次をされたもの

第六十五条の七第十項第一号イ中「第一号から第三号まで」を「第一号、第四号及び第五号」に改め、「換地処分」の下に「権利交換」を加える。

第六十五条の八第一項中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に改め、「交換取得資産の価額」を「取得した資産の価額」に、「補うために金銭」を「補うための金銭(以下この条において「交換差金」といいう。)」に改め、「含む。」の下に「又は交換譲渡資産と交換取得資産以外の資産との交換をし、かつ、交換差金を取得した場合(以下この条において「他資産との交換の場合」という。)」を加え、「交換譲渡資産」の下に「(他資産との交換の場合にあつては、交換差金に対応するものとして政令で定める部分に限る。)」を加える。

二 中小企業近代化促進法第四条第一項に規定する指定業種で昭和三十八年四月一日から昭和四十八年三月三十日までの間に中小企業近代化促進法第三条第一項に規定する基本計画が定められたものに属する事業を営む法人で、当該基本計画が定められた日から五年以内に同法第八条第一項の規定による承認を受けることができるもの(イに掲げる法人に該当するものを除く。)を加える。

二 中小企業近代化促進法第四条第一項に規定する商工組合等 同条第一項若しくは第二項の承認に係る中小企業構造改善計画において同じを加え、「交換取得資産の価額」を「取得した資産の価額」に、「補うために金銭」を「補うための金銭(以下この条において「交換差金」といいう。)」に改め、「含む。」の下に「又は交換譲渡資産と交換取得資産以外の資産との交換をし、かつ、交換差金を取得した場合(以下この条において「他資産との交換の場合」という。)」を加え、同条第一号中「当該交換譲渡資産」の下に「(他資産との交換の場合にあつては、交換差金に対応するものとして政令で定める部分に限る。)」を加える。

二 中小企業近代化促進法第四条第一項に規定する新技術の開発に関する事業として行なわれる同条第一項に規定する新商品の承認に係る中小企業構造改善計画において同じを加え、「交換取得資産の価額」を「取得した資産の価額」に、「補うために金銭」を「補うための金銭(以下この条において「交換差金」といいう。)」に改め、「含む。」の下に「又は交換譲渡資産と交換取得資産以外の資産との交換をし、かつ、交換差金を取得した場合(以下この条において「他資産との交換の場合」という。)」を加え、同条第一号中「当該交換譲渡資産」の下に「(他資産との交換の場合にあつては、交換差金に対応するものとして政令で定める部分に限る。)」を加える。

二 中小企業近代化促進法第四条第一項に規定する新商品の開発等による新たな事業の分野若しくは新技術の開発に関する事業として行なわれる同条第一項に規定する新商品の承認に係る中小企業構造改善計画において同じを加え、「交換取得資産の価額」を「取得した資産の価額」に、「補うために金銭」を「補うための金銭(以下この条において「交換差金」といいう。)」に改め、「含む。」の下に「又は交換譲渡資産と交換取得資産以外の資産との交換をし、かつ、交換差金を取得した場合(以下この条において「他資産との交換の場合」という。)」を加え、同条第一号中「当該交換譲渡資産」の下に「(他資産との交換の場合にあつては、交換差金に対応するものとして政令で定める部分に限る。)」を加える。

二 中小企業者又は農林漁業者(農林漁業者の組織する団体を含む。)に対する信用の保証をするための業務を法令の規定に基づいて行なわれる同条第一項に規定する指定業種に係る当該特定業種について指定された同項に規定する関連業種に属する事業を営む法人で、当該法人により昭和四十年四月一日から昭和四十八年三月三十日までの間に同項に規定する基本計画が定められたものに属する事業を営む法人で、当該基本計画が定められた日から五年以内に同法第八条第一項の規定による承認を受けることができるもの(イに掲げる法人に該当するものを除く。)を加え、「当該承認」の下に「又は同法第四条第一項の承認を受けた当該承認を受けた同条第一項に改め、「であるもの」を「同法第四条第一項又は第二項の承認」に、「同法第八条第二項及び第三項」を「同法第八条第二項、第三項及び第四項」に改め、同条第二項中「第

項、第三項及び第四項」に改め、同条第二項中「第八条第三項」を「第八条第四項」に改める。

二 中小企業者又は農林漁業者(農林漁業者の組織する団体を含む。)に対する信用の保証をするための業務を法令の規定に基づいて行なわれる同条第一項に規定する指定業種に係る当該特定業種について指定された同項に規定する関連業種に属する事業を営む法人で、当該法人により昭和四十年四月一日から昭和四十八年三月三十日までの間に同項に規定する基本計画が定められたものに属する事業を営む法人で、当該基本計画が定められた日から五年以内に同法第八条第一項の規定による承認を受けることができるもの(イに掲げる法人に該当するものを除く。)を加え、「当該承認」の下に「又は同法第四条第一項の承認を受けた当該承認を受けた同条第一項に改め、「であるもの」を「同法第四条第一項又は第二項の承認」に、「同法第八条第二項及び第三項」を「同法第八条第二項、第三項及び第四項」に改め、同条第二項中「第

官 報 (号)

業務、商品の価格の安定に資するための業務その他の特定の業務で政令で定めるものを行うことを主たる目的とする法人税法第二条第六号に規定する公益法人等で、当該特定の業務が国又は地方公共団体の施策の実施に著しく寄与し、かつ、公的に運営されていることにつき政令で定める要件を満たすものに対する当該特定の業務に係る基金に充てるための負担金前項の規定は、確定申告書等に同項に規定する金額の損金算入に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。ただし、当該添付がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該明細書の提出があつたときは、この限りでない。

第三章第八節中第六十八条の三の次に次の二条

(利付外貨債の発行差金の非課税)
第六十八条の四 第二条第一項第二号に規定する外國法人が昭和五十年四月一日から昭和五十二年三月三十日までの間に発行された利付外貨債(第七条に規定する外貨債で確定利率によりその利子が支払われるものをいう。)でその発行日から最終償還日までの期間が三年以上のものにつき支払を受けた利付外貨債の償還により受けた金額がその利付外貨債の発行額を超える場合におけるその差益をいう。)については、法人税を課さない。ただし、当該発行差金のうち、法人税法第二百四十一條第一号から第三号までに掲げる外國法人が支払を受けたもので当該外國法人の同法の施行地において行う事業に帰せられるもののその他の政令で定めるものについては、この限りでない。

第六十九条第一項中「第七十条の六」を「第七十条の七」に改める。

第七十条の二第一項中「第七十条の五」を「第七十条の六」に改める。

第七十条の四の見出し中「納期限の特例」を「納稅猶予」に改め、同条第一項中「昭和三十九年一月一日から昭和五十年十一月三十日までの間に」を削り、「含む。」の「を含む。以下第七十条の六までにおいて同じ。」に改め、「政令で定める部分」の下に「並びに当該農地及び採草放牧地とともに農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域として定められた区域内にある土地で当該農地又は採草放牧地に準ずるものとして政令で定めるもの(以下この条において「準農地」という。)のうち政令で定めた部分」を加え、「当該期間内において既にこの条を「既にこの条又は租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第二号)による改正前の租税特別措置法第七十条の四」に、「これら之上に存する地上権、永小作権、使用賃借による権利及び賃借権を含む。」を並びに準農地(一)に、「当該受贈者が当該贈与者の死」による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日まで、その納期限を延長する」を「当該贈与者の死亡の日まで、その納稅を猶予する」と、「当該受贈者が当該贈与者の死亡の日前」を「当該受贈者が、当該贈与者の死亡の日前に、(次に各号の一に掲げる場合)を第一号から第三号までに掲げる場合のいずれか」に、「当該各号」を「これらの号」に、「当該期限を延長する」を「当該贈与者の死亡の日前において第四号に掲げる場合に該当することとなつた場合には同号に掲げる日まで、それぞれ当該納稅を猶予する」に改め、同項第一号中「農地への転用」の下に「準農地の当該採草放牧地又は当該農地への転用」を加え、「(あつた日)の下に又は当該十年を経過する日」を加え、「同日」を「又は当該十年を経過する日以後当該二月を経過する日」に、「納期限」を「納稅の猶予に係る期限」に改め、同条第三項中「農地等」を「農地法第二条第一項に規定する農地又は採草放牧地を」に、「農地等の取得」を「当該農地又は

よる譲渡その他政令で定める譲渡又は設定を除く。)があつた場合には、当該「面積を含む。」を「面積を加算した面積」に改め、「供する土地」の下に「(当該農地等のうち準農地については、当該農地でこれらの権利の設定又は当該転用がされたもの以外のものに係る土地)」を加え、「面積の」を「面積(その時前に当該農地等につき譲渡等があった場合には、当該譲渡等に係る土地の面積を加算した面積)」に、「こえる」を「超える」に改め、同項に次の一号を加える。

四 当該受贈者がこの項の規定の適用を受けることをやめようとする場合において、第十三項第一号に規定する贈与税の額及び当該贈与税の額に係る同項に規定する利子税を納付してその旨を記載した届出書を納稅地の所轄税務署長に提出したとき、当該届出書の提出があつた日

第五章第八項中「除く。」の下に「又は当該死亡の日前における同項の贈与税の申告書の提出期限後十年を経過する日において当該受贈者が有する同項の規定の適用を受ける準農地(同日前に同号に規定する権利の設定又は転用がされたものを除く。)のうちに農地法第二条第一項に規定する農地若しくは採草放牧地として当該受贈者の農業の用に供されていないもの(当該農地又は採草放牧地の保全又は利用上必要な施設として政令で定めるものの用に供されているものを除く。)がある場合」を加え、「同項に規定する」を「前項に規定する」に、「農地等の価額」を「農地等又は当該農業の用に供されていない準農地の価額」に改め、「あつた日」の下に「又は当該十年を経過する日」を加え、「同日」を「又は当該十年を経過する日以後当該二月を経過する日」に、「納期限」を「納稅の猶予に係る期限」に改め、同条第三項中「農地等」を「農地法第二条第一項に規定する農地又は採草放牧地を」に、「農地等の取得」を「当該農地又は

は、「」の下に「同項に規定する贈与税の全部につけ」を加え、「納期限がまだ確定していない」を「納稅の猶予に係る期限が確定するまでの」に改める。

第七十条の四第十項及び第十一項を削り、同条第十九項中「贈与者」の下に「が死亡したとき又は当該贈与者」を加え、「当該死」の「を」を当該贈与者が死亡した日又は当該受贈者が死亡した日に、「第六項を「第七項」に、「同日」を「これらの日」に、「第七項を「第九項」に、「納期限」を「納稅の猶予に係る期限」に改め、「又は国税通則法第三十八条第一項の規定による納付の請求」を削り、同項を同条第十二項とする。

第七十条の四第八項を削り、同条第七項中「第一項の規定による納期限」を「第一項に規定する贈与税(既に第二項の規定の適用があつた場合には、同項の規定による納稅の猶予に係る期限)」に改め、同項を同条第九項に規定する納稅の猶予に係る期限」に改め、同項を同条第十一項とする。

第七十条の四第二項中「除く。」の下に「又は当該死亡の日前における同項の贈与税の申告書の提出期限後十年を経過する日において当該受贈者が有する同項の規定の適用を受ける準農地(同日前に同号に規定する権利の設定又は転用がされたものを除く。)のうちに農地法第二条第一項に規定する農地若しくは採草放牧地として当該受贈者の農業の用に供されていないもの(当該農地又は採草放牧地の保全又は利用上必要な施設として政令で定めるものの用に供されているものを除く。)がある場合」を加え、「同項に規定する」を「前項に規定する」に、「農地等の価額」を「農地等又は当該農業の用に供されていない準農地の価額」に改め、「あつた日」の下に「又は当該十年を経過する日」を加え、「同日」を「又は当該十年を経過する日以後当該二月を経過する日」に、「納期限」を「納稅の猶予に係る期限」に改め、同条第三項中「農地等」を「農地法第二条第一項に規定する農地又は採草放牧地を」に、「農地等の取得」を「当該農地又は

三 第一項の規定による納稅の猶予を受けた贈与税に係る延滞税について、その贈与税の額のうち同項の規定による納稅の猶予を受けていたものとの他のものとに区分し、更に当該納稅の猶予を受けた贈与税の額を前号に規定する納稅の猶予に係る期限に含まれるものとする。

二 第一項の規定の適用があつた場合における贈与税に係る延滞税について、その贈与税の額のうち同項の規定による納稅の猶予を受けていたものとの他のものとに区分し、更に当該納稅の猶予を受けた贈与税の額を前号に規定する納稅の猶予に係る期限に含まれるものとする。

三 第一項の規定による納稅の猶予を受けた贈与税に係る延滞税について、その贈与税の額のうち同項の規定による納稅の猶予を受けていたものとの他のものとに区分し、更に当該納稅の猶予を受けた贈与税の額を前号に規定する納稅の猶予に係る期限に含まれるものとする。

項及び第七十三条第三項中「延納」とあるのは、「延納(租税特別措置法第七十条の四第一項の規定による納税の猶予を含む。)」とする。

第三十八項第三項の規定は、適用しない。

第七十条の四第六項中「前項」を「第五項」に、「以下第九項、第十項及び次条第三項」を「第十二項及び第十三項第一号」に改め、「当該期限」の下に「翌日から二月を経過する日(当該期限後同日以前に当該贈与税に係る受贈者が死亡した場合には、当該受贈者の相続人が当該受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日)」を加え、「納期限」を「納税の猶予に係る期限に改め、同項を同条第七項」とし、同項の次に次の二項を加える。

第五項及び前項の規定は、第一項の規定の適用を受ける受贈者が同項の規定の適用を受けるため、現にその適用を受ける農地等の全部を担保に提供した場合には、その提供している期間に限り、適用しない。

第七十条の四第五項の次に次の二項を加える。

6 前項の届出書が同項に規定する期限までに提出されなかつた場合において、当該届出書長が当該期限内にその提出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認める場合において、政令で定めるところにより、当該届出書が当該税務署長に提出されたときは、次項の規定の適用については、当該届出書が当該期限内に提出されたものとみなす。

第七十条の四に次の二項を加える。

13 第一項の規定の適用を受けた受贈者は、次の各号の一に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に規定する贈与税の額を基礎とし、当該贈与税に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から当該各号に掲げる納税の猶予に係る期限までの期間の月数に応じ、年六・六パーセントの

規定に該当する贈与税については、相続税法の規定に該当する贈与税については、相続税法第三十八項第三項の規定は、適用しない。

第七十条の四第六項中「前項」を「第五項」に、「以下第十項及び次条第三項」を「第十二項及び第十三項第一号」に改め、「当該期限」の下に「翌日から二月を経過する日(当該期限後同日以前に当該贈与税に係る受贈者が死亡した場合には、当該受贈者の相続人が当該受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日)」を加え、「納期限」を「納税の猶予に係る期限に改め、同項を同条第七項」とし、同項の次に次の二項を加える。

第五項及び前項の規定は、第一項の規定の適用を受ける受贈者が同項の規定の適用を受けるため、現にその適用を受ける農地等の全部を担保に提供した場合には、その提供している期間に限り、適用しない。

第七十条の四第五項の次に次の二項を加える。

6 前項の届出書が同項に規定する期限までに提出されなかつた場合において、当該届出書長が当該期限内にその提出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認める場合において、政令で定めるところにより、当該届出書が当該税務署長に提出されたときは、次項の規定の適用については、当該届出書が当該期限内に提出されたものとみなす。

第七十条の四に次の二項を加える。

13 第一項の規定の適用を受けた受贈者は、次の各号の一に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に規定する贈与税の額を基礎とし、当該贈与税に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から当該各号に掲げる納税の猶予に係る期限までの期間の月数に応じ、年六・六パーセントの

割合を乗じて計算した金額(当該猶予に係る期限前に納付があつた場合には、当該計算した金額から、当該猶予に係る期限前に納付された税額を基礎とし、その納付の日の翌日から当該猶予に係る期限までの期間の月数に応じ、年六・六パーセントの割合を乗じて計算した金額(当該税額が二回以上に分割して納付された場合には、当該金額の合計額)を控除した金額)に相当する利子税を、当該各号に規定する贈与税の額に相当する贈与税にあわせて納付しなければならない。

第一項ただし書の規定の適用があつた場合(第四号に掲げる場合に該当する場合を除く)。

同項に規定する贈与税の額に係る同項ただし書の規定による納税の猶予に係る期限

二 第二項の規定の適用があつた場合(第四号に掲げる場合に該当する場合を除く)。同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額に相当する贈与税の額に係る同項の規定による納税の猶予に係る期限

三 第七項の規定の適用があつた場合(次号に掲げる場合に該当する場合を除く)。同項に規定する贈与税の額に係る同項の規定による納税の猶予に係る期限

四 第九項の規定の適用があつた場合 同項に規定する贈与税の額に係る同項の規定による納税の猶予に係る期限

第五項の規定の適用があつた場合を除く。同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額に相当する贈与税の額に係る同項の規定による納税の猶予に係る期限

六 前項の規定の適用があつた場合(次号に掲げる場合に該当する場合を除く)。同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額に相当する贈与税の額に係る同項の規定による納税の猶予に係る期限

第七十条の五第一項中「納期限の延長」を「納税の猶予」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第七項」を「同条第九項」に、「納期限の繰上げ」又は国税通則法第二十八条第一項の規定による納付の請求」を「納税の猶予に係る期限の繰上げ」に改め、「農地法第二条第一項中「農地等」を「農地法第二条第一項に規定する農地又は採草放牧地を」に、「農地等は」を「当該農地又は採草放牧地は」に改め、同条第三項から第六項までを削る。

第七十条の六第一項中「基礎となつたものの価額」を「計算の基礎となつたものの価額(当該財産のうちに前条第一項に規定する特例農地等に該当するものがある場合には、当該特例農地等の価額)」に改め、同条第二項第一号に規定する農業投資価格を基準として計算した価額であるものとして計算した価額。以下この条において同じ。」に改め、同条第二項中「延納の許可」を

第七十条の六に次の二項を加える。

14 農林大臣又は都道府県知事、市町村長若しくは農業委員会は、第一項の規定の適用を受ける農地等について、その所有権の移転、その使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又はその転用(農地法第二条第一項に規定する採草放牧地の同項に規定する農地への転用及び準農地の当該採草放牧地又は当該農地への転用

第七十条の六に次の二項を加える。

15 農林大臣又は都道府県知事、市町村長若しくは農業委員会は、第一項の規定の適用を受ける農地等について、その所有権の移転、その使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又はその転用(農地法第二条第一項に規定する採草放牧地の同項に規定する農地への転用及び準農地の当該採草放牧地又は当該農地への転用

第七十条の六に次の二項を加える。

16 農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長)は、第一項の規定の適用を受ける受贈者が第一項に規定する十年を経過する日において有する第一項の規定の適用を受けた準農地について、大蔵省令で定めるところにより、当該十年を経過する日ににおけるその利用の形態その他の現況を、同日から一月を経過する日までに、当該準農地の所在地の所轄税務署長に通知しなければならない。

第七十条の五第一項中「納期限の延長」を「納税の猶予」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第七項」を「同条第九項」に、「納期限の繰上げ」又は国税通則法第二十八条第一項の規定による納付の請求」を「納税の猶予に係る期限の繰上げ」に改め、「農地法第二条第一項中「農地等」を「農地法第二条第一項に規定する農地又は採草放牧地を」に、「農地等は」を「当該農地又は採草放牧地は」に改め、同条第三項から第六項までを削る。

第七十条の六第一項中「基礎となつたものの価額」を「計算の基礎となつたものの価額(当該財産のうちに前条第一項に規定する特例農地等に該当するものがある場合には、当該特例農地等の価額)」に改め、同条第二項第一号に規定する農業投資価格を基準として計算した価額であるものとして計算した価額。以下この条において同じ。」に改め、同条第二項中「延納の許可」を

第七十条の六に次の二項を加える。

14 農林大臣又は都道府県知事、市町村長若しくは農業委員会は、第一項の規定の適用を受ける農地等について、その所有権の移転、その使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又はその転用(農地法第二条第一項に規定する採草放牧地の同項に規定する農地への転用及び準農地の当該採草放牧地又は当該農地への転用

第七十条の六に次の二項を加える。

15 農林大臣又は都道府県知事、市町村長若しくは農業委員会は、第一項の規定の適用を受ける農地等について、その所有権の移転、その使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又はその転用(農地法第二条第一項に規定する採草放牧地の同項に規定する農地への転用及び準農地の当該採草放牧地又は当該農地への転用

第七十条の六に次の二項を加える。

16 農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長)は、第一項の規定の適用を受ける受贈者が第一項に規定する十年を経過する日において有する第一項の規定の適用を受けた準農地について、大蔵省令で定めるところにより、当該十年を経過する日ににおけるその利用の形態その他の現況を、同日から一月を経過する日までに、当該準農地の所在地の所轄税務署長に通知しなければならない。

第七十条の五第一項中「納期限の延長」を「納税の猶予」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第七項」を「同条第九項」に、「納期限の繰上げ」又は国税通則法第二十八条第一項の規定による納付の請求」を「納税の猶予に係る期限の繰上げ」に改め、「農地法第二条第一項中「農地等」を「農地法第二条第一項に規定する農地又は採草放牧地を」に、「農地等は」を「当該農地又は採草放牧地は」に改め、同条第三項から第六項までを削る。

第七十条の六第一項中「基礎となつたものの価額」を「計算の基礎となつたものの価額(当該財産のうちに前条第一項に規定する特例農地等に該当するものがある場合には、当該特例農地等の価額)」に改め、同条第二項第一号に規定する農業投資価格を基準として計算した価額であるものとして計算した価額。以下この条において同じ。」に改め、同条第二項中「延納の許可」を

第七十条の六に次の二項を加える。

14 農林大臣又は都道府県知事、市町村長若しくは農業委員会は、第一項の規定の適用を受ける農地等について、その所有権の移転、その使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又はその転用(農地法第二条第一項に規定する採草放牧地の同項に規定する農地への転用及び準農地の当該採草放牧地又は当該農地への転用

第七十条の六に次の二項を加える。

15 農林大臣又は都道府県知事、市町村長若しくは農業委員会は、第一項の規定の適用を受ける農地等について、その所有権の移転、その使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又はその転用(農地法第二条第一項に規定する採草放牧地の同項に規定する農地への転用及び準農地の当該採草放牧地又は当該農地への転用

第七十条の六に次の二項を加える。

16 農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長)は、第一項の規定の適用を受ける受贈者が第一項に規定する十年を経過する日において有する第一項の規定の適用を受けた準農地について、大蔵省令で定めるところにより、当該十年を経過する日ににおけるその利用の形態その他の現況を、同日から一月を経過する日までに、当該準農地の所在地の所轄税務署長に通知しなければならない。

第七十条の五第一項中「納期限の延長」を「納税の猶予」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第七項」を「同条第九項」に、「納期限の繰上げ」又は国税通則法第二十八条第一項の規定による納付の請求」を「納税の猶予に係る期限の繰上げ」に改め、「農地法第二条第一項中「農地等」を「農地法第二条第一項に規定する農地又は採草放牧地を」に、「農地等は」を「当該農地又は採草放牧地は」に改め、同条第三項から第六項までを削る。

第七十条の六第一項中「基礎となつたものの価額」を「計算の基礎となつたものの価額(当該財産のうちに前条第一項に規定する特例農地等に該当するものがある場合には、当該特例農地等の価額)」に改め、同条第二項第一号に規定する農業投資価格を基準として計算した価額であるものとして計算した価額。以下この条において同じ。」に改め、同条第二項中「延納の許可」を

第七十条の六に次の二項を加える。

14 農林大臣又は都道府県知事、市町村長若しくは農業委員会は、第一項の規定の適用を受ける農地等について、その所有権の移転、その使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又はその転用(農地法第二条第一項に規定する採草放牧地の同項に規定する農地への転用及び準農地の当該採草放牧地又は当該農地への転用

第七十条の六に次の二項を加える。

15 農林大臣又は都道府県知事、市町村長若しくは農業委員会は、第一項の規定の適用を受ける農地等について、その所有権の移転、その使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又はその転用(農地法第二条第一項に規定する採草放牧地の同項に規定する農地への転用及び準農地の当該採草放牧地又は当該農地への転用

第七十条の六に次の二項を加える。

16 農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長)は、第一項の規定の適用を受ける受贈者が第一項に規定する十年を経過する日において有する第一項の規定の適用を受けた準農地について、大蔵省令で定めるところにより、当該十年を経過する日ににおけるその利用の形態その他の現況を、同日から一月を経過する日までに、当該準農地の所在地の所轄税務署長に通知しなければならない。

第七十条の五第一項中「納期限の延長」を「納税の猶予」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第七項」を「同条第九項」に、「納期限の繰上げ」又は国税通則法第二十八条第一項の規定による納付の請求」を「納税の猶予に係る期限の繰上げ」に改め、「農地法第二条第一項中「農地等」を「農地法第二条第一項に規定する農地又は採草放牧地を」に、「農地等は」を「当該農地又は採草放牧地は」に改め、同条第三項から第六項までを削る。

第七十条の六第一項中「基礎となつたものの価額」を「計算の基礎となつたものの価額(当該財産のうちに前条第一項に規定する特例農地等に該当するものがある場合には、当該特例農地等の価額)」に改め、同条第二項第一号に規定する農業投資価格を基準として計算した価額であるものとして計算した価額。以下この条において同じ。」に改め、同条第二項中「延納の許可」を

昭和五十年三月二十五日 衆議院会議録第十三号

租税特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

の適用に係る贈与があつた場合には、当該贈与があつた日とし、当該特例農地等の一部につき当該贈与があつた場合には、当該特例農地等のうち当該贈与があつたものに係る第十七項第三号に掲げる相続税については当該贈与があつた日とし、当該特例農地等のうち当該贈与があつたものに係る第十八項第四号に規定する政令で定めるところにより計算した金額に相当する相続税については当該贈与があつた日から二月を経過する日（同日以前に当該農業相続人が死亡した場合には、当該農業相続人の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）が当該農業相続人の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日。以下この項において同じ。）前において、その納税を猶予する。ただし、当該農業相続人が、その死亡の日、当該二十年を経過する日又は当該贈与があつた日のいずれか早い日（以下この条において「死」等の日」という。）前において次の各号の一に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる日から二ヶ月を経過する日まで、当該納税を猶予する。

当該特例農地等に係る土地の面積(当該譲渡等の前に当該特例農地等につき譲渡等(第三十三条の四第一項に規定する収用交換等による譲渡その他政令で定める譲渡又は設定を除く。)があつた場合には、当該譲渡等に係る土地の面積を加算した面積)が、当該農業相続人のその時の直前ににおける当該取得をした特例農地等に係る耕作又は蓄養の用に供する土地(当該特例農地等のうち準農地については、当該準農地でこれら権利の設定又は当該転用がされたもの以外のものに係る土地)の面積(その前に当該特例農地等につき譲渡等があつた場合には、当該譲渡等に係る土地の面積を加算した面積)の百分の二十を超えるとき。その事実が生じた日

二　当該相続又は遺贈により取得をした特例農地等に係る農業經營を廃止した場合　その廢止の日

当該特例農地等に係る土地の面積(当該譲渡等の時前に当該特例農地等につき譲渡等(第三十三条の四第一項に規定する取交換等による譲渡その他政令で定める譲渡又は設定を除く。)があつた場合には、当該譲渡等に係る土地の面積を加算した面積)が、当該農業相続人のその時の直前における当該取得をした特例農地等に係る耕作又は養育の用に供する土地(当該特例農地等のうち準農地については、当該準農地でこれららの権利の設定又は当該転用がされたもの以外のものに係る土地)の面積(その時前に当該特例農地等につき譲渡等があつた場合には、当該譲渡等に係る土地の面積を加算した面積)の百分の二十を超えるとき。 その事実が生じた日

二 当該相続又は遺贈により取得をした特例農地等に係る農業経営を廃止した場合 その廃止の日

二 前項の規定の適用を受ける農業相続人 次に掲げる金額の合計額

イ 当該相続又は遺贈により財産の取得をしてすべての者に係る相続税法第十六条に規定する相続税の総額から当該すべての者が前号に掲げる者に該当するものとして計算した場合の当該すべての者に係る同号に掲げる金額の合計額を控除した金額(前項の規定の適用を受ける者が二人以上ある場合には、当該金額のうち当該農業相続人に係る特例農地等に係る第七項に規定する農業投資価格控除後の価額に対応する部分の金額)

の基礎に算入すべき同項の規定の適用を受け
る者の特例農地等の価額は、当該特例農地等
につき農業投資価格を基準として計算した価
額であるものとして、同法第十一條から第十二
條までの規定を適用した場合において同条
の規定により算出される金額

一 前項の規定の適用を受ける農業相続人 次
に掲げる金額の合計額

イ 当該相続又は遺贈により財産の取得をし
たすべての者に係る相続税法第十六條に規
定する相続税の総額から当該すべての者が
前号に掲げる者に該当するものとして計算
した場合の当該すべての者に係る同号に掲
げる金額の合計額を控除した金額（前項の
規定の適用を受ける者が二人以上ある場合
には、当該金額のうち当該農業相続人に係
る特例農地等に係る第七項に規定する農業
投資価格控除後の価額に対応する部分の金
額として政令で定めるところにより計算し
た金額）

四 口に掲げる金額を超えるときは、当該超える部分の金額を控除した金額)に相当する相続税とする。

第一項の相続又は遺贈に係る相続税の申告書の提出期限までに、当該相続又は遺贈により取得をした農地法第二条第一項に規定する農地若しくは採草放牧地又は準農地の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によつてまだ分割されていない場合における第一項本文の規定の適用については、その分割されていない当該農地、採草放牧地及び準農地は、当該申告書に同一項の規定の適用を受ける旨の記載をすることができないものとする。

第二項第一号に規定する農業投資価格とは、特例農地等に該当する農地、採草放牧地又は準農地につき、それぞれ、その所在する地域において恒久的に耕作又は養畜の用に供されるべき農地法第二条第一項に規定する農地若しくは採草放牧地又は当該農地若しくは採草放牧地に開発されるべき土地として自由な取引が行われる

3
当該農業事業者が前項に規定するものとして計算した場合の当該農業相続人に係る同号に掲げる金額

6
國税局長は、前項の規定により同項の農業投
資のとした場合におけるその取扱いをして通常
成立すると認められる価格として当該地域の所
轄国税局長が決定した価格をいう。

十一条までの規定の適用を受ける者である場合には、当該金額を同法第十七条の規定により算出された金額であるものとしてこれらの規定を適用して算出した金額とする。この場合において、第一号に掲げる者に係る同法第十九条の二第一項の規定の適用については、同項第二号中「相続税の課税価格」とあるのは、「租税特別措置法第七十条の六第二項第一号の規定により計算される相続税の課税価格」とする。

項の規定の適用を受ける農業相続人に係る前項
第二号イに掲げる金額(当該農業相続人が相続する
税法第十八条の規定の適用を受ける者である場合
には、当該農業相続人に係る第一項に規定す
る納付すべき相続税の額の計算上前項の規定に
より適用される同条の規定により加算された金
額のうち当該前項第二号イに掲げる金額に対応す
る部分の金額として政令で定めるところによ
り計算した金額を加算し、当該農業相続人が同
法第十九条から第二十二条までの規定の適用を

昭和五十年二月二十五日 衆議院会議録第十三号

租税特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

四六三

して政令で定めるところにより計算した金額に相当するもの

四　当該農業相続人がその被相続人からの相続又は遺贈により取得をした第一項の規定の適用を受けた特別農地等の当該取得に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から二十年を経過した場合　同項に規定する納稅猶予分の相続税

3.

四 第一項の規定の適用を受ける特例農地等の一部につき第七十条の四の規定の適用に係る場合を除く。) 同項に規定する納稅猶予分の相続税のうち、当該特例農地等のうち当該贈与をしなかつたものに係る農業投資価格控除後の価額に対する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する相続税の額に係る同項本文の規定による納稅の猶予に係る期限

五 第十四項の規定の適用があつた場合 同項に規定する納稅猶予分の相続税の額に係る同項の規定による納稅の猶予に係る期限

前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数が生じたときは、十五日以下の端数は切り捨て、十五日を超える端数は一月とする。

第六十一条の四第十五項の規定は、第一項の規定の適用を受ける特例農地等について、農林大臣又は都道府県知事、市町村長若しくは農業委員会が同条第十五項に規定する行為をしたことを知つた場合に於いて準用する。この場合において、同項中「当該農地等」とあるのは、「第七十条の六第一項に規定する特例農地等」と読み替えるものとする。

第二十一条 第七十七条の四第十六項の規定は、第七項に規定する農地に係る農業委員会(農業委員会等)に関する法律第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村については、市町村長の通知について準用する。この場合において、同条第十六項中「第一項」とあるのは、「第七十条の六第一項」と、「第二項」とあるのは「同条第七項」と読み替えるものとする。

第三項から前項までに定めるもののほか、同一の被相続人からの相続又は遺贈により財産の取得をした者のうちに第一項の規定の適用を受ける場合を除く。)

第七十八条の二中「昭和五十年三月三十一日」を
「昭和五十二年三月三十一日」に改める。

第七十八条の三第一項中「者をいう」の下に。次

項において同じ」を加え、同条第二項中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」

に改め、「所屬員」の下に「たる中小企業者」を加える。

第七十八條の四第一項及び第二項中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改め、同条第三項「昭和五十年三月三十一日」

に改め 同条第三項中 「昭和五十年三月三十日」を「昭和五十二年三月三十日」に、「第四条第二項第一号及び同条第二項第一号」を「第四条第一

項第一号及び同項第二号」を「第四条第一号」に改める。

第七十九条第一項中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十日」に、「千分の二」を

「千分の二・五」に改め、同条第二項中「千分の二・五」を「千分の三」に改める。

第八十一条中「昭和五十年三月三十日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改め、「第八条第二項」

の下に「若しくは第二項」を加え、「第五条の第一項」を「第四条第一項」に、「当該計画」を「計画」に、「同様の規定」として、「同之第一項若

は「同項の規定により承認」を「同条第一項若しくは第二項の規定により承認」に、「その承認」を「二つの承認」と改める。

第八十八条の四第一項中「昭和五十年四月一日」を「昭和五十一年四月一日」に改め、同項各号を

のようになります。

該保安上の技術基準を定めた法令が同日後に公布された場合には、当該法令の公布の日。

次項において同じ。)から昭和五十一年(二月)十一日まで四分の一

二 昭和五十一年四月一日から適用期間満了日
まで 八分の一(当該自動車につき前号に相

第一項ただし書の規定の適用があつた場合に該当する場合を除く。) 同項に規定する納稅擔予分の相統稅の額に係る同項ただし書の規定による納稅の猶予に係る期限

二 第七項の規定の適用があつた場合(第五号に掲げる場合に該当する場合を除く。) 譲渡特例農地等に係る相統稅の額に係る同項の規定による納稅の猶予に係る期限

三 第十二項の規定の適用があつた場合(第五号に掲げる場合に該当する場合を除く。) 同項に規定する納稅擔予分の相統稅の額に係る同項の規定による納稅の猶予に係る期限

第八十九条の四第二項を次のように改める。

2 昭和五十年四月一日から適用期間満了日までの間にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる物品税法別表第二種第七号に掲げる乗用自動車で、電気を動力源とするもののうち、大蔵省令で定めるものに係る物品税の課税標準は、物品税法第十一条及び第十三条の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額から、当該金額に二分の一を乗じて算出した金額を控除した金額とする。

第八十八条の四に次の二項を加える。

4 第一項第二号及び前項に規定する適用期間満了日とは、第一項第一号に規定する法令の施行前に道路運送車両法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けていた乗用自動車のうち、大蔵省令で定めるものにつき、第一項に規定する保安上の技術基準が適用されることとなる日の属する月の六月前の月におけるその日に応当する日（その日に応当する日がないときは、当該月の末日）の前日をいい、同日が昭和五十一年五月三十一日以前となるときは同日とする。

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

第一次に掲げる規定 中小企業近代化促進法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第一号）の施行の日

イ 第十六条の二、第十八条第一項、第五十一条の二、第五十二条第一項及び第六十六

条の五第一項の改正規定並びに附則第二十九条中第二十二条の改正規定

九条中第二十二条の改正規定

口 第十三条の二第二項に三号を加える

一項、第六十六条第一項第二号、第六十六条の三及び第八十八条の改正規定（昭和五十年三月三十一日）を改める部分を除く。）

二 次に掲げる規定 都市再開発法の一部を改

正する法律（昭和五十年法律第一号）の施

行の日

イ 第三十三条第一項第一号及び第三号の

二、第三十三条の三第二項及び第三項、第

三十三条の六第一項並びに第六十四条第一

項第三号の二の改正規定並びに第三十三条の四第一項の改正規定（同項各号の改正規

定を除く。）及び第六十五条第五項の改正規

定（第一項第三号及び「次条第一項、第二

項及び第七項」を改める部分を除く。）

ロ 第三十四条第二項第一号及び第六十五条

の三第一項第一号の改正規定中第一種市街

地再開発事業に係る部分

ハ 第三十四条の二第二項に三号を加える改

正規定中同項第十二号に係る部分及び第六

十五条の四第一項に三号を加える改正規定

中同項第十二号に係る部分のうち、都市再

開発法第七条の六第三項に係るもの並びに

第六十五条第一項に二号を加える改正規定

中同項第五号に係る部分のうち第二種市街

地再開発事業に係るもの

ハ 第三十四条の三第二項に二号を加える改

正規定中同項第六号に係る部分

（所得税の特例に関する経過措置の原則）

イ 第六十五条第一項各号列記以外の部分の

口 第三十三条第一項第三号、第三十四条第一号、第六十四条第一項第三号及び

第六十五条の三第一項第一号の改正規定中住宅街区整備事業に係る部分並びに第三十

事業及び大都市地域住宅地供給促進法第二十二条第一項に係る部分

ハ 第三十四条の二第二項に三号を加える改

正規定中同項第十二号に係る部分及び第六

十五条の四第一項に三号を加える改正規定

中同項第十二号に係る部分のうち、大都市

地域住宅地供給促進法第八条第三項及び第

二十一条第一項に係るもの並びに第六十五

条第一項に二号を加える改正規定中同項第

四号に係る部分のうち住宅街区整備事業に

係るもの

四 次に掲げる規定 農業振興地域の整備に

する法律の一部を改正する法律（昭和五十年法律第一号）の施行の日

イ 第三十四条の三第二項第一号の改正規定

及び第七十七条の四の改正規定（「五年」を改める部分を除く。）

ロ 第三十三条の二第二項第一号及び第六十五

条第一項第二号の改正規定中農業振興地

域の整備に関する法律第十三条の二第二項に係る部分

ハ 第三十四条の三第二項に二号を加える改

正規定中同項第六号に係る部分

（所得税の特例に関する経過措置の原則）

イ 第二条 改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和五十年分以後の所得税について適用し、昭和四十九年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（個人の価格変動準備金に関する経過措置）

第六条 新法第十九条第一項に規定する個人で昭和四十九年十二月三十一日において旧法第十九条第一項（附則第二十三条の規定による改正前）の租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十八年改正法）と同様（以下「改正前の昭和四十八年改正法」という。）附則第四条第二項を含む。）の価格変動準備金の金額のうち旧法第十九条第一項第一号の規定に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（以下この条において「特別価格変動準備金の金額」という。）を有するものの昭和五十年分及び昭和五十年分の所得税に係る新法第十九条第一項（附則第二十三条の規定による改正後の租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第十六号。以下「改正後の昭和四十八年改正法」という。）附則第四条第二項を含む。）の規定の適用については、これらの規定により計算した金

に規定する外貨債の利子については、なお従前の例による。

（配当所得に関する経過措置）

第四条 昭和五十年三月三十一日までに支払を受けるべき旧法第八条の二第一項に規定する配当所得及び旧法第八条の第四第一項に規定する配当所得については、なお従前の例による。

（個人の減価償却に関する経過措置）

第五条 新法第十二条第一項の表の第一号、第四号及び第六号並びに新法第十二条第一項の二第一項に係る部分のうち住宅街区整備事業に

係る部分のうち住宅街区整備事業に

第十五条 新法第六十四条及び第六十五条から第六十五条までの規定は、法人が昭和五十年

一月一日以後に行うこれらの規定に該当する資産の譲渡（新法第六十四条第二項の規定により取用等による譲渡があつたものとみなされる行為を含む。）に係る法人税について適用し、法人が同日前に行つた旧法第六十四条及び第六十五条から第六十五条までの規定に該当する資産の譲渡（旧法第六十四条第二項の規定により取用等による譲渡があつたものとみなされる行為を含む。）に係る法人税については、なお從前

度分の法人税については、なお從前の例による。（鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例に関する経過措置）

第十六条 新法第六十六条の五第一項第二号の規定は、法人が附則第一条第一号に掲げる日以後

に、新法第六十六条の五第一項第二号に規定する中小企業構造改善計画又は中小企業新分野進

出計画で定める賦課の基準（中小企業近代化促進法第四条第三項第四号（同法第五条第四項において準用する場合を含む。）に掲げる賦課の基

準をいう。）に基づいて賦課する金額をもつて取

得し、又は製作する新法第六十六条の五第一項に規定する試験研究用資産について適用する。

（特定の基金に対する負担金の損金算入の特例に

関する経過措置）

第十七条 新法第六十六条の五第一項に規定する負担金について適用する。

（相続税及び贈与税に関する経過措置）

第十八条 新法第六十六条の七の規定は、法人が施行日以後に支出する同条第一項に規定する負

担金について適用する。

（相続税及び贈与税に関する経過措置）

第十九条 新法第六十六条の九の規定は、法人が施行日以後に同条の規定に該当する交換を

した場合における法人税については、なお從前

の例による。

（合併の場合の清算所得等の課税の特例に関する経過措置）

第二十条 新法第七十条の四の規定は、昭和五十年一月以後に行われる同条の規定に該当す

る同条第一項に規定する農地及び採草放牧地並

びに準農地の贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。次項において同じ。）に係る贈与税について適用する。

（贈与税について適用する経過措置）

第十六条 新法第六十六条第一項第二号及び第六十七条の三第一項第二号の規定は、法人がこれら

の規定に規定する中小企業構造改善計画に係る承認で施行日以後にされるものに係る合併又

は出資をする場合における法人税について適用

し、旧法第六十六条第一項第二号又は第六十六

条の三第一項第二号に規定する中小企業構造改

善計画に係る承認で施行日前にされたものに係

る合併又は出資をした場合における法人税につ

いては、なお從前の例による。

（延納等に係る利子税の特例に関する経過措置）

第十七条 新法第六十六条の四の規定は、法人の

施行日以後に終了する事業年度分の法人税につ

いて適用し、法人の施行日前に終了した事業年

第一項の規定による納付の請求があつた場合における当該納期限の繰上げ又は納付の請求に係るものを除く。）に対する旧法第七十条の四の規定の適用については、同条第一項第一号中「」があつた場合（第三十三条の四第一項に規定する取用

設定」と、「があつた場合（第三十三条から第三十三条までの譲渡、設定又は消滅」とあるのは「があつた場合（第三十三条の四第一項に規定する取用

設定」と、「があつた場合（第三十三条から第三十三条までの譲渡、設定又は消滅があつた場合を除く。）におけるその」とあるのは「第三十三条の四第一項に規定する取用交換等による譲渡その他の政令で定める譲渡又は設定を除く。）があつた場合には、当該」と、「面積を含む。」とあるのは「面積を加算した面積」と、「供する土地の面積」とあるのは「供する土地の面積（その時前に当該農地等につき譲渡等があつた場合にあつた場合は、当該」と、「面積を含む。」とあるのは「面積を加算した面積」と、「供する土地の面積」とあるのは「供する土地の面積」とあるのは「供する土地の面積（その時前に当該農地等につき譲渡等があつた場合にあつた場合は、当該」と、「面積を含む。」とあるのは「面積」とし、同条第九項中「贈与者」とあるのは「贈与者が死亡したとき又は当該贈与者」と、「当該死亡」とあるのは「当該贈与者が死亡した日又は当該受贈者が死亡した」とし、同条第

十項及び第十一項の規定は適用がないものとする。

（贈与税について適用する経過措置）

第十八条 新法第七十条の五の規定は、昭和五十年一月以後に死亡した場合における当該贈与者の死亡による相続又は遺贈に係る相続税に

対する新法第七十条の五の規定の適用について適用する。

（相続税及び贈与税に関する経過措置）

第十九条 新法第七十条の六の規定は、昭和五十年一月以後に相続又は遺贈により同条第一項に規定する取得をした財産のうちに同項に規定する農地、採草放牧地又は準農地がある場合における当該相続又は遺贈に係る相続税について適用する。

（相続税及び贈与税に関する経過措置）

第二十条 新法第七十条の七の規定は、昭和五十年一月以後に相続又は遺贈により取得した同条第一項に規定する立木に係る相続税について適用

し、同日前に相続又は遺贈により取得した旧法第七十条の六第一項に規定する立木に係る相続税については、なお從前の例による。

（相続税及び贈与税に関する経過措置）

第二十一条 新法第七十六条の二の規定は、施行

日以後に受けた同条に規定する登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に受けた旧法第七十六条の二に規定する登記に係る登録免許税については、なお從前の例による。

（登録免許税の特例に関する経過措置）

第二十二条 新法第七十六条の二の規定は、施行

日以後に受けた同条に規定する登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に受けた旧法第七十七条第二項に規定する交換により取得した土地の所有権の移転の登記で当該交換後一年

なし、政令で定めるところにより、租税特別措置法第十八条、第五十二条及び第六十六条の五の規定を適用する。

理由

今次の税制改正の一環として、利子、配当課税の漸進的改善合理化及び土地譲渡所得課税の適正化を行うとともに、海外投資等損失準備金制度及び価格変動準備金制度の縮小を行う等既存の特別措置の整理合理化を図るほか、農地に対する相続税の納稅猶予制度の創設を行い、福祉対策に資するため老年者年金特別控除額の引上げ等を行い、勤労者財産形成及び住宅対策に資するため住宅貯蓄控除制度の控除額の引上げ等を行なう等既存の特別対策として中小企業構造改善計画に基づき商工組合等の構成員が負担する試験研究賦課金を任意償却制度の適用対象に加え、公害対策に資するため低公害乗用自動車の物品税の軽減を行い、資源対策に資するため探鉱準備金制度の適用対象に海外自主開発法人からの引取鉱石に係る採掘所得を加え、更に、海外市场開拓準備金制度等期限の到来するその他の特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(1) 利子・配当課税の改善合理化
今次の税制改正の一環として、利子・配当課税の特例の見直しを初めとして租税特別措置の整理合理化を推進するとともに、福祉対策、公害対策その他に資するため、次の措置を講ずることとしている。

(2) 土地譲渡所得課税の適正化等
利子・配当所得の源泉分離選択課税制度について、選択税率を三〇%（現行二五%）に引き上げ、その適用期限を五年延長する。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

今次の税制改正の一環として、利子・配当課税の特例の見直しを初めとして租税特別措置の整理合理化を推進するとともに、福祉対策、公害対策その他に資するため、次の措置を講ずることとしている。

(1) 利子・配当課税の改善合理化
今次の税制改正の一環として、利子・配当課税の特例の見直しを初めとして租税特別措置の整理合理化を推進するとともに、福祉対策、公害対策その他に資するため、次の措置を講ずることとしている。

(2) 土地譲渡所得課税の適正化等
利子・配当所得の源泉分離選択課税制度について、選択税率を三〇%（現行二五%）に引き上げ、その適用期限を五年延長する。

(1) 土地の短期譲渡所得の分離重課制度の適用期限を五年延長する。

土地の長期譲渡所得の分離比例課税制度は、適用期限の到来とともに廢止し、新たに五年間の時限措置として、譲渡益二、〇〇〇万円以下の部分については二〇%の税率により課税し、二、〇〇〇万円を超える部分については、本則の二分の一総合課税率に代えて四分の三総合課税とする。

既存の特別措置の整理合理化等

(1) 海外投資等損失準備金について、先進地域に対する投融資で資源開発以外のものに係る制度を廃止する。

(2) 価格変動準備金制度について、後入先出法により評価しているたな鉱資産をその対象から除外する。

農地に対する相続税の納稅猶予制度の創設

農地の相続人が農業を継続する場合に限り、農地価格のうち農業投資価格を超える部分に対する相続税の納稅を猶予することとし、その相続人が次の相続まで又は相続の申告期限後二十年間農業を継続した場合は、猶予税額の納付を免除する。

福祉対策

老年者年金特別控除額を七八八万円（現行六〇万円）に引き上げ、障害者を雇用する場合の割増償却制度の適用期限を二年延長する。

勤労者財産形成・住宅対策

住宅貯蓄控除制度の控除割合及び控除限度額を引き上げ、住宅取得控除制度及び新築貸家住宅の割増償却制度の適用期限を二年延長する。

中小企業対策

中小企業構造改善計画等に基づき、中小企業者が負担する試験研究費賦課金を任意償却の対象に加え、中小企業新分野進出計画に基づき廃棄される施設等について加速償却を認める。

四 公害対策

昭和五十一年度の自動車排出ガスに係る保安上の技術基準に適合する乗用自動車及び電気を動力源とする乗用自動車の開発普及を促進するため、一定の期間、物品税の課税標準を減額する。

探鉱準備金及び新鉱床探鉱費の特別控除制度の対象に海外自主開発法人からの引取鉱石に係る採掘所得を追加し、海外投資等損失準備金制度について、対象資源等の拡充を行う。

(1) その他交際費の損金不算入制度等、期限の到来する措置について、実情に応じその適用期限を延長する等所要の措置を講ずる。

(2) 価格変動準備金制度について、後入先出法により評価しているたな鉱資産をその対象から除外する。

農地に対する相続税の納稅猶予制度の創設

農地の相続人が農業を継続する場合に限り、農地価格のうち農業投資価格を超える部分に対する相続税の納稅を猶予することとし、その相続人が次の相続まで又は相続の申告期限後二十年間農業を継続した場合は、猶予税額の納付を免除する。

福祉対策

老年者年金特別控除額を七八八万円（現行六〇万円）に引き上げ、障害者を雇用する場合の割増償却制度の適用期限を二年延長する。

勤労者財産形成・住宅対策

住宅貯蓄控除制度の控除割合及び控除限度額を引き上げ、住宅取得控除制度及び新築貸家住宅の割増償却制度の適用期限を二年延長する。

中小企業対策

中小企業構造改善計画等に基づき、中小企業者が負担する試験研究費賦課金を任意償却の対象に加え、中小企業新分野進出計画に基づき廃棄される施設等について加速償却を認める。

五

深夜労働に伴う割増賃金については、一定の非課税限度を設けることは是非について検討すべきである。

法人の受取配当益金不算入制度及び支払配当課税制度等法人課税の基本的あり方や利子配当課税の総合課税の方向について今後さらに検討を進めるべきである。

社会保険診療報酬課税の特例については、その合理化について早期に実現を図るべきである。

医療費控除のいわゆる足切り限度額についても、そのあり方につきさらに検討すべきである。

公害車等に関する課税の合理化を検討すべきである。

社会福祉充実の見地から、住宅、年金及び公害車等に関する課税の合理化を検討すべきである。

医療費控除のいわゆる足切り限度額については、そのあり方につきさらに検討すべきである。

政府は、変動する納稅環境の下において、複雑困難で、かつ、高度の専門的知識を要する職務に従事している国税職員について、職員構成の特殊性等従来の経緯にかんがみ今後ともその処遇の改善に一層配慮すべきである。

昭和五十年三月二十日

大蔵委員長 上村千一郎

[別紙]

衆議院議長 前尾繁三郎殿

租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、今後においても、所得、物価水準の推移等に即応し中小所得者を中心とする所得税負担の軽減合理化（配偶者控除の適用要件である配偶者の所得限度の引上げ等を含む）に努力すべきである。

通勤手当の非課税限度額については、通勤の実情の推移に応じ、適宜見直しを行なべきであ

昭和五十年三月二十五日 衆議院會議錄第十三号(二)

明治三十五年二月三日
郵便物認可

定期一部一〇円

發行所

東京都港区赤坂一丁目二番地 郵便番号一〇七

大藏省印刷局
電話 東京 五八二四四二二(大代)